

TRAFFIC EAST ASIA-JAPAN 特別号 NEWSLETTER

第 15 回ワシントン条約* 締約国会議 2010 年 3 月 13 日～ 25 日、ドーハ (カタール) 決議文和訳

* ワシントン条約の正式名称は「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」。

第 15 回ワシントン条約締約国会議で新たに採択、改正された決議の和訳です。

原文はワシントン条約事務局のウェブサイトでご覧いただけます。http://www.cites.org/eng/res/

■ 第 15 回締約国会議で採択された決議

| | | |
|---------|--|---|
| 決議 15.1 | 2012-2013 年の 2 年間の事務局の 資金および費用算定済事業計画 | 2 |
| 決議 15.2 | 野生生物取引政策の検討 | 5 |

■ 第 15 回締約国会議で改正された決議

| | | |
|---------------|--|----|
| 決議 14.6 (改正) | 海からの持ち込み | 6 |
| 決議 14.7 (改正) | 国別に設定する輸出割当量の管理 .. | 7 |
| 決議 12.3 (改正) | 許可書および証明書 | 10 |
| 決議 12.5 (改正) | トラ並びに附属書 I に掲げる他の アジア産大型ネコ科動物の種の 保護および取引 | 21 |
| 決議 12.6 (改正) | サメ (軟骨魚綱 Chondrichthyes) の保護および管理 | 29 |
| 決議 12.10 (改正) | 商業目的で附属書 I の動物を飼育 下で繁殖させる事業の登録 | 31 |
| 決議 12.11 (改正) | 標準学名命名法 | 34 |
| 決議 11.1 (改正) | 委員会の設置 | 42 |
| 決議 11.3 (改正) | 遵守および施行 | 48 |
| 決議 11.10 (改正) | 石サンゴ類の取引 | 53 |
| 決議 11.11 (改正) | 植物の取引の規制 | 55 |
| 決議 11.12 (改正) | ワニ皮の識別のための国際統一標 識システム | 58 |
| 決議 11.16 (改正) | 附属書 I から附属書 II に移行した 種のランチング標本のランチング 並びに取引 | 60 |

| | | |
|---------------|---|-----|
| 決議 11.21 (改正) | 附属書 I および II における注釈 の使用 | 63 |
| 決議 10.7 (改正) | 附属書に掲げる種の没収された 生きている標本の処分 | 65 |
| 決議 10.10 (改正) | ゾウの標本の取引 | 81 |
| 決議 10.13 (改正) | 木材種に関する条約の施行 | 85 |
| 決議 9.5 (改正) | 条約締約国でない国との取引 | 88 |
| 決議 9.7 (改正) | 通過と積み替え | 90 |
| 決議 9.10 (改正) | 没収・蓄積した標本の処分 | 91 |
| 決議 9.14 (改正) | アジアおよびアフリカにおける サイの保護と取引 | 91 |
| 決議 9.19 (改正) | 輸出を目的とした附属書 I の植物 種の人工繁殖株のナーセリー (栽培場) の登録 | 95 |
| 決議 9.24 (改正) | 附属書 I および II の改正基準 | 97 |
| 決議 9.25 (改正) | 附属書 III への種の掲載 | 108 |
| 決議 8.4 (改正) | 条約施行のための国内法 | 110 |
| 決議 7.12 (改正) | 附属書 I および II の両方に個体群 が掲げられている分類群の標本の 取引に際してのマーキングの要件 .. | 111 |
| 決議 5.10 (改正) | 「主として商業目的」の定義 | 112 |
| 決議 4.6 (改正) | 決議案その他の文書の締約国会 議への提出 | 114 |
| ■ 有効な決議 | | 115 |

第15回締約国会議で採択された決議

決議 15.1

2012-2013年の2年間の事務局の資金および費用算定済事業計画

1979年にボンで採択された条約に対する資金面での改正が1987年4月13日に発効したことを想起し、

第14回締約国会議（ハーグ、2007年）で採択された決議14.1を想起し、

事務局が支出した2007-2008年の実質支出 [CoP15 Doc. 6.2 (Rev. 1)] にすでに留意し、

事務局により提示された2009年の改定された費用支出を伴う作業プログラム [CoP15 Doc. 6.3 (Rev. 1)] にすでに留意し、

事務局により提示された2010-2011年の費用支出を伴う作業プログラム計画 [CoP15 Doc. 6.4 (Rev. 1)] にすでに留意し、

事務局により提出された2012-2013年の2年間の費用支出を伴う作業プログラム案 [CoP15 Doc. 6.5 (Rev. 1)] をすでに検討し、

締約国とUNEP事務局長の間で今後も管理並びに財政上の調整を続ける必要があることを認識し、

締約国の数および条約附属書掲載種の数の増加、さらに有効な条約施行を実現するための締約国に対する支援強化の必要性、「戦略ビジョン：2008-2013」に加えて締約国会議の決定並びに決議を実行に移すために十分な費用を準備する必要性、その結果として事務局負担の支出が増えることに留意し、

条約締約国会議は

2007-2008年の2年間の支出報告を受領し、2009-2011年の費用支出を伴う作業プログラムを承認する。

2012-2013年の2年間の費用支出を伴う作業プログラムの実施は、信託基金積立金からの年間450,000米ドルの引き出し、および2012年に5,225,466米ドル、2013年に5,723,142米ドルの締約国からの分担金でまかなわれることを決定し、付記1に掲げた2012-2013年の分担率を採択する。

将来、信託基金積立金からさらに引き出すことが賢明ではないことに懸念を抱きつつ留意し、かつ、事務局の事業計画を2012-2013年の2年間のレベルに維持するために必要な締約国または他の財源からの拠出水準に対

し、それが影響を与えることを認める。

常設委員会に対し、事務局と密接に協力し、2014-2016年の3年間のコア予算に対する潜在的な影響を軽減するための選択肢を探そう指示する。

事務局に対し、財務流動性を確保するために、平均年間予算の15%以上の運転資金準備を維持するよう要求し、毎年の始まりに平均年間予算の15%を下回らないことを条件として、毎年の終わりにCITES信託基金残高から追加資金を引き出すことを許可する。

事務局に対し、外部資金による活動に関し、費用支出を伴う作業プログラムで特定された活動を実施するために、可能であれば使途を指定されない資金を探そう指示する。

2012年1月1日から始まり2013年12月31日に終わる財政期間に関し、付記2に添付した「信託基金管理の委任事項」を承認する。

常設委員会に対し、「信託基金管理の委任事項」の更新の必要性を検討するよう指示する。

次のとおりに合意する。

- a) 信託基金への分担金は国連査定率に基づくものとする。これは時折改定され、国連の全加盟国が締約国ではないことを考慮に入れて調整される。
- b) 分担金を査定するための他のいかなる根拠も、締約国会議に出席かつ投票する全締約国の同意なしには使わないものとする。
- c) ある締約国の分担率を引き上げるかまたは新たな分担義務を負わせるような基本分担率の変更は、その締約国の同意なしには適用されず、現行基本分担率に対する変更案は、その提案が締約国会議の少なくとも150日前までに事務局から全締約国に通報されていない限り締約国会議で審議されない。かつ、
- d) 締約国は合意された分担率に従い信託基金を支払い、可能な限り、査定された分担金を超えた信託資金への特別な拠出を行うものとする。

全締約国に対し、分担金は可能な限り当該年度の前年の間か、またはいかなる場合も分担金が該当する暦年（1月1日から12月31日）の年頭までに速やかに支払う

よう要求する。

毎年 1 月 1 日を期日とする 2009 年およびそれ以前の年の基本予算 (CITES 信託基金) に対する分担金を支払っておらず、条約の施行に悪影響を与えている国があることに対する懸念に留意する。

1979 年 6 月 22 日に採択された条約改正を承認した、未払いの全締約国に対し、未払いの分担金を遅滞なく支払うための手配に関し、事務局と協力するよう求める。

1979 年 6 月 22 日および 1983 年 4 月 30 日に採択された条約改正案承認文書を提出していない全締約国に対し、可能な限り早急に提出するよう求める。

条約締約国以外の国、他の政府、政府間、非政府組織、その他の財源に対し、信託基金に拠出するよう呼びかける。

国連およびその専門機関以外の全オブザーバー組織の標準参加費を最低 600 米ドルに設定することを決定し (事務局が必要に応じてそれ以外の額を決定した場合を除く)、それらの組織に対し、少なくとも参加の有効原価を満たすよう、可能な限りそれよりも多額の拠出を行うよう求める。

以下のとおりに合意する。

- a) 締約国会議の全会議および常設委員会、動物委員会、植物委員会のすべての定期会議は、開催候補国が提案した開催地とスイスとの費用の差額を開催候補国が支払う場合を除き、スイスで開催する。
- b) 締約国会議の定期会議の間に開催する常設委員会、動物委員会、植物委員会の定期会議の回数は 2 回までとする。

CITES 信託基金は、先進国の委員会の委員その他の代表の旅費および日当には使わないことを決定する。

常設委員会の資金並びに予算小委員会に対し、常設委

員会および締約国会議の会合で、委員により作成された資金並びに予算に関するすべての書類および提案に関する勧告を報告するよう指示する。

事務局に対して次のとおりに命じる。

- a) 外部資金プロジェクト施行のために財源を求める場合、職員人件費を含め、事務局が負担する全費用を準備する。
- b) 職員人件費を含め、予算に対して影響のある提案については、提案した締約国と協議し、必要であれば、締約国会議に対して助言を行う。
- c) 動物委員会並びに植物委員会の委員長と協議し、特定の科学プロジェクトに対して科学コンサルタントを指名し、委任事項を定める。このプロセスは、予算に対して悪影響を与えることがなく、むしろ締約国の優れた科学能力を有効に利用することができ、技術委員会の委員長を通じて事務局がそれを利用できるような形で実施するものとする。

次のとおりに決定する。

- a) 事務局長は全体予算の範囲内で、かつ国連の規則に従い、締約国の優先事項を施行するために必要な人員確保の決定を下す権限を持つ。かつ、
- b) 新たな決議または決定から派生する事務局の費用支出を伴う作業プログラムの変更は、必要な追加資金の財源が決定された場合、または締約国会議の決議もしくは決定の採択時にその計画の優先順位が変更される場合にのみ行われる。

決議 14.1 (ハーグ、2007 年) - 「2009-2011 年の 3 年間の事務局の資金および費用支出を伴う作業プログラム」を廃棄するが、ただし、支払うべき金額が未払いの締約国の年次分担金について合意されたレベルを示すために、記録として残す。 ■

付記 1 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金

2012-2013 年の 2 年間に係る分担率 (単位は米ドル)

[訳注：誌面上の都合により省略]

付記 2 絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金管理の委任事項

1. 「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約のための信託基金」(後、信託基金と呼ぶ) は、この条約の目的に対する財政援助を提供するた

めにさらに 2 年間継続される (2012 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日まで)。

2. 国連の財政規定並びに規則に従い、国連環境計画

(UNEP) 事務局長は UNEP 理事会および国連事務総長の承認を受け、条約の管理のために信託基金を継続する。

3. 信託基金の予算割当は次の資金でまかなわれる。
 - a) 表に追加される新規締約国からの分担金も含め、付記 1 に添付した表に言及された締約国からの分担金。
 - b) 条約締約国以外の国、他の政府機関、政府間の組織、非政府組織およびその他の財源からの寄付金。および、
 - c) 2012 年 1 月 1 日より前の財政期間のいずれかにおいて、用途が未決定の予算割当。
4. 財政期間に含まれる各暦年に関する試算値を費用支出を伴う作業プログラムの中で特定し、拠出者により、または拠出者を代表して要求された情報、および UNEP 事務局長が有用かつ賢明とみなす情報を添付する。
5. 当該財政期間を構成する各暦年の収入並びに支出を対象とする費用支出を伴う作業プログラム案を米ドルで表し、必要な情報すべてを盛り込んだものが、締約国会議の定期会議の開会日として定められた日の少なくとも 150 日前までに事務局によって全締約国に配布される。
6. 費用支出を伴う作業プログラムは定期会議に出席および投票する 4 分の 3 の多数決によって採択される。
7. UNEP 事務局長が年間全体として財源不足が起きると予測した場合、UNEP 事務局長は条約事務局長と協議し、条約事務局長は支出の優先順位に関して常設委員会の助言を求める。
8. 条約事務局長は、国連の財政規定並びに規則と一致する範囲内で、費用支出を伴う作業プログラム中の活動

方針について予測される年間金額を最大 10% まで上回ることを限度として、費用支出を伴う作業プログラム内の財源の振替を行う権限を持つ。ただし、そのような処置が重点活動および優性順位の高い項目に悪影響を与えないことを条件とする。そのような振替が行われた場合、それらは常設委員会の次回合合で報告する。予算調整が上記 10% を超える場合は、事前に常設委員会による同意を必要とする。ただし、常設委員会が書面で特別に許可しないかぎり、その財政期間について締約国が承認した費用支出を伴う作業プログラムの総額を超過することはできない。

9. 信託基金の財源の使用目的を特定することは、それらが条約に必要な収入でまかなわれる場合に限られる。
10. すべての分担金はいずれかの兌換通貨で支払われる。ただし、いかなる支払額も拠出が行われる日の米ドルでの支払金額に相当するものとする。財政期間の開始後に締約国になった国からの分担金は残った財政期間の長さ按比例して支払われる。
11. 財政期間の各暦年の年末に、UNEP 事務局長は締約国に対し、その年の決算書を提出する。また、実行可能な限り早急に、その財政期間の監査済み決算書も提出する。
12. 条約の事務局長は常設委員会に対し、前項で言及した決算書並びに報告書の配布と同時に、またはその後可能な限り早急に、翌暦年に関する支出案の試算値を提出する。
13. 条約の信託基金の財政運用は UNEP の基金の運用を管理する総合手続きおよび国連の財政規定並びに規則に従い行われる。
14. これらの委任事項は、第 16 回締約国会議で改定の対象となることを条件とし、2012 年 1 月 1 日から 2013 年 12 月 31 日の財政期間中有効となる。 ■

決議 15.2

野生生物取引政策の検討

条約前文の第 3 段落で、国民及び国家がそれぞれの国における野生動植物の最良の保護者であり、また最良の保護者でなければならないと規定していることを想起し、

第 14 回締約国会議で採択された「CITES 戦略ビジョン：2008-2013」の目標および目的、特に、締約国は条約に基づく義務を、適切な政策、法規、手続きを通じて遵守するとした目的 1.1 を再確認し、

条約の施行、CITES に関係する国内政策および法規、CITES 掲載種の管理計画における効果的な統治体制の重要性を認識し、

2009 年 3 月 8 日から 11 日にクウェートで開催された「野生生物取引政策の検討に関するアラビア語圏地域ワークショップ」の勧告を想起し、

条約締約国会議は

輸出国および輸入国に対し、国際的な野生生物取引に野生生物取引政策が与える影響の理解を促進するために、環境、社会、経済問題および関連政策文書を考慮し、CITES 掲載種の標本の利用および取引に関する野生生物政策の検討を自主的に実施するよう呼びかける。

さらに、締約国に対し、参加する国々の実態に従って、地域または小地域の野生生物取引政策の検討を自主的に実施するよう呼びかける。

野生生物取引政策の検討を実施することを決定した締約国に対し、CITES 政策検討プロジェクト（2006-2008）で学んだ教訓および開発したツールを考慮に入れるよう求める。

自主的に野生生物取引政策の検討に着手する締約国に対し、それら検討に関連した細部および学んだ教訓について、他の締約国と共有するよう要求する。

事務局に対し、必要な資金の調達および必要な技術協力の提供を通じて、野生生物取引政策の検討を促進し、野生生物取引政策の検討に関して締約国が自主的に提供した情報を編纂し、この情報を他の締約国に提供するよう指示する。

締約国に対し、野生動植物に係る取引政策を採用する際、先住民その他の地域社会のニーズを考慮に入れるよう奨励する。

締約国に対し、科学と政策の接点を横断して相互の理解および支援を推進し、生物学者並びに社会学者と政策決定者による分野横断的な作業を確保することを求める。

「野生生物取引政策の検討に関するアラビア語圏地域ワークショップ」に相当するものを、他の地域でも行うよう呼びかける。

さらに、二国間、多国間、その他の関心を持つドナーおよびパートナーに対し、野生生物取引政策の検討および関連する制度構築活動を支援するよう呼びかける。■

第15回締約国会議で改正された決議

決議 14.6 (Cop15 で改正) *

海からの持ち込み

締約国会議の決定 13.18 に従い開催された海からの持ち込み問題に関する CITES ワークショップ(ジュネーブ、2005年11月30日から12月2日)および締約国会議の決定 14.48 に従い開催された海からの持ち込みに関する常設委員会作業部会会議(ジュネーブ、2009年9月14日～16日)が開催されたことを考慮に入れ、

「海からの持ち込み」は、条約第1条 e) 項で「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境において捕獲され、又は採取された種の標本をいずれかの国へ輸送すること」と定義されていることを想起し、

条約の第14条6項で、「この条約のいかなる規定も、国際連合海洋法会議による海洋法の法典及び発展を妨げるものではなく」と規定されていることも想起し、

条約の第3条5項で附属書I、第4条6項並びに7項で附属書IIに掲げる種の標本の海からの持ち込みを規制する枠組みが規定されていることをさらに想起し、

「持ち込みがなされる国」が条約で定義されておらず、第3条5項、第4条6項、第14条5項で、持ち込みがなされる国に対して特定の義務が課されていることに留意し、

旗国と寄港国の両方が、海からの持ち込みに関係する条約の規定を支持し、遵守するような方法で協力することを願い、

海からの持ち込みの証明書を発給するにあたり、それらの国が関連する地域漁業管理機関と協議し、協力することも願い、

責任ある漁業を推進するための措置に関し、国際連合食糧農業機関を通じて成された進歩、特に「違法、無報告、無規制漁業を防止、抑止、排除するための寄港国措置に関する協定」の採択に留意し、

海から持ち込まれる標本に関する取引規制の標準的施行を促進し、CITES 取引データの正確さを改善するために、海からの持ち込みに関係する条約の規定に関し、共通の理解が必要であることを認識し、

条約締約国会議は

「いずれの国の管轄の下にもない海洋環境」とは、国際連合海洋法会議に反映されている通り、国際法と一致する国の主権または国権の対象となる領域を越えた海域を意味することに合意し、

締約国に対し、海からの持ち込みの証明書を発給するため、または係る証明書の真正性および有効性を確認するために必要な情報の要求に、適時に対応するよう勧告する。 ■

*第15回締約国会議で改正。

決議 14.7 (Cop15 で改正) *

国別に設定する輸出割当量の管理

附属書 II の種に関して国別に設定する輸出割当量が、自然資源の利用が持続可能であるよう保証するために野生生物取引の規制、監視を補助する重要な手段であると確信し、

多くの締約国に関し、輸出割当量が野生動植物の種の保護に不可欠な管理手段として使われていることに留意し、

しかるに、輸出割当量の使用並びに施行に関し、条約本文にも締約国会議が採択したいかなる文書にも詳しい説明がなく、割当量を国内並びに国際レベルで管理する

方法に関し、全締約国が共通の理解を持つことが望ましいことを認識し、

輸出割当量が守られるよう保証する責任を輸出国と輸入国が共有することを考慮に入れ、

条約締約国会議は

締約国に対し、本決議に添付される「国別に設定する輸出割当量の管理に関するガイドライン」に従うよう勧告する。 ■

付記 国別に設定する輸出割当量の管理に関するガイドライン

前書き

1. この文書では、CITES の関連における国別の年間輸出割当量の設定並びに管理に関する数項の一般原則を指定する。一定の場合に、これら一般原則に対する例外並びにそれらから逸脱する根拠があるものと理解されている。特に、締約国会議の決議の中に一定の例外が見つかる場合があり、それらはこれらの原則よりも優先することに留意するものとする。
2. CITES の関連において、年間輸出割当量とは、12 ヶ月間に当該国から輸出できる特定種の標本の数または量に関する上限である。年間輸出割当量は目標値ではなく、割当量を完全に使い切る必要はない。ハンティングトロフィーの場合のように、野生から採取された標本で、採取が行われた年よりも後に輸出が行われる傾向の強い例があることが認識されている。
3. 輸出割当制度は、一定の種の標本の輸出量が、種の個体数に悪影響がないレベルに維持されることを保証するために使われる管理手段である。科学当局により助言される輸出割当量の設定は、本質的に、附属書 I または II に掲げる種に関して有害でないと判断され、かつ、附属書 II の種については、種が生息域全域で、生息する生態系内でそれが果たす役割に適合するレベルに維持されるよう保証すること、という CITES の要件を満たす。
4. 輸出割当制度がうまく施行されれば、輸出を許可する CITES 締約国に対して有益に働く可能性がある。それにより、CITES 標本の個々の積荷について有害でない

ことを判断する必要がなくなり、取引を監視するための基礎が提供され、輸出許可書の発給が促進される。個体群が越境して分布する種の場合、輸出割当量の設定を地域レベルで調整することができ、それは特に移動性の種の場合に関係する。

5. しかし、生物学的、行政的、その他の管理的な観点から、より適した他の管理手段がありうることも認識しなければならない。場合によっては、特に、変化する生物学的、法律的、行政的な必要性を考慮に入れ、必要に応じて補正されない場合、割当量の使用が望ましくない効果を生むことがある。例えば、特定年に対して割当量が設定された後、その種が干ばつなどの気候要因の影響を受けた場合、なおも割当量を満たそうとする圧力が存在しうる。
6. 従うべき基本原則として、持続可能な輸出レベルに関する意思決定は科学的根拠に基づき下し、採取は最適な方法で管理しなければならない。これには行政上、法律上、執行上の措置を含め、実施において規制上並びに生物学的な背景を考慮に入れることが必要である。
7. 輸出割当量の設定がもっとも効果的な管理手段になるような背景では、不必要な管理階層を押しつけることにより、その手段の使用が輸出国にとり魅力を下げようにならうようにすることが重要である。このため、本文書中のガイドラインは、実用的で単純なものにし、既存の管理上の負担をさらに重くしないようにする必要のあることに留意して作成した。

*第 15 回締約国会議で改正。

国別輸出割当量の設定

8. 国際レベルで（例えば締約国会議で）輸出割当量が合意されていない場合、締約国は、CITES 掲載種の管理並びに保全に係る限り、当該種に関する国の輸出割当量を設定するよう奨励する。
9. 可能な限り、輸出割当量を設定する期間は暦年とする（つまり、1月1日から12月31日）。
10. 輸出割当量を設定するときは、条約第3条2(a)項または第4条2(a)項に従い、有害でないという科学当局の判断の結果として設定するものとし、かつ、第4条3項に従い、生息域全域を通じ、その種が生息する生態系において役割を果たすことが可能なレベルを維持するよう保証するものとする。野生から取得する標本に関する輸出割当量は、合法または違法に野生から取得される標本の数または量を考慮に入れたレベルに設定するものとする。輸出割当量が初めて設定されるとき、または訂正されるときは常に、有害でないという判断を行い、それは毎年再検討する。
11. 輸出割当量は普通、野生を供給源とする標本について設定される。ただし、供給源が異なる標本については個別に割当量を設定できる（例えば、野生からの取得、ランニング、飼育繁殖、人工的に繁殖させたもの）。特に指示がない限り、輸出割当量は野生から取得した標本に適用される。特定供給源（例えばランニング）からの標本の輸出を支持する有害でないという判断は、他の供給源からの標本の輸出を許可する根拠にはできない。
12. 輸出割当量は通常、動物または植物の特定の数または量として設定される。ただし、一定タイプの部分または派生物（例えばアフリカゾウの牙、キャビア、皮、樹皮、製材、球根）について設定することもできる。
13. 割当量が設定された種を示すために、締約国は締約国会議で採択された標準学名で指示された名称を使うものとする¹。承認された名称は、毎回の締約国会議後に更新される Checklist of CITES Species の最新版で確認できる²。
14. 割当量を定めるため、または明確にするために使う用語（適切な場合、割当量が適用される標本のタイプまたは供給源を表す用語など）は、締約国会議の決議中の合意された定義に従い用いるか、または「CITES 年次報告書の作成と提出に関するガイドライン」の最新版³で規定されたガイダンスに従う。

国別に設定する輸出割当量の伝達

15. 決議 12.3 (CoP15 で改正) に従い、締約国は CITES 事務局に、国別に設定する輸出割当量およびその改訂した割当量を通報するものとする。その情報は任意の時点で提供できるが、可能な限り、輸出割当量が関連する期間が始まる最低 30 日前までに伝達する。
16. 締約国が暦年以外の期間について年間輸出割当量を設定する場合は、事務局に伝達するときに割当量が適用される期間を提示する。
17. 事務局は輸出割当量または改訂割当量について通報を受けたとき、受理後可能な限り速やかに、それらを CITES ウェブサイトで公開し、公開日を表示する。公開は通常、受理から 30 日以内に行う。
18. 公開する割当量に関する情報を事務局が受理し、技術的問題があると思われる場合、または割当量の技術上または管理上の側面で明確化が必要な点に関して質問がある場合（例えば、標準学名に従っていない、割当量とその種について入手可能な情報の間に矛盾がある、過去の割当量を定期的に超過してきた、等々）、事務局は CITES ウェブサイトに割当量を掲載する前に、それらの点を当該締約国と討議する。その場合、事務局と当該締約国は、その問題を可能な限り速やかに解決するよう努力する。解決した時点で、事務局はただちにその割当量をウェブサイトで公開する。解決しない場合は、事務局は懸念を示す注釈をつけて割当量を公開し、既存の CITES 手続きのいずれかを通じてその問題に対処する。
19. 公開された割当量が高すぎることを懸念した締約国は、附属書 II 並びに III 掲載種の取引に関する決議 11.18 に従い、その割当量を設定した締約国の適切な管理当局と、その問題について協議する。

特定年に利用されきれなかった割当量

20. 輸出割当量のレベルは、特定年に輸出可能なある種の標本の数または量を反映する（その年に野生から取得された種、飼育繁殖させた種、人工的に繁殖させた種、等々）。ただし、輸出のために取得した標本であっても、取得した年に出荷することが不可能な場合が時折ある。
21. 締約国は例外的に、前年の割当量を基準として、前年に取得した 1 年分の標本の輸出を許可することを決定できる。その場合、前年に取得した標本を含めるために、現在の年の割当量を増やしてはならない。

1 採択された最新の標準学名参考文献は決議 12.11 (Cop.15 で改正) に含まれる。

2 この決議が発効する時点で最新のものは 2007 年版。

3 この決議が発効する時点（2010 年 6 月 23 日）で最新のガイドラインは、締約国への通達 No. 2010/013 で配布されている。

そうではなく、輸出される標本の数または量を、前年の割当量から差し引くものとする。

監視と取引の報告

22. 輸出割当量を設定した締約国は、その使用を監視する責任を持ち、それを超過しないよう保証しなければならない。その目的のために、実際に輸出された標本の数または量に関するデータを維持し、さらな

る輸出の許可を求める申請書を審査するときの参考に使えるようにする。

23. 締約国の国別年次報告書のデータは、CITES 事務局と契約を結んだ UNEP 世界自然保護モニタリングセンターにより維持される CITES 取引データベースに保管される。このデータベースは、国際レベルの取引並びに、輸出割当量の施行を監視するための基礎を提供する。 ■

決議 12.3 (Cop15 で改正) *

許可書および証明書

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択された決議 8.16 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.2（改正）を想起し、

許可書および証明書に関する条約第 6 条の規定を想起し、

偽造および無効な許可書および証明書が不正な目的で使用される頻度がますます増え、そのような書類の受領を防ぐために適切な処置が必要であることに注目し、

非常に貴重な標本や附属書 I に掲げる種の標本に関する許可書および証明書の発給に関し、締約国が特に慎重に管理する必要性を認識し、

許可書および証明書は紙形式、電子形式またはその両方の形式で発給できることを認識し、

締約国には許可書または証明書を電子形式で発給する義務はないことを認識し、

電子形式で許可書または証明書を発給する締約国は、影響を受ける他の締約国との間で特別な合意に達しない限り、それらを紙形式でも発給する必要があることを認識し、

国際的な規範や基準をともなった許可書および証明書の標準化を改善する必要性を考慮し、

「CITES 電子許可書発給ツールキット」は、共通の国際的に認識された情報交換のための形式、プロトコル、標準、および電子署名に関し、締約国にガイダンスを提供することに留意し、

国内管理当局間の情報交換を促進するために、「CITES 電子許可書発給ツールキット」で概説されている原則を採用する必要があることを認識し、

「CITES 電子許可書発給ツールキット」には、国際標準の進行中の発展を反映するために、更新および改訂が必要であることを認識し、

CITES 許可書および証明書の発給が、附属書に掲げる種の存続に対してその取引が悪影響を与えないことを確認する証明制度の役割を果たすことを認識し、

許可書および証明書に掲載されたデータは輸入のためと同程度に輸出のためにも、標本と書類との一致を確認できるよう最大限の情報を提供しなければならないことを自覚し、

標本が輸出された後、輸入のために許可書を提示する

前に有効期限が切れた輸出許可書の受領可能性に関し、条約では何ら指導を提供していないことを認識し、

輸入許可書の最大有効期間を定めるための規定が存在せず、条約の第 3 条 3 項の規定の遵守を確認するために適切な有効期間を定める必要があることを考慮し、

条約第 3 条、4 条、5 条で、附属書に掲げる種の標本の取引は関連書類の事前の発給と提示を必要とすると規定されていることを想起し、

条約第 8 条 1(b) 項に従い、締約国は条約に違反して取り引きされた標本を没収するかまたは輸出国に返還する準備を整えておく義務があることを想起し、

条約の第 8 条 1(b) 項による義務を遂行するための輸入国による努力が、許可書または証明書を伴わずに輸出国または再輸出国を離れた標本に対する遡及的な許可書または証明書発給により、深刻な妨害を受ける可能性があり、条約の要件を満たさない書類の有効性に関する宣言も同様の効果を与えようであることに留意し、

許可書および証明書の遡及的発給は条約の適切な施行の可能性に対してますます悪影響を与え、違法取引の抜け穴の発生につながることを考慮し、

条約第 7 条 7 項で、一定の状況下で「管理当局は、移動動物園、サーカス、動物展、植物展その他の移動する展示会を構成する標本の移動について第 3 条、第 4 条、第 5 条の要件を免除し、許可書または証明書なしにこれらの標本の移動を認めることができる。ただし、標本がこの条文の 2 項または 5 項で特定される分類に該当するものであることを条件とする」と規定されていることを考慮し、

ただし、この免除規定が条約附属書に掲げる標本の国際取引の規制に必要な措置を回避するために使われないことを願い、

多数の生物サンプルの取引が、それらの特別な性質またはそれらの取引の特別な目的を理由として、積み荷の時宜を得た移動を可能にするような許可書並びに証明書の迅速な処理を必要とすることを認識し、

締約国は条約第 8 条 3 項に従い、標本が取引に必要な手続きを最小限の遅延で通過するよう確認する必要があることを想起し、

条約第 7 条で、条約の規定が適用される前に取得された標本並びに飼育により繁殖させたかまたは人工的に繁殖させた標本の取引に対し、規制レベルを引き下げることが特に規定されていることを認識し、

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

生物多様性条約の締約国の義務と一致する簡素化された手続きを立案する必要性に留意し、

条約締約国会議は

この決議の次の項を定める。

- I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して
- II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して
- III. 輸入許可書に関して
- IV. 条約適用前取得証明書に関して
- V. 原産地証明書に関して
- VI. 移動展示証明書に関して
- VII. 植物衛生証明書に関して
- VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して
- IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して
- X. サングの標本の許可書および証明書に関して
- XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板」を伴う附属書 II、III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して
- XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して
- XIII. 許可書および証明書の遡及的発給に関して
- XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して
- XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

付記 2 標準 CITES 書式—指示と説明

付記 3 移動展示証明書のモデル—指示および説明、連続紙面

付記 4 生物サンプルのタイプとその使用法

I. CITES 許可書および証明書の標準化に関して

次のとおりに合意する。

- a) 条約第 6 条および関連決議の要件を満たすため、輸出入許可書、再輸出および条約適用前取得証明書、飼育繁殖および人工繁殖の証明書には（植物衛生証明書がこの目的で使用された場合を除く）、この決議の付記 1 に特定した情報すべてを記載する。
- b) 関与する全締約国が電子形式に同意していることを条件として、許可書および証明書は紙形式または電子形式で発給することができる。
- c) あらゆる書類は、電子形式と紙形式のどちらで発給するかに関わらず、条約で使用される言語（英語、スベ

イン語、フランス語）のうち一以上、および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも発給する。

- d) あらゆる書類はそれがどのようなタイプの書類であるか（輸入または輸出許可書、再輸出または条約適用前取得証明書、飼育繁殖または人工繁殖の証明書）を示す。
- e) 電子形式と紙形式のどちらで発給するかに関わらず、許可書または証明書に申請者が署名する部分がある場合、手書きの署名または電子書類の場合は電子形式でそれに相当するものがない場合、その許可書または証明書は無効とする。
- f) 許可書または証明書の一部として付記が添付されている場合、その旨とページ数を許可書または証明書に明瞭に示し、付記の各ページに次の事項を記載する。
 - i) 許可書または証明書の番号と発給日、および
 - ii) 書類を発給する当局の手書きの署名、および、できれば型押しした判または押印、または電子形式でそれに相当するもの、および
 次のとおりに勧告する。
- a) 許可書および証明書の書式の変更、既存書類の重刷、新規書類の導入を希望する締約国は最初に事務局に助言を求める。
- b) 締約国は許可書および証明書の内容および実行可能な範囲で、書式を本決議の付記 2 として添付した標準書式に適合させる。
- c) 電子許可書および証明書を使用中または開発中の締約国は、「CITES 電子許可書発給ツールキット」で推奨された標準を採用する。
- d) 外部資金獲得を条件として、事務局はそれを必要とする締約国のためにセキュリティ用紙への許可書および証明書の印刷を手配する。
- e) 悪用または不正使用を避けるために、締約国は CITES 書類と同じ書式を国内取引証明書に使わない。
- f) 追跡および年次報告の目的のために、許可書および証明書の番号は可能であれば次の形式で 14 文字までに制限する。

WWxxYYYYYY/zz

ここで WW は発給年の末尾 2 桁、xx は 2 文字の ISO 国番号、YYYYYY は 6 桁の連番、zz は締約国が国内での照会目的に使用できる 2 桁の数字または文字あるいは数字と文字の組合せを表す。

- g) 締約国は各許可書および証明書に次のコードを使って取引の目的を明記する。

T 商業

Z 動物園

- G 植物園
 Q サーカスまたは移動展示
 S 科学研究
 H ハンティングトロフィー
 P 私用
 M 医療（生物医学研究を含む）
 E 教育
 N 野生への再導入または導入
 B 飼育繁殖または人工繁殖
 L 法執行／司法／科学捜査
- h) この決議で用いる「ハンティングトロフィー」という用語は、以下のような動物の全体または動物の容易に認識可能な部分または派生物であって、添付する CITES 許可書または証明書に指定されているものを意味する。
- i) 未加工、加工または製造されたもの。
 ii) 狩猟者の個人的使用のために、狩猟を通じて狩猟者が合法的に取得したもの。
 iii) 原産国から最終的に、狩猟者が普通に居住する国までの移動の一部として、狩猟者により、または狩猟者に代わりに、輸入、輸出または再輸出されるもの。
- i) 標本の出所は次のコードで示す。
- W** 野生から取得された標本
- R** ランチング標本：卵または幼体として野生から取得され、制御された環境で育てられた動物の標本であって、制御された環境で育てられないと、野生では成体に育つまで生き残る確率がきわめて低かったと考えられるもの。
- D** 決議 12.10 (CoP15 で改正) に従い、事務局の登録簿に登録された事業において、商業目的で飼育繁殖させた附属書 I の動物、および商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I の植物、およびそれらの部分並びに派生物で、条約第 7 条 4 項の規定に従い輸出されたもの。
- A** 決議 11.11 (Cop15 で改正) の a) 項に従い人工的に繁殖させた植物およびその部分および派生物で、条約第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの（非商業目的で人工的に繁殖させた附属書 I に掲げる種の標本および附属書 II および III に掲げる種の標本）
- C** 決議 10.16 (改正) に従い飼育により繁殖させた動物およびその部分および派生物で、条約の第 7 条 5 項の規定に従い輸出されたもの
- F** 決議 10.16 (改正) における「飼育により繁殖させた」の定義を満たさない飼育下で生まれた動物 (F1 またはその後の世代) およびその部分および派生物
- U** 出所不明（正当な理由を示さなければならない）
- I** 没収または押収された標本
- O** 条約適用前取得標本
- j) 取引される標本のタイプを示すための用語並びにコードが許可書および証明書に使われている場合、これらは事務局の最新の「ワシントン条約年次報告書の作成および提出のためのガイドライン」で規定された用語並びにコードに従い、使われる計測単位もこれらのガイドラインに従う。
- k) 全締約国が、電子形式の許可書および証明書の開発および使用を考慮する。
- l) 全締約国が、紙形式の許可書および証明書を使用するにあたり、セキュリティペーパーの使用を考慮する。
- m) まだ行っていない締約国は、各許可書および証明書にセキュリティスタンプを貼付する。
- n) 許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されている場合、署名並びにスタンプまたは印章（エンボスが望ましい）によって取り消すことができ、かつ、スタンプの番号も書類に記録する。
- o) 許可書および証明書発給の際、締約国は締約国会議で種の名称を示すために採用された標準学名に従う（決議 12.11 (Cop15 で改正) を参照）。
- p) まだそれを行っていない締約国は許可書および証明書に署名する権限を与えられた人物の氏名およびそれらの人物の署名のサンプル 3 件を事務局に通報し、かつ、全締約国はそれを変更してから 1 ヶ月以内に、すでに署名の権限を与えられた人物の一覧表に追加された人物の氏名、署名がもはや有効でない人物の氏名、変更が効力を持った日付を通報する。
- q) 使われる輸送手段が「船積貨物運送状」または「航空貨物運送状」を必要とする場合、その書類の番号を許可書または証明書に明記する。
- r) 各締約国は他の締約国に直接または事務局を通じ、条約第 14 条 1 (a) 項に従い同国が設けている一層厳重な国内措置について通知し、かつ、それを通知された締約国はそれらの措置に反するような許可書および証明書の発給を控える。
- s) 許可書または証明書の取消、紛失、盗難、または破損が起きた場合、それを発給した管理当局はただちに目的地国の管理当局および商業的出荷に関しては事務局にも通知する。かつ、
- t) 許可書または証明書が、取消、紛失、盗難、または破損が起きたかまたは有効期限の過ぎた書類を交換するために発給される場合、交換された書類の番号および交換の理由を示す。

II. 輸出許可書および再輸出証明書に関して

再輸出証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 原産地、原産地の輸出許可書番号、その発給日。および
- b) 最後の再輸出国、その国の再輸出証明書番号、その発給日。
またはその必要性が生じた場合、
- c) 前述の情報が省略されたことの正当な理由の提出。
次のとおりに勧告する。
 - a) 輸出者は意図する輸出時点の直前に許可書を申請するよう推奨する。
 - b) 管理当局は、各許可書により輸出される標本の数または量に関する正確な情報を要求し、かつ、数または量が実際に輸出される数または量を正確に反映しない許可書の発給を、可能な限り回避する。
 - c) 未使用の許可書の差し替えが要求された場合、発給した当局に原本を返却した場合にのみ差し替えが行われるが、原本の紛失が報告された場合はその限りではない。後者の場合、発給した管理当局は目的国の管理当局に対し、許可書原本が取り消され、差し替えられたことを通知する。
 - d) 輸出許可書で認可された量よりも少ない数または量の標本を輸出するために許可書を使ったと輸出者が主張し、残りを輸出するために別の許可書を要求した場合、管理当局は新規許可書を発給する前に、すでに輸出した数または量の証拠を取得する（有効輸出許可書の写しや、許可書原本を使い輸入された標本の数または量に関する目的国の管理当局による確認など）。
 - e) 輸出される標本と再輸出される標本は、どの標本が輸出され、どの標本が再輸出されるかが明瞭に示されない限り、同一の書類上に記載しない。
 - f) 輸入されて以来形が変わっていない標本に対して再輸出証明書が発給された場合、使われる計測単位は、輸入の際に受領された許可者証明書で使われたものと同一の単位とする。
 - g) 条約第 3 条 3 項、第 4 条 4 項、第 5 条 3 項、第 6 条 2 項の規定は、輸出許可書または再輸出証明書がそれを受けた日から 6 カ月の期間内のみ有効であり、その有効期間中を除き、輸出、再輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと解釈される。
 - h) 6 カ月の有効期間の期限が切れた後は、木材種に関する第 11 節で言及される場合を除き、輸出許可書または再輸出証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

- i) 標本が以前に没収されたものでない限り、国内法に従って輸入された場合も、違法に取得されたことが知られている標本に対しては輸出許可書または再輸出証明書は発給されない。
- j) 締約国は標本が原産国で合法的に取得されたものではないと信じる根拠を有する場合、いかなる標本の輸入も認可しない。
- k) 主として商業目的の使用であり、標本が CITES 登録繁殖事業に由来したものでない時に輸出許可書の発給を避けるために、締約国は附属書 I の標本の原産地を確認する。
- l) 可能な限り、書類および積荷の検査は輸出時に行う。これは生きた動物の積荷については必須とみなされる。

CITES 規定の免除を受けて原産国から輸出された植物標本がその資格を失った場合、原産国はその標本が免除の資格を失った最初の国とみなされることに合意する。

そのような事例において有用と考えられる場合、締約国は再輸出証明書の第 5 欄に「CITES 規定の免除の下で合法的に輸入された」という文を追加し、さらに、それがどの免除を指すかを明記できることにさらに合意する。

III. 輸入許可書に関して

附属書 I に掲げる種の標本に対する輸入許可書には、他のものに加え、その標本が主に商業目的に使われないこと、かつ、生きている標本の場合には受領者がそれらを収容し、それらの世話をするために適切な設備を持つという証明を記載できることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 条約第 3 条 2 項並びに 4 項の規定は、輸入許可書がそれを受けた日から 12 カ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- b) 12 カ月の有効期間の期限後、輸入許可書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

IV. 条約適用前取得証明書に関して

条約適用前取得証明書は次の事項も特定することに合意する。

- a) 証明書の対象である標本が条約適用前に取得したものであること。および
- b) 第 13 回締約国会議（バンコク、2004 年）で採択された決議 13.6 による定義に従う標本取得日付。

V. 原産地証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 附属書 III に掲げる輸出する種の標本の原産地証明書は条約の許可書または証明書を与える権限を持つ管理当局によって発給されるか、または取引が非締約国によるものである場合は権限ある当局のみによって発給され、かつ、そのような当局によって発給されたものでない限り締約国は原産地証明書を受領しない。
- b) 条約第 5 条 3 項の規定は、原産地証明書がそれを受けた日から 12 カ月の期間有効であり、その有効期間中を除いては輸出または輸入を認可するために受領されないことを意味するものと理解される。
- c) 12 カ月の有効期間の期限後、原産地証明書は無効であり、いかなる法的価値も持たないものとみなす。

VI. 移動展示証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 国内に本拠地を置き、管理当局に登録し、展示目的のみのために他の国に CITES 掲載種の標本を輸送することを望む移動展示に所属する CITES 標本に対し、各締約国は移動展示証明書を発給するが、ただし、それらが合法的に取得されたものであり、展示が本拠地を置く国に返却され、かつ、次のとおりであることを条件とする。
 - i) 1975 年 7 月 1 日より前、またはその種が条約附属書に掲載された日より前に取得された。
 - ii) 決議 10.16 (改正) の定義に従い飼育により繁殖させた。または
 - iii) 決議 11.11 (Cop15 で改正) の定義に従い人工的に繁殖させた。
- b) 移動展示証明書は本決議の付記 3 に掲げるモデルに基づくものとする。それらは条約で使用される言語 (英語、スペイン語、フランス語) のうち一以上および公用語が条約の使用言語でない場合は公用語でも印刷する。
- c) 移動展示証明書には目的コード「Q」を記載し、かつ、5 欄またはモデル書式を使わない場合は別の欄に次の文を記載する。「この証明書の対象となる標本は、展示の本拠地が置かれ登録されている国以外のいかなる国においても、販売またはそれ以外の方法で譲渡することはできない。この証明書は譲渡できない。標本の死亡、盗難、破壊、紛失、販売またはその他の方法による譲渡が起きた場合、この証明書はただちに所有者により発給管理当局に返却しなければならない。」

- d) 生きた動物各々に対して個別の移動展示証明書を発給しなければならない。
- e) 生きた動物以外の標本の移動展示については、管理当局は各標本に対してモデル書式の 9 欄から 16 欄の情報すべてを記載した目録を添付する。
- f) 移動展示証明書は、その対象となる個々の標本について複数回の輸入、輸出、再輸出を可能にするために、それを受けた日付から 3 年間有効とする。
- g) 締約国は移動展示証明書を当該標本が発給管理当局に登録されている証拠とみなし、その標本の国境を越えた移動を許可する。
- h) 各国境検問所で、締約国は移動展示証明書に認可スタンプと検査官の署名で裏書きし、証明書は標本に添付したまま残す。
- i) 輸出／再輸出および輸入の際に、締約国は移動展示を綿密に検査し、特に生きた標本を負傷、健康に対する害または残酷な取扱いの危険性を最小限に抑える形で輸送し、かつ、世話をしているかどうかに留意する。
- j) 展示が入国する各国の当局が移動展示証明書と輸入される標本とが一致することを確認できるような方法で標本がマークされるかまたは特定されることを締約国は要求する。
- k) ある国に滞在中、展示が所有する動物が出産した場合、その国の管理当局に通知し、管理当局は条約許可書または証明書のいずれか適切な方を発給する。
- l) ある国に滞在中、標本の移動展示証明書の紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた場合、その書類を発給した管理当局のみが写しを発給することができる。この文書証明書の写しには可能であれば書類原本と同じ番号、同じ有効日付を記し、次の文を記載する。「この証明書は原本の真の写しである。」かつ、
- m) 締約国は年次報告書に当該年内に発給された全移動展示証明書の一覧表を記載する。

VII. 植物衛生証明書に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 人工的に繁殖させた附属書 II の標本の輸出に関して植物衛生証明書の発給を管理する業務について考慮した上で、そのような業務により、標本が人工的に繁殖させた (決議 11.11 (Cop15 で改正) の定義に従い) という十分な保証が与えられると判断した締約国は、それらの書類を条約第 7 条 5 項に従う人工繁殖証明書とみなすことができる。その証明書には、種の学名、標本のタイプ並びに量を記載し、スタンプ、印章またはそれに相当する電子的なものまたはその他、標

本が CITES の定義に従い人工的に繁殖させたことを表明する特別な表示をつけなければならない。

b) 植物衛生証明書を人工繁殖証明書として使用する締約国は事務局に通知し、使われた証明書、スタンプ、印章などの写しを提供する。

c) 植物衛生証明書は当該標本の人工繁殖を行った国から輸出する目的のためだけに使われる。および

ある締約国が、附属書 II の種の人工繁殖させた植物の輸出のために植物衛生証明書を発給するのを確認した場合、全締約国にそれを通知するよう事務局に命じる。

VIII. 割当対象種の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

a) 附属書 I に掲げる種の標本の非商業的目的での国別輸出割当量および／または附属書 II および III に掲げる種の標本の国別輸出割当量を自発的に定めた締約国は、輸出許可書を発給する前に割当量を、また、それに対して変更を加えた場合はただちにその変更を、事務局に通知する。

b) 年間輸出割当量を設定したのが国であるか締約国会議であるかを問わず、年間輸出割当量の対象となる種の標本について発給された各輸出許可書には、当年について設定された全割当量を示し、その割当量に準拠しているという証明を記載する。この目的のために、締約国は当年にすでに輸出された標本の合計数または合計量（当該許可書によるものを含む）および割当量の対象となる種および標本に関する輸出割当量を明記する。

c) 締約国会議、常設委員会または事務局により要求された場合、締約国は事務局に対し、割当量の対象である種に対して発給された許可書、電子文書や書類の写しを送付する。

IX. ワニの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

a) タグを付けたワニ皮の取引が認可された場合、タグ上と同一の情報を許可書または証明書にも記載する。

b) 締約国会議によって承認された割当量の対象となるワニ目の種の場合、発給管理当局の要件に従い皮にタグを付け、それらのサイズを記録しない限り、皮に対する許可書または証明書は発給されない。

c) ワニ皮に対する許可書または証明書に記載された情報に不一致が起きた場合、輸入締約国の管理当局はただちに輸出／再輸出締約国の管理当局に連絡し、それが本決議および決議 11.12 (Cop15 で改正) によ

て要求される情報の量から発生する純粋な誤りかどうかを確認し、その場合は、その取引の関与した人々の処罰を回避するためにあらゆる努力を払う。

d) 小型のワニ革製品に関し、締約国は、この決議の XII で規定する許可書および証明書を発給するための簡素化した手続きを通じ、この取引に関わる管理上の負担を軽減するための措置を考慮する。

e) 小型のワニ革製品に関し、より厳格な国内措置として輸入許可書を義務づけている締約国は、野生動植物種の取引が、それらの存続に対して有害とならないよう確保するという条約の目的を達成する上で、それらが効果的であるか否かを決定するために、それらの要件を再検討すること。

X. サンゴの標本の許可書および証明書に関して

次のとおりに勧告する。

a) CITES の「属レベルまでの識別が許容されるサンゴ分類群」¹の最新リストに掲げる属の石サンゴの標本の取引を許可するために発給される許可書および証明書に関し、種を容易に判定できない場合は、標本を属レベルで記録することができる。このリストは事務局が維持し、動物委員会の合意を得て、改定することができる。

b) サンゴ岩 [決議 11.10 (Cop15 で改正) の付記に定義される] であることは即座に認識できるが、属は即座に判定できない標本の取引に対する許可書および証明書において、標本の学名は「Scleractinia」とする。

c) 目レベルまでのみ特定されたサンゴ岩 (決議 11.10 の付記の定義による) の輸出の認可を希望する締約国は、条約第 4 条 2(a) 項に従いサンゴ岩に対する無害の決定を下せないという観点から、第 4 条 3 項を適用する。

d) サンゴ岩の輸出を認可する締約国は、

i) 年次輸出割当量を確定し、この割当量を締約国に配布するために事務局に通報する。かつ、

ii) 自国の科学当局を通じ、モニタリング計画に基づき、その標本の抽出によって影響を受ける生態系においてそのサンゴ岩が果たす役割に対し、輸出が影響を与えないという評価を下す (事務局からの要求に応じて提出可能とする)。

e) クロサンゴ (black coral) の加工した標本の取引に関する許可書および証明書に関し、種を容易に判定できない場合は、標本を属レベルで記録することができ、属を容易に判定できない場合は、その標本の学名を「Antipatharia (ツノサンゴ目)」とする。

1 この決議が発効した時点 (2011 年 6 月 23 日) で、最新の一覧が事務局通達 No.2010/014 の中で公開されている。

- f) 未加工のクロサングおよび生きているクロサングは、取引において引き続き種レベルまで識別すること。

XI. 注釈「丸太、材木、ベニヤ板」を伴う附属書 II、III に掲げる木材種に対する許可書および証明書に関して

輸出許可書または再輸出証明書の有効性を発給日から 6 カ月間という通常の最大期限を越えて延長できるようにすることを勧告する。ただし、次のことを条件とする。

- a) 積み荷は許可書または証明書に記載される期限日前に最終目的地の港に到着したが、保税地域内に留め置かれている（つまり、輸入されたとはみなされない）。
- b) 期間延長が許可書または証明書の期限日から 6 カ月を超えず、以前に延長が認められたことがない。
- c) 適切な執行官が、輸出許可書または再輸出証明書上の特別な条件に関する欄またはそれと同等の場所に到着日および新規期限日を記載し、その変更を公式のスタンプまたは印章並びに署名またはそれに相当する電子的なもので証明した。
- d) 積み荷は延長が承認された時点および新規期限日よりも前にそれが置かれていた港から消費のために輸入される。かつ、
- e) 上記 c) 項に従い修正された輸出許可書または再輸出証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

さらに、本決議の付記 1、d) 項に従い、（再）輸出者および輸入者の完全な氏名および住所を記載した許可書または証明書は、それが発給された対象である国以外の国への輸入のために受領しないよう勧告する。ただし、次の場合を除く。

- a) 輸出または再輸出される標本の実際の数量が許可書または証明書の指定欄に記載され、輸出または再輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名で証明されている。
- b) 上記 a) 項に言及した正確な数量が輸入される。
- c) 積み荷の船積貨物運送状の番号が許可書または証明書に記載されている。
- d) 輸入の際に、許可書または証明書の原本と併せて積み荷の船積貨物運送状が管理当局に提示される。
- e) 輸入が輸出許可書または再輸出証明書発給後 6 カ月以内、または原産地証明書発給後 12 カ月以内に行われる。
- f) 許可書または証明書の有効期間がまだ延長されていない。
- g) 輸入国の管理当局が許可書または証明書の特別な条

件に関する欄またはそれと同等の場所に次の文を記載し、スタンプまたは印章並びに署名で証明する。

「決議 12.3 (Cop15 で改正) (XI) に従い、[国名] への輸入を [日付] に許可した」、かつ

- h) 上記 g) 項に従い修正された許可書または証明書の写しが、年次報告書を修正するために輸出国または再輸出国に送付され、CITES 事務局にも送付される。

XII. 簡素化した許可書および証明書発給手続きの使用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 当該種の保護に対して無視できる程度の影響しか与えないかまたはまったく影響を与えない取引の円滑化および促進のために、締約国は簡素化した許可書および証明書発給手続きを使う。次のような例がある。
- i) 本決議の付記 4 に特定されたタイプとサイズの生物サンプルが緊急に必要とされる場合
- A. 個別の動物のために
- B. 当該種または附属書に掲げる他の種の保護のために
- C. 司法または法執行の目的で
- D. 附属書に掲げる種の間で感染する病気の予防のため、または
- E. 診断または識別の目的で
- ii) 条約第 7 条 2 項に従う条約適用前取得証明書発給のため
- iii) 条約第 7 条 5 項に従う飼育繁殖または人工繁殖証明書発給のため、または第 7 条 4 項に言及された標本に対する条約第 4 条に従う輸出許可書または再輸出証明書発給のため
- iv) その他、簡素化した手続きの使用に値すると管理当局が判断した場合
- b) 締約国は、上に概説した状況下で許可書および証明書発給に関する手続きを簡素化するために、次のことを行う。
- i) 簡素化した手続きの恩恵を受ける可能性がある人物並びに団体、および簡素化した手続きに従いそれらが取り引きする可能性がある種の登録簿を維持する。
- ii) 登録した人物並びに団体に対し、輸出許可書については 6 カ月まで、輸入許可書または再輸出証明書については 12 カ月まで、条約適用前取得証明書および飼育繁殖または人工繁殖証明書については 3 年まで有効な部分的に記入された許可書および証明書を提供する。かつ、

- iii) 管理当局が 5 欄またはそれと同等の場所に以下の事項を記載した場合、登録した人物または団体が CITES 書類に特定の情報を記入することを認可する。
 - A. 登録した人物または団体が各種積み荷に関して記入することを認可された欄の一覧表。一覧表に学名が記載される場合、管理当局は許可書または証明書に、または添付される付記に、承認された種の目録を記載しなければならない。
 - B. 特別な条件、および
 - C. 書類に記入した人物の署名欄または電子的にそれに相当する箇所
- c) 現在の決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの取引に関し、その目的がこの部分の a) 項に特定された目的のいずれかである場合、容器に「CITES 生物サンプル」および CITES 書類番号を特定する税関ラベルなどのラベルを貼付することを条件として、積み荷が輸出または再輸出された時点ではなく、書類を受けた時点で有効と確認された許可書および証明書が受領される。かつ、
- d) 本決議の付記 4 に特定されたタイプおよびサイズの生物サンプルの輸出に関する申請の処理にあたり、科学当局は生物サンプルの輸出または輸入がその種の存続に対して有害であるかどうかを判断するために、附属書 I または II に掲げる種の標本の収集による影響を考慮し、そのような生物サンプルの複数の積荷を対象とする包括的な有害でないという助言を作成する。

XIII. 許可書および証明書の濫及的発給に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 輸出国または再輸出国の管理当局は
 - i) CITES 許可書、および証明書を濫及的に発給しない。
 - ii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、必要な CITES 書類を伴わずに国を離れた標本の輸出または再輸出の合法性に関する宣言を与えない。
 - iii) 輸出者、再輸出者、および／または輸入国の荷受人に対し、輸出、再輸出または輸入の際に条約の要件を満たさなかった許可書または証明書の合法性に関する宣言を与えない。
- b) 輸入国の管理当局または通貨あるいは積み替え国の管理当局は、濫及的に発給された許可書または証明書を受領しない。
- c) 上記 a) および b) に従う勧告の例外は附属書 I の標本に関しては許されず、附属書 II および III の標本に関しては、輸出（または再輸出）および輸入両国の管理当局が両国において調査を即時にかつ徹底的に行

い、互いに密に協議した後、次のことを確認した場合にのみ許される。

- i) 発生した不正が（再）輸出者または輸入者に起因するものかどうか、または手回り品または家財品として輸入または（再）輸出された標本の場合（当決議の目的から、所有者と共に旅行する生きたペットを含む）、管理当局は関連執行当局と協議し、それが純粋な過失であったことを示す証拠があり、詐欺を行う試みはなかったと確認する。かつ
- ii) 当該標本の輸出（または再輸出）および輸入は、それ以外の点では条約および輸出（または再輸出）および輸入国の関連法を遵守していること。
- d) 例外が許される場合は必ず
 - i) 許可書または証明書に、それが濫及的に発給されたことを示す。かつ、
 - ii) 上記 c) の範囲内で行われる緩和の理由が許可書または証明書の条件に明記され、事務局にその写しが送られ、またそれらが事務局への隔年報告書に掲載される。
- e) 上記 c) i) 項で言及した手回り品または家財品について濫及的許可書が発給された場合、締約国は濫及的許可書の発給に関する全般的禁止の免除を与える権限が悪用されないよう保証するために、適切であれば、それに続く 6 カ月以内に行われるその後の販売に対して科される罰則ならびに制約に関する規定を設ける。かつ
- f) 許可書および証明書を濫及的に発給する上記の自由裁量権は、常習者に役立つようには与えない。

XIV. 書類の受領と通関手続きおよびセキュリティ措置に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 許可書および証明書に対して変更（こすり消されている、削除されている、かき消されているなど）、修正または横線での取消が行われていた場合、その変更、修正または横線での取消の真正性が、その書類を発給した当局のスタンプ並びに署名、またはそれに相当する電子的なもので立証されていない限り、締約国はその受領を拒否する。
- b) 変則性が疑われた場合は必ず、締約国は発給および／または受領された許可書または証明書を交換し、その真正性を確認する。
- c) 文書の許可書または証明書にセキュリティ・スタンプが押されており、セキュリティ・スタンプが署名並びにスタンプまたは印章によって取り消されていない場合、締約国はその書類を拒否する。

- d) 現在の決議で特定された必要な情報すべてが記載されていない書類、許可書または証明書の有効性に疑いを持たせるような情報が記載された書類を含め、無効な許可書または証明書の受領を締約国は拒否する。
- e) 締約国は当該種（適宜、亜種も含む）の学名を示していない許可書および証明書の受領を拒否する。ただし、次の場合を除く。
 - i) 上位分類学名の使用を認められると締約国会議で合意された。
 - ii) 発給した締約国が、それが十分正当であることを明らかにすることができ、それが正当である理由を事務局に通報した。
 - iii) 特定の加工製品が、種の水準まで特定できない条約適用前の取得標本を含む。
 - iv) 2000 年 8 月 1 日より前に輸入されたテグー属 *Tupinambis* の種の加工した皮またはその部分が再輸出される場合は、*Tupinambis* spp. と示すだけで十分である。
- f) 輸出許可書および再輸出証明書は、税関などの検査官が、書類の輸出裏書欄に数量、署名、スタンプを入れて裏書きする。輸出時に、輸出書類が裏書きされていない場合、輸入国の管理当局は輸出国の管理当局と連携し、酌量すべき状況または書類を考慮し、書類の受理可能性を決定する。
- g) 締約国は許可書または証明書の受領を拒否した場合、その原本または電子形式の写しを保管するか、またはそれが国内法に遵守していない場合は、その書類、特にセキュリティスタンプを、望ましくは穴を開けるなど、元に戻せない方法で取り消すか、または電子形式の書類を取消として登録する。
- h) 締約国は輸出または再輸出のために発給された許可書または証明書の受領を拒否した場合、ただちに輸出または再輸出国に通知する。
- i) 締約国は輸出または再輸出のために発給した許可書または証明書が拒否されたことを通知された場合、問題の標本が違法取引に使われないよう確約するための措置を講じる。
- j) 許可書または証明書の原本が認可された取引のために被許諾者によって使われない場合、締約国はその書類の違法使用を防止するために、それが被許諾者によって管理当局に返却されることを確実にし、電子形式の許可書または証明書の場合は、発給した管理当局に通達を送付し、電子形式の許可書は未使用として登録される。および
- k) 締約国は許可書の正当性を確認するために受け取る E メールならびにファクスを注意深く確認し、そこに

記載された数字を含む情報が CITES Directory のそれと一致することを確保する。かつ

さらに、管理当局に対し、織物の裏側に「the Convenio para la Conservacion y Manejo de la Vicuna (ビクーニャの保護並びに管理に関する協定)」の加盟国であるこの種の生息国により採用されたロゴと、織端に「VICUNA-COUNTRY OF ORIGIN² ビクーニャー原産国」という表示を付いているか、または、それが条約適用前のビクーニャの毛を含む織物である場合にのみ、ビクーニャの織物の輸入を認可するよう勧告する。

以下の場合、事務局に確認するよう締約国に求める。

- a) 疑わしい貨物に伴った許可書の正当性について深刻な疑念がある時。および
- b) 飼育繁殖または人工繁殖と申告された附属書 I の種の生きた標本の輸入を受け入れる前。および

XV. ATA カルネの対象となるサンプル収集物に関する書類について

次のように勧告する。

- a) 以下に記す手続きの目的のために、「サンプル収集物」という用語は合法的に取得した死んだ標本、附属書 II または III に掲げる種の部分ならびに派生物、附属書 II の標本とされる、商業目的で飼育繁殖または人工繁殖させた附属書 I の種で、販売またはその他の方法で譲渡する資格がなく、その移動が最初に認可された国に戻される前に展示目的で国境を越えるものの収集物を意味する。かつ
- b) そのようなサンプル収集物は「輸送中」とみなされ、次の条件で、決議 9.7 (CoP13 で改正) で説明された第 7 条 1 項に明記した特別規定下で取引される。
 - i) サンプル収集物は ATA カルネの対象となり、標準の CITES 許可書が添付され、そこには適宜、「輸出」「再輸出」または「その他」のいずれかに関する許可書または証明書であることが示され、さらに、その書類が「サンプル収集物」のために発給されたことが明瞭に明記される。
 - ii) 第 5 欄またはそれに相当する場所に、「この書類はサンプル収集物を対象とするものであり、有効な ATA カルネが添付されていない限り無効である。この証明書の対象となる標本は、この書類を発給した国の外で販売またはそれ以外に譲渡することはできない」と明記する。添付される ATA カルネの数を記録し、必要に応じ、これは税関または CITES 書類を裏書きする責任を持つその他の CITES 執行係官が記入することができる。
 - iii) 輸入者および輸出者または再輸出者の氏名と住所

2 附属書の注釈文を正確に反映するため第 15 回締約国会議後に事務局によって訂正された。

(国を含む)は同一とし、第 5 欄またはそれに相当する場所に、訪れる国の名前を示す。

- iv) そのような書類の失効日はそれに添付された ATA カルネの失効日以前とし、有効期間はそれが認められた日から 6 ヶ月以内とする。
 - v) 国境を越えるたびに、締約国は CITES 許可書または証明書が存在を確認し、ただし、それをその収集物に添付したままに保ち、ATA カルネが税関係官によって公認されたスタンプと署名で正しく裏書きされていることを保証する。かつ
 - vi) 締約国は最初の輸出または再輸出およびその返却の時点で CITES 許可書または証明書およびサンプル収集物を綿密に調べ、収集物に変化がないことを保証する。
- 次のように合意する。
- a) そのような許可書または証明書は譲渡不可であり、ある国での滞在中に紛失、盗難、または偶発的破壊が起きた時は、それを発給した管理当局のみが、原本

に代わるものとして、複製または新規書類を発給できる。複製の場合、原本と同じ番号、および可能な限り同じ有効日付を付け、「この書類は原本の真の写しである」と記述する。新規書類の場合、それが番号 xx の原本に代わるものであることを記述する。

- b) 収集物中の標本が盗難、破壊、紛失された場合、書類を発給した管理当局およびそれが起きた国の管理当局にただちに通報する。かつ
- c) ATA カルネの使用を認知しないかまたは許可しない締約国は、サンプル収集物の輸出、再輸出、輸入に関する通常の CITES 手続きに従う。かつ
次に列挙した決議を廃棄する。
- a) 決議 8.16 (京都、1992 年) – 「生きた動物の移動展示」
- b) 決議 10.2 (改正) (ハラレ、1997 年、ギギリ、2000 年で改正) – 「許可書および証明書」
- c) 決議 11.6 (CoP13 で改正) (ギギリ、2000 年、バンコク、2004 年で改正) – ビクーニャの織物の取引。 ■

付記 1 CITES 許可書および証明書に記載すべき情報

- a) 条約の完全な名称とロゴ
 - b) 許可書を発給する管理当局の完全な名称と住所
 - c) 一意の管理番号
 - d) 輸出者と輸入者の完全な名称と住所
 - e) 採用された標準命名法に従い標本が属する種 (または当該分類群がどの附属書に掲げられているかを判断する上で関係する場合は亜種) の学名
 - f) 事務局が配布した標本の学名を用い、条約で 사용되는 3 言語のいずれかで記された標本の記述
 - g) 標本がマークされている場合または締約国会議の決議でマーキングが指定されている場合 (ランチングから取得された標本、締約国による割当量承認の対象となる標本、附属書 I に掲げられ商業目的で飼育される動物を繁殖させる事業から産出された標本など)、または、マイクロチップ・トランスポンダーでマークされている場合、マイクロチップのコード、トランスポンダー製造業者の名称、および、可能であれば、標本中のマイクロチップの位置
 - h) その種または亜種または個体群が掲げられる附属書。
注：これは当該標本を別の附属書に掲げる標本と見なす場合も変わらない。例えば、商業目的のために飼育繁殖された附属書 I の種の標本は、附属書 II に掲げる種の標本と見なすが、種は附属書 I に掲げられた状態を維持し、これは許可書または証明書で指定される。
 - i) 標本の出所
 - j) 標本の量、および必要に応じて用いた計測単位
 - k) 発給日および有効期限
 - l) 紙の許可書および証明書またはそれに相当する電子形式の許可書および証明書に関しては、署名者の氏名および手書きの署名
 - m) 管理当局のエンボス印章またはインクスタンプまたはそれに相当する電子的なもの
 - n) 輸送状態が、許可書が生きた動物を対象とする場合は「生きた動物に関する IATA 規則」に従い、植物を対象とする場合は「IATA 生鮮貨物取扱規定」に従う場合にのみ有効であるとする表示
 - o) 許可書が商業的目的の飼育繁殖または人工繁殖を営む事業から産出される附属書 I に掲げる種 (条約第 7 条 4 項) の標本を含む場合、事務局がつけたその事業の登録番号およびそれが輸出者でない場合はその事業の名称
 - p) 輸出の際に検査を実施した当局のスタンプまたは印章並びに署名によって証明された輸出される標本の実際の量
- 原産地証明書のみに記載すべき情報**
- q) 標本が証明書を発給した国を原産とするという表示 ■

付記 2 標準 CITES 書式

(訳注：誌面上の都合により省略)

付記 3 移動展示証明書モデル

(訳注：誌面上の都合により省略)

付記 4 生物サンプルのタイプとその使用法

| サンプルのタイプ | 通常のサンプル量 | サンプルの使用法 |
|--------------------|--|--|
| 血液、液状 | 抗凝血薬とともに全血数滴または 5 ml を試験管にとる。36 時間で質が低下する可能性がある。 | 病気の診断のための血液検査と標準生化学検査、分類研究、生物医学研究 |
| 血液、乾燥（塗沫） | 顕微鏡標本用スライド上に血液 1 滴を塗り広げる。通常、化学固定剤で固定する。 | 血球の計数と病気を引き起こす寄生虫のスクリーニング |
| 血液、凝血（血清） | 試験管に血液 5 ml をとる。血の塊の有無は問わない。 | 病気の証拠を発見するための血清検査と抗体検出、生物医学研究 |
| 組織、固定 | 固定した組織片 5 mm ³ 。 | 病気の徴候を検出するための組織検査と電子顕微鏡検査、分類研究、生物医学研究 |
| 組織、未処理（卵子、精子、胚を除く） | 組織片 5 mm ³ 。冷凍保存する場合もある。 | 微生物と毒物を検出するための微生物検査と毒物検査、分類研究、生物医学研究 |
| 綿棒で集めた標本 | 綿棒についた微小な組織片を試験管に入れる。 | 病気を診断するための細菌、菌類などの培養 |
| 毛、皮、羽、鱗 | 試験管に皮の表面の小片（10 ml まで）を入れる。時に微小。固定剤を使う場合と使わない場合がある。 | 遺伝子検査と科学捜査検査、寄生虫と病原菌の検出、その他の検査 |
| 細胞株と組織培養 | サンプルのサイズは無制限。 | 細胞株は一次または連続細胞株として培養される人工産物で、ワクチンその他の医薬品生産の検査と分類研究（染色体の研究や DNA の抽出など）に広く使われる。 |
| DNA | 少量の血液（5 ml まで）、毛、羽の小胞、筋肉、器官組織（肝臓、心臓など）、精製 DNA、その他。 | 性別の決定、識別、科学捜査、分類研究、生物医学研究 |
| 分泌物（唾液、毒液、乳） | 1～5 ml を瓶に採取する。 | 系統発生研究、解毒剤の生産、生物医学研究 |

決議 12.5 (Cop15 で改正) *

トラ並びに附属書 I に掲げる他のアジア産大型ネコ科動物の種の保護および取引

「トラの保護および取引」に関し、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.5 を想起し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の種（ユキヒョウ *Uncia uncia*、ウンピョウ *Neofelis nebulosa*、ヒョウ *Panthera pardus* のアジアに生息する全亜種、アジアライオン *Panthera leo persica*）の野生個体群が密猟とかく乱、断片化、破壊による生息地の消失との総合的影響によって脅かされていることに留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種が附属書 I に掲げられ、アジア産大型ネコ科動物種およびその部分およびに派生物の商業的国際取引が 1975 年以来（アジアライオンとアムールトラ *Panthera tigris altaica* は例外で、それぞれ 1977 年と 1987 年に追加された）、条約によって禁じられていることを意識し、

トラ *Panthera tigris* の 3 亜種が過去 50 年以内に絶滅したことを自覚し、かつ、アジア産大型ネコ科動物種が附属書 I に掲げられているにもかかわらず、それらのほぼ全種の標本の違法取引が増加し、野生でのそれらの長期的存続を一層脅かしていることに憂慮しつつ留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分およびに派生物を含む医薬品および製品の使用が世界中の多数の国で続いており、かつ、それらの種の一部の骨は伝統薬の取引体系においてトラの骨の代替品として利用できることを憂慮し、

ある程度の改善はあったものの、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の皮の取引は密猟を助長し続けており、それが野生での絶滅につながる可能性があることをさらに憂慮し、

常設委員会が条約の全締約国および非締約国に対し、トラおよびトラの部分およびに派生物の違法取引を停止するために必要な措置を講じるよう呼びかけたことに留意し、

トラおよびトラの部分およびに派生物の違法取引と取り組むため、および他の締約国との協力を促進するために、一部の生息国並びに消費国が講じた積極的対策を推奨し、だが、附属書 I のアジア産大型ネコ全種の標本の違法取引と取り組むための措置が必要であることに留意し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の違法捕殺およびそれらの標本の違法取引の陰にある誘引となる力は地域によって異なり、生きた標本、部分および派生物の販売による経済的利益、アジア産大型ネコ科動物の生息

地に住む人々の保護、捕食からの家畜の保護または捕食に対する対策を含む場合があることを自覚し、

生息国と非生息国との技術協力の補強および財政支援が、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の種のさらに有効なトラの保護に寄与することを認識し、

一部の生息国並びに消費国において政治的公約、財源、専門知識を強化することにより、トラの違法捕殺およびその部分およびに派生物の取引の規制と生息地の保護を大幅に改善できることを認め、

CITES トラ法執行タスクフォースを通じて成された進歩、および 2009 年の第 2 回 CITES 法執行専門家グループ会議の結果を認め、および、保護問題の原因は他のアジア産大型ネコ科動物の種にも関連する可能性があること、かつ、トラ標本の違法取引を削減するための解決策は、それらの種にも役立つよう適用できることに留意し、

ユキヒョウ・ネットワークおよびグローバル・タイガー・フォーラムのメンバーの活動および報告をさらに認め、野生におけるそれらの種の長期的存続に対する脅威およびそれらの脅威と取り組むために推奨される措置を検討し、

トラ並びにその他の附属書 I アジア産大型ネコ科動物の保全を目的とする措置の施行における進歩に関し、詳細な報告書の定期的な提供を怠ることが、講じた措置の効果を十分に評価することを妨げてきたことを憂慮し、

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種およびそれらの生息地の保護、保護および管理に対する長期的解決策として、確実な情報基盤に基づく大胆かつ革新的処置が必要であることも認識し、

条約締約国会議は

次のとおりに促す。

- a) 全締約国並びに非締約国、特にアジア産大型ネコ科動物種の生息国並びに消費国が緊急に、保護地域内外および野生生物市場や店舗などの部分および派生物の小売店における取引の規制に対して責任を持つ様々な政府機関の管理責任を明瞭に定義した包括的な法律並びに執行上の規制を採用する。
- b) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種、およびそれらの部分および派生物、またはそれらを含むと表記されたり、称されている製品の標本の国際取引を禁じる法律の改善を目指すすべての締約国が、その

*第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

ような法律を採用し、違法取引を抑止するために十分な罰則を盛り込み、かつ、決議 9.6 (改正) に規定された部分、派生物並びに製品の国内取引を自発的に禁止するなど、CITES の実施を促進する国内措置の導入を考慮する。

- c) 全締約国、特に生息国および消費国が、革新的な執行手法を導入し、優先的に、重要な国境地域における執行活動を強化し、地域執行ネットワークを整備するか、またはその施行を改善する。
- d) 全生息国および他の関連締約国は、アジア産大型ネコ科動物違法取引に関係する情報を記録するためのシステムを実施し、調整のとれた捜査および執行を確実にを行うために、適当と思われる場合は、この情報を共有する。
- e) 全生息国は、法執行部およびその人員が、密猟取締活動、機密情報の収集および使用、違反者の絞り込み、野生生物犯罪捜査技術、証拠の収集、機関間の連携および協力、起訴のための事実記載書作成において、関連性があり有効な支援を受けることを求めるものとし、また、それを行う中で、個別の国の状況を考慮に入れつつ、付記 1、2、および 3 で示すガイダンスを考慮するよう、希望することができる。
- f) 締約国は、生息国がこの決議施行を遵守し、能力強化、保全措置の改善、持続可能な生計を強化できるよう、資金および技術援助を行い、アジア産大型ネコ科動物の保全に貢献する。
- g) 領土内でトラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種を飼育下で繁殖している締約国並びに非締約国は、部分および派生物がそれらの施設から、またはそれらを通じ、違法に取引されることを防ぐため、十分な管理業務並びに規制を設けるように確実にする。
- h) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分および派生物の在庫 (トラの骨の在庫など) が存在するが、条約適用前に取得した標本は存在しない締約国並びに非締約国は、そのような在庫を統合した上で十分な管理を確約し、可能な場合は、教育並びに科学的目的での使用を除き、同在庫を破棄する。
- i) トラ並びに他のアジア産大型ネコ種の生息国並びに非生息国は、グローバル・タイガー・フォーラム、ユキヒョウ・ネットワーク、CITES トラ法執行タスクフォース、グローバル・タイガー・イニシアティブなどの国際保全計画を支持し、かつ、それらに参加する。
- j) すべての生息国並びに消費国で非締約国は、トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の部分および派生物の国際取引の規制を改善するため、可能な限り早急に、条約に加盟する。

この決議および関連する決定に遵守するために講じら

れる措置に関して生息国から提供される情報、および関連性のある国から提供される追加情報を用いて、野生のアジア産大型ネコ科動物の生息状況、それらの保全、締約国に導入された取引規制に関し、常設委員会および締約国会議に報告するよう、事務局に指示する。

次のとおりに勧告する。

- a) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物の生息国は、アジア産大型ネコ科動物種の違法捕殺および取引を取り締まるために、密猟取締りチームおよび法執行部隊を設立し、かつ有効に資源を供給すること、および違法捕殺および取引を取り締まるために、関連法執行機関の間で情報を共有することを確実にする。
- b) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の生息国は、アジア産大型ネコ科動物、それらの獲物並びに生息地の生態系と文化における重要性並びにエコツアーリズムにおける重要性に関し、都市と地方の地域社会およびその他の対象集団に向けた適切な教育並びに意識向上キャンペーンを実施する。
- c) すべての生息国並びに消費国は、法執行、検察並びに司法当局の間で野生生物犯罪および違法野生生物取引に関する意識を向上させるための措置を講じる。
- d) トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の生息国並びに消費国の法執行機関は、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法国際取引のより有効な規制を達成するために、特に共有する野生生物種並びに共通の国境を持つ保護されている生息地の管理に関し、協力的な二国間並びに多国間の取り決めを定める。
- e) 締約国並びに非締約国は CITES 事務局からの技術援助を受け、また、利用可能な場合は、それに関心を持つ政府並びに団体からの財政支援を受け、生きた標本や部分および派生物の取引の規模、密輸の経路および方法、最終的な消費者市場を含め、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法な越境移動に伴う法執行の必要性に関する地域ワークショップを開催する。
- f) アジア産大型ネコ科動物種の生息国は必要に応じてこれらの種の違法捕殺の背後にある動機を調べる研究を実施し、かつ、その動機と取り組むための適切な措置を勧告する。

次のとおりに要請する。

- a) 締約国は、アジア産大型ネコ科動物の取引の規模および性質に関する情報を、決定 15.42 の合意に従い開発されるデータベースに提出する。
- b) 関連する専門知識を有する国並びに団体は、アジア産大型ネコ科動物の部分および派生物の検出並びに正確な識別を支援するための実用的な識別マニュアルの作成にあたり、緊急に生息国並びに消費国を奨励かつ支援する。

c) 生物学並びに分布に関するデータは条約の実施に不可欠であるため、コンピュータ・データベース並びに地図作成、さらにその他の必要な保護管理技法を開発するために、資金提供国は社会基盤並びに専門知識提供のための資金を援助する。

トラ並びに他のアジア産大型ネコ科動物種の標本の消費国に対し、次のとおりに勧告する。

- a) 伝統医療社会並びに業界と協力し、アジア産大型ネコ科動物の部分および派生物の使用を徐々に削減し、最終的に全廃するための戦略を立案、実施する。
- b) 必要かつ適切な場合、附属書 I に掲げるアジア産大型ネコ科動物の部分および派生物を薬局方から除外し、他の野生種を脅かさず容認できる代替品を掲載し、かつ、附属書 I のアジア産大型ネコ科動物から派生する

物質の使用を全廃し、適切な代替物質の採用を促進するために、業界並びに利用者のグループを教育するプログラムを導入する。

c) トロフィー、装飾品、衣料品または他の素材を生産するためのアジア産大型ネコ科動物の皮の違法取引並びに使用を全廃するために、適切な教育並びに意識向上キャンペーンを実施する。

全政府並びに政府間組織、国際援助機関並びに非政府組織に対し、アジア産大型ネコ科動物種の標本の違法取引を停止し、野生でのアジア産大型ネコ科動物種の長期的存続を確保するための資金その他の援助を緊急に提供するよう呼びかける。

決議 11.5 (ギギリ、2000 年) — 「トラの保護および取引」を廃棄する。 ■

付記 1 予備的報告書式

野生生物犯罪事件、違法取引、絶滅のおそれのある種の密猟、または重大な機密情報の報告に使用する。

- 1. 日付：
- 2. 場所：
- 3. 種：
- 4. 事例のタイプ：
- 5. 容疑者：
- 6. 証拠：

- 7. 手口：
 - 8. 対応：
 - 9. その他の関連情報：
 - 10. 報告者：
 - 11. 書類提出日：
- 書類の記入を補助し、犯罪現場に関する記憶を補強するために、後述するガイダンスを使用すること。

表の順序と書式を変え、上のリストに合わせて各欄に番号を付けた。

| | |
|--|--|
| <p>1. 日付：適宜、以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 発見の日付 - 事件の日付 - 情報受理の日付 | <p>2. 場所：適宜、以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 住所（わかる場合） - もっとも近くの町または目印になる建物 - 地図上の表示 - GPS 座標 - 場所のタイプ（例えば森、商業ビル、住宅、駅、空港など） |
| <p>3. 種：適宜、以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 一般名 - 数量 - 年齢 - 性別（わかる場合） - 生死 - 標本のタイプ（例えば皮、トロフィー、医薬品、皮革製品など） | <p>4. 事例のタイプ：適宜、以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 密猟 - 取得 - 死亡 - 押収 - 取引 - 機密情報 |

| | |
|---|--|
| <p>5. 容疑者：以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 氏名 - 生年月日を含めた年齢（わかる場合） - 住所 - 国籍（わかる場合は ID とパスポート） - 職業 - 人相 - 前科 | <p>6. 証拠：初動捜査の結果の詳細を簡単に書き留める。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> - 目撃者 - 書類 - 死体（角や牙など、部分が除去されているか否かを記載）および植物 - 犯行現場に関する捜査結果（武器、網、照明、罨、毒、足跡、タイヤ跡、写真など） |
| <p>7. 手口：犯行の手段。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> - 使用された車（可能であれば車両登録番号） - 考えられる死因 - 殺害、密猟、隠蔽の方法 - 使用したルート | <p>8. 対応：法執行機関または現場に居合わせた人が行った最初の作業の詳細。例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> - 逮捕 - 検死解剖 - 事件の届出または登録 - 押収 - 捜索 |
| <p>9. その他の関連情報：例えば</p> <ul style="list-style-type: none"> - 収集した機密情報 - さらに必要な対応 | <p>10. 報告者：以下の項目を記入</p> <ul style="list-style-type: none"> - 氏名 - 地位または役職 - 所属組織 |

付記 2 報告および機密情報分析に関するガイダンス

予備的報告書式は必要に応じ、各地の要件に合わせて調整される。記入する事件の分類および提出先に関し、現場の係官を指導する。現場の係官に対し、正確でタイムリーな報告が基本であること、また、重要な点として、それが歓迎されることを強調する。犯罪または密猟の隠蔽を促すような文化または伝統による影響を払拭するために、最大限の努力を払う。組織の内部で、迅速かつ詳細な報告と記録に関し、良いイメージを植え付けなければならない。事件の報告に対する報復は絶対はないと、係官に安心させなければならない。

報告書をまとめる作業の担当者は、理想的には、情報のデータベースを維持すべきであり、また、寄せられた情報に対応するか、または、対応を調整する作業の担当者に情報を伝達する責任を負う。ECOMESSAGES を作成し、機関間または地域および国際レベルで情報を渡すか、または、さらに捜査が進み、完了するまで待機するかを、この段階で検討することができる。

CITES トラ法執行タスクフォースは、情報および機密情報の収集だけでは不十分であることを確認した。収集後の機密情報の分析が必要である。分析プロセスを補助するコンピュータ・ソフトウェア・パッケージもあるが、単純にデータを調べるだけでも、かなりの成果を上げることができる。

分析は業務と戦略の両方の目的に使うことができる。分析は資源の配備または再配備、リスク評価、絞り込みに関する意思決定を可能にするだけでなく、犯罪、法律上の弱点、弱い国境地点との効果的な対応に必要とされる追加の人的および技術的資源を特定することができ、さらに、認知度向上キャンペーンの計画立案に役立つ。分析は、優先問題を確認し、実績を評価するための強力な管理ツールと見なすべきである。

そのような分析から得た知識は、単に保管するのではなく、有効に使わねばならない。情報の配布方法も考慮する必要がある。警告や公報の作成と配布は、きわめて効果的であることが判明しており、そのような情報インプットは高く評価され、対応が講じられることが実証されている。知識はまた公式および非公式の電子メールのネットワークを通じて配布するか、または安全性が保証されたウェブサイトを通じて広めることができる。分析結果の潜在的な配布先としては、CITES 管理当局、すべての国内法執行機関、CITES 事務局、ICPO（国際刑事警察機構）インターポール、世界税関機構などがある。可能な限り広く、関連性のあるところに確実に配布することにより、フィードバック、機関間の協力、さらに多くの情報提供を推進することができる。

どの情報を公表し、どの情報を極秘とするかを、慎重

に検討すること。機密保持のレベルを定め、それに従い配布を調整する必要性も考えられる。

タスクフォースは、収集したデータを研究する際、以下の分野または対象を取り上げるよう勧告した。

パターン

地理、時刻、曜日、季節の類似性などを特定する。

容疑者

常習者および共通する特徴を確認する。

容疑者のプロファイリング

可能性の高い犯罪者を特定する。

ネットワーク

共同で活動しているか、または活動が連携している可能性がある密猟者、取引者、ディーラー、密輸者、資金提供者、バイヤー、弁護士（特に、被告人の財力にふさわしくない弁護士）などを特定する。

手口

犯罪を実行し、違法取引などに携わるために共通して使われる方法や、関連する方法などを特定する。

傾向

犯罪者が特定の種、場所、犯罪および密輸の方法などに向ける関心の強さの増減を特定する。

証拠

同一口径の武器、毒、偽造書類などを繰り返し使用するなど、共通または関連する物理的および書類上の捜査結果を特定する。

標的となる種

もっとも脆弱な、違法に狩猟され、密輸され、取引される種を特定する。

犯罪科学捜査の結果

弾道、指紋、筆跡の比較などの方法を通じて実証可能な犯罪または違法取引事件の間の関連性を特定する。

犯罪者の絞り込み

もっとも活発な違反者およびもっとも深刻な違反を犯した違反者を特定し、それらに対抗するために、資源、監視体制、情報収集体制を配備する。

動機

何が、違反者が違法狩猟および取引に携わる動機となるかを特定する。

ルート

密猟者が接近および退去に使用するルート、および標本を輸送するために密輸者が使用するルートを特定する。輸送手段も特定する。

市場

予想されるバイヤーのプロファイルを含め、積み替え地または最終目的地のいずれかで違法な標本が販売される場所および国を特定する。

価格

密猟者、密輸業者、取引業者の金銭的利益および最終顧客が支払う価格など、サプライチェーンのさまざまな段階における標本の価値を特定する。

資金提供者

密猟または違法取引に資金を提供している可能性がある人または企業を特定するか、または野生生物犯罪から得た利益を他の活動の資金として利用しているかどうかを特定する。

他の犯罪との関連性

薬物、武器、違法移民など、他の犯罪または違法取引との関連性を特定する。

付記 3 野生生物法執行専門部署に関するガイダンス

CITES 掲載種の野生生物犯罪および違法取引に関係する問題と取り組む上で、これまで幾度となく、締約国会議において、専門部署が果たす役割が特定されてきた。

CITES トラ保護技術チーム (Tiger Missions Technical Team) は、専門部署と遭遇するあらゆる場面で、それらが大成功を収めていることを確認した。決議 11.3

(CoP15 で改正)は、締約国に対し、そのような部署の設置を検討するよう奨励している。

野生生物犯罪および違法取引を取り締まるために、ひとつあるはいくつかの専門部署の設置またはさらなる発展を計画する国が考慮に入れるべき重要な要素として、以下の項目が挙げられる。掲載順は重要度とは無関係である。国の状況に応じて、一部の要素が他の要素よりも重要になることがある。

専門部署の構造と構成は、それが国、地方または市町村、あるいはそれらの組み合わせという、どのレベルで設置されるかによっても影響を受ける。

政府の支援／政治的意志

この要素は絶対に不可欠である。真に効果を上げるためには、専門部署は中央政府および州／県政府、およびその他すべての法執行機関の支持を得なければならない。

権限

これはもうひとつの絶対に不可欠な要素である。任務を果たすために、専門部署には適切な権限を与えなければならない。複数の機関の職員が参加するため、通常、この部署は、効果的な業務を遂行する法的権限を持つ係官を確保できる。それに代わる方法として、通常は必要ないが、法的措置により部署に権限を与えることもできる。この要素は「平等」とも密接に関連する。

また、部署の責任者は、容認できる範囲内で、常に上司の判断を仰ぐ必要がなく業務を主導するために、自らの判断に基づいて行動することを認められていることも重要である。

野生生物犯罪に関係する汚職防止を業務に組み込む権限をこの部署に与えることが、非常に望ましい場合がある。その場合、部署またはその職員の一部が、公務員を捜査し、逮捕するための関連法規または政策に従い、権限を持つようにする。

優れた管理

明確、適切、かつ熟練したリーダーシップが必要であり、これは特に、部署の実働レベルで必要とされるが、戦略的管理にも該当する。部署の全体的管理および戦略的方向性に、どの機関が責任を持つかを慎重に検討すること。複数の関連機関で構成する委員会という形が望ましい場合もある。

明確な構造

部署とそのスタッフの命令系統および責任に関し、疑

いの余地を残さないこと。

業務

部署の任務は明確に定義し、そのスタッフおよび互いに影響し合う全機関がそれを理解すること。これには必要に応じ、機密情報の収集および配布、捜査、調整、起訴などが含まれる。

ただし、適度な柔軟性を持たせ、部署のリーダーが、進展する状況に俊敏に対応し、効果的に資源を配分できるようにする。また、スタッフが必要な場所に赴くことができるよう、ある程度の機動性も考慮に入れる必要がある。

対象を絞る

「業務」と関連する要素として、部署の仕事では適切に焦点を絞り、意味があり、効率が良く、効果的な方法で資源を利用することが不可欠である。また、公共機関その他の機関の支援を得るために、部署は優先順位の高い深刻な犯罪問題に集中し、国内法や CITES のいわゆる「技術上の」違反には関与しないことも重要である。

専念

これは部署の係官に期待される責任感だけでなく、部署がその業務のみに集中することが可能な形での運営も指す。この部署を他の任務に流用できないようにすること。

フルタイム

各国の状況にもよるが、部の係官の「中心」となる人員は、フルタイムの職員として配備すること。必要に応じて随時、活動を補助および支援するために、追加要員を使うことができる。

平等

部署およびその係官に対し、警察や税関など、他の公的な法執行機関と同等の身分を与えること。

志願者

部署の係官は全員、志願者とする。ただし、人選の手順の組み立てにあたっては、過去に経験がないことは適切な訓練で補えることを念頭に置きながらも、もっとも適切な資格を持つ適切な要員を特定できるよう注意すること。部署を成績の悪い要員の受け入れ先のように見なしてはならない。志願して部署の仕事をするのが奨励されるが、これはサービスが無報酬であることは意味し

ない。

多機関

森林・野生生物局、警察、税関など、野生生物関係の法執行に日常的に携わる各国家機関から、係官がこの部署に参加することが重要である。また、不定期に参加する機関の資源であっても、すぐに利用できる準備を整えておくこと。さらに、多様な機関の職員の関与は、汚職行為を取り締まるための効果的な措置にもなりうる。

適切な資金提供

部署には活動にふさわしい予算が必要であり、予算の使用に関し、リーダーに制約をかけ過ぎてはならない。業務上必要な事への適切な対応を可能にするために、ある程度の柔軟性を持たせること。必要に応じ、支援するドナーからの外部資金の使用を許可すべきであるが、ただし、各国の適切な当局が統率力を維持し、潜在的なドナーが部の活動を指図できないようにすることが条件である。

規模

これは国別の状況により決まるが、おそらく部署の人数よりも、適切な支援を受けた適切な人材を配備することの方が重要だと思われる。量より質を重視すべきである。

技術支援

部署が任務を遂行できるようにするために、適切な装備が必要である。一般的かつ日常的に使用する装備としては、例えば、制服、車、通信、武器、捜査用具、コンピュータ、それに付属するソフトウェアなどが考えられる。科学捜査業務、現場検証係官、種を識別する専門家など、より特殊な支援についても、すぐに利用できる準備を整えておくこと。

訓練

部署の係官全員に、関連する専門分野の十分な訓練を受けさせること。これは継続的なプロセスとする。訓練は部の要員に関する優先的な投資活動と見なすべきである。適切な経験を積んだ係官は、他の係官の訓練にあたるようにする。

戦略

部署には業務上の責務とは別に、戦略的問題を検討し、特定するために十分な時間と資源を提供するか、または

そうした問題を検討する基幹施設による支援を受けられるようにすること。

長期

それ以外のことを推奨するきわめて良い理由がない限り、部署はその国の法執行機関および政策枠組み内の長期または恒久的構造と見なすこと。これにより、継続性が生まれ、専門的な経験の獲得が可能になり、他の法執行機関および社会に対し、政府が野生生物犯罪との闘いに専念していることを実証できるようになる。

認知

部署の目的および業務に関し、すべての法執行機関および一般社会への広報活動を行う措置を講じること。後者は違反者に対する抑止的效果が得られ、一般社会に情報提供を促すこともできる。

地元の支援

公式および非公式の両面で、地元社会からの部に対する支援を促進し、奨励するために、あらゆる努力を払うこと。地元社会のリーダーと連絡を取り、その目標の価値を市民に納得させるために、協力を仰ぐよう、部署に奨励すること。

インセンティブ

この問題は「平等」と結びついており、通常どの機関に雇用されているかとは無関係に、係官の給与の均等化を考慮する必要性が生じる場合がある。引き受ける任務の専門性を認めるためのボーナスまたは「追加」給与の支払い、および現場業務に対する手当などが検討に値する。さらに、部署が携わる可能性のある危険な任務も考慮に入れること。引き受ける業務にふさわしい給与は、腐敗に対する抵抗を奨励する効果も上げる。要員に十分な保険を掛けることは、必要不可欠と見なすこと。

規律

部署は最高水準の規律を維持することが期待される。多数の機関が関与するアプローチを採用した場合、その中でもっとも厳格な個人的および職業的行動基準を「標準」として採用すること。基準を少しでも逸脱した場合は、厳しい対応を受けるようにし、深刻な事例では、違反者の部からの除名を奨励する。

配置換え

部署の「中心」メンバーとは別として、機関間の協力

を推進し、部の人員を補充し、知識および経験を広めるために、可能な限り幅広い多様な法執行機関からの短期および中期の配置換えという考え方を奨励すること。部への配置換えは、さまざまな機関の職員に対し、優れた訓練の機会を提供し、また、部署のメンバーに対しては、他部門の業務に関する有用な洞察を提供する。

情報提供者ネットワーク

情報提供者ネットワークの整備を優先的業務として進めるよう、部署に奨励すること。これは情報を提供できるようにするための報酬制度および機密情報「ホットライン」という手段を通じて促進できる。

協力および調整

理想的には、部署は野生生物犯罪および違法取引に関する機密情報の中央保管所としての役割を果たすべきである。法執行機関の間で活動の重複を避け、情報提供者が多様な機関に同じ機密情報を供給し、それらに対して報酬を得ることが起きないように、あらゆる努力を払うこと。

部署自体が最初から起訴まで事件を捜査しない場合、野生生物犯罪の深刻な事件の概要を維持し、適切であれば、補助および指導を提供する役割を持つこと。

部署は、ICPO- インターポール、世界税関機構、CITES 事務局など、適切な地域および国際法執行機関および他の関連機関との間で、野生生物関連問題に関して連絡を取る責任を負うこと。これは国際レベルでの ECOMESSAGES の作成と提出を含む。

例えば麻薬、武器取引、違法移民など、管轄外の活動に関係する情報を部が受け取った場合は、可能な限り早急に、躊躇なく、関連機関に情報を渡すこと。そうした行動で、相互的アプローチを促す。

検察

検察官が部署に参加していない場合、あらゆる努力を

払い、検察当局との間に、可能な限り密接な協力関係を確立すること。そのような当局における認識の喚起を優先させ、部署に対する支援を確立すること。部が検察官に訓練を提供することも可能と思われる。事件の報告および必要証拠に関する基準を確立すること。また、検察官は部署にとっての優先事項および目標の特定を補助することができる。

司法

各国の司法との関係において、部は適切な距離を保つべきであるが、部署が司法の間に野生生物犯罪に対する認識を喚起し、量刑および抑止という点での適切な対応への参加を推進することが非常に重要である。また、民事および刑事事件において発生する、関連の決定並びに結果、および証拠並びに捜査実施の方法における問題に関し、部署は司法から情報およびフィードバックを求めべきである。

NGO による助力

資金調達に関する前述の意見を考慮に入れ、国内および国際的な非政府組織（NGO）との間に、緊密ではあるが適切な連携を確立するよう、部署に奨励すること。情報源および専門的助言並びに助力としてのそれら組織の重要性を認識しなければならない。ただし、それらの役割は部署の支援に制限すべきであり、NGO が部署および検察当局の同意なしに作戦活動に携わることを認めないことが不可欠である。

政府機関の方が適切であるような活動、すなわち極秘作戦または犯罪と犯罪者に関するデータベースの維持などの活動を NGO が引き受けることは認めるべきではない。

研究および取引調査に隠密要素が関係する可能性がある場合、もし単にそうすることで部署自体の「覆面捜査」活動を NGO が誤って妨害するのを防げるのであれば、NGO は部署と話し合うよう奨励される。 ■

決議 12.6 (Cop15 で改正) *

サメ (軟骨魚綱 Chondrichthyes) の保護および管理

成熟の遅さ、寿命、繁殖力の低さが原因で、サメが過剰な捕獲に対して特に弱いことを認識し、

サメ並びにその製品の顕著な国際取引があることを認識し、

無規制で無報告な取引が、サメ数種の非持続可能な漁獲に寄与していることを認識し、

直接または適切な地域内または地域の機構を通じ、全締約国が漁業資源の保護および管理に関して協力する義務を認識し、

IUCN の「脅かされている種のレッドリスト」(2009.2) が 181 のサメの分類群を掲げていることに留意し、

サメの保護および管理に関する国際行動計画 (IPOA-Sharks) が、1999 年に国連食糧農業機関 (FAO) によって作成され、かつ、国内の漁船がサメを対象とする漁業を行う、またはサメを対象とした漁業は行わないが定期的にサメを漁獲する全締約国に対し、サメの保護および管理に関する国内行動計画 (NPOA-Sharks) の採用が FAO 水産委員会 (COFI) によって奨励されていることを認識し、

「サメの漁業および取引の監視を改善するための状態、限界、機会に関する技術ワークショップ報告書 (Report of the technical workshop on the status, limitations and opportunities for improving the monitoring of shark fisheries and trade)、ローマ、2008 年 11 月 3 日～6 日」、「FAO 漁業および養殖報告 No. 897 (FAO Fisheries and Aquaculture Report No. 897)」(見本が文書 AC24 Inf. 6 として配布された)、FAO (2009) の「責任ある魚類取引 (Responsible fish trade)」、「FAO 責任ある漁業に関する技術ガイドライン No.11 (FAO Technical Guidelines for Responsible Fisheries)、ローマ、FAO」の内容に留意し、

CITES 締約国が決議 9.17 および決定 10.48、10.73、10.74、10.93、10.126、11.94、11.151、12.47-12.49、13.42、13.43 および 14.101-14.117 の採択を通じ、国際取引がサメの保護に与える脅威を以前に認識したことに留意し、

第 18 回動物委員会で、CITES はサメの保護および取引に関する懸念と取り組むための国際的努力への貢献を継続すべきであると指摘した報告書が採択されたことを歓迎し、

締約国は 2001 年に開催された COFI の第 24 回会合までにサメに関する NPOA を作成するよう FAO によ

って奨励されたことに留意し、

NPOA の立案および実施が大幅に遅れていることに留意し、

包括的なサメ評価報告書および NPOA-Sharks が作成された締約国を除き、IPOA-Sharks の実施を通じたサメ管理の達成が十分進んでいないことを憂慮し、

サメ並びにその製品の取引を著しく継続することは持続的でないことを憂慮し、

条約締約国会議は

CITES 事務局に対し、IPOA-Sharks 実施にあたり顕著な進歩がみられないことに関する CITES 締約国の憂慮を FAO に伝え、NPOA-Sharks の立案を関連締約国に対して積極的に奨励するための対策を FAO に促すよう指示する。

動物委員会に対し、取引に関して生息国により提供された情報および他の入手可能な関連データ並びに情報を分析し、その分析結果を第 16 回締約国会議で報告するよう指示する。

締約国に対し、NPOA-Sharks または地域計画の実施に関する情報を漁業部門から取得し、進捗状況を直接 CITES 事務局および動物委員会の今後の会議に報告するよう奨励する。

FAO の COFI 並びに地域漁業管理機関 (RFMO) に対し、IPOA-Sharks の実施に必要なために FAO によって概説された研究、訓練、データ収集、データ分析、サメ管理計画立案を実施するための措置を講じる取り組みを強化するよう促す。

CITES に基づくサメおよびエイに関する活動、および IPOA-Sharks の施行のために、途上国の財政的および技術的な能力の強化を支援するよう、締約国に奨励する。

サメ漁業国であるが、NPOA-Sharks を実施していない締約国に対し、可能な限り早い機会に自国の NPOA を策定し、自国のサメ計画に向けた第一歩として、漁業および取引の両方に関する調査およびデータ収集を改善するため、特に、可能な限り下位の分類レベルでの (理想的には種ごとに) 漁獲および取引データの収集を改善する必要性に関し、対策を講じるよう促す。

締約国に対し、自国がメンバーである適切な RFMO 内部で、CITES の活動について議論するよう、さらに促す。

締約国に対し、サメの種に関するデータ収集、管理、

*第 15 回締約国会議で改正。

保全の手段を改善し、国内、二国間、RFMO、または他の国際的手段を通じ、これらの活動を実施、強化、執行するよう奨励する。

動物委員会に対し、サメの保護状態の改善に関し、締約国会議および必要ならばそれに続く締約国会議で、種に特有な勧告を行うよう命じる。

可能ならば加工並びに未加工製品、肉、軟骨、皮およびヒレに対する個別の分類を含むサメの取引に関する詳細データの収集を可能にし、輸入品、輸出品、再輸出品を区別し、乾燥、未乾燥、加工、未加工のヒレを区別するための現行の分類制度の拡大に向け、各国税関当局と協力するよう管理当局に要求する。それらのデータは可能な限り種に特有なものとする。

事務局に対し、税関データ・モデルの開発および種レベルでサメの取引を報告するためのデータ・フィールド

をそれに含めることに関する世界税関機構内での議論を監視し、著しい展開があった場合は、締約国に対して通達を発行するよう指示する。

締約国に対し、FAO および RFMO と密接に協力し、サメに関する違法、無報告、無規制 (IUU) 漁業の性質に関する理解を高め、サメのヒレおよび肉の国際取引と IUU 漁業との関連性を特定するために、継続的な調査を計画するか、または促進するよう奨励する。

締約国、政府間、非政府組織に対し、IUU 漁業を牽引するサメ製品を、より適切に特定できるよう、主要な水産市場での価格を含め、サメ肉の取引に関する調査を計画するよう奨励する。

動物委員会に対し、締約国会議でサメおよびエイに関する活動の中間報告を行うよう命じる。 ■

決議 12.10 (Cop15 で改正) *

商業目的で附属書 I の動物を飼育下で繁殖させる事業の登録

第 8 回締約国会議（京都、1992 年）で採択された決議 8.15 および第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.14 を想起し、

条約第 7 条 4 項で、商業目的のために飼育下で繁殖させた附属書 I の動物種の標本は、附属書 II に掲げる種の標本とみなされると規定されていることを認識し、

条約第 3 条の規定が、第 7 条 4 並びに 5 項による免除に値しない附属書 I 動物種の標本の取引を許可する根拠であることも認識し、

商業的な飼育繁殖事業を設立する目的で野生から捕獲された附属書 I 掲載種の標本の輸入は、条約第 3 条 3(c) 項により排除され、第 5 回締約国会議（プエノスアイレス、1985 年）で採択され、第 15 回締約国会議（ドーハ、2010 年）で改正された決議 5.10 (Cop15 で改正) でさらに説明されていることに留意し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議で改正された決議 10.16 (改正) が、「飼育下で繁殖させた」の定義を定め、ある事業が登録の資格があるかどうかを判断する根拠を提供していることを想起し、

条約第 7 条 5 項に従い、非商業目的で飼育下で繁殖させ、飼育繁殖証明書が添付される附属書 I 掲載種の輸入には、輸入許可書の発給を必要とせず、したがって、目的が商業的であるか否かを問わず、認可されることに留意し、

条約締約国会議は

次のとおりに決定する。条約第 7 条 4 項で使われている「商業目的のため飼育下で繁殖させた」という用語は、販売、交換またはサービスの提供、もしくはその他の経済的用途を目的とし、現金か別のものかを問わず、利潤を含む経済的利益を得るために繁殖される動物の標本を指すものと解釈される。

条約第 7 条 4 項の免除は商業目的で附属書 I 掲載種の標本を飼育下で繁殖させる事業の事務局による登録を通じて実施すべきであることに合意する。

商業目的で繁殖させる附属書 I の動物種に関し、飼育繁殖事業を登録するための次のような手続きに合意する。

商業目的で飼育により繁殖させた附属書 I の動物種の標本の輸出に関し、条約第 7 条 4 項の免除を適用するか否かは、各事業が決議 10.16 (改正) の規定を遵守する

という科学当局の助言を受け、輸出国の管理当局が決定する責任を負うことにも合意する。

次のとおりに決議する。

- a) 事業によって生産される標本が決議 10.16 (改正) の規定に従い「飼育下で繁殖させた」と認められた場合にのみ、その事業はこの決議の手続きに従い登録することができる。
- b) 条約第 7 条 4 項に従い飼育繁殖事業を承認する第一の主な責任は各締約国の管理当局にあり、管理当局はその締約国の科学当局と協議した上でそれを行う。
- c) 管理当局は、付記 1 に明記されたように、各飼育繁殖事業の登録を行い、かつ維持するための適切な情報を事務局に提供する。
- d) 事務局は付記 2 に明記された手続きに従い、全締約国に各登録申請を通達する。
- e) 締約国は商業目的で飼育下で標本を繁殖させる事業から産出された附属書 I 掲載種の標本に関し、条約第 4 条の規定を実施する。
- f) 登録された飼育繁殖事業は、取引されるすべての繁殖ストック並びに標本を明確に識別するために適切かつ安全なマーキングシステムが使われるよう保証し、また、さらに優れたマーキングおよび識別方法が利用可能になった場合は、それらを採用することを約束する。
- g) 管理当局は科学当局と協力し、管轄下の登録された各飼育繁殖事業の管理を監視し、事業の性質または輸出用に生産される製品のタイプに大きな変化があった場合は、それを事務局に知らせる。
- h) 管轄下に事業が登録されている締約国は事務局に通達することにより、他の締約国に言及せずに単独で、その事業の登録簿からの除外を要求することができ、その場合、その事業はただちに除去される。
- i) 登録事業が決議 10.16 (改正) の規定に遵守していないと確信する締約国は、事務局および関連する締約国と協議した後、常設委員会に対し、その事業を登録簿から削除するよう提案することができる。常設委員会は次の会議で、反対する締約国が提起した懸念および登録した締約国および事務局の意見を検討した上で、事業を登録簿から抹消すべきか否かを決定する。そのような方法で抹消された場合、その事業は付記 2 に概説する手続きを満たした場合のみ、登録簿に復帰することができる。

*第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

j) 当該種の保護の必要性に従い、飼育繁殖事業が継続的に意味のある貢献をすると管理当局が満足するものとする。

以下のとおりに促す。

- a) 締約国は、外来種の飼育繁殖事業の設立に先立ち、国内の生態系および在来種に対する悪影響を防ぐために、生態学的危険性の評価を実施する
- b) 管理当局は飼育繁殖事業者と密に協力し、この決議の付記 1 で必要とされる情報を用意するか、またはその手続きを促進するために繁殖事業者と政府を代表するメンバーから成る支援グループを設置する。かつ
- c) 締約国は飼育繁殖事業者に対し、より速い許可申請処理、国際的に登録された繁殖事業としての承認を示す正式証明書の発給、または可能であれば輸出許可料金の引き下げなど、登録を促す誘因を提供する。次のように奨励する。
 - a) 締約国は登録を希望する事業に対し、簡単な申請用紙と明瞭な指示を提供する（付記 3 に申請用紙の見本を提示する）。かつ
 - b) 輸入国は登録済みの飼育繁殖事業からの附属書 I の種

の輸入を容易にする。

さらに次のとおりに合意する。

- a) 附属書 I 掲載種の飼育繁殖標本を決議 5.10 (Cop15 で改正) で定義された主に商業的目的の輸入をする場合、締約国はそれらを事務局の登録簿に掲載された事業によって生産されたものだけに制限し、当該標本がそのような事業から生産されたものでなく、各標本に付けられる特定の識別マークが書類に記載されていない場合、条約第 7 条 4 項に従い発給された書類を却下する。
- b) 条約締約国でない国により条約に従い発給された同等の書類は、事務局との事前の協議なしには締約国によって受理されない。

以下に列挙する決議を廃棄する。

- a) 決議 8.15 (京都、1992 年) - 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業の登録と監視をモニターの手順に関するガイドライン、および
- b) 決議 11.14 (ギギリ、2000 年) - 商業目的で附属書 I の動物種を繁殖させる事業を登録並びに監視する手続きに関するガイドライン ■

付記 1 管理当局から事務局に提供される登録される事業に関する情報

- 1. 飼育繁殖事業の所有者と管理者の氏名並びに住所
- 2. 設立日
- 3. 登録が提案されている附属書 I 掲載種
- 4. 親の繁殖ストックを構成する雌雄の数と年令 (判明している場合または適切な場合)
- 5. 関連する国内措置および条約の規定に従い親のストックを取得したことを示す証拠 (例えば、日付が入った捕獲許可書または受領書、CITES 書類など)。
- 6. 現在のストック (上記の親繁殖ストックに加え、所持されている動物の性別と年齢ごとの数)。
- 7. 死亡率に関する情報。可能であれば、年令別および雌雄別に報告すること。
- 8. 以下のいずれかを示す書類。
 - a) その事業では、その種を最低 2 世代繁殖させていること、および使用した方法の記述。または
 - b) その事業でその種を 1 世代しか繁殖させていない場合は、使用した繁殖方法が、他の事業で第 2 世代の子を生んだものと同一または類似であること。
- 9. 過去、現在および予想される年間の子孫の産出数量および可能であれば次の情報。
 - a) 各年の子孫を産出した雌
 - b) 年間の子孫の産出数量に見られる異常な変動 (考えられる原因の説明を含む)
- 10. 有害な同系交配を避けるために飼育個体群の遺伝子プールを拡大するという目的で繁殖ストックを補強するための追加標本に関して予想される必要性および供給源の評価。
- 11. 輸出される製品のタイプ (例えば生きた標本、皮、その他の身体部分、など)。
- 12. 繁殖ストック並びに子孫および輸出される標本のタイプ (例えば皮、肉、生きた動物など) に使われるマーキング方法 (例えばバンド、タグ、トランスポンダー、焼き印など) の詳しい記述。
- 13. 繁殖ストック並びに子孫の身元を確認し、事業内で保管されるかまたは事業で輸出したか、輸出されている未許可の標本の存在を検出するために、CITES 管理当局が使用する検査並びに監視手続きの記述。
- 14. 逃亡および/または盗難を防止するための保安対策を含め、現在並びに予想される飼育ストックを収容する設備の記述。繁殖並びに飼育のための囲い、タンク、

池の数とサイズ、孵卵設備の容量、食料の生産または供給、獣医の利用可能性、記録管理に関する詳しい情報を提供する必要がある。

15. その種の野生個体群の保全に寄与するために、その繁殖事業により用いられた戦略または実施された活

動の記述。

16. その事業はすべての段階において人道的（虐待がない）方法で営まれるという保証。 ■

付記 2 新規事業の登録に先立ち事務局が行う手続き

1. すべての申請に関して
 - a) 各登録申請を検討し、それが付記 1 の要件を満たすことを確認する。
 - b) 全締約国に各登録申請について通達し、締約国からの要求に応じて事業に関する全情報（付記 1 に指定）を提供する。および
 - c) 新規飼育繁殖事業を登録簿に追加することを提案する内容の締約国への事務局通達と共に、飼育繁殖事業で使用される特定のマーキング方法の詳細（および可能であれば、識別コードまたは分類コード）を公表する。
2. いずれかの締約国が事業の登録に関する異議の表明を希望する場合は、事務局の通達日付から 90 日以内にそれを行わねばならない。異議は、その申請または検討する種に直接関係したものであって、完全に文書化され、懸念を持つ元になった裏付け証拠を含む場合に、可能である。
3. いずれかの締約国が登録に反対した場合、事務局はその文書を動物委員会に提出し、異議に関する検討を受ける。動物委員会は 60 日以内に異議に関する意見を示す。事務局は動物委員会の意見を関係する締約国に渡し、特定された問題を解決するために、さらに 30 日間の猶予を与える。
4. 30 日間の期間内に、異議が取り下げられないか、または特定された問題が解決されない場合、申請は常設委員会の次回定期会議に提出される。
 - a) 同委員会が異議を些細または根拠薄弱と見なした場合は、それを却下し、申請は受理される。
 - b) 同委員会が異議を正当と見なした場合は、申請した締約国の反応を検討した後、申請を受理するか否かを決定する。
5. 申請が付記 1 の要件全部を満たすと確信した場合は、事務局はその事業の名称その他の明細を登録簿で公表する。 ■

付記 3 申請書式見本

（訳注：誌面上の都合により省略）

決議 12.11 (Cop15 で改正) *

標準学名命名法

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択された決議 11.22 を想起し、

生物学上の学名命名法は流動的であることに留意し、

いくつかの科の属および種の名称については標準化が必要であり、十分な情報を備えた標準参考文献が欠如した現状が、附属書に掲げる多くの種の保護における CITES の実施の有効性を引き下げていることを意識し、

条約の附属書で使われる分類法が、学名参考文献によって標準化されれば締約国にとって非常に役立つことを認識し、

条約の附属書で使われている分類の名称で、生物学で認められた使用法を反映させるために変更すべきであるものをおよびの学名命名委員会が特定したことを意識し、

それらの変更を条約締約国会議で採択すべきであることに留意し、

附属書に掲げる分類の中で家畜化された形態が存在するものがあり、いくつかの事例では、締約国は保護されている形態に対して標準学名命名法での名称とは異なる名称を適用することにより、野生の形態と家畜化された形態とを区別する方法を選んだことを認識し、

附属書への掲載に関する新たな提案の場合、締約国は入手可能な限り必ず採択された標準参考文献を使うべきであることを認識し、

現在附属書に掲げる亜種が取引に供された場合、その多くの識別において生じる実施上の多大な困難を考慮し、また、執行上の目的のため、亜種識別の容易さを地理上の出所に関する情報の信頼性と比較検討する必要性を考慮し、

可能な限りの範囲で、生物多様性に関する多国間環境協定により使用される種の学名命名法を調和させることが望ましいことを認め、かつ、生物多様性に関する条約の科学諮問組織の議長により、この目的が承認されたことに留意し、

条約締約国会議は

菌類の種が条約の対象であることに合意する。

次のとおりに勧告する。

a) 亜種については、それが一般に有効な分類群として認識され、取引される形態で容易に識別可能である場合にのみ附属書への掲載を提案する。

b) 識別が困難な場合は、種全体を附属書 I または附属書 II に掲げるか、または保護が必要な亜種の生息域を区切り、この地域内の個体群を国ごとに掲げることによって問題と取り組む。

c) 掲載された分類群の家畜化された形態がある場合、動物および植物委員会は野生および家畜形態に対して名称を勧告する。

d) 条約附属書改正案を提出する際、提案者は提案される存在の記述に使われる参考文献を特定する。

e) 条約附属書改正案の受理に際し、事務局は適宜、当該種または他の分類群に使用する正しい名称に関して動物および植物委員会の助言を求める。

f) 附属書に掲げる分類群の名称に関する変更が提案された時は常に、事務局は動物および植物委員会と協議し、その変更が条約に基づく動植物の保護の範囲を変えるかどうかを判断する。分類群の範囲が再定義される場合、動物および植物委員会はその分類群の変更を受け入れたことにより附属書に掲げる種が追加されるか、あるいは掲げられた種が附属書から削除されるかを評価し、掲載の当初の意図を保持するために動物および植物委員会の勧告に従い附属書の改正案を提出するよう寄託政府に要請する。提案は締約国会議の次回会議で検討するために提出され、そこで動物および植物委員会の勧告が検討される。

g) 標準参考文献が締約国会議で採択されていない分類群のための分類典拠の選択に関して違いがある場合、そのような分類群の動物または植物（またはそれらの部分または派生物）の輸出を許可する国は、CITES 事務局および予期される輸入国に対し、その国が優先する発表済みの分類典拠を通知する。「分類典拠」とは輸出される分類群の学名命名法を検討し、関連する学術分野の専門家の検討を受けた最近発表された論文またはモノグラフを意味する。その分類群の標本がいくつかの国から輸出され、分類典拠に関して輸出国の間で合意に達しないか、または輸出国と輸入国の間で合意に達しない場合は、締約国会議への正式な勧告が行われるまで、学名委員会がもっとも適切な分類典拠を決定する。動物および植物委員会は、採択のためにこの中間決定を締約国会議への報告書に盛り込む。事務局は締約国に対してこの中間決定を通告する。

h) 事務局は標準参考文献として指定されるチェックリストの推状（および注文に関する情報）を、そのチ

*第 13、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

チェックリストについて協議する締約国会議の遅くとも 6 ヶ月前までに受け取る。事務局はその情報を締約国への事務局通達に含め、締約国が希望すれば会議前に検討するための写しを入手できるようにする。

- i) 現行標準学名参考文献を更新または新規標準学名参考文献を採択するための最終勧告は、締約国会議の各会合の 150 日前までに用意する。
- j) 学名委員会が附属書で使う分類群の名称の変更を勧告する時、同委員会は条約の施行に対してそれが意味することの評価も行う。

現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択に関し、次の手続きを用いるよう勧告する。

- a) 現行の標準学名参考文献の更新および新規参考文献の採択の手続きは、動物委員会または植物委員会が主導で直接開始するか、または以下が委員会への提案を提出することにより開始する。
 - i) ひとつ以上の締約国
 - ii) 事務局が主導で、または締約国から受領した情報への対応として
- b) 提案された変更は公認の分類法に関する出版物に基づくものとする。ある分類群の学名命名の状態に対する改正案についてまだ議論が続いている場合は、その新規分類法は採択すべきではない。

事務局は学名命名委員会と協議し、締約国会議との協議なしに、条約の附属書に掲げる種の一覧表にあるつづりを変更し、締約国にそれらの変更を到達することを決定し、

事務局に対し、動物および植物委員会の学名命名法の専門家と密接に協力し、他の生物多様性に関係する多国間環境協定との理解または協力の覚書または作業プログラムを実施する中で、それぞれの規定に掲げる種の分類法および学名命名法の間で調和を取る方法を検討するよう命じる。

この決議の付記に掲げる分類ならびに学名命名の参考

文献を、附属書に掲げる種に関する公式の標準参考文献として採択し、

UNEP 世界自然保護モニタリングセンターが 2003 年に編纂した Checklist of CITES Species ならびにその更新版を、当初の種に関する提案に含まれた分類と学名命名、学名命名委員会の勧告、附属書に掲げる種について締約国会議で採択された標準参考文献に含まれ受け入れられたすべての名称を全面的に反映した標準参考文献中の学名の公式要覧として認識し、

締約国会議による標準チェックリストの採択はそれだけでは附属書に掲げられているか否かを問わず、いかなる存在の CITES における地位も変更せず、さらなる提案の採択により特に変更されない限り、その存在の地位は締約国会議で採択された提案で意図されたまま変わらないことに合意する。

次のことに関する主な責任を科学当局に負わせるよう締約国に促す。

- a) 掲載表の解釈
- b) 適宜、CITES 学名命名委員会との協議
- c) 適切な CITES 委員会によるさらなる検討を必要とする学名命名問題の特定および適切な場合に附属書を改定するための提案の作成
- d) チェックリストの作成並びに維持に対する支援並びに協力

事務局に対し、ラン科 Orchidaceae に関する各標準参考文献の完成後ただちに締約国が利用できるようにするよう要請し、

事務局に対し、動物および植物委員会の学名命名法の専門家と密接に協力し、生物多様性に関係する多国間環境協定で使われる分類法および学名命名法の調和を推進するよう命じる。

決議 11.22 (ギギリ、2000 年) – 「標準学名命名法」を廃棄する。 ■

付記 締約国会議によって採択された標準参考文献

動物

哺乳綱

Wilson, D. E. & Reeder, D. M. (ed.) (2005): *Mammal Species of the World. A Taxonomic and Geographic Reference*. Third edition, Vol. 1-2, xxxv + 2142 pp. Baltimore (John Hopkins University Press). [for all mammals – with the exception of the recognition of the following names for wild forms of species (in preference to names for domestic forms): *Bos gaurus*,

Bos mutus, *Bubalus arnee*, *Equus africanus*, *Equus przewalskii*, *Ovis orientalis ophion*; and with the exception of the species mentioned below]

Beasley, I., Robertson, K. M. & Arnold, P. W. (2005): Description of a new dolphin, the Australian Snubfin Dolphin, *Orcaella heinsohni* sp. n. (Cetacea, Delphinidae). -- *Marine Mammal Science*, 21(3): 365-400. [for *Orcaella heinsohni*]

Caballero, s., Trujillo, F., Vianna, J. A., Barrios-Garrido,

- H., Montiel, M. G., Beltrán-Pedrerros, S. Marmontel, M., Santos, M. C., Rossi-Santos, M. R., Santos, F. R. & Baker, C. S. (2007). Taxonomic status of the genus *Sotalia*: species level ranking for “tucuxi” (*Sotalia fluviatilis*) and “costero” (*Sotalia guianensis*) dolphins. *Marine Mammal Science* 23: 358-386 [for *Sotalia fluviatilis* and *Sotalia guianensis*]
- Merker, S. & Groves, C. P. (2006): *Tarsius lariang*: A new primate species from Western Central Sulawesi. – *International Journal of Primatology*, 27(2): 465-485. [for *Tarsius lariang*]
- Rice, D. W., 1998: *Marine Mammals of the World: Systematics and Distribution*, Society of Marine Mammalogy Special Publication Number 4, The Society for Marine Mammalogy, Lawrence, Kansas [for *Physeter macrocephalus* and *Platanista gangetica*]
- Wada, S., Oishi, M. & Yamada, T. K. (2003): A newly discovered species of living baleen whales. – *Nature*, 426: 278-281. [for *Balaenoptera omurai*]
- Wilson, D. E. & Reeder, D. M. (1993): *Mammal Species of the World: a Taxonomic and Geographic Reference*. Second edition. xviii + 1207 pp., Washington (Smithsonian Institution Press). [for *Loxodonta africana*, *Puma concolor*, *Lama guanicoe* and *Ovis vignei*]
- 鳥綱**
- Morony, J. J., Bock, W. J. & Farrand, J., Jr. (1975): *Reference List of the Birds of the World*. American Museum of Natural History. 207 pp. [for order- and family-level names for birds]
- Dickinson, E. C. (ed.) (2003): *The Howard and Moore Complete Checklist of the Birds of the World*. Revised and enlarged 3rd Edition. 1039 pp. London (Christopher Helm). [for all bird species – except for the taxa mentioned below]
- Dickinson, E. C. (2005): *Corrigenda 4 (02.06.2005) to Howard & Moore Edition 3 (2003)* [for all bird species – except for the taxa mentioned below]
- Arndt, T. (2008): Anmerkungen zu einigen *Pyrrhura*-Formen mit der Beschreibung einer neuen Art und zweier neuer Unterarten. – *Papageien*, 8: 278-286. [for *Pyrrhura parvifrons*]
- Collar, N. J. (1997) Family Psittacidae (Parrots). In del Hoyo, J., Elliot, A. and Sargatal, J. (eds.), *Handbook of the Birds of the World, 4 (Sandgrouse to Cuckoos)*: 280-477. Barcelona (Lynx Edicions). [for *Psittacula intermedia* and *Trichoglossus haematodus*]
- Collar, N. J. (2006): A partial revision of the Asian babblers (Timaliidae). – *Forktail*, 22: 85-112. [for *Garrulax taewanus*]
- Cortés-Diago, A., Ortega, L. A., Mazariegos-Hurtado, L. & Weller, A.-A. (2007): A new species of *Eriocnemis* (Trochilidae) from southwest Colombia. – *Ornithologia Neotropical*, 18: 161-170. [for *Eriocnemis isabellae*]
- da Silva, J. M. C., Coelho, G. & Gonzaga, P. (2002): Discovered on the brink of extinction: a new species of pygmy owl (Strigidae: Glaucidium) from Atlantic forest of northeastern Brazil. – *Ararajuba*, 10(2): 123-130. [for *Glaucidium mooreorum*]
- Gaban-Lima, R., Raposo, M. A. & Hofling, E. (2002): Description of a new species of *Pionopsitta* (Aves: Psittacidae) endemic to Brazil. – *Auk*, 119: 815-819. [for *Pionopsitta aurantiocephala*]
- Indrawan, M. & Somadikarta, S. (2004): A new hawk-owl from the Togian Islands, Gulf of Tomini, central Sulawesi, Indonesia. – *Bulletin of the British Ornithologists' Club*, 124: 160-171. [for *Ninox burhani*]
- Nemesio, A. & Rasmussen, C. (2009): The rediscovery of Buffon's “Guarouba” or “Perriche jaune” : two senior synonyms of *Aratinga pinto* Silveira, lima & Höfling, 2005 (Aves: Psittaciformes). – *Zootaxa*, 2013: 1-16. [for *Aratinga maculata*]
- Parry, S. J., Clark, W. S. & Prakash, V. (2002) On the taxonomic status of the Indian Spotted Eagle *Aquila hastata*. – *Ibis*, 144: 665-675. [for *Aquila hastata*]
- Roselaar, C. S. & Michels, J. P. (2004): Nomenclatural chaos untangled, resulting in the naming of the formally undescribed *Cacatua* species from the Tanimbar Islands, Indonesia (Psittaciformes: Cacatuidae). – *Zoologische Verhandlungen*, 350: 183-196. [for *Cacatua goffiniana*]
- Warakagoda, D. H. & Rasmussen, P. C. (2004): A new species of scops-owl from Sri Lanka. – *Bulletin of the British Ornithologists' Club*, 124(2): 85-105. [for *Otus thilohoffmanni*]
- Whittaker, A. (2002): A new species of forest-falcon (Falconidae: *Micrastur*) from southeastern Amazonia and the Atlantic rainforests of Brazil. – *Wilson Bulletin*, 114: 421-445. [for *Micrastur mintoni*]
- 爬虫綱**
- Andreone, F., Mattioli, F., Jesu, R. & Randrianirina, J. E. (2001): Two new chameleons of the genus *Calumma* from north-east Madagascar, with observations on hemipenial morphology in the *Calumma furcifer* group (Reptilia, Squamata, Chamaeleonidae) – *Herpetological Journal*, 11: 53-68. [for *Calumma vatosoa* and *Calumma vencesi*]

- Aplin, K. P., Fitch, A. J. & King, D. J. (2006): A new species of *Varanus* Merrem (Squamata: Varanidae) from the Pilbara region of Western Australia, with observations on sexual dimorphism in closely related species. – *Zootaxa*, 1313: 1-38. [for *Varanus bushi*]
- Avila Pires, T. C. S. (1995): Lizards of Brazilian Amazonia (Reptilia: Squamata) – *Zoologische Verhandelingen*, 299: 706 pp. [for *Tupinambis*]
- Böhme, W. (1997): Eine neue Chamäleon-Art aus der *Calumma gastrotaenia* – Verwandtschaft Ost-Madagaskars – *Herpetofauna* (Weinstadt), 19 (107): 5-10. [for *Calumma glawi*]
- Böhme, W. (2003): Checklist of the living monitor lizards of the world (family Varanidae) – *Zoologische Verhandelingen*. Leiden, 341: 1-43. [for Varanidae]
- Böhme, W. & Ziegler, T. (2005): A new monitor lizard from Halmahera, Moluccas, Indonesia (Reptilia: Squamata: Varanidae). – *Salamandra*, 41(1/2): 51-59. [for *Varanus zugorum*]
- Branch, W. R. (2007): A new species of tortoise of the genus *Homopus* (Chelonia: Testudinidae) from southern Namibia. – *African Journal of Herpetology*, 56(1): 1-21. [for *Homopus solus*]
- Branch, W. R., Tolley, K. A. & Tilbury, C. R. (2006): A new Dwarf Chameleon (Sauria: *Bradypodion* Fitzinger, 1843) from the Cape Fold Mountains, South Africa. – *African Journal Herpetology*, 55(2): 123-141. [for *Bradypodion atromontanum*]
- Broadley, D. G. (1999): The southern African python, *Python natalensis* A. Smith 1840, is a valid species. – *African Herp News* 29: 31-32. [for *Python natalensis*]
- Broadley, D. G. (2006): *CITES Standard reference for the species of Cordylus (Cordylidae, Reptilia)* prepared at the request of the CITES Nomenclature Committee [for *Cordylus*]
- Burton, F. J. (2004): Revision to Species *Cyclura nubila lewisi*, the Grand Cayman Blue Iguana – *Caribbean Journal of Science*, 40(2): 198-203. [for *Cyclura lewisi*]
- Cei, J. M. (1993): *Reptiles del noroeste, nordeste y este de la Argentina – herpetofauna de las selvas subtropicales, Puna y Pampa* – Monografía XIV, Museo Regionale di Scienze Naturali. [for *Tupinambis*]
- Colli, G. R., Péres, A. K. & da Cunha, H. J. (1998): A new species of *Tupinambis* (Squamata: Teiidae) from central Brazil, with an analysis of morphological and genetic variation in the genus – *Herpetologica* 54: 477-492. [for *Tupinambis cerradensis*]
- Dirksen, L. (2002): *Anakondas*. NTV Wissenschaft. [for *Eunectes beniensis*]
- Domínguez, M., Moreno, L. V. & Hedges, S. B. (2006): A new snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from the Guanahacabibes Peninsula of Western Cuba. – *Amphibia-Reptilia*, 27 (3): 427-432. [for *Tropidophis xanthogaster*]
- Eidenmüller, B. & Wicker, R. (2004): Eine weitere neue Waranart aus dem *Varanus prasinus*-Komplex von der Insel Misol, Indonesien. – *Sauria*, 27(1): 3-8. [for *Varanus reisingeri*]
- Fitzgerald, L. A., Cook, J. A. & Luz Aquino, A. (1999): Molecular Phylogenetics and Conservation of *Tupinambis* (Sauria: Teiidae). – *Copeia*, 4: 894-905. [for *Tupinambis duseni*]
- Fritz, U. & Havaš, P. (2007): Checklist of Chelonians of the World. – *Vertebrate Zoology*, 57(2): 149-368. Dresden. ISSN 1864-5755 [without its appendix; for Testudines for species and family names – with the exception of the retention of the following names *Mauremys iversoni*, *Mauremys pritchardi*, *Ocadia glyphistoma*, *Ocadia philippeni*, *Sacalia pseudocellata*]
- Glaw, F., Kosuch, J., Henkel, W. F., Sound, P. and Böhme, W. (2006): Genetic and morphological variation of the leaf-tailed gecko *Uroplatus fimbriatus* from Madagascar, with description of a new giant species. – *Salamandra*, 42: 129-144. [for *Uroplatus giganteus*]
- Glaw, F. & M. Vences (2007): *A field guide to the amphibians and reptiles of Madagascar*, third edition. Vences & Glaw Verlag, 496 pp. [for *Calumma ambreense*]
- Hallmann, G., Krüger, J. & Trautmann, G. (2008). Faszinierende Taggeckos. Die Gattung *Phelsuma*. 2. überarbeitete und erweiterte Auflage, 253 pp., Münster (Natur und Tier – Verlag). ISBN 978-3-86659-059-5. [for *Phelsuma* spp., however, with the retention of *Phelsuma ocellata*]
- Harvey, M. B., Barker, D. B., Ammerman, L. K. & Chippindale, P. T. (2000): Systematics of pythons of the *Morelia amethystina* complex (Serpentes: Boidae) with the description of three new species – *Herpetological Monographs*, 14: 139-185. [for *Morelia clastolepis*, *Morelia nauta* and *Morelia tracyae*, and elevation to species level of *Morelia kinghorni*]
- Hedges, B. S., Estrada, A. R. & Diaz, L. M. (1999): New snake (*Tropidophis*) from western Cuba – *Copeia* 1999(2): 376-381. [for *Tropidophis celiae*]
- Hedges, B. S. & Garrido, O. (1999): A new snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from central Cuba – *Journal of Herpetology*, 33: 436-441. [for

- Tropidophis spiritus*]
- Hedges, B. S., Garrido, O. & Diaz, L. M. (2001): A new banded snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from north-central Cuba – *Journal of Herpetology*, 35: 615-617. [for *Tropidophis morenoi*]
- Hedges, B. S. & Garrido, O. (2002): A new snake of the genus *Tropidophis* (Tropidophiidae) from Eastern Cuba – *Journal of Herpetology*, 36:157-161. [for *Tropidophis hendersoni*]
- Hollingsworth, B. D. (2004): The Evolution of Iguanas: An Overview of Relationships and a Checklist of Species. pp. 19-44. In: Alberts, A. C., Carter, R. L., Hayes, W. K. & Martins, E. P. (Eds), *Iguanas: Biology and Conservation*. Berkeley (University of California Press). [for Iguanidae except for the recognition of *Brachylophus bulabula*, *Phrynosoma blainvillii*, *P. cerroense* and *P. wigginsi* as valid species]
- Jacobs, H. J. (2003): A further new emerald tree monitor lizard of the *Varanus prasinus* species group from Waigeo, West Irian (Squamata: Sauria: Varanidae)– *Salamandra*, 39(2): 65-74. [for *Varanus boehmei*]
- Jesu, R., Mattioli, F. & Schimenti, G. (1999): On the discovery of a new large chameleon inhabiting the limestone outcrops of western Madagascar: *Furcifer nicosiai* sp. nov. (Reptilia, Chamaeleonidae) – *Doriana* 7(311): 1-14. [for *Furcifer nicosiai*]
- Keogh, J. S., Barker, D. G. & Shine, R. 2001. Heavily exploited but poorly known: systematics and biogeography of commercially harvested pythons (*Python curtus* group) in Southeast Asia – *Biological Journal of the Linnean Society*, 73: 113-129. [for *Python breitensteini* and *Python brongersmai*]
- Keogh, J. S., Edwards, D. L., Fisher, R. N. & Harlow, P. S. (2008): Molecular and morphological analysis of the critically endangered Fijian iguanas reveals cryptic diversity and a complex biogeographic history. – *Phil. Trans. R. Soc. B*, 363(1508): 3413-3426. [for *Brachylophus bulabula*]
- Klaver, C. J. J. & Böhme, W. (1997): *Chamaeleonidae* – *Das Tierreich*, 112, 85 pp. [for *Bradypodion*, *Brookesia*, *Calumma*, *Chamaeleo* and *Furcifer* – except for the *Bradypodion* species changed to *Kinyongia* and *Nadzikambia*, and except for the recognition of *Calumma andringitraense*, *C. guillaumeti*, *C. hilleniusi* and *C. marojezense* as valid species]
- Koch, A., Auliya, M., Schmitz, A., Kuch, U. & Böhme, W. (2007): Morphological Studies on the Systematics of South East Asian Water Monitors (*Varanus salvator* Complex): Nominotypic Populations and Taxonomic Overview. – *Mertensiella*, 16: 109. [for *Varanus cumingi*, *Varanus marmoratus*, *Varanus nuchalis*, *Varanus togianus*]
- Lutzmann, N. & Lutzmann, H. (2004): Das grammatikalische Geschlecht der Gattung *Calumma* (Chamaeleonidae) und die nötigen Anpassungen einiger Art- und Unterartbezeichnungen. – *Reptilia* (Münster) 9(4): 4-5 (Addendum in issue 5: 13). [for *Calumma cucullatum*, *Calumma nasutum*]
- Manzani, P. R. & Abe, A. S. (1997): A new species of *Tupinambis* Daudin, 1802 (Squamata, Teiidae) from central Brazil – *Boletim do Museu Nacional Nov. Ser. Zool.*, 382: 1-10. [for *Tupinambis quadrilineatus*]
- Manzani, P. R. & Abe, A. S. (2002): A new species of *Tupinambis* Daudin, 1803 from southeastern Brazil – *Arquivos do Museu Nacional, Rio de Janeiro*, 60(4): 295-302. [for *Tupinambis palustris*]
- Mariaux, J., Lutzmann, N. & Stipala, J. (2008): The two-horned chamaeleons of East Africa. – *Zoological Journal Linnean Society*, 152: 367-391. [for *Kinyongia vosseleri*, *Kinyongia boehmei*]
- Massary, J.-C. de & Hoogmoed, M. (2001): The valid name for *Crocodylus lacertinus auctorum* (nec Daudin, 1802) (Squamata: Teiidae) – *Journal of Herpetology*, 35: 353-357. [for *Crocodylus amazonicus*]
- McDiarmid, R. W., Campbell, J. A. & Touré, T. A. (1999): *Snake Species of the World. A Taxonomic and Geographic Reference*. Volume 1, Washington, DC. (The Herpetologists' League). [for Loxocemidae, Pythonidae, Boidae, Bolyeriidae, Tropidophiidae and Viperidae – except for the retention of the genera *Acrantophis*, *Sanzinia*, *Calabaria* and *Lichanura* and the recognition of *Epicrates maurus* and *Tropidophis xanthogasteras* valid species]
- Montanucci, R.R. (2004): Geographic variation in *Phrynosoma coronatum* (Lacertilia, Phrynosomatidae): further evidence for a peninsular archipelago. – *Herpetologica*, 60: 117. [for *Phrynosoma blainvillii*, *Phrynosoma cerroense*, *Phrynosoma wigginsi*]
- Necas, P., Modry, D. & Slapeta, J. R. (2003): *Chamaeleo (Triceros) narraioca* n. sp. (Reptilia Chamaeleonidae), a new chamaeleon species from a relict montane forest of Mount Kulal, northern Kenya. – *Tropical Zool.*, 16:1-12. [for *Chamaeleo narraioca*]
- Necas, P., Modry, D. & Slapeta, J. R. (2005): *Chamaeleo (Triceros) ntunte* n. sp. a new chamaeleon species from Mt. Nyiru, northern Kenya (Squamata: Sauria: Chamaeleonidae). – *Herpetozoa*, 18/3/4): 125-132. [for *Chamaeleo ntunte*]
- Pough, F. H., Andrews, R. M., Cadle, J. E., Crump, M. L.,

- Savitzky, A. H. & Wells, K. D. (1998): *Herpetology*. Upper Saddle River/New Jersey (Prentice Hall). [for delimitation of families within the Sauria]
- Praschag, P., Hundsdoerfer, A. K. & Fritz, U. (2007): Phylogeny and taxonomy of endangered South and South-east Asian freshwater turtles elucidates by mtDNA sequence variation (Testudines: Geoemydidae: *Batagur*, *Callagur*, *Hardella*, *Kachuga*, *Pangshura*). -- *Zoologica Scripta*, 36: 429-442. [for *Batagur borneoensis*, *Batagur dhongoka*, *Batagur kachuga*, *Batagur trivittata*]
- Praschag, P., Sommer, R. S., McCarthy, C., Gemel, R. & Fritz, U. (2008): Naming one of the world's rarest chelonians, the southern *Batagur*. – *Zootaxa*, 1758: 61-68. [for *Batagur affinis*]
- Raw, L. & Brothers, D. J. (2008): Redescription of the South African dwarf chameleon, *Bradypodion nemorale* Raw 1978 (Sauria: Chamaeleonidae), and description of two new species. – *ZooNova* 1 (1): 1-7. [for *Bradypodion caeruleogula*, *Bradypodion nkandlae*]
- Raxworthy, C.J. & Nussbaum, R.A. (2006): Six new species of Occipital-Lobed *Calumma* Chameleons (Squamata: Chamaeleonidae) from Montane Regions of Madagascar, with a New Description and Revision of *Calumma brevicorne*. – *Copeia*, 4: 711-734. [for *Calumma amber*, *Calumma brevicorne*, *Calumma crypticum*, *Calumma hafahafa*, *Calumma jeji*, *Calumma peltierorum*, *Calumma tsycorne*]
- Slowinski, J. B. & Wüster, W. (2000.): A new cobra (Elapidae: *Naja*) from Myanmar (Burma) – *Herpetologica*, 56: 257-270. [for *Naja mandalayensis*]
- Tilbury, C. (1998): Two new chameleons (Sauria: Chamaeleonidae) from isolated Afromontane forests in Sudan and Ethiopia – *Bonner Zoologische Beiträge*, 47: 293-299. [for *Chamaeleo balebicornutus* and *Chamaeleo conirostratus*]
- Tilbury, C. R., Tolley, K. A. & Branch, W. R. (2006): A review of the systematics of the genus *Bradypodion* (Sauria: Chamaeleonidae), with the description of two new genera. – *Zootaxa*, 1363: 23-38. [for *Kinyongia adolfifridericici*, *Kinyongia carpenteri*, *Kinyongia excubitor*, *Kinyongia fischeri*, *Kinyongia matschiei*, *Kinyongia multituberculata*, *Kinyongia oxyrhina*, *Kinyongia tavetana*, *Kinyongia tenuis*, *Kinyongia ulugurensis*, *Kinyongia uthmoelleri*, *Kinyongia xenorhina*, *Nadzikambia mlanjense*]
- Tolley, K. A., Tilbury, C. R., Branch, W. R. & Mathee, C. A. (2004): Phylogenetics of the southern African dwarf chameleons, *Bradypodion* (Squamata: Chamaeleonidae). – *Molecular Phylogen. Evol.*, 30: 354-365. [for *Bradypodion caffrum*, *Bradypodion damaranum*, *Bradypodion gutturale*, *Bradypodion transvaalense*, *Bradypodion ventrale*]
- Ullrich, K., Krause, P. & Böhme, W. (2007): A new species of the *Chamaeleo dilepis* group (Sauria: Chamaeleonidae) from West Africa. – *Tropical Zool.*, 20: 1-17. [for *Chamaeleo necasi*]
- Walbröl, U. & Walbröl, H. D. (2004): Bemerkungen zur Nomenklatur der Gattung *Calumma* (Gray, 1865) (Reptilia: Squamata: Chamaeleonidae). – *Sauria*, 26 (3): 41-44. [for *Calumma andringitraense*, *Calumma marojezense*, *Calumma tsaratanaense*]
- Wermuth, H. & Mertens, R. (1996) (reprint): *Schildkröte, Krokodile, Brückenechsen*. xvii + 506 pp. Jena (Gustav Fischer Verlag). [for Testudines order names, Crocodylia and Rhynchocephalia]
- Wilms, T. (2001): *Dornschwanzagamen: Lebensweise, Pflege, Zucht*. 142 pp. Offenbach (Herpeton, Verlag Elke Köhler) (ISBN 3-9806214-7-2). [for the genus *Uromastyx*]
- Wilms, T. M. & Schmitz, A. (2007): A new polytypic species of the genus *Uromastyx* Merrem, 1820 (Reptilia: Squamata: Agamidae: Leiolepidinae) from southwestern Arabia. – *Zootaxa*, 1394: 1-23. [for *Uromastyx yemenensis*]
- Wüster, W. (1996): Taxonomic change and toxinology: systematic revisions of the Asiatic cobras (*Naja naja* species complex) – *Toxicon*, 34: 339-406. [for *Naja atra*, *Naja kaouthia*, *Naja oxiana*, *Naja philippinensis*, *Naja sagittifera*, *Naja samarensis*, *Naja siamensis*, *Naja sputatrix* and *Naja sumatrana*]
- Ziegler, T., Böhme, W. & Schmitz, A. (2007): A new species of the *Varanus indicus* group (Squamata, Varanidae) from Halmahera Island, Moluccas: morphological and molecular evidence. – *Mitteilungen Museum Naturkunde Berlin, Zoologische Reihe*, 83 (supplement): 109-119. [for *Varanus rainerguentheri*]
- Ziegler, T., Schmitz, A., Koch, A. & Böhme, W. (2007): A review of the subgenus *Euprepiosaurus* of *Varanus* (Squamata: Varanidae): morphological and molecular phylogeny, distribution and zoogeography, with an identification key for the members of the *V. indicus* and the *V. prasinus* species groups. – *Zootaxa*, 1472: 1-28. [for *Varanus beccarii*]

両生綱

- Brown, J. L., Schulte, R. & Summers, K. (2006): A new species of *Dendrobates* (Anura: Dendrobatidae) from the Amazonian lowlands in Perú – *Zootaxa*, 1152:

- 45-58. [for *Dendrobates uakarii*]
- Glaw, F. & Vences, M. (2006): Phylogeny and genus-level classification of mantellid frogs (Amphibia, Anura). -- *Organisms, Diversity & Evolution*, 6: 236-253. [for *Mantella ebenau*]
- Jungfer, K.-H. & Böhme, W. (2004) A new poison-dart frog (*Dendrobates*) from northern central Guyana (Amphibia: Anura: Dendrobatidae). -- *Salamandra*, 40(2): 99-104. [for *Dendrobates nubeculosus*]
- Lötters, S., Schmitz, A. & Reichle, S. (2006) A new cryptic species of poison frog from the Bolivian Yungas. -- *Herpetozoa*, 18: 115-124. [for *Epipedobates yungicola*]
- Mueses-Cisneros, J. J., Cepeda-Quilindo, B. & Moreno-Quintero, V. (2008): Una nueva especie de *Epipedobates* (Anura: Dendrobatidae) del suroccidente de Colombia. -- *Pap. Avulsos Zool. Mus. Zool. San Paulo*, 48:1-10. [for *Epipedobates narinensis*]
- Rueda-Almonacid, J. V., Rada, M., Sánchez-Pacheco, S. J., Velásquez-Álvarez, A. A. & Quevedo, A. (2006) Two new and exceptional poison dart frogs of the genus *Dendrobates* (Anura: Dendrobatidae) from the northeastern flank of the cordillera Central of Colombia. -- *Zootaxa*, 1259: 39-54. [for *Dendrobates daleswansonii*, *Dendrobates dorisswansonae*]
- Taxonomic Checklist of CITES-listed Amphibians*, information extracted from Frost, D. R. (ed.) (2004), *Amphibian Species of the World: a taxonomic and geographic reference, an online reference*, Version 3.0 as of 7 April 2006 [for Amphibia]
- 板鰓綱、条鰭綱、肉鰭綱**
- Eschmeier, W. N. (1998): *Catalog of Fishes*. 3 vols. California Academy of Sciences. [for all fishes]
- Gomon, M. F. & Kuitert, R. H. (2009): Two new pygmy seahorses (Teleostei: Syngnathidae: *Hippocampus*) from the Indo-West Pacific. -- *Aqua, Int. J. of Ichthyology*, 15(1): 37-44. [for *Hippocampus debelius*, *Hippocampus waleanus*]
- Horne, M. L. (2001): A new seahorse species (Syngnathidae: *Hippocampus*) from the Great Barrier Reef – *Records of the Australian Museum*, 53: 243-246. [for *Hippocampus*]
- Kuitert, R. H. (2001): Revision of the Australian seahorses of the genus *Hippocampus* (Syngnathiformes: Syngnathidae) with a description of nine new species – *Records of the Australian Museum*, 53: 293-340. [for *Hippocampus*]
- Kuitert, R. H. (2003): A new pygmy seahorse (Pisces: Syngnathidae: *Hippocampus*) from Lord Howe Island – *Records of the Australian Museum*, 55: 113-116. [for *Hippocampus*]
- Lourie, S. A. & Randall, J. E. (2003): A new pygmy seahorse, *Hippocampus denise* (Teleostei: Syngnathidae), from the Indo-Pacific – *Zoological Studies*, 42: 284-291. [for *Hippocampus*]
- Lourie, S. A., Vincent, A. C. J. & Hall, H. J. (1999): *Seahorses. An identification guide to the world's species and their conservation*. Project Seahorse (ISBN 0 9534693 0 1) (Second edition available on CD-ROM). [for *Hippocampus*]
- Piacentino, G. L. M. and Luzzatto, D. C. (2004): *Hippocampus patagonicus* sp. nov., new seahorse from Argentina (Pisces, Syngnathiformes). -- *Revista del Museo Argentino de Ciencias Naturales*, 6(2): 339-349. [for *Hippocampus patagonicus*]
- クモ綱**
- Lourenço, W. R. & Cloudsley-Thompson, J. C. (1996): Recognition and distribution of the scorpions of the genus *Pandinus* Thorell, 1876 accorded protection by the Washington Convention – *Biogeographica*, 72(3): 133-143. [for scorpions of the genus *Pandinus*]
- Rudloff, J.-P. (2008): Eine neue *Brachypelma*-Art aus Mexiko (Araneae: Mygalomorphae: Theraphosidae: Theraphosinae). – *Arthropoda*, 16(2): 26-30. [for *Brachypelma kahlenbergi*]
- Taxonomic Checklist of CITES listed Spider Species*, information extracted from Platnick, N. (2006), *The World Spider Catalog*, an online reference, Version 6.5 as of 7 April 2006 [for Theraphosidae]
- 昆虫綱**
- Bartolozzi, L. (2005): Description of two new stag beetle species from South Africa (Coleoptera: Lucanidae). -- *African Entomology*, 13(2): 347-352. [for *Colophon endroedyi*]
- Matsuka, H. (2001): *Natural History of Birdwing Butterflies*. 367 pp. Tokyo (Matsuka Shuppan). (ISBN 4-9900697-0-6). [for birdwing butterflies of the genera *Ornithoptera*, *Trogonoptera* and *Troides*]
- ヒル綱**
- Nesemann, H. & Neubert, E. (1999): Annelida: Clitellata: Branchiobdellida, Acanthobdellida, Hirudinea. – *Süßwasserfauna von Mitteleuropa*, vol. 6/2, 178 pp., Berlin (Spektrum Akad. Verlag). ISBN 3-8274-0927-6. [for *Hirudo medicinalis* and *Hirudo verbana*]

植物界

The Plant-Book, second edition, [D. J. Mabberley, 1997, Cambridge University Press (reprinted with corrections 1998)] for the generic names of all plants listed in the Appendices of the Convention, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties).

A Dictionary of Flowering Plants and Ferns, 8th edition, (J. C. Willis, revised by H. K. Airy Shaw, 1973, Cambridge University Press) for generic synonyms not mentioned in *The Plant-Book*, unless they are superseded by standard checklists adopted by the Conference of the Parties as referenced below.

The World List of Cycads (D. W. Stevenson, R. Osborne and K. D. Hill, 1995; In: P. Vorster (Ed.), *Proceedings of the Third International Conference on Cycad Biology*, pp. 55-64, Cycad Society of South Africa, Stellenbosch) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cycadaceae, Stangeriaceae and Zamiaceae.

CITES Bulb Checklist (A. P. Davis *et al.*, 1999, compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Cyclamen* (Primulaceae) and *Galanthus* and *Sternbergia* (Liliaceae).

CITES Cactaceae Checklist, second edition, (1999, compiled by D. Hunt, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of Cactaceae.

CITES Carnivorous Plant Checklist, (B. von Arx *et al.*, 2001, Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to names of species of *Dionaea*, *Nepenthes* and *Sarracenia*.

CITES Aloe and Pachypodium Checklist (U. Eggli *et al.*, 2001, compiled by Städtische Sukkulentensammlung, Zurich, Switzerland, in collaboration with the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland) and its update: *An Update and Supplement to the CITES Aloe & Pachypodium Checklist* [J. M. Lüthy (2007), CITES Management Authority of Switzerland, Bern, Switzerland], and their updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Aloe* and *Pachypodium*.

World Checklist and Bibliography of Conifers (A. Farjon, 2001) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Taxus*.

CITES Orchid Checklist, (compiled by the Royal Botanic Gardens, Kew, United Kingdom) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Cattleya*, *Cypripedium*, *Laelia*, *Paphiopedilum*, *Phalaenopsis*, *Phragmipedium*, *Pleione* and *Sophronitis* (Volume 1, 1995) and *Cymbidium*, *Dendrobium*, *Disa*, *Dracula* and *Encyclia* (Volume 2, 1997), and *Aerangis*, *Angraecum*, *Ascocentrum*, *Bletilla*, *Brassavola*, *Calanthe*, *Catasetum*, *Miltonia*, *Miltonioides* and *Miltoniopsis*, *Renanthera*, *Renantherella*, *Rhynchosstylis*, *Rossioglossum*, *Vanda* and *Vandopsis* (Volume 3, 2001); and *Aerides*, *Coelogyne*, *Comparettia* and *Masdevallia* (Volume 4, 2006).

The CITES Checklist of Succulent Euphorbia Taxa (Euphorbiaceae), Second edition (S. Carter and U. Eggli, 2003, published by the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of succulent euphorbias.

Dicksonia species of the Americas (2003, compiled by Bonn Botanic Garden and the Federal Agency for Nature Conservation, Bonn, Germany) and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Dicksonia*.

Plants of Southern Africa: an annotated checklist. Germishuizen, G. & Meyer N. L. (eds.) (2003). *Strelitzia* 14: 150-151. National Botanical Institute, Pretoria, South Africa and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Hoodia*.

Lista de especies, nomenclatura y distribución en el genero Guaiacum. Davila Aranda, P. & Schippmann, U. (2006): *Medicinal Plant Conservation* 12:50, and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Guaiacum*.

CITES checklist for Bulbophyllum and allied taxa (Orchidaceae). Sieder, A., Rainer, H., Kiehn, M. (2007): Address of the authors: Department of Biogeography and Botanical Garden of the University of Vienna; Rennweg 14, A-1030 Vienna (Austria), and its updates accepted by the Plants Committee, as a guideline when making reference to the names of species of *Bulbophyllum*. ■

決議 11.1 (Cop15 で改正) *

委員会の設置

第 9 回締約国会議(フォートローダーデール、1994 年)で採択され、第 10 回会議で改正された委員会の設置に関する決議 9.1 (改正) を想起し、

全委員会共通の手続き規則が正式会議の必須要件であることを認識し、

条約締約国会議は

委員会の設置に関して

締約国会議の委員会を指定するためのシステムを作り、委員会設置にあたって従うべき手続きを確立することに合意し、

次のとおりに決議する。

- a) 締約国会議の特別委員会として恒久的な常設委員会を設置し、締約国会議の監督下におかれる。
- b) 動物委員会、植物委員会は締約国会議において会合では締約国会議の監督下におかれ、締約国会議と会議の間は、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- c) 締約国会議は必要に応じ追加委員会を指定できる。
- d) 締約国会議もしくは常設委員会は特定の問題との取り組みに必要な特定の委任事項を持つ作業部会を指定できる。これらの作業部会の継続期間は締約国会議の次回会議までの期間を超えないよう規定され、次回会議時点で必要ならば更新が可能である。それらは締約国会議の直属とし、要請があれば常設委員会の監督下におかれる。
- e) 常設委員会は独自の手続き規則を採択する。
- f) 動物並びに植物委員会は独自の手続き規則を採択するが、ただし、実施可能な限り、常設委員会の手続き規則に従うものとする。
- g) 締約国会議で常設委員会の構成員として地域代表が選出される。
- h) 事務局は可能な限りの範囲内で、要請があれば、発展途上国、移行経済圏諸国、小島嶼開発途上国からの代表のために、関連委員会の会合への出席、妥当で正当と認められる委員の旅費、および常設委員会、動物委員会、植物委員会の委員長のその他の経費を支給できるよう備える。
- i) 締約国会議によって設置された全委員会をこの決議の付記に掲載する。
- j) 事務局は委員会議長の要請に応じ、承認された事務局

局予算の範囲内で事務サービスを提供する。かつ

- k) 動物委員会および植物委員会の連続した会合が共同会議を含む時、分割された委員会会合の持続期間は 4 日間で、連続していない場合は、各会合の長さは 5 日間である。
- l) 事務局は、動物および植物委員会に欠員が生じた場合、直ちに常設委員会に知らせ、可能な限り早急に欠員が補充されるようにする。

常設委員会における地域代表権に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

a) 地域委員並びに代理地域委員の選出

- i) 地域委員並びに代理地域委員の選出にあたり、以下の点を考慮に入れるべきである。
 - A. 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出において輪番を推奨する。
 - B. 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、バランスのとれた形で(地政学的、文化的、生態学的に)代表を選ぶよう努めるべきである。
- ii) 地域での立候補は、締約国会議の少なくとも 120 日前までに、関係国が政府の経路を通して正式に提出する。これらの立候補は事務局を通じ、その地域の全締約国に通告される。
- iii) ある地域に割り当てられる人数を超える立候補が提出された場合、締約国会議の会合中に、その地域の締約国による会議で投票を行う。選出には絶対過半数を必要とする(つまり、投票数の半分を超える数)。会議によって正式に認定された代表団のみが投票権を持つ。選出は会合の第 2 週目に行う。
- iv) 委員並びに代理の選出は、彼らの前任者の任期満時に、前述の手続きに従い、1 回の過程での連続した投票によって行う。

b) 委員並びに代理委員の交替時機

- i) 地域委員およびその代理の任期は、彼らが選出された定期会合が終了した時点で始まり、その後の 2 回目の定期会合が終了する時点で終わる。
- ii) 委員 1 名、代理委員 1 名の地域については、選出は 1 回おきの会議で行う。
- iii) 委員 1 名、代理委員 1 名よりも多い地域では、継続性を保証するために、すべての委員または代理委員を同じ会合で変更すべきではない。

*第 12 回、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

締約国会議における地域会議に関して

次のとおりに合意する。

- a) 地域会議は公式という性格を備え、議題を持つものとする。取り上げた提案並びに合意に関する議事録を作成する。
- b) 各地域会議の議長は常設委員会の地域委員の代表とする。および
- c) 各地域は次のような特定の作業を行うことになっている。
 - i) 適宜、常設委員会委員および代理委員の選出。これらは締約国である。
 - ii) 動物委員会並びに植物委員会の委員および代理委員の選出。この決議の付記 2 に従い、動物並びに植物委員会の委員および代理委員は個人である。選出される個人は動物または植物全般および特に彼らが代表する地域に関する専門家とする。
 - iii) 複数の委員を持つ地域は、締約国会議の次回会議までに、代表権を行使する方法を決定する。これについては各会合で検討する。
 - iv) かなりの部分、締約国会議の議題によって決定される他の作業。地域代表は会議に先立ち、会議の議題を決める。これには代理代表の助けを借りることもできる。議題では i) および ii) 項で触れた点を取り上げ、かつ締約国会議の本会議または委員会 I 並びに II の会議で論じられる議題の主な項目、特に当該地域に関係する項目に関する討議の準備をする。

動物並びに植物委員会における代表に関して

次のガイドラインを実施するよう勧告する。

- a) 候補者の選出
 - i) 代表候補者を提案する締約国は、指名の際に、その候補者が支持されること、および活動の実施に必要な手段を彼らが獲得することを確約する。地域代表ではないが、動物学または植物学の学名の専門家として出馬する際には、候補者には同様のプロセスが適用される。
 - ii) 提案された候補者の氏名並びに履歴書は、代表が選

出される締約国会議の少なくとも 120 日前に、当該地域の締約国に配布する。

- iii) 理想的には、候補者は科学当局と結びつきを持ち、CITES に関する十分な知識を備え、任務を果たすために十分な制度上の支援を受けるべきである。この情報は履歴書にも盛り込むこと。
- iv) 代表が個人である限り、締約国を提案された候補者として承認し、後にその締約国が個人を特定するということは行ってはならない。

b) 地域委員並びに代理委員の交替時期

- i) 手続きは上記の常設委員会に関する手続きと同じとする。
- ii) 代理委員は特定の委員の代理であるため、委員と同時に選出する。
- iii) ある地域が委員または代理委員を再選出することを希望する場合は、それを阻む理由はない。
- iv) 期日までに指名を受けられない場合は、後任が選出されるまで、現職者にその意志と能力がある限り、現職者が代表として残る。

地域の連絡および代表に関して

事務局は以下を行うことを決議する。

- a) CITES のウェブサイト、動物および植物委員会の作業に関係する近日中の期限を公示する。
- b) 途上国および移行経済国の地域代表および動物並びに植物委員会の学名命名の専門家が、締約国会議に出席し、委員会の作業に全面的に参加できるようにするための資金調達方法を調査する。かつ
- c) 事務局が主催する地域セミナーまたはその他の関連会議に伴い、地域会議を開催するための資金調達に努める。その会議は地域代表が議題を準備し、議長を務めるものとする。

決議 9.1 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) – 「委員会の設置」を廃棄する。



付記 1 締約国会議常設委員会の設置

締約国会議と会議の間の期間、条約の仕事と履行を指導する上で常設委員会が果たす重要な役割を考慮し、

南北間で起きる野生生物取引問題の数、そして影響を受ける附属書掲載種の状態を判断する上での常設委員会の重大な影響力を考慮し、

常設委員会での代表の構成に偏りがあると、生産国にとってきわめて重要な案件の決定において不公正な査定が行われる可能性があることを考慮し、

条約において地域が代表されることが、各地域に属する締約国の参加の度合いに明確に反映されることの重要性を考慮し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議常設委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、常設委員会は次のことを行う。

- a) 条約の実施に関し、事務局に総合的な方針および業務に関する指示を与える。
 - b) 会議での議事その他の要件の準備に関し、また、事務局が機能を果たす中で事務局に持ち込まれるその他の事柄に関し、事務局に指導並びに助言を与える。
 - c) 締約国に代わり、信託基金その他の資金源による事務局予算の編成並びに運用、締約国会議が認可した特定の機能を遂行するために事務局が行う資金調達に全側面を監督し、かつ、そのような資金調達活動の経費を監督する。
 - d) 必要に応じて他の委員会の調整を行い、助言を与え、常設委員会自体もしくは締約国会議が設置した作業部に指示を与え、調整を行う。
 - e) 締約国会議と会議の間の期間に必要な暫定的活動を会議に代わって遂行する。
 - f) 締約国会議で検討する決議を起草する。
 - g) 会議と会議の間に常設委員会が遂行した活動について締約国会議に報告する。
 - h) 手続き規則が採択されるまで、締約国会議で事務局の役割を果たす。
 - i) 締約国会議から委任されるその他の機能を果たす。
- 以下のとおりに決定する。
- a) 常設委員会の構成に関する次の原則
 - i) 常設委員会の委員は次のとおりに構成される。
 - A. アフリカ、アジア、中南米カリブ諸国、ヨーロッパ、北米、オセアニアから成る主要 6 地域の各々から次の基準に基づき選出される 1 カ国以上の締約国。
 - 1. 締約国数が 15 カ国までの地域から 1 代表
 - 2. 締約国数が 16 カ国から 30 カ国までの地域から 2 代表
 - 3. 締約国数が 31 カ国から 45 カ国までの地域から 3 代表
 - 4. 締約国数が 45 カ国より多い地域から 4 代表
 - B. 寄託国
 - C. 前回会議開催国および次回会議開催国
 - ii) 段落 A に記載された地域ごとに代理委員として選出された各締約国 1 カ国は、それが代理する国の代表が欠席した場合にのみ地域委員として会合に代表を

出席させる。

- iii) 常設委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。地域委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
 - b) 常設委員会は次の手続きに従う。
 - i) 全委員が委員会の仕事に参加できるが、投票権を持つのは地域委員または代理地域委員のみである。ただし、票が同数の場合は寄託国が決定票を入れる権利を持つ。
 - ii) 議長、副議長、その他必要な役員は地域委員により、地域委員の中から選出される。
 - iii) 締約国会議定期会議の間に、臨時会議が開催される場合、その会議の開催国はその会議の開催準備に関連する事柄について常設委員会の仕事に参加する。
 - iv) 技術委員会の委員長は定期的に常設委員会の会合に招かれる。
 - v) 常設委員会の委員ではない締約国は、参加権を持つが投票権を持たないオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
 - vi) 議長は、いかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、投票権を持たないオブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。
 - vii) 事務局は常設委員会の会合の開催日時および場所を全締約国に通知する。
 - c) 常設委員会の委員に対する旅費支給に関する原則
 - i) 事務局は、先進国の代表以外の各地域委員を代表する 1 人が常設委員会の各定期会議（締約国会議に伴う会議を除く）に出席するために、要請があれば、妥当な額で正当と認められる旅費を支払うよう予算の中で準備する。
 - ii) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
 - iii) 常設委員会議長は締約国会議、常設委員会または事務局を代表して行った旅行の妥当で正当と認められる旅費全額について払い戻しを受けることができる。
 - iv) 旅費の支給を受ける地域委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後から 30 日以内に事務局に提出されなければならない。
- 常設委員会の地域代表の任務に関して次のとおりに決議する。
- a) 地域代表は彼らの地域の締約国並びに事務局と流動的

かつ永続的な連絡を維持する。

- b) 常設委員会の会合に先立ち、代表は彼らの地域の締約国に議題を伝え、できればそれらの国々または地域に特に関連性を持つ事柄に関して意見を求める。また、会合の結果も報告する。締約国会議と会議の間に、少なくとも 2 回の地域会合を開き、その内 1 回の会

合では、次回締約国会議に提出される提案を特に取り上げる。これらの会合は地域代表が招集する。

- c) 地域代表は締約国会議の会合中に開かれる地域会議で、彼らの活動、優先的計画、実績について詳しく報告する。締約国はこれらの報告に対して意見を表明することができ、それらは議事録に盛り込まれる。

付記 2 締約国会議の動物委員会並びに植物委員会の設置

動植物の取引および管理に関する生物学的データと専門知識の不足に関し、締約国会議並びに個々の締約国が直面する多くの問題を了解し、

ある種が CITES 附属書に適切に掲げられているかどうかを評価する有効な手法として、その種の生物学上並びに取引上の状態の定期的再検討が必要であることを認識し、

かなりの水準で国際取引があり、かつ、そのような水準の取引に対してその種が耐え得るかどうかについての科学的情報が、当条約第 4 条 3 項の要件を満たすほど十分には存在しない附属書 II 掲載種を識別する必要性を認識し、

世界の中でもアフリカ、アジア、中南米において生物多様性が高く、条約附属書に掲げる動植物の半数以上がそれらの地域に生息することを認識し、

北米地域の締約国がわずか 3 カ国であるのに対し、アフリカには 40 カ国以上、中南米カリブ諸国には 25 カ国以上、アジアには 20 カ国以上の締約国が存在し、それに加え、アジアは西のイスラエルから東の日本にまで及ぶことを意識し、

条約附属書で使われている学名命名法を標準化することが、締約国にとりきわめて有用であることを認識し、

締約国会議特別分科会で採択された勧告 Conf. S.S. 1.7 (ジュネーブ、1977 年) で、附属書に使われる学名命名法の標準化の必要性が認識されたことを想起し、

そのような生物学的学名命名法が流動的であることに留意し、

条約締約国会議は

次のような委任事項を持つ締約国会議動物委員会並びに植物委員会を再設置することを決議する。

締約国会議で合意された方針の範囲内で、動物委員会並びに植物委員会は次のことを行う。

- a) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、附属書に掲げる動植物種の国際取引に関連するす

べての事柄に関して科学的な助言並びに指導を提供し、それには附属書改定案も含まれる。

- b) 以下の作業を実施することにより、学名命名法の問題と取り組む。

- i) 条約附属書に掲げる全種に関し、亜種または植物品種の水準まで、同義名も含め、動植物分類群の標準化した学名参考文献を作成するか、または適宜、既存の学名参考文献の採択を提案する。

- ii) ある分類群に関する新規または更新された参考文献（またはその一部）を受け入れるにあたり、下記の手続きに従った後、これをその分類群の標準参考文献として採択するよう締約国会議に提示する。

- iii) 動植物名並びに同義名の標準参考文献一覧表を作成する上での最優先項目を次のとおり定める。

- A. 種の水準で附属書に掲げる動植物の種名
- B. 属または科の水準で附属書に掲げる動植物の属名
- C. 科の水準で附属書に掲げる動植物の科名

- iv) 動物学並びに植物学上の学名の正しい使用に関し、既存の附属書を再検討する。

- v) 要請があれば、附属書改正提案に関係する学名命名問題に関し、締約国に対して助言を行う。

- vi) 事務局から要請があれば、種その他の当該分類群について正しい名称が使われているようにするため附属書改正提案を再検討する。

- vii) 締約国によって提案された学名変更が、その分類群の保護の適用範囲を変えないことを確保する。

- viii) 締約国会議、他の委員会、作業部会、事務局に対し、学名に関する勧告を行う。

- c) 識別マニュアルに関する決議およびそれに関連する決定の実施について事務局を補助し、事務局から要請があれば、識別について起こりうる問題に関して附属書改正提案を検討する。

- d) 科学当局を補助するための作業計画実施について

事務局と協力する。

- e) 当条約掲載種の専門家である各地域の植物学者および動物学者を掲載した地域ごとの名簿を作成する。
- f) 次のことを行うために、取引による実質的な影響を受けるとみなされている附属書Ⅱの分類群の一覧表を作成し、それらの分類群に関し、以下の事項について原産国からの意見を含む、入手可能なすべての生物学上並びに取引上の情報を検討し、査定する。
 - i) 取引がそれらの個体群に対して実質的な悪影響を及ぼしていないと結論するに足る十分な情報が存在するすべての種を除外すること。
 - ii) 取引が悪影響を及ぼしていると確信できる種のための修正策に関する勧告の実施。
 - iii) 取引水準が有害であるかどうかの判断基準として入手可能な情報が不足している種に関し、情報収集のためのプロジェクト優先課題を定めること。
- g) 取引量の変化を示す証拠があるか、または再検討の必要性を示す特定情報が得られた種に関する情報を査定する。
- h) 次の方法により、CITES 附属書に掲げる動植物種の定期的再検討を実施する。
 - i) これらの種の生物学上並びに取引上の状態を再検討するための日程を確定する。
 - ii) 取引される種の生物学的状態に関する問題もしくは潜在的問題を特定する。
 - iii) 特定種を再検討する必要性に関して締約国と協議した後、原産国と直接協力して種を選抜し、再検討においてそれらの国々の支援を求める。
 - iv) その再検討の結果として、寄託政府を通じ、締約国会議で検討する改正案を準備し、提出する。
- i) 原産国から支援要求があれば、それらの国に管理の技術および手順に関する助言を与える。
- j) 動植物に関連する科学的事柄に関し、締約国会議で検討される決議を起草する。
- k) 締約国会議または常設委員会が動物委員会並びに植物委員会に委託するその他の機能を実施する。
- l) 締約国会議と会議の間に遂行または監督した活動に関し、締約国会議および要請があれば常設委員会に報告する。

動物並びに植物委員会に指示を与えるにあたり、締約国会議は作業の性質がそれらの委員会の委任事項の範囲内であるかどうか、また、それらの委員会にそのような作業を引き受ける時間と人員があるかどうか細心の注

意を払うことに合意する。

次のとおりに決定する。

- a) 動物委員会並びに植物委員会の委員は次のとおりに構成される。
 - i) 北米およびオセアニアで構成される主要地域各々から 1 名を選出。
 - ii) アフリカ、アジア、中南米とカリブ海諸国、ヨーロッパで構成される主要地域各々から各々 2 名を選出。かつ
 - iii) 締約国が指名する動物の学名に関する専門家（動物委員会）並びに植物の学名に関する専門家（植物委員会）。彼らは職権上の地位を持ち、投票権を持たない。
- b) a) の i) または ii) に記載された委員の代理委員として選ばれた者はそれぞれ、その者が代理する委員が欠席した場合にのみ会合で地域委員としてその地域を代表する。
- c) 委員会の委員構成は締約国会議の定期会議ごとに再検討される。委員の任期は選出される定期会議閉会時に始まり、その次後の 2 回目の定期会議閉会時に満期となる。
- d) どの締約国もオブザーバーという形で委員会の会合に代表を送る権利を与えられる。
- e) 議長並びに副議長は委員会によって選出される。議長の地域代表としての役割は後継者が引き継ぐ。会合でその後継者が欠席の場合、議長は暫定的に、その地域の地域代表を務める。
- f) 議長はいかなる人物または他の国もしくは組織の代表に対しても、オブザーバーとして委員会の会合に参加するよう呼びかけることができる。

動物並びに植物委員会の地域選出委員並びに彼らの代理委員の任務は以下のとおりにあることを決議する。

- a) 各委員は委員会の会合の間に行うべき作業に関し、代理委員と協力する。
- b) 各委員はその地域内の締約国と定期的に連絡をとる。
- c) ある地域に複数の代表がいる場合、代表は各人がどの締約国を代表するかについても合意する。それらの国々における窓口となる人物を特定する。その地域の非締約国との窓口も設ける。
- d) 各委員は、事務局および地域または小地域レベルでの他の組織が開催するセミナーまたは関連する会合への参加などの仕組みを通じ、委員会の役割および機能、その権限、自分の地域に関係する問題についての意識を高める。
- e) 委員会の会合に先立ち、委員は議題、特に地域内の

国々に関係する事柄に関し、自分の地域の締約国と相談する。

- f) 委員会の各会合で、委員は先立つ期間に関する報告書を提出する。
- g) 委員は自分の地域の締約国に、委員会の各会合の結果について報告する。
- h) 委員は委員会の次の会合に出席しない場合、十分な時間的余裕を見て、代理にその旨を伝えなければならない。
- i) 委員はその地域内の活動に関するすべての関連情報を後任者に提供する。

さらに、動物並びに植物委員会の動物並びに植物の学名の専門家は、締約国により委ねられた責任を果たすため、必要な専門家からの意見を調整、監視、分析することを決議する。

さらに、植物委員会または動物委員会の委員に対する旅費支給に関する次の原則を決定する。

- a) 締約国会議の会期間に開かれる当該委員会の 2 回までの会合に出席するために、事務局は要請があれば

地域委員の妥当で正当と認められる旅費を支給できるよう予算の中で備える。

- b) 事務局は、委員会の委員長が、常設委員会の会合および締約国会議が委員長に出席するよう指示する他の会合に参加するための備えもする。
- c) 委員は自費で旅費をまかなえるよう最大限の努力を払う。
- d) 旅費の支給を受ける委員の旅行手配は国連の規則並びに規定に従い事務局が行い、また、払い戻しが適用される場合、その申請は領収書による裏付けが必要とされ、旅行後 30 日以内に事務局に提出されなければならない。

締約国および地域に対し、委員会の代表者を支援するために、長期的な持続可能な資金提供機構を利用するか、または整備するよう促す。

事務局に対し、可能な限りの範囲内で、委員会が準備する刊行物の制作費として、外部の資金源から資金を提供するよう命じる。 ■

決議 11.3 (Cop15 で改正) *

遵守および施行

第 6 回および 7 回締約国会議（オタワ、1987 年、ローザンヌ、1989 年）で採択された決議 6.3 並びに決議 7.5、第 2 回締約国会議（サンホセ、1979 年）で採択され、第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で改正された決議 2.6（改正）、第 3 回締約国会議（ニューデリー、1981 年）で採択され、第 9 回会議で改正された決議 3.9（改正）、第 6 回締約国会議で採択され、第 9 回締約国会議で改正された決議 6.4（改正）、第 9 回会議で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された決議 9.8（改正）を想起し、

条約の附属書 II 並びに III に掲載される動植物の取引が一部の種の存続に悪影響を及ぼすことに関して、さまざまな締約国から表明された憂慮を認識し、

生きたものおよび死んだ動植物、およびそれらの部分・派生物の取引を規制する規定の遵守状態の監視、書類の発給、管理に関し、輸出国と輸入国両方の管理当局による不適切または不十分な実施が原因で過去に条約違反が何件か起きていることを意識し、

上記の違反が再発しないこと、および条約の目的のために定められたメカニズムが完全に実施され、絶滅のおそれがある動植物種の取引規制並びに有効な保護のためにその正常かつ効率的な機能が保証されることが、条約の全締約国にとり、倫理、生物学、生態学、経済的にもっとも有益であることを考慮し、

条約の規定を施行ならびに執行する能力には、締約国の間でかなりの差があることを意識し、

途上国はその特別な社会経済的、政治的、文化的、地理的状况により、適切な規制要件を満たす上で大きな困難を抱えているが、しかし、可能な限りの最高水準の効果を維持することがそのために免除されるわけではないことを認識し、

適切な CITES 規制の欠如により、違法輸入を許し続けている消費国がいまだに存在する中、自国の CITES 規制の施行において全生産国が極度の困難に直面し、そのような困難が他の締約国での施行問題を悪化させることを認識し、

附属書に掲げる種の標本の生産国からの違法輸出が貴重な野生生物資源に対して深刻な被害を引き起こし、管理計画の効果を下げることが認識し、

輸入国による留保が抜け穴となり、それを通じて原産国で違法に取得された標本が何ら規制を受けることなく

合法的な市場を見つけることができるという事実を配慮し、

留保を維持する一部の輸入国が、第 4 回締約国会議（ガボローネ、1983 年）で採択され、第 14 回会議（ハーグ、2007 年）で改正された決議 4.25（CoP14 で改正）の締約国会議の勧告を検討することを拒否し、そうすることにより、自国の野生生物資源の保護を望む生産国の自然保護政策を弱めていることに注目し、

野生動植物の違法取引がいまだに主要な関心事であることを認識し、

CITES 掲載種の標本のインターネット商取引が急増していることを認識し、

2009 年 2 月にバンクーバー（カナダ）で開催された CITES 掲載種の標本のインターネット商取引に関する会議の結論および勧告に留意し、

これらの違法に取得された資源を輸入する国は世界的な違法取引を助長する直接的責任があり、このような方法で生産国の自然遺産が損害を受けることを考慮し、

締約国が条約によって定められたすべての規則を実施し、有効に遵守することが条約の成功にとり不可欠であることを考慮し、

もし彼らが条約の目的達成に成功したら、条約の執行は締約国のもっとも高いレベルの絶え間ない関心事でなければならぬことを確信し、

野生動植物の違法取引によって生じる深刻な問題と取り組むために条約の執行を強化する必要があること、またそのような取引から得られる利益と比べたときに、執行のための入手可能な資源はほんとうにわずかであるということを確認し、

条約の目的達成に成功するためには、締約国が条約の条約第 8 条 1 項により、締約国は条約の規定を施行し、それに違反した標本の取引を禁じるために適切な措置を講じること、およびそれには違法に取引された標本の没収または輸出国への返還を行うための措置が含まれる、と規定されていることを想起し、

条約の前文に、野生の動植物の一定の種を国際取引による過剰な捕獲から守るためには国際協力が不可欠であると明記されていることを認識し、

不正行為と疑われる野生生物取引に関連する事例と状況に関する迅速な情報交換を通じ、条約の適用において緊密に協力し、他の関連締約国が法的制裁を加えること

*第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

を可能にするという締約国の義務を確認し、

1994 年 3 月にイスラエルで開催されたアジア地域会合で、法施行協力に関する決議が採択されたことを歓迎し、

1995 年 10 月に北京でこの件について開催されたワークショップで作成され、アジア地域での法執行協力機構を創設するために努力すると述べたアジア地域野生生物取引規制に関する北京声明を歓迎し、

国際的に活動することがあり、他の違法活動にも携わることがある個人並びに組織犯罪集団を含むグループにより、しばしば木材、野生生物、他の森林生物資源を含む森林製品の違法国際取引が犯されること、また、国連国際組織犯罪防止条約並びに国連腐敗防止条約が、野生生物犯罪と取り組むための国際協力のための追加的枠組みを提供することを、国連犯罪防止刑事司法委員会が認識したことを歓迎し、

野生動植物の違法取引に対する協力執行活動に関するルサカ協定による CITES 施行強化への寄与を認識し、

他の手段と組み合わせた犬の使用が探知および押収の確率を上げること、探知犬は他の手段では探知できない品目を探知できること、犬とハンドラーのチームは、短時間で人および貨物または荷物を調べる上で非常に効果的であることを認識し、

国、地域、国際レベルでの CITES 当局ならびに野生生物法執行機関の間で協力と調整を改善する必要性を意識し、

2004 年 2 月にシェパーズタウン（米国）で開催された会合での CITES 執行専門家グループの結論ならびに勧告に留意し、

事務局からの情報要求に締約国が対応する期限が第 13 条で指定されていないこと、また対応がない場合に回答拒否と解釈されないようにするためには期限設定が必要であることを考慮し、

野生生物の部分並びに派生物を示すためにある種の用語を使用した際、何らかの法律違反を引き起こす場合があることを考慮し、

施行過程において事務局が果たしうる役割の重要性および条約第 13 条で規定された手段を認識し、

第 13 条で規定された条約施行促進における事務局の役割、および施行機構間および教育目的の情報交換の円滑化のために事務局が国際刑事警察機構（ICPO- インターポール）並びに世界税関機構（WCO）と共に講じた措置を自覚し、

入手可能な限られた資金を用い、締約国および事務局は、例えば国連薬物犯罪事務所の下で提供される機構のように、既存の政府間施行機構並びに資源を最大限に活

用すべきであることを意識し、

条約の対象種の違法取引をさらに削減するため、一層の措置が必要であることに同意し、

そのような高水準の野生生物の取引が行われるため、消費国は生産国と共に、取引が合法的かつ持続可能であり、締約国により採択され、施行される執行措置が生産国において保全を支援することを確保する責務を負うことを承知し、

条約附属書に掲げる種の標本の違法取引が、野生生物資源に深刻な被害を与え、野生生物管理計画の有効性を低下させ、合法的かつ持続可能な取引、特に多数の生産国の発展途上経済を弱体化させ、脅かす可能性があることを認識し、

条約締約国会議は

遵守、規制、協力に関して

全締約国に対し、可能な限り早急に各国の管轄下にある領土内における野生生物取引の規制、特に隣国を含む生産国からの輸送に対する規制を強化し、管理当局を持つ国から発給された書類を厳重に確認するよう促す。

次のとおりに勧告する。

- a) 全締約国が：
 - i) 野生動植物の違法取引の深刻さを認識し、それを国内法執行機関における優先項目として特定する。
 - ii) 適当であれば、CITES の執行を強化し、その規定の遵守を達成し、野生生物法執行機関を支援するよう意図した国内並びに地域行動計画を、日程、目標、資金調達に関する規定を組み込み、策定することを考慮する。
 - iii) 野生生物法執行の責任を持つ係官に、税関ならびに警察のよく似た立場の係官に同等の訓練、地位、権限を与える。
 - iv) 附属書 II に掲げる動植物種の取引の規制に関係する条約の全機構ならびに規定に関し、また、附属書に掲げる種の違法取引からの保護を保証する全規定に関し、厳重な遵守と規制を保証する。
 - v) 上記規定に違反した場合、そのような違反に対して罰を与え、適切な矯正策をとるために、ただちに条約第 8 条 1 項に従う適切な措置を講じる。
 - vi) 違法取引に関係しそうなすべての状況と事実および規制措置に関し、そのような取引を全廃することを目的として、互いに情報を提供し合う。
- b) 締約国は、違反に対し、それらの性質と重大さに適した制裁措置を推奨する。
- c) 国連国際組織犯罪防止条約並びに国連腐敗防止条約

にまだ加盟していないか、またはまだ批准していない締約国は、それを行うことを考慮する。

- d) 特に輸入国は：いかなる状況または弁解のもとでも、輸出国または再輸出国により権限を持つと公式に指定され、事務局に正しく通知された管理当局以外には、階層水準とは無関係に、いかなる当局が発給した輸出または再輸出書類も受理しない。
- e) 附属書 II または III の種が取引に関与するいずれかの国の法律に違反して取引されていると輸入国が確信する理由がある場合、輸入国は：
 - i) その法律への違反が起きたと考えられる国にただちに通知し、可能な限りの範囲で、取引に関連する全書類の写しをその国に提供する。
 - ii) 可能な場合、条約第 14 条に規定されたように、その取引に対してより厳重な国内措置を適用する。
- f) 締約国は、自国の在外公館、外国における任務の代表、国際連合の旗の下で活動する部隊に対し、彼らが条約の条項を免除されないことに注意を促す。

第 13 条の適用に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 第 13 条の適用において、違反の疑いがある件に関する情報を事務局から要求された場合、締約国は 1 カ月の期限内に回答するか、または可能ならば、その月内に要求を受理したことを通知し、要求された情報を提供できると考える日付を、たとえおおよその日付であっても提示する。
- b) 要求された情報が一年の期限内に提供されなかった場合、締約国は回答できなかった理由の説明を事務局に提供する。
- c) 事務局が特定の締約国で条約実施に関する重大な問題が生じていると認識した場合、事務局は当該締約国と協力し、その問題の解決に努め、必要に応じて助言または技術援助を申し出る。
- d) 解決策が即座にみつからないように思える場合、事務局はその件に注目するよう常設委員会に促し、常設委員会は解決策をみつける手助けをするという観点から、当該締約国と直接接し、その件を追求することができる。
- e) 上記の実施上の問題およびそれらを解決するために講じられた措置に関する情報を、事務局は通告を通じて可能な限り完全に締約国に通報し続け、違反の疑いがある件の報告書でそれらの問題を取り上げる。

事務局の執行活動に関して

締約国、政府間および非政府組織に対し、事務局の施

行支援作業に資金を提供することにより、条約の施行に対する一層の財政支援を提供するよう促す。

事務局に対し、次の優先事項にその資金を使うよう命じる。

- a) 執行関係の事柄について事務局で作業を行う追加職員の指名
- b) 地域の法執行協定の締結並びに実施の支援
- c) 締約国に対する訓練並びに技術援助

法執行問題との取り組みで事務局を支援するための執行職員を出向させるよう締約国に促す。かつ

条約の機関、国内条約施行当局、既存の政府間組織、特に世界税関機構および国連薬物犯罪事務所並びに国際刑事警察機構 (ICPO- インターポール) との間でより密接な国際的連携を追求するよう、事務局に対して命じる。

情報の通報と調整に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 管理当局は、訓練活動並びに共同会議を手配し、また、情報交換を促進することにより、税関並びに警察、また、適宜、分野別の非政府組織を含め、CITES の執行に責任を負う政府機関の調整を行う。
- b) 締約国は国別の機関間委員会を設置し、管理当局と税関並びに警察を含む CITES の執行に責任を負う政府機関とを統合する。
- c) 締約国は、緊急の問題として、野生動植物の違法取引を調査する責任を持つ自国の関連国内法施行機関の詳細な連絡先を事務局に通報する。
- d) 締約国は事務局から自国が発給した書類の不正使用に関する通報を受けた時、必要であれば ICPO- インターポールに呼びかけ、その犯罪を教唆した者を特定するための調査を実施する。
- e) 偽の書類を提示された時、締約国は標本がどこにあるか、偽の書類がどこで発給されたかを割り出すために可能な限りのことを行い、適切であれば事務局およびその他の締約国に通報する。
- f) 地域レベルで野生生物法執行機関の間の協力ならびに調整を図るための適切な機構を作るために、締約国はそれぞれの地域内で協力する。
- g) 事務局は常設委員会と協議し、当初は附属書 I に掲げる種を中心に、必要に応じて臨時の CITES 執行特別委員会を設置する。
- h) まだ行っていない締約国は、関連国内執行ならびに起訴機関からインターポール野生生物犯罪作業部会に出席する係官の指名について考慮する。
- i) 既存の探知犬プログラムを持つ締約国は、そのような

プログラムの立案および実施に関心を持つ締約国と、知識および経験を共有する。

- j) 締約国は事務局に意味のある違法取引事件に関する詳しい情報を提供する。
- k) 締約国は事務局に対し、可能な限り、有罪判決を受けた違法取引業者並びに常習犯に関する情報を提供する。および

上記の情報を直ちに締約国に通報するよう事務局に命じる。および

CITES 掲載種の標本のインターネット商取引に関して

締約国に対し、以下を行うよう勧告する。

- a) 附属書 I 掲載種の標本の販売を最優先問題として、合法的な野生生物取引を管理し、違法野生生物取引を捜査し、犯人を罰するという課題と取り組むために十分な国内措置を確保するために、国内措置の評価または整備を行う。
- b) 国内レベルで、インターネットにつながる野生生物犯罪の捜査を専門とする部署を設置するか、またはコンピュータもしくはサイバー犯罪を捜査または監視する既存の部署に野生生物取引問題を組み込む。
- c) 国内レベルで、インターネット関連野生生物取引の監視を調整し、それらの活動により得た情報を、CITES 管理および執行当局指定の連絡窓口の間でタイムリーに共有できるようにするための機構を設立する。

締約国およびインターポールに対し、さらに次のように勧告する。

- a) 他の機関が使用している方法で、インターネットを介して CITES 掲載種の合法的売買を規制する機構の評価に役立つ可能性がある方法に関し、事務局に情報を提出する。
- b) CITES 掲載種の標本の違法なインターネット関連取引を捜査し、犯人を絞込み込むことに、十分な資源が配分されるようにする。
- c) 執行、能力強化、大衆の認識に関する戦略を策定するために、監視活動中に得たデータを使用する。
- d) インターポール事務総局内に、野生生物犯罪のインターネット商取引に関する部分を専門とする常勤職を設けるために、資金を提供するための方法を検討する。その職の責任として、インターネット商取引に関するすべての情報または機密情報が定期的に収集され、締約国が指定した関連執行当局に配布されるようにすることが含まれる。

施行促進のための一層の行動に関して

さらに、締約国が次のことを行うよう勧告する。

- a) 以下により、国境警備、監査、審査のための包括的戦略の策定に必要な措置を講じる。
 - i) 物品の通関手続きおよび積み替え、仮通関、倉庫保管などの税関での手続きのための様々な手続きを考慮に入れる。
 - ii) 例えば CITES の要件、標本の識別、生きた動物の取扱いなどに関する CITES 関係の事柄を、規制責任者である係官が意識しており、それについて訓練されているよう保証する。
 - iii) CITES 許可書ならびに証明書の真正性ならびに有効性を保証するために、特に必要であれば、有効性の確認を事務局に要求することにより、文書管理を実施する。
 - iv) リスク評価ならびに対象設定の方針に基づき、物品の物理的検査を行う。
 - v) 野生生物探知犬の使用。
 - vi) 輸出および再輸出の時点で規制の質を引き上げる。かつ
 - vii) これらの目標を達成するために必要な資源を提供する。
- b) 野生生物資源の管理とそれによる違法取引との戦いにおいて、国内および地方社会の支持と協力を確保するための誘因を宣伝する。
- c) 適宜、施行を目的として、機密保護の基準を守りつつ、非政府情報源から得られる情報を評価並びに活用する。
- d) 国内での特別野生生物法執行部隊またはチームの編成を考慮する。
- e) 国内執行能力を強化し、かつ改善するための革新的手段を探る。
- f) 機関間の協力の育成と法知識の改善、種の識別、リスク分析、犯罪行為の捜査に特に重点を置き、焦点を絞った国内並びに地域の施行能力強化活動を実施する。および
- g) 情報交換、技術的助言、支援を通じ、野生生物の違法取引を摘発し、抑止し、予防するために、適切かつ可能である限り、消費国、原産国、通過国の CITES 管理当局並びに法執行機関と密接に連携する。

締約国、政府間組織、NGO に対し、開発途上国ならびに移行経済圏諸国を中心に、できれば地域または準地域を基盤として、施行関係の訓練または訓練資料の提供を可能にする資金と専門知識を緊急に提供し、そのような国の野生生物法執行要員が十分な訓練と備えを与えら

れるよう保証するための資金を提供するよう促す。

締約国に対し、CITES の執行および条約違反の起訴を優先するよう奨励する。

附属書 I の種の標本の違法狩猟ならびに取引に関し、違反者の逮捕と有罪判決につながる情報に報酬を与えるよう各国に奨励する。

ICPO- インターポールに対し、インターポール野生生物犯罪作業部会の代表による CITES 締約国会議会合への出席を支援するよう促す。

事務局に対して次のように指示する。

- a) 世界税関機構、ICPO- インターポール、所管国内当局と協力し、
- i) 適切な訓練資料を準備し、配布する。かつ
- ii) 国境警備を担当する当局間の技術情報交換を促進する。かつ

b) 常設委員会の各会合ならびに締約国会議の各定期会合に、施行問題に関する報告書を提出する。

次に列挙する決議またはその一部を廃棄する。

- a) 決議 2.6 (改正) (サンホセ、1979 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 附属書 II および III 種の取引 – b) 並びに「要求」という表題の項
- b) 決議 3.9 (改正) (ニューデリー、1981 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 国際的遵守管理
- c) 決議 6.3 (オタワ、1987 年) – CITES の実施
- d) 決議 6.4 (改正) (オタワ、1987 年、フォートローダーデール、1994 年で改正) – 違法取引の規制
- e) 決議 7.5 (ローザンヌ、1989 年) – 施行
- f) 決議 9.8 (改正) (フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正) – 施行 ■

決議 11.10 (Cop15 で改正) *

石サンゴ類の取引

水槽飼育用標本および飾り物として、石サンゴ類（ヘリオポラケア目 Helioporacea、アナサンゴモドキ目 Milleporina、イシサンゴ目 Scleractinia、根生目 Stolonifera、サンゴモドキ目 Stylasterina）の国際取引が行われていることを意識し、

サンゴ岩、破片、砂その他のサンゴ製品が取引されていることもまた認識し、

サンゴのユニークな性質、すなわち骨格が残り、時の経過につれて石化する場合があること、それがサンゴ礁の土台であること、そして、侵食後にサンゴの断片が鉱物および沈殿物の一部を形成する場合があることに留意し、

サンゴ岩は生きたサンゴが付着する重要な基底の役割を果たすことがあり、岩の除去がサンゴ礁の生態系に有害な影響を及ぼす場合があることにも留意し、

だが、サンゴ岩はイシサンゴ目に属するという以外には即座に識別できず、したがって、条約第 4 条 2(a) 項に基づく害を与えないという判断を容易に適用できないことを意識し、

第 4 条 3 項により、附属書 II の種が生態系で果たす役割に合った水準を維持しているかどうかを査定するために、各種の標本の輸出の監視が必要であることに留意し、

サンゴの採取が、採取が行なわれた生態系に与える影響を、CITES 第 4 条 3 項に従い評価することは、輸出の監視のみでは十分行えないことに留意し、

サンゴ片並びにサンゴ砂は即座に認識できないことを受容し、

標準学名法の欠如および非専門家のための包括的かつ利用しやすい識別ガイドの欠如が原因で、生きたまたは死んだサンゴを種のレベルまで識別することが難しい場合が頻繁にあることも認識し、

化石化した石サンゴ類は条約の規定の対象ではないことを認識し、

サンゴの取引に関する条約の規定の適用並びに執行が難しかったことに留意し、

条約締約国会議は

この決議の付記に規定されたサンゴ砂、サンゴ片、サンゴ岩、生きたサンゴ、死んだサンゴの定義を採用することを採択する。

締約国は、サンゴの輸出を許可するにあたり、CITES 第 4 条 3 項の実施を、従来よりもはるかに重視し、かつ輸出のみの監視に頼らずに、生態系的なアプローチの原則並びに実施を採用するよう勧告する。

次のとおりに促す。

- a) 関連締約国および生息国並びに消費国の他の組織は、取引されるサンゴ並びにサンゴ岩を認識するための利用しやすい実用的なガイドを優先事項として作成し、それらを適切な媒体を通じ、締約国が広く入手可能とするために協力かつ支援し、事務局はそれを調整する。
- b) 締約国はサンゴ礁生態系の保全並びに持続的な利用のために他の多国間環境協定並びに構想との相乗効果を追求する。 ■

付記 定義

サンゴ砂 - 全部または一部が直径 2 mm を超えない死んだサンゴの微粉碎断片で構成される物質。有孔虫および貝並びに甲殻類の殻の残骸、サンゴモなどを含むことがある。属までの識別は不可能。

サンゴ片（砂利並びに石を含む） - 任意の方向を測ると 2 mm から 30mm の折れた指状の死んだサンゴその他の物質で構成される未固結断片。属までの識別は不可能。

サンゴ岩¹（およびライブロック並びに基底） - 死んだサンゴの断片から成る直径が 3cm より大きく硬い固結

物質で、接着した砂、サンゴモ、他の堆積岩を含むことがある。「ライブロック」は、条約附属書に掲げられていない無脊椎動物種並びにサンゴモの生きた標本が付着し、水に入れずに湿った状態でクレーン梱包輸送されるサンゴ岩を指す用語である。「基底」は無脊椎動物(CITES 附属書に 掲げられていない種の) が付着し、生きたサンゴのように水に入れて輸送されるサンゴ岩を指す用語である。サンゴ岩は、属のレベルでは識別不可能だが、目のレベルまでは識別が可能である。死んだサンゴと定義される標本はこの定義には入らない。

*第 12 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

1 サンゴを含まないか、またはサンゴが化石化した岩は条約の規定の対象にはならない。

死んだサンゴ - 輸出される時点で死んでいるが、採取した時点では生きていた可能性があり、サンゴ石（個々のポリプの骨格）の構造はまだ損なわれていないサンゴ。したがって、種のレベルまたは属のレベルまでの識別が

可能である。

生きたサンゴ - 水に入れて輸送され、種または属のレベルまでの識別が可能な生きたサンゴ。 ■

決議 11.11 (Cop15 で改正) *

植物の取引の規制

第 9 回締約国会議(フォートローダーデール、1994 年)で採択され、第 10 回会議(ハラレ、1997 年)で改正された植物に関する CITES の施行に関する決議 9.18 (改正)を想起し、

特定の野生植物種を国際取引による過剰な捕獲から保護するための国際協力的手段を条約が提供していることを意識し、

条約並びにいくつかの締約国会議決議の植物に関する文章は植物の栽培における最新の発展および人工繁殖された植物の取引に照らして起草されない場合があるか、または起草され得なかったことを意識し、

植物に関して条約を実施するにあたり条約締約国がこれまで直面し、いまだに直面している多数の特定問題を想起し、

ランのフラスコ入り実生に関する性質など、植物の取引および植物の生物学的性質には動物と同類とみなすことができないユニークな側面があり、時に植物には異なる取り組みが必要であることを認識し、

閉じた苗床に由来するランのフラスコ入り実生の取引の規制は、一般にラン種の自然個体群の保護に関係があるとみなされないことを認識し、

条約に基づく植物の国際取引の規制に伴う問題の多くに人工繁殖標本が関与することを認識し、

第 7 条 4 項、5 項の免除を受ける資格がない附属書 I 掲載植物種の標本の取引については、条約第 3 条の規定がいまだに許可の根拠であることも認識し、

人工繁殖のための商業事業設立を目的とした附属書 I 植物種の野生採取標本の輸入は条約第 3 条 3(c) 項によって除外され、第 5 回締約国会議(ブエノスアイレス、1985 年)で採択され、第 15 回締約国会議(ドーハ、2010 年)で改正された決議 5.10 (Cop15 で改正)でさらに説明されていることに留意し、

人工繁殖植物を大量に輸出する特定の締約国が、野生植物の保護を維持しつつ事務作業を減らす方法および人工繁殖植物の輸出業者が条約の要件を理解し遵守できるよう支援する方法をみつける必要があることに注目し、

注釈により示される CITES 条文の免除規定に従い、植物標本の合法的な国際取引が可能となり、またそのような免除の資格は原産国の外では失効することを意識し、

そのような標本はその後の国際取引のために CITES 許

可書または証明書を必要とすることを意識し、

原産国で発給された輸出許可書を伴わない場合、そのような CITES 許可書または証明書の発給は困難なことがあることを認識し、

条約締約国会議は

「人工的に繁殖させた」の定義に関して

この決議で使われる用語について以下の定義を採択する。

- a) 「制御された条件下で」は植物生産という目的で人工的に集中的に操作された非自然環境を意味する。制御された条件の一般的な特性としては、耕作、施肥、除草ならびに害虫駆除、灌漑、または鉢植え、苗床もしくは天候からの保護などの種苗事業を含むが、それらに限定されない。および
- b) 「栽培された親株」は繁殖に使われ、制御された条件下で育成された植物の集合を意味し、輸出国の指定 CITES 当局が満足する程度に以下の条件を満たすものとする。
 - i) CITES および関連国内法の規定に従い、野生でのその種の存続に有害でない方法で確立された。かつ
 - ii) 野生からの補充の必要性を最小限にするか除去し、そのような補充は例外としてのみ起こり、栽培された親株の生長力と生産性を維持するために必要な量に限られるよう、繁殖に十分な量が維持されていた。
- c) 「国際栽培植物命名規約」第 8 版の定義に従い、「栽培変種」とは、次のような植物の個体群を意味する。
 - (a) 特定の形質または形質の組み合わせを得るために選抜され、(b) それらの形質が他と区別でき、均一で、安定しており、かつ (c) 適切な手段で繁殖させると、それらの形質を保持するもの。(ただし、9.1 項の注 1 を参照) ¹

「人工的に繁殖させた」という用語は以下の植物標本を指すと解釈すると決定する。

- a) 制御された条件下で育成された。かつ
- b) 条約の規定を免除されるか、または栽培された親株から派生した種子、切り枝、株分け、カルス組織またはその他の植物組織、胞子またはその他の胚芽から育成された。

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

1 9.1 項の注 1 では、栽培した植物(栽培変種を含む)の新規の分類群は、その分類名および分類学的範囲が正式に公表されるまで、新規分類群と見なすことはできないと規定している。

切り枝または株分けから育成された植物は、取引される標本が野生から採取されたものを含まない場合にのみ人工的に繁殖させたとみなされると決定する。かつ

野生から採取した種子または胞子から育成された標本については、関係する分類群について以下の条件を満たす場合にのみ、免除を与え、人工的に繁殖させたとみなすよう勧告する。

- a) 多数の樹種で見られるように、標本が生殖年齢に達するまでに長い時間を要し、栽培された親株の確立が実際上かなり困難である。
 - ii) 種子または胞子が野生から採取され、生息国内の制御された条件下で育成され、生息国がその種子または胞子の原産国でもある。
 - iii) その生息国の関連管理当局が、種子または胞子の採取が合法的であり、その種の保護と保全に関する関連国内法と一致すると決定した。かつ
 - iv) その生息国の関連科学当局が以下のように決定した。
 - A. 種子または胞子の採取は野生でのその種の存続に有害ではなかった。かつ
 - B. その標本の取引を許可することが野生個体群の保全に肯定的影響を与える。
- b) 最低限、上記 a) iv) A ならびに B を遵守するために
- i) この目的のための種子または胞子の採取は野生個体群の再生を可能にする方法に限られる。
 - ii) そのような状況下で生産された植物の一部は、将来栽培された親株としての役割を果たし、種子または胞子の追加供給源になり、よって野生から種子または胞子を採取する必要性を削減または除去するプランテーションの確立に使われる。かつ
 - iii) そのような状況下で生産された植物の一部は、既存個体群の回復を促進するか、または絶滅した個体群を再確立するために、野生での再移植に使われる。
- c) そのような条件下で商業目的のために附属書 I の種を繁殖させる事業の場合、附属書 I の種の人工的に繁殖させた標本を輸出する種苗事業の登録に関するガイドラインについての決議 9.19 (CoP15 で改正) に従い、CITES 事務局に登録する。

接ぎ木した植物について

以下のように勧告する。

- a) 接ぎ木した植物は、台木と接ぎ木の両方が上記の定義に従い人工的に繁殖させた標本から取られた場合にのみ人工的に繁殖させたものとして認識される。かつ

- b) 異なる附属書に掲げる分類群で構成される接ぎ木した標本は、より厳重な附属書に掲げる分類群の標本として扱われる。

交配種に関して

次のとおりに決定する。

- a) 交配種は附属書 II または III 中の特定の注釈によって CITES の規制から除外される場合を除き、その親のいずれかまたは両方が附属書に掲げられた分類群に属していれば、たとえその交配種が附属書に特に掲げられていない場合でも、条約の規定の対象となる。
- b) 人工的に繁殖された交配種に関して
 - i) もっとも厳重な附属書に関連する規定が適用される場合、附属書 I に掲げる植物種その他の分類群に注釈を付ける (第 15 条に従う)。
 - ii) 附属書 I に含まれる植物の種またはその他の分類群に注釈が付けられた場合、それに由来するすべての人工繁殖交配種の標本の取引には、輸出許可書または再輸出証明書が必要になる。
 - iii) ひとつ以上の注釈が付かない附属書 I の種またはその他の分類群に由来する人工繁殖交配種は附属書 II に含まれるものとみなされ、したがって、附属書 II に含まれる種の人工繁殖標本に適用可能なすべての免除を受ける資格を得る。

栽培変種に関して

附属書 I、II または III の特定の注釈により除外されない限り、栽培変種は条約の規定の対象となると決定する。

附属書 I に掲げるラン科のフラスコ入り実生について

試験管中の固体または液体培地から取得され、無菌の容器に入れて輸送される附属書 I に掲げるラン種のフラスコ入り実生については、第 7 条 4 項および第 1 条 (b) (iii) 項の規定を考慮に入れ、この免除に関する決議 9.6 (改正) からの逸脱に合意した上で、上記定義に従い人工的に繁殖させた場合にのみ CITES の規制を免除されると解釈するよう勧告する。

免除による国際取引が行われる植物標本について

CITES の規定の免除を受けて合法的に輸出入された標本が免除の資格を失った場合、免除資格を失った国がそれらの原産国とみなされると決定する。

植物での執行に関して

締約国に対して、次のことを保証するよう勧告する。

- a) 執行係官は CITES の要件、CITES 植物標本の検査並びに通関を司る手続き、および違法取引の摘発に必要な手続きについて十分情報を得ている。
- b) 執行機関は標本が野生から取得されたものか、または人工繁殖されたものかを含め、取引される植物標本の識別を可能にする資料並びに専門知識を利用できる。
- c) 施行機関は可能性のある違法取引を摘発するために、年次報告書、植物の健康に関する書類、ナーセリー（栽培場）のカタログ、その他の情報源を利用する。
- d) 施行機関は施行の優先課題を設定並びに実施することを目的として、管理当局並びに科学当局との密接な連携を維持する。および
- e) 施行を改善するために、取引されるものを注意深く検査し、特に人工的に繁殖させたと申告された植物を輸入と輸出両方の時点で検査する。

救出された植物標本の取引に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国は可能な限り常に環境に変化をもたらす計画が CITES 附属書に掲げる植物種の存続を脅かさないよう、また、附属書 I 種の現地での保護を国内並びに国際的責務とみなすよう保証する。
- b) 一致協力した試みにより、上記の計画が CITES 附属書に掲げる種の野生個体群を危険な状態に置かないよう保証することができなかった場合、締約国は保護された標本の培養を確立する。
- c) 保護された附属書 I の植物標本、および取引が種の存続に有害な可能性がある附属書 II の保護された標本の国際取引は、次の条件全部が満たされた場合に許可される。

- i) 上記の取引が野生においてではないとしても、明瞭に種の存続を強化する。
- ii) 輸入がその種の保護および繁殖という目的で行われる。
- iii) 輸入が「真正の」植物園または科学施設によって行われる。

CITES による植物保護教育に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 科学、園芸または植物取引の専門誌、および植物協会の刊行物で発表するために、締約国は日常的に、植物に関する CITES 施行の全側面に関する最新情報を提供する。
- b) 締約国は CITES 施行の全側面に関する最新情報を植物園、観光団体、関連 NGO に定期的に提供し、一般社会への一層の普及を図る。
- c) 締約国は国内の植物取引組織との間に良好な連携を確立し、それを維持し、植物に関する CITES 施行の全側面に関する情報を提供し、また、これらの国内組織から提示された施行上の特定の問題を、締約国会議で協議するために事務局に通報する。
- d) 事務局は国際植物取引組織並びに植物園協会（特に、国際植物園協会および植物園自然保護国際機構）との間に良好な連携を育て、それを維持する。
- e) 事務局は人工繁殖の潜在的な保全上の有益性に関する情報を配布し、適切な場合、野生からの標本採取に代わる方法として人工繁殖を奨励する。かつ
決議 9.18（フォートローダーデール、1994 年、ハラレ、1997 年で改正）－「植物の取引の規制」を廃棄する。

■

決議 11.12 (Cop15 で改正) *

ワニ皮の識別のための国際統一標識システム

現存するワニ目全種が附属書 I 又は II に掲げられていることを意識し、だが、いくつかのワニ目がある程度の違法取引の対象になる場合があることを憂慮し、

ワニ目の特定個体群は附属書 I から年間輸出割当量を設定したうえで附属書 II に移行されることがあり、これらの輸出割当量については、これらの個体群からの年間採取量がそれらの存続にとって有害ではないと保証するものとされていることを認識し、

違法取引がワニ目の特定個体群の存続を脅かし、国内のワニ資源を持続可能な方法で管理しようとする生産国の努力を阻害したことがあることを認識し、

条約第 6 条 7 項で、附属書に掲げる種の標本はそれらの識別を促進するためにマーキングできると規定されていることを想起し、

国際取引される全てのワニ皮の標識付けは、ワニ目の国際取引の有効な規制に向けた基本的一歩であって、いまだそうであり、それを趣意とする決議 6.17 並びに 9.22 が第 6 回、9 回締約国会議で（オタワ、1987 年：フォートローダーデール、1994 年）採択されたことを考慮し、

ワニ皮をマーキングするための標識を作ることができる製造者の登録簿が、事務局により作成並びに維持され、存在することに留意し、

条約締約国会議は

次のとおりに勧告する。

- a) 原産国から国際取引に供される全てのワニ皮に再使用不可標識を全般的に適用することで、生、なめし、及び／又は仕上げたワニ皮の国際統一標識システムを維持する。
- b) ワニ目の原皮、脇腹およびキャレコには輸出前に個別に標識を付けられている。
- c) 再使用不可標識には少なくとも次の情報を盛り込む。原産国を示す ISO の 2 文字のコード、独自の連続識別番号、標準種コード（付記 1 に表示）、及び適宜、第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 14 回および第 15 回締約国会議（ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）で改正された決議 11.16 (Cop15 で改正) の規定に従い、皮が産出又は捕獲された年。さらに、標識は少なくとも次の特性を備える。不正使用できない自動ロック式メカニズム、耐熱性、化

学並びに機械処理に対する慣性、永久型押しによる、バーコーディングを含めることもある英数字情報。

- d) 標識上の情報は原産国、皮の産出あるいは捕獲年、連続番号、種コードの順序に並べ、皮の産出あるいは捕獲年と連続番号はハイフンで区切る。
- e) ワニ目の交配種に由来する皮のラベルには、この決議の付記 1 に示した標準種コードの代わりに、HYB という指定か、又は血統が判明している場合は、親の 3 文字のコード 2 個を x という文字で区切ったもの（たとえば交配種が *Crocodylus porosus* と *Crocodylus siamensis* の交配であれば PORxSIA）を使う。
- f) 尾、喉、足、背、その他の部分は、内容の記述と総重量及び c)、d)、e) に記された個々の原皮、脇腹、キャレコの標識に必要な情報全部が盛り込まれた再使用不可標識またはラベルで明瞭にマークされた密封容器に入れて輸出する。
- g) 締約国は法的に可能な限り、ワニ皮の生産者、なめし業者、輸入者、輸出者の登録又はライセンス供与、もしくはその両方のシステムを設ける。
- h) 生、なめし、及び／又は仕上げたワニ皮の再輸出を許可する全ての国が、輸入品と再輸出品の有効な照合を行う管理システムを実施し、さらに、最初に輸入されたものがさらに加工され、さらに小さく切り分けられた場合を除き、皮並びに脇腹が元のままの標識を付けて再輸出されることを保証する。
- i) 生、なめし、及び／又は仕上げた皮、脇腹並びにキャレコに付けられた元の標識を紛失するか、損傷するか、又はそれがはずれた場合、再輸出国は再輸出に先立ち皮、脇腹又はキャレコに標識を付ける。この「再輸出標識」は上記 c) の全ての要件を満たすものとする。ただし、原産国、標準種コード、皮の産出年及び／又は捕獲年は必要ない。さらに、これらの標識に盛り込まれたものと同じ情報を、皮、脇腹およびキャレコが輸入された際の許可書原本の明細と共に、再輸出証明書にも記入する。
- j) ワニ皮及びその部分の取引に関する輸出許可書、再輸出証明書又はその他の条約書類に関し、締約国はそれらに適宜 c)、f)、i) 又は j) で言及された情報が記入され、かつ、関連する皮及びその部分に、この決議の規定に従い標識が貼付されている場合にのみ、それらを受け入れる。
- k) 締約国は適宜、事務局の助言を受け、この決議の付

* 第 15 回締約国会議で改正。

記 2 に示された取引で使われる標識の管理並びに追跡システムを実施する。

- l) 管理当局は、標識上に指定された年に皮、脇腹及びキャレコに付けられたものではない標識が処分されることを確実にする。

事務局に対し、システムの欠陥又は特に憂慮される事例を、適宜、動物委員会並びに関連締約国に報告するよ

う命じる。

次に列挙する決議を廃棄する。

- a) 決議 6.17 (オタワ、1987 年) – ナイルワニ並びにイリエワニの皮の輸出割当の実施
- b) 決議 9.22 (フォートローダーダール、1994 年) – ワニ皮の識別のための国際統一標識システム ■

付記 1 ワニ目識別用コード

| 種名 | コード | 種名 | コード |
|---------------------------------------|-----|--------------------------------|-----|
| <i>Alligator mississippiensis</i> | MIS | <i>Crocodylus moreletii</i> | MOR |
| <i>Alligator sinensis</i> | SIN | <i>Crocodylus niloticus</i> | NIL |
| <i>Caiman crocodilus apaporiensis</i> | APA | <i>Crocodylus novaeguineae</i> | NOV |
| <i>Caiman crocodilus chiapasius</i> | CHI | <i>Crocodylus palustris</i> | PAL |
| <i>Caiman crocodilus crocodilus</i> | CRO | <i>Crocodylus porosus</i> | POR |
| <i>Caiman crocodilus fuscus</i> | FUS | <i>Crocodylus rhombifer</i> | RHO |
| <i>Caiman latirostris</i> | LAT | <i>Crocodylus siamensis</i> | SIA |
| <i>Caiman yacare</i> | YAC | <i>Gavialis gangeticus</i> | GAV |
| <i>Crocodylus acutus</i> | ACU | <i>Melanosuchus niger</i> | NIG |
| <i>Crocodylus cataphractus</i> | CAT | <i>Osteolaemus tetraspis</i> | TET |
| <i>Crocodylus intermedius</i> | INT | <i>Paleosuchus palpebrosus</i> | PAP |
| <i>Crocodylus johnsoni</i> | JOH | <i>Paleosuchus trigonatus</i> | TRI |
| <i>Crocodylus mindorensis</i> | MIN | <i>Tomistoma schlegelii</i> | SCH |

付記 2 ワニ皮の取引に使われる標識の管理並びに追跡システム

- CITES 事務局はこの決議の c) に明記された最小限の要件を満たす標識を製造できる認可製造者の一覧表を作り、維持し、定期的に改定する。さらに、事務局は締約国にそのような供給源について定期的に通知し、各管理当局はこれらの認可製造者からのみ、ワニ皮、脇腹およびキャレコをマーキングするための標識を取得する。
- 事務局によって登録された認可標識製造者は最初に、次のことを行うと書面で合意する。
 - この決議に従い作られた一連の標識を複製しない。
 - 管理当局、又は非締約国の場合は決議 9.5 (Cop15 で改正) に従い事務局が認めた政府機関もしくはこれらの機関が認可した組織にのみ標識を販売する。
- 管理当局の要請に応じ、事務局はワニ皮の標識を購入並びに配布し、援助を必要とする締約国に対して外部資金が得られる場合を除き、前払いを必要とする。
- ワニ皮又はこの決議で言及された他の標本の輸出許可書又は再輸出証明書を発給する際、締約国は各書類に伴う標識の数を記録し、要請があれば、この情報を事務局に提示する。
- 輸出、再輸出、輸入締約国の管理当局は、常設委員会が命じた場合、又は生息国と CITES 事務局の間で合意された場合、ワニ皮、脇腹又はキャレコに関する各輸出許可書、再輸出証明書、又はその他の条約書類の写しを、適宜、発給又は受理の直後に事務局に提供する。
- 容器用の標識またはラベルの使用を必要とするか、又は必要とする意図がある締約国は、参考として少なくともひとつのサンプル標識またはラベルを事務局に送付する。 ■

決議 11.16 (Cop15 で改正) *

附属書 I から附属書 II に移行した種のランチング標本のランチング並びに取引

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で採択され、第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で改正された決議 5.16（改正）並びに第 10 回会議で採択された決議 10.18 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 10.16（改正）の条件が、野生から取得され、飼育下で育成された附属書 I 掲載種の標本の取引を、条約の第 3 条の規定に従う場合を除き、許可していないことに留意し、

一定の種の保護を目的とし成功したいいくつかの計画により、そのような取引がもはや野生個体群の存続に悪影響を及ぼさなくなることを根拠として、それらの種の標本の国際取引が許可されることを認識し、

第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 11 回会議（ギギリ、2000 年）で改正された決議 9.6（改正）で、締約国はランチング事業の全製品を即座に識別可能とみなすよう勧告されていることを想起し、

十分な規制を達成するには、ランチングされた動物の取引される部分並びに派生物のマーキングが必要であることを認識し、

同じ種のランチングされた動物の部分並びに派生物に対し、各締約国が異なるマーキングシステムを設置した場合、混乱が起き、施行が困難になることを認識し、

ある種をランチングのために附属書 II に移すという提案は、その種に対して以前にそのような提案が承認されたことがある場合、承認された提案と意図、条件、特定される条件が一致すべきであることを確信し、

条約第 14 条に従い、締約国は附属書に掲げる個体群の標本の取引に関し、より制限的な国内規制を採用できることを認識し、

ある個体群を利用するランチング事業がもはや基準を満たさないことが確定した場合、個体群を附属書 I に戻す必要性があることを考慮し、

卵又は孵化直後の個体の管理された採取に基づくワニ目のランチングは、潜在的に価値があり、かつ積極的な保護手段になる可能性があるが、成体の取得にはより厳重な規制が必要であることを自覚し、

一部の種のランチングは、成体の野生からの捕獲と比較して管理制度として、「安全」かつ確実な持続可能な利用の形態であることが証明されていることを認識し、

野生個体群を保護する努力に害を及ぼす可能性がある飼育繁殖事業の確立に対し、原則としてワニ目の保護にとってより有益なランチング事業よりも大きな誘因を提供することの危険性を意識し、

条約の優先的目的は附属書に掲げる種の野生個体群を保護することであり、この目的の達成を意図した計画に積極的な誘因を提供しなければならないことを強調し、

条約締約国会議は

定義に関して

次のとおりに決定する。

- a) 「ランチング」という用語は、成体に育つまで生き残る確率がきわめて低いと考えられる野生から、卵または幼体として取得された動物の制御された環境での育成を意味する。
- b) 「均一なマーキングシステム」という用語は種に対して締約国会議が承認した各産物をマーキングするシステムを意味し、それは最低限、国際標準化機構による原産国の 2 文字のコード、一意の識別番号、産出年、又は提案の時点で在庫中にあるかもしくは在庫中のその事業の産物から製造された産物については提案が承認された年を含むものとする。

ランチングのために個体群を附属書 I から附属書 II に移す提案に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国の管轄権内に生息し、締約国会議により、もはや絶滅のおそれがなく、取引を意図したランチングによって利益を得ると見なされた附属書 I の個体群は附属書 II に掲げられる。
- b) 締約国会議によって考慮されるために、ランチング計画実施のために個体群を附属書 II に移す提案は、次のような総合基準を満たす。
 - i) 計画は局所的個体群の保護にとって主に有益でなければならない（すなわち適用可能な場合、野生での増加に寄与するか、又は安定した個体群を維持しつつ種の生息地の保護を促進する）。
 - ii) 各事業の全産物（生きた標本を含む）は、附属書 I の個体群の産物から即座に識別可能であるよう保証するため、十分に識別および記録されなければならない。

* 第 15 回、第 14 回締約国会議で改正。

- iii) 計画は適切な目録、捕獲量の規制、野生個体群を監視する機構を備えていなければならない
- iv) 必要に応じ、かつ適宜、十分な数の個体が野生に戻されることを保証するための十分な安全策を計画の中に確立しなければならない。
- c) 以前にその種に関してランチング提案の承認を受けたことがあるか否かを問わず、ある種の個体群に関するランチング提案を提出する締約国は、附属書改正案のために必要とされる通常の生物学的データに加え、次の項目を提案に盛り込む。
 - i) この決議で定義された均一なマーキングシステムの最低要件を満たすべきマーキングシステムの詳細
 - ii) 事業によって生産される産物のタイプを指定した一覧表
 - iii) 取引に供される全産物および容器のマーキングに使われる手法の記述
 - iv) ランチング事業からのものかどうかを問わず、当該種の標本の現在のストックの目録
- d) ランチングを目的として、ある種のある締約国の個体群又はそれよりも小さい地理的に離れた個体群の附属書 II への移行の提案は、次の項目を含まない限り締約国会議によって承認されない。
 - i) 野生からの取得が野生個体群に重大な悪影響を与えないという証拠
 - ii) 各ランチング事業の生物学的および経済的成功の見込みの査定
 - iii) 事業は全段階において人道的な（虐待しない）方法で実施されるという保証
 - iv) 計画は再導入又はその他の方法を通じて野生個体群にとって有益であると実証する記録された証拠
 - v) 上記「勧告」の b) に特定した基準が継続的に満たされるという保証
- e) 締約国会議の次回会議で討論するためには、この決議に従う附属書改正の提案はその会議の少なくとも 330 日前までに事務局が受理するものとする。動物委員会との協議のうえ、事務局は上記「勧告」の d) に特定された基準が満たされていることを確認し、上記 b) に特定された提案中の情報および保証を検討するため、適当な科学的小および技術的助言を求める。事務局の意見により、基準に関する一層の情報が必要になった場合、事務局は提案受理後 150 日以内に提案した締約国に情報を要求する。その後、事務局は条約第 15 条に従い、締約国に通報する。
- f) 野生成体の捕獲部分を含む提案は、純粋に卵、新生児、幼生、又はその他の若年期段階の採取のみに基づくものよりもはるかに厳重に検討する。

種を附属書 I から附属書 II に移行する提案に記載されたランチング計画の変更に関して

次のとおりに勧告する。

- a) この決議の規定に従い、ある種の個体群の附属書 II への移行を達成しようとするか又は達成した締約国は、野生個体群の利用方法を提案に記載された技法に限り、例えば後に事務局に通知せずに野生の動物を取得するための新たな短期計画を開始するようなことをしない。
- b) ランチング提案を承認された締約国は上記「勧告」の c) で事務局に供給した情報の変更を事務局に提出する。事務局は動物委員会との協議のうえ、提案された変更が元のランチング計画を実質的に変え、野生個体群の保護を阻害又は危険にさらすかどうかを決定する。事務局はその結果としての決定を締約国に通知する。
- c) 事務局が動物委員会との協議のうえ、h) に従い提案されたランチング計画の変更がその種の管理を実質的に変えるという結論に達した場合、提案された管理は新たな提案として扱われ、この決議および条約第 15 条の要件に従う提案の提出を必要とする。

附属書 I から附属書 II に移される種のランチングされた標本の取引に関して

全締約国は取引が当該個体群に関して承認されたランチング提案のすべての条件および要件を遵守しない限り、ランチング事業の産物の取引を禁ずるよう勧告する。

ランチングのために附属書 I から附属書 II に移される種に関する監視及び報告に関して

次のとおりに勧告する。

- a) 承認された各ランチング事業の関連する全側面に関する年次報告書が、関連締約国により提出され、それは次の項目を含むものとする。
 - i) ランチングにより起きる個体群の規模並びに構成の変化の認識を可能にする適切な頻度並びに十分な精度で行われるモニタリングにより確定した当該野生個体群の状態
 - ii) 野生から毎年取得される標本（卵、若年個体または成体）の数およびこの取得数の中でランチング事業に供給するために使われるパーセント値
 - iii) 年間生産量水準の詳細および輸出向けに生産された産物のタイプ並びに量
- b) 締約国は以下の情報を維持し、要求に応じて事務局に提出するものとする。

- i) ランチング事業のために取得される卵、新生児、その他の成長段階の年間野生生産量の推定パーセント値
 - ii) 放出された動物の数、およびもし行われていれば、調査並びに標識計画に基づき推定されるそれらの生存率
 - iii) 飼育下での死亡率および死亡原因
 - iv) ランチング事業または当該野生個体群に関連して実施される保護計画および科学実験
 - v) 種の分布面積にランチングを営む面積の推定パーセント値
- c) 常設委員会および関連締約国の同意を受け、事務局は状況がそれを必要とするいかなる場合にも、ラン

チング事業を訪れ、検査するという選択肢を持つ。

- d) 事務局の報告書がこの決議を遵守することができず、常設委員会および関連締約国がその件を満足できる程度に解決できない場合、常設委員会は関連締約国との十分な協議の後、寄託政府に対して当該個体群を附属書 I に戻すための提案を準備するよう要求することができる。

以下に列挙する決議を廃棄する。

- a) 決議 5.16(改正)(ブエノスアイレス、1985 年、ハラレ、1997 年で改正) –ランチングされた標本の取引
- b) 決議 10.18 (ハラレ、1997 年) –ランチングされた標本のランチングおよび取引 ■

決議 11.21 (Cop15 で改正) *

附属書 I および II における注釈の使用

いくつかの理由により附属書での注釈の使用例が増えていることを認識し、

一定のタイプの注釈が参考のためのみに使われるのに対し、他のタイプの注釈は実質的で、種の掲載の適用範囲を定義することを意図したものであることを意識し、

ランチング、割当量、一定の部分並びに派生物、取引制度に関連するものなど、附属書改正の一定の特別な事例に関する移行、報告、および検討のための特定の手続きを締約国が整備したことを考慮し、

一定のタイプの注釈が種掲載一覧表の不可欠な部分であり、また、そのような注釈の追加、修正または削除の提案は、第 9 回会議（フォートローダーデール、1994 年）で採択され、第 12 回（サンティアゴ、2002 年）、第 13 回会議、第 14 回会議および第 15 回会議（バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）で修正された決議 9.24（Cop15 で改正）の規定に従わねばならないことも意識し、

締約国会議が第 2 回並びに第 4 回会議で、注釈を伴わない附属書 II の植物種の掲載は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈するものと合意したこと、およびこの見解が締約国会議のその後のいかなる決定によっても変更されていないことを想起し、

注釈を含む附属書改正の提案を提出するための基準およびそのような注釈の施行を検討するための手続きは、執行並びに施行上の問題を避けるために明確に定義する必要があることを自覚し、

条約締約国会議は

次のとおりに合意する。

- a) 以下は参考注釈であり、情報としての使用のみを目的とする。
 - i) 注釈が付いた分類群のひとつ以上の地理的に離れた個体群、亜種または種が別の附属書に掲げられていることを示す注釈
 - ii) 「絶滅の可能性あり」を意味する注釈、および
 - iii) 学名法に関する注釈
- b) 以下は実質的な注釈であり、種掲載一覧表の不可欠な部分である。
 - i) 指定された地理的に離れた個体群、亜種、種、種の集団、またはそれよりも上位の分類群の掲載または除外を指定する注釈で、輸出割当量を含むことがあ

る。および

- ii) 標本のタイプまたは輸出割当量を指定する注釈
- c) 参考注釈は附属書の理解を助けるために、必要に応じて締約国会議または事務局により追加、修正または削除することができる。
- d) 附属書 I または II の種に関連する実質的注釈は、条約第 15 条に従い締約国会議によってのみ追加、修正または削除できる。
- e) 附属書 I または II の地理的に離れた個体群に関連する実質的注釈は、決議 9.24（Cop15 で改正）付記 3 に含まれる分割掲載規定を遵守するものとする。
- f) 附属書 I から附属書 II に種を移行する状況で使われる実質的注釈は、決議 9.24（Cop15 で改正）付記 4 に含まれる予防措置を遵守するものとする。

指定されたタイプの標本に関連する注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行に関し、問題の種について留保した締約国からの提案は考慮されないが、ただし、その締約国が改正の採択から 90 日以内に留保を取り下げること合意した場合はその限りではないことに合意する。

植物種を附属書 II に掲載するため、または植物種を附属書 I から附属書 II に移行するための提案は、掲載する標本のタイプを指定する注釈がその提案に含まれない場合、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物を含むものと解釈されることに合意する。

さらに、附属書 II に掲げる植物種に関し、その種に係る注釈の不在は、すべての容易に識別可能な部分並びに派生物が含まれることを示すことに合意する。

以下のとおりに勧告する。

- a) 実質的注釈を含む提案を提出する締約国は、文章が明瞭かつ曖昧でないよう保証する。
- b) 薬用植物に関して今後注釈を作成する際の標準ガイドラインとして従うべき 2 つの主要原則
 - i) 規制は、原産国からの輸出品として最初に国際取引に現れる商品について集中的に行う。その範囲には原料から加工製品まで含まれる。かつ
 - ii) 規制は野生由来資源の取引と需要にかかわる商品のみを含む。
- c) 提案された注釈が指定タイプの標本に関係する場合、標本の各タイプの輸入、輸出、再輸出に関する条約の適用可能規定を指定する。

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

- d) 一般的な規則として、締約国は、生きた動物またはトロフィーを含む注釈を採択するための提案を回避する。かつ
- e) 附属書に掲げる標本のタイプを指定する注釈については、特に識別問題がある場合や取引の目的が指定されている場合など、その施行が特に困難を伴うため、慎重に使うものとする。

以下のとおりに命じる。

- a) 実質的な注釈の対象となる附属書 I から附属書 II への種の移行提案の採択後最低 4 年、事務局はそのような種の違法取引または密猟の有意な増加を示す信頼の置ける情報を受理した場合、それを常設委員会

に報告する。

- b) 常設委員会は上記の違法取引の報告に関する調査を行い、状況を矯正するための適切な対策を講じる。それには影響を受ける種の商業的取引を一時停止するよう締約国に呼びかけることや、注釈を修正するか、または種を附属書 I に戻す提案を提出するよう寄託政府に勧めることが含まれる。

特定のタイプの標本のみが附属書 II の種に関する規定の対象になると指定した注釈を付け、附属書 I から附属書 II に移行する種に関し、注釈で特に指定されていない標本は附属書 I に掲げる種の標本と見なされ、それらの取引はそれに従い規制されることに合意する。 ■

決議 10.7 (Cop15 で改正) *

附属書に掲げる種の没収された生きている標本の処分

第 9 回締約国会議会合で採択された（フォートローダーデール、1994 年）決議 9.11 を想起し、

条約 8 条 4(b) 項に従い、没収された生きている標本は、輸出国との協議の後、輸出国の負担する費用でその国に返送し又は保護センターもしくは管理当局が適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所に返送することを想起し、

条約第 8 条 4(c) 項では、管理当局が科学当局又は事務局の助言を得る可能性を残していることを想起し、

第 9 回締約国会議会合で採択され（フォートローダーデール、1994 年）、第 10 回、第 13 回、第 14 回および第 15 回会議で改正された（ハラレ、1997 年；バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）、「没収され、蓄積した標本の処分」に関する決議 9.10 (Cop15 で改正) が、まだそれを行っていない締約国に対し、罪を犯した輸入者及び／又は輸送者に、原産国又は再輸出国に没収された生きている標本を返送する費用を負担させるための法律を採択するよう勧告していることを想起し、

附属書 II 又は III の生きている標本の輸送には、適当な収容設備が入手できず、また、概して原産国及びそれらの標本の取得地に関する詳細なデータを欠いた大量の標本がしばしば含まれることに留意し、

罪を犯した当事者からの没収及び処分の費用の回収を成功させることは、違法取引を抑制する要因になる可能性があることを考慮し、

ひとたび取引に使われた標本は、もはや当該種の繁殖能力のある野生個体群の一部を成さないことを考慮し、

病原菌および寄生虫、遺伝子汚染、局所的動植物相に対する悪影響の導入など、没収された標本を野生に放出する際の危険性に関して憂慮し、

野生への放出は、特に絶滅の危険がない種の場合、種の保護にとって必ずしも改善の策とは限らないことを考慮し、

IUCN が「没収された動物の処分に関するガイドライン」及び「再導入に関するガイドライン」を作成していることを想起し、

条約の究極的目標は、野生個体群が自然生息地で存在し続けることであると確信し、

条約締約国会議は

次のとおり勧告する。

- a) 管理当局は附属書の種の没収された生きている標本の処分に関して決定を下す前に、自国の科学当局及び可能ならば没収された標本の輸出国及び IUCN/SSC 専門家グループなどの関連する専門家と協議し、その助言を受ける。
- b) 各科学当局は助言する際に、付記 1 及び 2 のガイドラインに留意する。
- c) 附属書 I に掲げられているか、又は附属書 II 又は III の場合は商業的量に関わる種の没収された生きている標本の処分に関して下されたいかなる決定に関しても、事務局に通告する。
- d) 生きている標本が適切な輸出許可書又は再輸出証明書なしに輸入国に到着した場合、かつ輸入者が生きている標本の受領を拒否した場合、積荷は没収され、付記 1 又は 2 に明記されたガイドラインに従い標本は処分される。そして
- e) 押収または没収された、危険な状態にある附属書 I 掲載種および附属書 II 掲載種の野生採取標本の世話を優先する。

管理当局に対し、科学当局及びその他の関係団体と協議し、押収されて没収された生きている標本を付記 3 に明記されたガイドラインに従って取り扱うための行動計画を策定するよう求める。

決議 9.11 (フォートローダーデール、1994 年) – 「附属書に掲げる没収された動物種の処分」を廃棄する。■

付記 1 没収された生きている動物の処分に関する CITES ガイドライン

原則の表明

生きている動物が政府当局に没収された場合、それらの当局はそれらを適切に処分する責任を負う。没収された動物の処分に関する最終決定は、法の範囲内で、次の

3 項目の目標を達成しなければならない。1) 種の野生又は飼育個体群の健康、行動パターン又は保護状態をいかなる形でも脅かすことなく、標本の保護価値を最大にすること¹、2) その種のさらなる違法又は変則的な取引を

* 第 15 回締約国会議で改正。

1 この文書では種に言及しているが、明確に規定された亜種及び品種を持つ種の場合、ここで扱われる案件は種よりも下の分類群に適用される。

防止すること 3) 動物を飼育下で維持すること、野生に戻すこと又は安楽死させることなど、人道的解決策を提供すること。

必要性の表明

野生の植物と動物の取引の規制を強化し、それらの規制を施行してきたことにより、規制の非遵守の結果として政府当局によって差し押さえられる野生生物の積荷の数が増加している。一部の例では、差し押さえは明白な違法取引の結果である。他の例では、それは輸出国の不十分又は不完全な書類、又は不手際な梱包により積荷中の生きている動物の快適さを損ねたなど、他の変則性に対する対応である。一部の例では、没収された積荷中の生きている動物の数は少ないが、多くの場合、数量は数百個体に及ぶ。多くの国で、没収された動物は通常動物園又は水族館に寄付されるが、動物の数が多い場合、及びますます増えている例として、珍しくない動物の場合、この選択肢の実行可能性は低くなる。世界の動物園関係者らは、保護の優先順位の低い動物に限られた檻のスペースを与えることは、それらの個体にとっては利益になるが、保護努力全体にとっては逆効果であることを認識している。このため、彼らは檻のスペースに関して保護上の優先順位を定めようとしている。

これらの傾向により、生きている動物の処分に関し、没収を行う当局を指導する情報と助言に対する要求—及び緊急の必要性—が増している。オウムや霊長類など特定の生物集団については特定のガイドラインが作られているが、総合的なガイドラインは存在しない。

没収された動物を処分する際、当局は国内、地域及び国際法に従わねばならない。「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約 (CITES)」では、条約の附属書に掲げる種の没収された個体は、「輸出国に返送し又は保護センターもしくは管理当局の適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所へ送る」(第 8 条) 必要があるとされている。だが、条約ではこの要件について詳しく説明しておらず、CITES 管理当局は本国送還に関してだけでなく、「適当かつ条約と合致する」処分が何を意味するのかに関しても、独自の解釈に従って行動しなければならない。このガイドラインはこの査定を行う際に CITES 管理当局を助けることを意図したものだが、すべての没収された生きている動物に一般的に適用できるように作られている。

これまで具体的なガイドラインが無かったため、没収された動物はさまざまな方法で処分され、その多くは条約の目的と合致していない。中には慎重な評価の後、既存のガイドラインを尊重し、没収された動物を既存の野生の個体群に放出した例もある。一方、十分な計画なし

に放出が行われた例もある。没収された動物を十分な計画なしに放出した場合、それらの動物を緩慢な痛みを伴う死に追いやることになる場合がある。また、そのような放出は既存の野生個体群を脅かすことにより、保護という観点から大きな逆効果となることがある。既存個体群への脅威にはいくつかの形がある。1) 放出される動物が飼育下に置かれていた間にかかった病気及び寄生虫が既存の野生個体群に蔓延する。2) 既存個体群又は既存個体群に近い場所に放出された個体が野生個体群と同じ品種又は亜種ではなく、独立した遺伝系統の間で交雑が起きる。3) 飼育下に置かれた動物、特に若い個体や未熟な個体は、他の近縁種個体から不適当な行動パターンを獲得することがある。そのような動物を放出すると、種間交雑が起きる可能性がある。

没収された動物の処分は単純な過程ではない。そのような処分が簡単に済むことや、保護上の価値を持つ活動につながることは稀だ。これまで、没収された動物の処分に関する選択肢は、動物を野生に戻すことが動物の福祉及び保護という両方の観点から最適な解決策であるという考え方に影響されてきた。飼育動物の再導入に関して蓄積されてきた科学研究は、そのような行為は多数の理由からもっとも不適当な選択肢のひとつになる可能性があることを示唆している。このような認識を踏まえ、うえて没収を行う当局が動物の処分のために利用できる選択肢を慎重に検討しなければならない。

管理のための選択肢

没収された動物の処分について決定を下す際、管理者は動物の人道的取扱い及び関係する種の既存野生個体群の保護並びに福祉の両方を保証しなければならない。処分のための選択肢は大きく 3 種に分類される。1) 個体の飼育下での維持 2) 当該個体を野生での何らかの形の生活に戻す 3) 安楽死。最後の選択肢がもっとも適当かつもっとも人道的であることが証明されることも頻繁にある。

保護という観点から、処分のための選択肢を考えるうえで特に重要なのは、当該種の保護状態である。絶滅のおそれがある種又は脅かされている種の没収された標本の場合は特に、それらの動物がその種の保護計画に寄与するかどうか、及びいかに寄与するかを評価する方向に努力を傾けるべきである。没収された動物の処分にどの選択肢を採用するかという決定は、種々の法的、社会的、経済的、生物学的要因に依存する。このガイドラインで提示する「決定樹」は、それらの選択肢に関する考慮を助けることを意図している。この決定樹は脅かされている種と普通に見られる種の両方に使えるように善かれている。ただし、没収された動物が積極的な保護繁殖／再導入計画を行う価値があるかどうか、国内又は国際

機関が遺伝子による原産国及び取得地の決定、又は再導入、無害な導入、現存する野生個体群の補強などの費用がかかる困難な作業に進んで投資を行うかどうかについては、種の保護状態が最大の影響力を持つことが認識されている。IUCN 種の保存委員会専門家グループなどの専門家の国際ネットワークは、没収された標本の適当な処分に関する協議において、没収を行う当局及び CITES 科学並びに管理当局を支援する。

選択肢 1－飼育

没収された動物はすでに飼育下にある。それらを飼育下で維持するには多数の選択肢がある。状況により、動物は寄付、貸与又は売却することができる。動物園その他の施設又は私人に預けることができる。最後に、原産国、輸出国（異なる場合は）、没収された国、又は当該種のために十分な及び／又は特殊な設備を持つ国に預けることができる。野生に戻すか又は殺すよりも望ましい方法として、動物が飼育下で維持される場合、それらに人道的飼育条件を提供し、自然な生活に対する適当な配慮を保証しなければならない。

動物園、水族館、サファリパークは動物の処分の際にもっともよく考慮される飼育施設であるが、他にも多様な飼育状態が存在する。それには次のようなものがある。

- a) 傷を受けたか又は没収された動物を取り扱うために特に設置された救済センターは、多くの国で複数の愛護協会の後援を受けている。
- b) 没収された動物専用の生涯保護施設が、いくつかの国に設置されている。
- c) 単一の分類群又は種（たとえば爬虫類、両生類、鳥類）の研究と保護を専門とする専門家の協会またはクラブが、場合により、仲介業者を通じた販売を行わずに没収された動物を処分するための方法を提供したことがある。
- d) 愛護協会は没収された標本を生涯にわたり人道的に世話してくれる個人に確実に引き渡す作業を進んで行うことがある。
- e) 大学と研究室はさまざまな研究のために（たとえば行動学、生態学、生理学、心理学、医学など）珍しい動物を収集・飼育している。生体解剖に関する姿勢、あるいは動物を傷つけない飼育個体群としての使用に関する姿勢さえ、国によって大きな違いがある。したがって、没収された動物の研究施設への移譲が適当かどうかについては議論の余地がある。ただし、人道的条件のもとで研究を実施する施設への移譲は、代替案としての可能性があり、いずれその種の保護に関係する情報を提供する可能性もある。多くの場合、出所が不明なことと、当該動物が未知の病原体

と接触した可能性があることが原因で、研究施設への移譲という選択肢が実行されるか、又は望まれる見込みは薄い。

- f) 没収された標本を売買業者、商業飼育繁殖業者、又はその他の商業活動に従事する人々に販売することは、没収の費用を補う処分方法を提供する。だが、販売は当該動物が脅かされず、取引の法的禁止条項（たとえば CITES 附属書 II）の対象にならず、さらなる違法又は変則的な取引を刺激する危険性がないような特定の状況においてのみ考慮すべきである。商業飼育繁殖業者への販売は、野生で捕獲された個体に対する需要を減らす上で効力を持つかもしれない。だが同時に、国が違法又は変則的な取引を存続させるか又はそれから利益を得るという印象を一般の人々に与える危険性により、劣悪な選択肢であることが証明される可能性もある。最後に、没収を行う当局は、特定の法的規定が適用されない限り、ある場所に収容した後の動物の福祉を保証することは不可能であることを意識する必要がある。

動物が没収する当局によって移譲されるが販売はされないという場合、移譲の条件のひとつとして、所有権を特定するものとする。原産国が動物の返還を望めば、その希望は尊重すべきである。没収された動物の保管者は（動物園、福祉団体）、管理当局の認可を受け、合法的な人道的及び繁殖上の目的でのみ別の施設に動物を移送する。

飼育一長所と短所

没収された動物を人道的条件のもとで一生世話をする施設に収容することには、次のような長所がある。

- a) 教育的価値
- b) 最終的には再導入を行うことを目的とした飼育繁殖の潜在的可能性
- c) 没収を行う当局が販売から没収の費用を回収できる可能性

飼育繁殖及び再導入のために確立された計画に関与しない施設に動物を収容することには、次のような短所がある。

- a) 望ましくない取引を奨励する潜在的可能性。一部の研究者は、没収された動物のいかなる移譲も一商業的であれ非商業的であれ一、それらの種の市場を助長し、国が違嘩又は変則的な取引に関与しているという印象を与える危険性があると主張してきた。

バードライフ・インターナショナルは、特定の状況では、没収された動物の販売は望ましくない取引を必ずしも助長しないと示唆している。同団体は、没

収を行う当局による販売が許されるために満たさねはならない次のような要件をあげている。1) 販売される種が、没収が行われる国においてすでに商業的な量で販売されている。2) 野生生物の輸入に関する犯罪で起訴又は有罪宣告を受けた野生生物取引業者は、当該動物の購入を禁じられる。米国での没収された動物の販売に関する経験から、違法又は変則的取引に関与したか、又は関与したことが疑われる取引業者が、没収された動物の購入に直接間接に関与していないと保証することは、ほとんど不可能であることが示唆される。これは没収が代償の増大につながるが、必ずしも没収の原因となった行為又は問題を抑制する要因にはならないことを示唆している。

脅かされた種の商業取引は望ましくない取引を刺激する危険性があり、考慮すべきではない。附属書 I の種は附属書 I の種のための登録商業繁殖施設に販売することができるが、それらの標本を再度販売したり、商業取引すべきではない。附属書 I の種の飼育繁殖子孫は、附属書 II に掲げる種の標本と見なされるため、繁殖業者が飼育下で動物を繁殖させ、野生で捕獲された動物の代わりに取引に使うようになる潜在的可能性がある。したがって、特定の状況では（たとえば飼育繁殖業者への販売など）、販売は種の保護のために非商業的な処分又は安楽死よりも明瞭な潜在的可能性を持つかもしれない。そのような繁殖計画は慎重に査定し、用心して扱わなければならない。これらの計画の監視は難しいことがあり、そのような計画は意図せずに又は意図的に、野生の動物の取引を刺激するおそれがある。

CITES 附属書に掲げられていないが、CITES 附属書 I の種と同じ取扱いを必要とする可能性がある多数の脅かされている種があることを没収を行う当局が認識することが不可欠である。

- b) **収容の費用。** いかなる支払も動物に価値を与えることになるが、没収された動物という寄贈品を受け取る施設が没収を行う当局に世話と輸送の費用を払い戻すことにした場合、取引が奨励されるという証拠はない。ただし、支払金額は最小限とすべきであり、可能な限り、動物を受け取る施設は全費用を直接負担すべきである。
- c) **病気。** 没収された動物は病気の宿主になることがあり、そのため、きわめて厳重な検疫を行わなければならない。飼育施設への未知の病気の導入による潜在的影響は、野生の個体群への病気の導入の影響と同程度に深刻である。
- d) **飼育動物は飼育環境から脱走し、害獣になる可能性がある。** 外来種の偶発的導入は、莫大な被害を引き起こすことがあり、英国における毛皮業者からのミ

ンク *Mustela vison* の脱走など、ある種のケースでは、飼育繁殖のための動物の輸入によって外来種の導入が起きることがある。

選択肢 2 —野生への返還

CITES では、没収を行う当局が没収された CITES 掲載動物の輸出国への送還を処分の選択肢として考慮することを必要としているが、同条約では動物をその国の野生に戻すことは求めていない。このガイドラインでは、ごくわずかな例の非常に特別な状況下で、野生への返還が望ましい選択肢になることを示唆する。没収された動物の処分という問題を回避するための本国送還は無責任である。送還を考慮する場合、没収を行う当局は、動物の受領者がこれらのガイドラインに明記された送還による結果と処分の選択肢を完全に認識するよう保証しなければならない。さらに、動物を放出する目的で原産国に返送しようとする国は、原産国の管理当局が返送を承知していることを確認しなければならない。

この節における決定選択肢の多くの背後にある理論的根拠については、IUCN 再導入ガイドラインで一層詳しく論じられている。これらのガイドラインが、野生への動物の返還のための各種選択肢を明瞭に区別していることに留意することが重要である。それについては次のページで詳しく説明する。

- a) **再導入：**かつてその種の分布域の一部だったが、現在はそこでは絶滅している地域で個体群を確立する試み。

よく知られている再導入例は、野生で絶滅した種の再導入である。その例としては、シフゾウ *Elaphurus davidianus* やアラビアオリックス *Oryx leucoryx* などがある。他の再導入計画には、過去の分布域の一部には存在するが、他の部分には存在しなくなっている種が関与する。これらの計画の目的は、種が消えた地方又は地域に個体群を再確立することである。このタイプの再導入の例としては、最近カナダで行われたスウィフトギツネ *Vulpes velox* の再導入がある。

- b) **既存個体群の補強：**同じ分類群の既存個体群への個体の追加。

自然個体群が少なくとも理論上は逆転可能な過程によって縮小している場合、補強は強力な保護手段になる。成功した補強プロジェクトとして、ブラジルでのゴールデンライオンタマリン *Leontopithecus rosalia* の例がある。生息地の消失にペットとしての生きている動物の捕獲が重なり、ゴールデンライオンタマリンは激減した。保護区が拡大され、ペット売買のための捕獲が抑制された時点で、衰退した野生の個体群を補うため、飼育下のゴールデンライオ

ンタマリンが使われた。

補強は人間の活動によって傷を受けた個体に獣医による手当が加えられ、放出された場合にもっとも一般に行われる。そのような活動は多くの西欧諸国で普通に行われ、ハリネズミ *Erinaceinae*、猛禽類などの多様な種のための特定のプログラムが存在する。補強がいかに一般的な活動であろうとも、たとえ一時的にでも飼育下に置かれた個体が、野生個体群に病気を持ち込む宿主となるというきわめて深刻な危険性を伴う。

病気という内在する危険性のため、個体が導入される野生個体群の存続に補強が不可欠である場合など、直接的かつ測定可能な保護上の利益がある（個体数動態的又は遺伝的に）例でのみ補強を採用するものとする。

「野生への返還」一懸念と長所

没収された「動物の野生」への返還を考慮する前に、福祉、保護上の価値、費用、病気などの懸念される問題を総合的に考慮しなければならない。

- a) **福祉**。野生への返還は人道的に思えるかもしれないが、それは緩慢な死の宣告以外の何物も意味しない場合もある。人道的に考慮するには、没収された動物を自然に戻す各活動において徹底的な調査と慎重な計画を必要とする。そのような返還には、放出された個体の運命を監視するという意味で、長期的な関わり合いも必要である。一部の研究者は、放出された動物の存続の見込みが、少なくとも同じ性別と年齢層の野生の動物に匹敵するものでない限り、野生への返還を真剣に考慮すべきではないと主張している。野生の個体群に関するそのような個体数動態データは残念ながらもったに入手できないが、この提案の精神は尊重すべきである。没収された動物を野生に戻す試みにおいては、動物の人道的取扱いが必要である。
- b) **保護上の価値と費用**。没収された動物を野生に戻すことがもっとも人道的選択肢であると思われるケースでは、それが既存の野生の動植物個体群又はそれらが生きる場所の生態的完全性を脅かさない場合のみ、そのような措置を講じることができる。その種全体及びすでに自由に生活している他の動物の保護は、すでに飼育下にある個体の福祉よりも優先されなければならない。

既存個体群が補強されるか、又は新たな個体群が確立される計画に動物を使う前に、それらの個体を野生に戻すことがその種の保護にとって重大な貢献となるかどうかを判断しなければならない。大きな個

体群の方が絶滅の見込みが低いいため、既存の非常に小さな野生個体群を補強することで、絶滅の確率が下がることが考えられる。非常に小さな個体群では、雄又は雌が欠けていることにより、個体数の増加の遅れ又は個体数の減少が起きることがある。特定の性別の動物を欠いている非常に小さな個体群を補強することも、その個体群の存続の見込みを改善する可能性がある。

没収された個体が再導入（前に定義したような）に使われる場合、それらが新個体群の核を形成することに留意すべきである。そのような計画を成功に導くためには、比較的多数の個体が必要である。したがって、没収された動物の小集団は、再導入計画には不適當な場合がある。

動物を適当な方法で野生に戻すための費用は、もっとも絶滅のおそれのある種以外には許されないほどの金額になることがある。保護上の利点が明らかにこれらの費用を上回るような種は、CITES で規制されていない多数の種を含むものの、CITES 附属書に掲げる種の中ではごく一部にすぎない。大半のケースでは、適当で責任ある再導入にかかる費用により、野生への返還が阻まれる。不十分に計画又は実行された再導入計画は、野生に動物を放り出すことに相当し、保護と人道上の根拠により、それには強く反対すべきである。

- c) **個体の出所**。原産国及び動物の取得場所が不明な場合、又は動物の出所について何らかの疑問がある場合、補充によって独立した遺伝品種又は亜種が偶発的に汚染されることがある。特定の局所的品種又は亜種が局所的環境に特に適応している場合、他の品種又は亜種からの動物の混入は、局所的個体群に被害をもたらすことがある。動物を誤ったタイプの生息地に導入することが、その動物の死を引き起こすこともある。
- d) **病気**。たとえ短期間でも飼育下に置かれ、及び／又は輸送された動物は、さまざまな病原体に接触した可能性がある。これらの動物を野生に放出することは、同種又は近縁でない種に病気を持ち込み、破滅的な影響を及ぼすおそれがある。没収された動物が新たな病原体に感染したごくわずかな危険性でもあれば、導入された病気が野生個体群に及ぼすおそれがある影響は非常に大きく、しばしばそのために、没収された動物の野生への返還が阻まれる。

没収された動物が野生への返還に適さないことが判明した場合でも、それらが病気を持たないこと、又はこれらの動物が持つ病気と寄生虫が、それらが移される先の飼育個体群ですで見られるものであることを保証するため、病気のスクリーニングと適当

な検疫は不可欠である。持ち込まれた病気は、集められた各種の動物全体への感染が深刻な脅威である動物園をはじめ、飼育施設にとって危険である。そのような検疫で、ある個体が健康であると保証できない場合は、無期限の隔離又は安楽死という方法を実施しなければならない。

没収された動物の野生への返還を処分の一選択肢と見なさなければならない例があることは明らかだ。何よりもまず、動物を野生に戻すことが、当該種の保護にとって重大な貢献になるか、という質問に答えなければならない。飼育下にあった動物を野生に放出することは危険だ。検査で判明する病気もあるが、多くの動物の病気には検査方法が存在しない。さらに、飼育下にあった動物は、自然生息地では普通遭遇しない病気としばしば接触する。獣医や検疫官が、当該種は特定の病気にしかかからないと思込み、飼育下でかかった病気の検査を行わないおそれもある。

いかなる放出にも何らかの危険性があることを考慮し、次のような「予防原則」を採用しなければならない。没収された標本を放出することに保護上の価値がない場合、すでに存在したものではない病気を偶発的に環境に持ち込む可能性により、いかにその見込みが低くとも、没収された標本を野生に戻すという案は排除される。

再導入又は既存個体群の補強により動物を野生に戻すことには、いくつかの長所がある。

- a) 既存の個体群が深刻に脅かされている状況では、そのような措置によってその種全体又はその種の局所的個体群の長期的な保護可能性が改善されることがある（ゴールデンライオンタマリンなど）。
- b) 動物を野生に戻すことは、動物の運命に関して強力な政治的／教育的声明になり（オランウータン *Pongo pygmaeus* やチンパンジー *Pan troglodytes* など）、局所的な保護の価値の強化に役立つことがある。だが、教育又は啓蒙計画の一環として、野生への返還に伴う費用と困難について強調しなければならない。

選択肢 3 一安楽死

人道的ガイドラインに従って動物を殺す安楽死は、没収された動物の処分に関する選択肢として、没収を行う当局の間で好まれるとは思えない。だが、安楽死がしばしばもっとも簡単でもっとも人道的な選択肢になるという点は、いくら強調してもしすぎることはない。多くの場合、生きている動物を没収する当局は、次のような状況に遭遇する。

- a) 何らかの方法での野生への返還が不必要か（非常に生息数の多い種の場合）、不可能か、又は生物学上及

び動物の福祉に関するガイドラインに従う必要により、費用がかかりすぎて不可能である。

- b) 飼育施設への収容が不可能か、又は販売に問題があるか又は議論を呼ぶ深刻な懸念がある。
- c) 輸送の途上又は飼育下で、動物が治療不可能な慢性的病気にかかり、そのため、飼育又は野生の個体群にとって危険である。

安楽死にはいくつかの明瞭な長所がある。

- a) 関係する種の保護及び既存の飼育及び野生の個体群の保護という観点から、安楽死は動物を野生に戻すことと比べてはるかに危険が少ない。
- b) 密輸又はその他の違法取引、不十分な書類、不手際な梱包、その他の問題のいずれであれ、当該動物が完全に取引から排除されるため、安楽死は没収という結果を引き起こした活動を防止する役割を果たす。
- c) 安楽死は没収された動物の福祉にとって最善の策になり得る。既存の個体群の補強又は再導入に対して十分な資金が確保できない限り、野生への放出は既存の野生個体群に対して膨大な危険をもたらす、個体の存続の見込みも深刻に阻害され、その結果、飢餓、病気、捕食によって死ぬ可能性がある。
- d) 動物が殺された場合、又は飼育下で自然死した場合、死んだ標本は自然史博物館の収藏品又は大学や研究機関の参考資料収集品とするものとする。そのような参考資料収集品は生物多様性の研究にとって重要である。そのような収容が不可能であれば、動物の部分若しくは派生物の取引を避けるため、死体は焼却する。

決定樹分析

「野生への返還」及び「飼育選択肢」に関する決定樹では、没収する締約国は最初に次のような質問をしなければならない。

質問 1：動物を野生に戻すことは教育その他の手段を含め、その種の保護に対する重要な貢献になるか。

没収された標本の処分に関する決定でもっとも重要な考慮事項は、当該種の保護である。没収された動物が病気及び寄生虫を持たないという絶対的確信は決して得られないため、飼育下に置かれていた個体を野生に戻すことは、その動物が戻される生態系中の同種又は別種の既存個体群に対して常に何らかの水準の危険を伴う。

没収された動物を野生に放出することがもっとも人道的措置であると思われる場合、それは既存の野生個体群の存続の見込みを改善しなければならない。少数の個体の短期的快適さだけでなく、可能な限り多数の個体の存続を保証することが、人道上及び保護上の観点からも

っとも有益である。保護上の価値という観点での利点が潜在的危険性を明らかに上回らなければならない。

ほとんどの場合、野生への返還による利点よりも、そのような措置の費用と危険性の方が上回るだろう。動物の野生への返還に保護上の価値がない場合、飼育選択肢の方が危険が少なく、より人道的な代替策になる。

答え： はい：「野生への返還」の選択肢を調べる。

いいえ：「飼育」の選択肢を調べる。

決定樹分析—飼育

没収された動物を飼育下に維持するという決定のための考慮事項は野生に戻すという決定よりも単純である。現在の決定樹における選択肢の順序は、すべての国のすべての当局にとってもっとも適当とは限らないことに留意すべきである。特定のケースとその特定の状況に基づき、どの選択肢が最適かを、没収する各当局が決定することが期待される。

質問 2：動物は総合的な獣医によるスクリーニングと検疫によって病気を持たないと判断されたか。

飼育個体群に病気を持ち込む危険性があるため、認可された飼育施設に移譲される動物は、健康状態の証明書が必要とする。没収された動物が健康でないと判断された場合、移譲される前に検疫にかけるか、又は移譲される施設が十分な検疫施設を備えていなければならない。検疫中に動物が治療不可能な病気を持つことが判明した場合、他の動物への感染を防ぐため、それらは殺さなければならない。

答え： はい： 質問 3 へ進む。

いいえ： 検疫。検疫後に再度質問 2 で評価。慢性の治療不可能な感染の場合、まず動物を研究施設に提供する。

そのような施設への収容が不可能な場合は殺処分する。

質問 3：非商業的飼育施設の場所を確保できるか（たとえば生涯保護施設、動物園、救済センター）。

動物の動物園又は生涯保護施設への移譲は、没収された動物を処分するための全般的に安全かつ受け入れられる手段を提供するものとする。複数の施設から選択しなければならぬ場合、どの施設がもっとも一貫した世話を提供し、動物の福祉を保証できるかという点が、もっとも重要な考慮事項である。移譲の条件については、没収する当局と受け入れ施設の間で合意に達する必要がある。そのような合意の条件には次の項目を盛り込む必要がある。

a) 生涯の世話、又はそれが不可能になった場合は、生涯の世話を保証できる他の施設への移譲、又は安楽死を保証するという明瞭な約束

b) 関与する動物の再販売の排除

c) 当該標本及び繁殖が行われる場合はその子孫の所有権の明瞭な特定。状況により、所有権は没収する当局、原産国、又は受け入れ施設のいずれかに与えられる。

大半の例では、動物が没収された国の施設、動物園、水族館には場所がない。そのような場合は、1) 他の飼育選択肢を調べるか、2) 没収した国以外の飼育施設への移譲について調べるか、又は 3) 動物を殺処分する。

答え： はい： 合意内容を実行し、移譲する。

いいえ：質問 4 に進む。

質問 4：個人が非商業的に人道的な生涯の世話を提供することが可能で、その意志があるか。

多くの国に、個々の種又は種のグループの交配及び繁殖にかなりの専門知識を持ち、活発に活動する専門家の協会又は個人のクラブがある。そのような協会は仲介者を通じた販売を行わずに没収された動物の家を探す援助が可能である。この場合、没収された動物を受け取る個人は、当該種の交配における専門知識を実証し、当該クラブ又は協会から十分な情報と助言を得なければならない。専門家の協会又は個人会員への移譲は、没収する当局との間で合意された条件に従って行わねばならない。そのような合意内容は生涯保護施設又は動物園の場合と同じか、又は類似のものとするができる。

答え： はい： 合意内容を実行し、移譲する。

いいえ：質問 5 に進む。

質問 5：施設が人道的条件のもとで実施される研究のために動物に関心を抱いているか。

多くの大学と研究室が、人道的条件のもとで実施される研究のために珍しい動物を収集・飼育している。これらの動物が福祉を保証された条件に置かれるならば、そのような施設への移譲は販売や安楽死などの他の選択肢に代わり受け入れられる代替策になる。前の例同様、そのような移譲は没収する当局との間で合意された条件に従って行わねばならない。すでに示唆したものに加え、当局が許可できると見なす研究のタイプを規定する条項を含むことが望ましい。

答え： はい： 合意内容を実行し、移譲する。

いいえ：質問 6 に進む。

質問 6：その種は附属書 I に掲げるものか、又は絶滅のおそれがある、もしくは危険な状態にあると見なされているか。

附属書 I の種の標本の商業的販売は、その種の取引を刺激することは望ましくないため、許可してはならない。CITES 附属書に掲げられていないが、にも関わらず深刻な絶滅のおそれがある種にも、同じように用心しなければならない。

答え： はい： 質問 7 に進む。

いいえ：質問 8 に進む。

質問 7：この附属書 I の種の繁殖を行っている商業施設があり、その施設がその標本に関心を抱いているか。

前述のように、附属書 I の種の飼育下で繁殖された子孫により、繁殖業者が飼育下で動物を繁殖させ、野生で捕獲された動物の代わりに取引に使うようになる潜在の可能性が生じる。そういった繁殖計画は慎重に査定し、用心して取り扱わなければならない。そのような計画の監視は難しく、意図的に又は意図せずに、野生の動物の取引を刺激する可能性がある。この移譲又は繁殖貸与が保護に貢献する潜在能力は、その種の野生の個体群を一層危険な状態にするような取引を刺激するたとえ最小限の危険性とさえ慎重に比較検討しなければならない。

答え： はい： 合意内容を実行し、移譲する。

いいえ：殺処分し、死体を前述のように処分する。

質問 8：販売が違法又は変則的な取引を一層刺激すると懸念する根拠はあるか。

没収された動物の販売が法律上許可される場合でも、それは考慮が難しい選択肢である。販売の利点—収入と迅速な処分—は明らかだが、関与する標本のさらなる商業取引の結果として多数の問題が発生する可能性がある。同様に、非商業取引の結果としてそのような問題が発生する状況もあること、また、それとは逆に、飼育繁殖業者への販売が野生からの取得の代わりになる生産に貢献する可能性があることに留意すべきである。

ほとんどの場合、絶滅のおそれ無く、商業取引から法的に保護されてもいない種 (CITES 附属書 II の種) に対してのみ販売を考慮するものとする。商業飼育繁殖事業が繁殖のために個体を受け取り、それが取引の対象とされる野生個体群への圧力を減じることになるという稀なケースもある。あらゆる状況において、没収を行う当局は次のことを確認するものとする。1) 没収の原因となった違法又は変則的な取引に関与した者はその動物を取得できない。2) 販売は没収の目的を損なわない。そして最後に、3) 販売はその種の違法、変則的、又はそれ以外の望ましくない取引の増加を引き起こさない。いくつかの国における (米国など) 販売に関する以前の経験から、没収された動物の販売には計画実施上及び政治上の多数の問題があり、議論を呼ぶことに加え、非生産的でもあることが示されている。

答え： はい： 殺処分し、死体を前述のように処分する。

いいえ：資格ある購入者に販売する。

決定樹分析—野生への返還

質問 2：総合的な獣医によるスクリーニングと検査により、動物が病気を持たないと判断されたか。

野生個体群に病気を持ち込む危険性があるため、放出される動物は健康状態の証明書を必要とする。そのような動物が健康でないと判断された場合、野生への返還を考慮する前に検査にかけなければならない。検査中に動物が治療不可能な病気を持つことが判明した場合、他の動物への感染を防ぐため、それらは殺処分しなければならない。

答え： はい： 質問 3 に進む。

いいえ：検査。検査後に再度質問 2 で評価。

慢性の治療不可能な感染の場合、まず動物を研究施設に提供する。そのような施設への収容が不可能な場合は殺す。

質問 3：原産国及び取得場所を決定できるか。

没収された個体を再導入するか、又は既存個体群の補充に使う場合は、それらが野生から除去された地理上の位置を決定しなければならない。ほとんどの場合、動物はそれらが捕獲された元の個体群に似た遺伝的構成を持つ個体群にのみ返還するものとする。

原産国及び取得場所が不明な場合、補強のための放出により、独立した品種又は亜種の偶発的交雑が起き、異系交配による抑制につながる可能性がある。野生で同所に生息し、決して交雑しない近縁動物が、飼育下又は複数の種の集団の形で輸送された時に交雑する例が知られている。このタイプの「誤った刷り込み」は行動上の問題につながり、将来の放出の成功の妨げとなり、行動によって制御される繁殖隔離を人工的に壊すことにより、野生個体群にも脅威をもたらすおそれがある。

答え： はい： 質問 4 に進む。

いいえ：「飼育」選択肢を追求する。

質問 4：動物は迅速に原産地に戻ることができ、そのような措置の利点は危険性を上回るか。

答え： はい： 本国に送還し、IUCN ガイドラインに従って原産地 (特定の場所) で補強する。

いいえ：質問 5 に進む。

質問 5：当該種に関し、一般に認識された飼育繁殖又は再導入計画が存在するか。

当該種が共同飼育繁殖及び／又は再導入計画の一部である場合は、動物はその計画に提供すべきである。

答え： はい： 質問 6 に進む。

いいえ：質問 7 に進む。

質問 6：動物は既存の繁殖／再導入計画に適当な個体群

に由来するか。

活発な飼育繁殖及び／再導入計画が存在し、さらなる繁殖ストック／繁殖開始個体が必要な種の場合、没収された動物は適当な科学当局と協議した後、そのような計画に移譲すべきである。当該種は飼育繁殖計画の一部だが、動物はその計画の一部ではない亜種又は品種であるという場合、他の処分方法を考慮しなければならない。偶発的な交雑によって飼育繁殖計画が損なわれないよう、遺伝的スクリーニングには特に注意を払うべきである。

答え： はい： 既存の計画への移譲。

いいえ：質問 7 に進む。

質問 7：IUCN ガイドラインに従い新たな再導入計画を確立すると約束されているか。

動物を既存の計画に移譲できない場合、適当なガイドラインに従った野生への返還は、次のような状況でのみ

可能になる。1) そのような事業に適した生息地が存在する。2) 再導入に必要な多年にわたる計画を支えるための十分な資金を使えるか又は使えるようにすることができる。3) 再導入活動が潜在的に実行可能な程度の十分な数の動物を使用できるか、又は既存個体群の補強のみが考慮される。多くのケースで、これらの要件全部ではないにしても少なくともひとつは満たせない。そのような場合は、動物の処分のための他の選択肢を考慮しなければならない。

特定の種又は分類群の動物が何らかの頻度で没収される場合、再導入又は補強計画を立案するかどうかを考慮すべきである。そのような計画の立案中、動物は没収を行う当局によって無期限に保管されるべきではなく、新計画を立案する組織と協議した後、保管施設に移譲するものとする。

答え： はい： 保管施設又は新計画に移譲する。

いいえ：「飼育」選択肢を追求する。

< 「飼育」 選択肢に関する決定樹 >

< 「野生への返還」 に関する決定樹 >

(訳注：上記決定樹については 1998 年 3 月 31 日発行の TRAFFIC Newsletter 特別版の p.22-p.23 に掲載されているので、ここでは省略)

付記 2 没収された生きている植物の処分に関する CITES ガイドライン

これらのガイドラインは原産国と輸入国の当局に向けたものである。政府当局が生きている植物を押収し、その後没収した場合、それらの当局はそれらを適当に処分する責任を負う。輸入国の場合、通常、植物の原産国及び／又は輸出国と最初に連絡を取り、押収について通告する。没収された植物の処分に関する最終決定は、法の範囲内で、次の 3 項目の目標を達成しなければならない。

- a) その分類群（種、亜種など）の野生又は栽培個体群の遺伝的完全性又は保護状態をいかなる形でも脅かすことなく、標本の保護価値を最大にすること
- b) その分類群の一層の違法又は変則的な取引を防止すること
- c) それらの世話又は処分に関与する組織が使う資源が、他の同様に重要な保護活動から流用されることを回避すること

必要性の表明

野生の植物と動物の取引の規制を強化し、それらの規制を施行してきたことにより、規制の非遵守の結果とし

て政府当局によって差し押さえられる野生生物の積荷の数が増加している。一部の例では、差し押さえは明白な違法取引の結果である。他の例では、それは輸出国の不十分又は不完全な書類など、他の変則性に対する対応である。一部の例では、押収された積荷中の植物の数は少ないが、多くの場合、数量は数百又は数千に及ぶ。多くの国で、没収された植物は通常植物園又はその他の公的に運営された生きている植物の収集施設に寄付されるが、書類が完備していない多数の植物、及び人工繁殖により園芸施設から供給された珍しくない植物の場合、この選択肢の実行可能性は低くなる。

これらの傾向により、生きている植物の処分に関し、CITES 当局を指導する情報と助言に対する需要—及び緊急の必要性—が増している。ソテツ科植物など特定の植物集団については適用できる選択肢について協議されているが、総合的なガイドラインは存在しない。

没収された植物を処分する際、当局は国内、地域及び国際法に従わねばならない。絶滅のおそれのある野生動物植物の種の国際取引に関する条約（CITES）では、条約の附属書に掲げる種の没収された生きている標本は、「輸

出国に返送し又は保護センターもしくは管理当局の適当かつこの条約の目的に沿うと認める他の場所へ送る」(第 8 条) 必要があるとされている。だが、条約ではこの要件について詳しく説明しておらず、CITES 管理当局は本国送還に関してだけでなく、「適当かつ条約と合致する」処分が何を意味するのかについても、独自の解釈に従って行動しなければならない。このガイドラインはこの査定を行う際に CITES 管理当局を助けることを意図したもののだが、すべての没収された生きている植物に全般的に適用できるように作られている。

これまで具体的なガイドラインがなかったため、没収された植物はさまざまな方法で処分され、その多くは保護目的と合致していない。中には慎重な評価の後、既存のガイドラインを尊重し、没収された植物を既存の野生の個体群に移植した例もある。一方、十分な計画なしにそのような放出が行われた例もある。そのような放出は既存の野生個体群を脅かすことにより、強い負の保護価値を持つことがある。既存個体群への脅威にはいくつかの形がある。

- a) 放出される植物が園芸施設に置かれていた間にかかった病気及び寄生虫が既存の野生個体群に蔓延する。
- b) 既存個体群の中又は既存個体群に近い場所に植えられた標本が野生個体群と同じ品種又は亜種ではなく、独立した遺伝系統の間で交雑が起きる。

最近まで、没収された植物の処分は、植物園での長期的な世話又は野生から取得される種に対する需要を軽減するための人工繁殖を目的とした安全な植物育成所への移譲を意味していた。

管理のための選択肢

保護という観点から、処分のための選択肢を考えるうえで特に重要なのは、当該種の保護状態である。絶滅のおそれがあるか又は脅かされている分類群の没収された植物の場合は特に、それらの植物がその分類群の保護計画に寄与するかどうか、及びいかに寄与するかを評価する方向に努力を傾けるべきである。没収された植物の処分にどの選択肢を採用するかという決定は、種々の法的、経済的、生物学的要因に依存する。このガイドラインで提示する「決定樹」は、それらの選択肢に関する考慮を助けることを意図している。この決定樹は脅かされている分類群と普通に見られる分類群の両方に使えるように書かれている。ただし、没収された植物が積極的な保護繁殖／再導入計画を行う価値があるかどうか、国内又は国際機関が遺伝子による原産国及び採取地の決定、又は再導入計画の立案、現存する野生個体群の補強などの費用がかかる困難な作業に進んで投資を行うかどうかについては、分類群の保護状態が最大の影響力を持つことが

認識されている。IUCN 種の保存委員会専門家グループ、国際植物園自然保護協会 (BGCI)、国際植物園協会 (IABG) などの専門家の国際ネットワークは、没収された標本の適当な処分に関する協議において、没収を行う当局及び CITES 科学並びに管理当局を支援するものとする。没収された植物は、その運命が園芸施設での長期的維持であれ、最終的な野生への再導入であれ、原産国の繁殖センターが存在し、その委託品を進んで受け入れるなら、最初にその繁殖センターがそれを入手できるようにすべきである。

選択肢 1 – 栽培

押収された植物は通常、没収に関する決定を待つ間、公的に運営された園芸施設で維持される。その後はそれらの維持に関し、多数の選択肢がある。原産国、輸出国 (異なる場合)、没収が行われた国、又は当該分類群のために十分な及び／又は専門の施設を持つ国に収容することができる。状況と国内法に従い、植物は寄付、貸与又は販売できる。最終的には植物園その他の公的に運営された施設か、又は私的組織／個人が収容する。

収容の選択肢には次のようなものがある。

- a) 植物園及びその他の公的に運営される施設が、これまでほとんどの場合に使われてきた (場合によっては、収容力の限界に達し、他の生息地外の保護活動実施能力が損なわれる)
- b) 大学と研究室はさまざまな研究のために (たとえば分子分類学、解剖学、細胞遺伝学、生殖生物学など) 生きている植物を収集している。没収された植物の研究施設への移譲が適当かどうかは、実施される研究が最終的にその種の保護に関係する情報を提供する見込みに依存する。場合によっては、出所が不明なことが原因で、研究施設への移譲という選択肢が実行されるか又は望まれる見込みは薄い。実施される研究の性質によっては、当該植物の原産国の権利を生物多様性条約に従って保護するための書面による合意内容を定めることも重要である。
- c) 単一の植物集団 (たとえば多肉植物) の研究と世話を専門とする専門家の協会又はクラブが、場合により、仲介業者を通じた販売を行わずに没収された植物を処分するための方法を提供することができる。ただし、そのような組織に野生で採取した標本を取引する人物が含まれないことを保証するよう注意しなければならない。
- d) 没収された標本を売買業者、商業栽培業者、又はその他の商業活動に従事する人々に販売することは、特に人工的に繁殖された大きな委託貨物の場合など、没収の費用を補う処分方法を提供する。だが、当該

植物が原産国で合法的に採取され、生物多様性条約に反して利用されず、取引の法的禁止条項の対象にならず、さらなる違法又は変則的な取引を刺激する危険性がない場合以外には、販売を考慮すべきではない。商業栽培業者への販売は、野生で採取された標本に対する需要を減らすうえで効力を持つかもしれない。だが同時に、国が違法又は変則的取引を存続させるか又はそれから利益を得るといった印象を一般の人々に与える危険性により、劣悪な選択肢であることが証明される可能性もある。

植物が没収する当局によって移譲されるが販売はされないという場合、移譲の条件のひとつとして、管理当局の所有権を特定するものとする。原産国が植物の返還を望めば、植物が返還の行程で生き残れる状態にある限り、その希望は尊重すべきである。没収された植物の保管者は（植物園その他の組織）、管理当局の認可を受け、合法的な繁殖上の目的でのみ別の施設に没収された株を移送する。

栽培一長所と短所

没収された植物を満足できる基準の園芸上の世話を提供できる施設に収容することには、次のような長所がある。

- a) 教育的価値
- b) 最終的な再導入及び／又は人工繁殖標本に対する消費者の需要を満たすための繁殖の潜在的可能性
- c) 遺伝子フィンガープリント法その他の分子研究を実施し、個体群の遺伝的特徴ひいては当該分類群の保護状態の理解を促進する潜在的可能性

人工繁殖及び再導入のために確立された計画に関与しない施設に植物を収容することには、次のような短所がある。

- a) 次の場合を除き、違法取引を奨励する危険性。
 - i) 販売される分類群が、没収が行われる国においてすでに商業的な量で、又は合法的に取り引きされる野生採取標本として入手できる。
 - ii) 野生生物の輸入に関する犯罪で起訴又は有罪宣告を受けた野生生物取引業者は、当該植物の購入を禁じられる。

脅かされた分類群の商業取引は望ましくない取引を刺激する危険性があり、考慮すべきではない。附属書 I の分類群は附属書 I の分類群のために CITES に従い登録された植物繁殖施設に販売することができるが、没収された標本自体を再度販売したり、商業取引すべきではない。附属書 I の分類群の人工的に繁殖された子孫は附属書 I に掲げる種の標本と見なされるため、繁殖業者が標本

を繁殖させ、野生で採取された植物の代わりに取引に使うようになる潜在的可能性がある。したがって、特定の状況では（たとえば植物繁殖業者への販売など）、貸与又は販売は分類群の保護のために非商業的な処分又は破壊よりも明瞭な潜在的可能性を持つかもしれない。そのような繁殖計画の監視は難しいことがあるため、慎重に査定し、用心して扱わなければならない。

現在は CITES 附属書に掲げられていないが、CITES 附属書 I の分類群と同じ取扱いを必要とする可能性がある多数の脅かされている分類群があることを、没収を行う当局が認識することが不可欠である。

- b) 収容の費用。押収された植物は没収に関する決定を待つ間保管されるが、植物を世話する施設は、輸入者、航空会社及び／又は没収を行う当局から費用の払い戻しを受けることができる。没収の際、植物が商業組織に販売された場合、CITES 当局が受領するいかなる支払も植物に価値を与えることになる。だが、商業取引業者が世話と輸送の費用を払い戻すことにした場合、取引が奨励されるという証拠はない。
- c) 病気。没収された植物は病気の宿主になることがあり、そのため、適当な検疫を行わなければならない。園芸施設への未知の病気の導入による潜在的影響は、野生の個体群への病気の導入の影響と同程度に深刻である。
- d) 逸出の危険性。植物は園芸的制御から逸出し、有害な雑草になる可能性がある。外来種の偶発的導入は、莫大な被害を引き起こすことがあり、国によってはこのようなことが起きる危険性を抑制することを目的とした厳重な法律を定めている。

選択肢 2 野生への返還

CITES では、没収を行う当局が没収された CITES 掲載植物の輸出国への送還を処分の選択肢として考慮することを必要としているが、同条約では植物をその国の野生に戻すことは求めていない。このガイドラインでは、特定の状況下でのみ野生への返還が望ましい選択肢になることを示唆する。没収された植物の処分という問題を回避するための本国送還は無責任である。送還を考慮する場合、没収を行う当局は、植物の受領者がこのガイドラインに明記された送還による結果と処分の選択肢を完全に認識するよう保証しなければならない。さらに、植物を原産国に返送しようとする国は、原産国の管理当局が返送を承知し、それを歓迎していることを確認しなければならない。

この節における決定選択肢の多くの背後にある理論的根拠については、IUCN 再導入ガイドライン（IUCN/SSC 再導入専門家グループ、IUCN、1995 年）で一層詳しく

論じられている。これらのガイドラインが、野生への生物の返還のための各種選択肢を明瞭に区別していることに留意することが重要である。それについては次に詳しく説明する。

- a) 再導入：かつてその分類群の分布域の一部だったが、現在はそこでは絶滅している地域で個体群を確立する試み。

植物に関してよく知られている再導入例は、野生で絶滅した分類群の再導入である。他の再導入計画には、過去の分布域の一部には存在するが、他の部分には存在しなくなっている分類群が関与する。これらの計画の目的は、分類群が消えた地方又は地域に個体群を再確立することである。

- b) 既存個体群の補強：同じ分類群の既存個体群への標本の追加。

自然個体群が少なくとも理論上は逆転可能な過程によって縮小している場合、補強は強力な保護手段になる。

病気という内在する危険性のため、標本が導入される野生個体群の存続に補強が不可欠である場合など、直接的かつ測定可能な保護上の利益がある（個体数動態的又は遺伝的に）例でのみ補強を採用すべきである。

野生への返還—懸念と長所

没収された植物の野生への返還を考慮する前に、保護上の価値、費用、標本の出所、病気などの懸念される問題を総合的に考慮しなければならない。

- a) 保護上の価値と費用。没収された植物を野生に戻すことが実行可能と思われるケースでは、それが既存の野生の動植物個体群又はそれらが生きる場所の生態的完全性を脅かさない場合にのみ、そのような措置を講じることができる。その分類群全体及びすでに自由に生きている他の生物の保護は、すでに栽培下にある標本の福祉よりも優先されなければならない。
- b) 標本の出所。原産国及び植物の採取場所が不明な場合、又は植物の出所について何らかの疑問がある場合、補充によって独立した遺伝品種又は亜種が偶発的に汚染されることがある。
- c) 病気。たとえ短期間でも栽培下に置かれ、及び／又は輸送された植物は、さまざまな病原体に接触した可能性がある。これらの植物を野生に放出することは、同種又は近縁でない種に病気を持ち込み、破滅的な影響を及ぼすおそれがある。没収された植物が新たな又は普通の園芸病原体に感染したごくわずかな危険性でもあれば、導入された病気が野生個体群

に及ぼすおそれがある影響は非常に大きく、しばしばそのために、没収された植物の野生への返還が阻まれる。

没収された植物が野生への返還に適さないことが判明した場合でも、それらが病気を持たないこと、又はこれらの植物が持つ病気と寄生虫が、それらの標本が移される栽培個体群ですで見られるものであることを保証するため、病気のスクリーニングと適当な検疫は不可欠である（かつ、しばしば法律上の要件である）。持ち込まれた病気は、園芸施設にとって深刻な脅威となることがある。そのような検疫で、ある標本が健康であると保証できない場合は、没収された標本の無期限の隔離又は破壊を実施しなければならない。

没収された植物の野生への返還を処分の一選択肢と見なさなければならない例があることは明らかだ。何よりもまず、植物を野生に戻すことが、当該分類群の保護にとって重大な貢献になるか、という質問に答えなければならない。園芸施設で保管された植物を野生に放出することは危険だ。検疫で判明する病気もあるが、すべての植物の病気に検査方法が存在するわけではない。さらに、園芸施設で保管された植物は、自然生息地では普通遭遇しない病気としばしば接触する。

いかなる放出にも何らかの危険性があることを考慮し、次のような「予防原則」を採用しなければならない。没収された標本を放出することに保護上の価値がない場合、すでに存在したものではない病気を偶発的に環境に持ち込む可能性により、いかにその見込みが低くとも、没収された標本を野生に戻すという案は排除される。

再導入又は既存個体群の補強により植物を野生に戻すことには、いくつかの長所がある。

- a) 既存の個体群が深刻に脅かされている状況では、そのような措置によってその分類群全体又はその分類群の局所的個体群の長期的な保護可能性が改善されることがある。
- b) 植物を野生に戻すことは、植物の運命に関して強力な政治的／教育的声明となり、局所的な保護の価値の向上に役立つことがある。だが、教育又は啓蒙計画の一環として、野生への返還に伴う費用と困難について強調しなければならない。

選択肢 3—破壊

珍しくない分類群の植物、書類を完備していない標本及び／又は出所が園芸施設である標本、病気又は害虫を除去するために高価な技術を必要とする病気にかかった

植物の破壊は、特に、園芸施設に植物を保管することにより、他の保護活動により良く活用できる資金が使われる場合など、明らかに正当化できる措置である。そのような植物の破壊を公表すれば、没収につながった活動即ち違法採取、正しい輸入／輸出書類取得の不履行、不手際な梱包などを抑制するという効力を持つ（ただし、植物は原産国で証拠として必要になる）。場合によっては、植物を生きている状態で栽培することは非実用的であり、特に、原産国と原産地が十分記録され、植物標本の作成に対し、受け入れる植物標本施設又は博物館の協力が得られる場合など、植物標本としてのそれらの保存が望ましいことがある。これは没収が行われた国と原産国の両方に適用され、それらの国の施設は違法採取によって取得された植物を受け入れる権利を否定されている場合がある。野生の出所が正しく記録されている植物の破壊は、処分に関する他のすべての選択肢が否定された場合の最後の手段としてのみ行うべきである。

決定樹分析

「野生への返還」及び「栽培」選択肢に関する決定樹について、没収する締約国は原産国の CITES 当局と協議したうえで（適宜）、最初に次のような質問をしなければならない。

質問 1：植物を野生に戻すことは教育その他の手段を含め、その分類群の保護に対する重要な貢献になるか。

没収された標本の処分に関する決定でもっとも重要な考慮事項は、当該分類群の保護である。没収された植物が害虫及び病気を持たないという絶対的確信は決して得られないため、園芸施設に保管されていた標本を野生に戻すことは、その植物が戻される生態系中の同じ又は別の分類群の既存個体群に対して常に何らかの水準の危険を伴う。

没収された植物又はそれらの繁殖子孫を野生に戻すことが達成可能な措置であると思われる場合、それは既存の野生個体群の存続の見込みを改善しなければならない。少数の標本の短期的存続だけではなく、可能な限り多数の標本の存続を保証することが、保護という観点からもっとも有益である。保護上の価値という観点での再導入の利点が潜在的危険性を明らかに上回らなければならない。

ほとんどの場合、野生への返還による利点よりも、そのような措置の費用と危険性の方が上回るだろう。植物の野生への返還に保護上の価値がない場合、繁殖センターでの栽培の方が危険が少なく、保護上の利点も多い。

答え： はい：「野生への返還」の選択肢を調べる。

いいえ：「栽培」の選択肢を調べる。

決定樹分析—栽培

原産国であれ他の場所であれ、没収された植物を栽培下に維持するという決定のための考慮事項は野生に戻すという決定よりも単純である。

質問 2：植物は植物の健康に関する総合的スクリーニングと検疫を受けたか。

栽培個体群に病気を持ち込む危険性があるため、栽培施設に移譲される植物は健康状態の証明書を必要とする。

これらの植物は病気を持たないかどうかを判断するため、繁殖センターに移譲される前に検疫にかけなければならない。

答え： はい：質問 3 へ進む。

いいえ：検疫とスクリーニングを行い、質問 3 へ進む。

質問 3：植物は植物の健康に関する総合的スクリーニングと検疫によって病気を持たないと判断されたか。又は発見された害虫及び病気の治療は可能か。

検疫中に植物が除去できない害虫を持つか、又はおそらく治療不可能と思われる病気を持つと判断された場合、他の植物への感染を防ぐため、それらを破壊しなければならない。植物がスクリーニング不可能な病気と接触したことが疑われる場合は、研究施設への寄付又は破壊を考慮しなければならない。

答え： はい：質問 4 へ進む。

いいえ：慢性かつ治療不可能な感染の場合、まず植物を研究施設又は保存のための植物標本施設／博物館に提供する。そのような施設に収容できないか、又は必要とされない場合は破壊する。

質問 4：販売が違法又は変則的な取引を一層刺激すると懸念する根拠はあるか。

附属書 I の分類群の商業的販売は、それらの種の取引を刺激するおそれがある。CITES 附属書に掲げられていないが、深刻な絶滅のおそれがある分類群についても、同じ用心が必要である。

没収された植物の販売又は寄付が法律上許可される場合でも、それは考慮が難しい選択肢である。販売の利点—収入と迅速な処分—は明らかだが、関与する標本のさらなる商業取引の結果として多数の問題が発生する可能性がある。同様に、非商業的取引の結果としてそのような問題が発生する状況もあること、また、商業繁殖業者への販売又は寄付が繁殖植物の入手可能性を引き上げ、それによって野生からの採取による脅威が軽減される可能性があることにも留意すべきである。

ほとんどの場合、脅かされている分類群の販売は行うべきではない。脅かされている種の販売又は取引が、一部の国で、又は CITES により、法的に規定されていることがある。商業繁殖業者が繁殖のために標本を購入又は受け取り、それが取引の対象とされる野生個体群への圧力を減じることになるという場合もある。あらゆる状況において、没収を行う当局は次のことを確認すべきである。

- a) 没収の原因となった違法又は変則的な取引に関与した者はその植物を取得できない。
- b) 販売又は寄付は没収の目的を損なわない。
- c) 販売又は寄付はその分類群の違法、変則的、又はそれ以外の望ましくない取引の増加を引き起こさない。

答え： はい：質問 5a に進む。

いいえ：質問 5b に進む。

質問 5a：公的運営であれ個人所有であれ植物園／非商業的繁殖センターの場所を確保できるか。

質問 5b：公的運営であれ個人所有であれ植物園／非商業的繁殖センターの場所を確保できるか。又はこの分類群を繁殖しており、この植物に関心を抱いている商業的施設があるか。

販売、寄付又は貸与が一層の違法又は変則的取引を刺激するおそれがある場合、植物を非商業的繁殖施設に移譲すること、又は販売／寄付／貸与が一層の違法又は変則的取引を刺激しない場合、商業的繁殖施設への移譲は、没収された植物を処分するための全般的に安全かつ受け入れられる手段を提供する必要がある。複数の施設から選択しなければならない場合、どの施設が次のことを可能かがもっとも重要な考慮事項である。

- a) その植物が繁殖計画に使われる機会を提供する。
- b) それが携わる他の同様に貴重な保護活動に使用可能な資源を損なうことなく、もっとも一貫した世話を提供する。

移譲の条件については、没収を行う当局と受け入れ施設の間で合意に達する必要がある。そのような合意の条件には、次の項目を盛り込むものとする。

- a) 受け入れられる基準に沿った生涯の世話、又はそれが不可能になった場合は、そのような世話を保証できる他の施設への移譲を保証するという明瞭な約束
- b) 当該標本及び繁殖が行われる場合はその子孫の所有権の明瞭な特定（国内法によって決定される）。状況により、所有権は没収する当局、原産国、又は受け入れ施設のいずれかに与えられる。
- c) その植物又はそれらから繁殖された植物が販売される条件の明瞭な特定。

大半の例では、植物が没収された国には限られた施設

しかない。そのような場合は、他の園芸的方法による選択肢を調べるべきである。これには没収した国以外、理想的には原産国の繁殖センターへの移譲、又は、一層の違法取引を刺激しなければ、商業的繁殖施設への収容が考えられる。ただし、生物多様性条約によって示唆される制約に留意しつつ、そのような繁殖計画は慎重に査定し、用心して扱わなければならない。これらの計画の監視は難しいことがあり、そのような計画は意図せず又は意図的に、野生で採取された植物の取引を刺激するおそれがある。商業的繁殖施設への移譲又は繁殖のための貸与が保護に貢献する潜在能力は、その分類群の野生の個体群を一層危険な状態にするような取引を刺激するたとえ最小限の危険性とさえ慎重に比較検討しなければならない。

多くの国に、個々の分類群又は分類群のグループの交配及び繁殖にかなりの専門知識を持ち、活発に活動する専門家の協会又は個人のクラブがある。そのような協会は仲介業者を通じた販売を行わずに没収された植物の家を探す援助が可能である。この場合、没収された植物を受け取る個人は、当該分類群の交配における専門知識を実証し、当該クラブ又は協会から十分な情報と助言を得なければならない。専門家の協会又は個人会員への移譲は、没収する当局との間で合意された条件に従って行わねばならない。これらの協会又はメンバーへの収容は、没収された植物の販売又は寄付が取引を刺激する場合もしない場合も選択肢になる。

答え： はい：合意内容を実行し、販売／寄付／貸与を行う。

いいえ：質問 6 に進む。

質問 6：施設が博物館標本としての研究のために植物に関心を抱いているか。

答え： はい：合意内容を実行し、移譲を行う。

いいえ：破壊する。

決定樹分析—野生への返還

質問 2：植物は植物の健康に関する総合的スクリーニングと検疫を受けたか。

野生個体群に病気を持ち込む危険性があるため、再導入される植物は健康状態の証明書を必要とする。これらの植物は病気を持たないかどうかを判断するため、返還を考慮する前に検疫にかけなければならない。

答え： はい：質問 3 へ進む。

いいえ：検疫とスクリーニングを行い、質問 3 へ進む。

質問 3：植物は植物の健康に関する総合的スクリーニングと検疫によって病気を持たないと判断された

か。又は発見された害虫及び病気の治療は可能か。

検疫中に植物が除去できない害虫を持つか、又はおそらく治療不可能と思われる病気を持つと判断された場合、何らかの施設が生きているか又は保存された状態のこの植物に関心を抱かない限り、病気の蔓延を防ぐため、それらを破壊しなければならない。植物がスクリーニング不可能な病気と接触したことが疑われる場合は、検疫の延長、研究施設への寄付又は破壊を考慮しなければならない。

答え： はい： 質問 4 に進む。

いいえ：慢性かつ治療不可能な感染の場合、まず植物を研究施設又は保存のための植物標本

施設／博物館に提供する。そのような施設に収容できないか、又は必要とされない場合は破壊する。

質問 4：原産国及び採取場所を確認できるか。

没収された標本を再導入するか、又は既存個体群の補充に使う場合は、それらが野生から除去された地理上の位置を決定しなければならない。ほとんどの場合、植物はそれらが取得された個体群又はこの個体群との遺伝子の交換が知られている個体群にのみ返還すべきである。

植物の出所が正確にわからない場合、補強のための使用により、独立した品種又は亜種の偶発的交雑が起きることがある。野生で同所に生息し、決して交雑しない近縁植物が、栽培下では交雑する例が知られており、この問題は自然に同所に生息する分類群又は植物界で近縁の分類群に限られない。

答え： はい： 質問 5 に進む。

いいえ：「栽培」選択肢を追求する。

質問 5：植物は迅速に原産地（特定の場所）に戻ることができ、その分類群の保護における利点はそのような措置のもたらす危険性を上回るか。

標本の再導入及び個体群の補強は、特定の条件のもとで IUCN / SSC 再導入専門家グループの 1995 年のガイドラインに従う場合にのみ選択肢になる。そのような事業のための適当な生息地が、標本が除去された特定の場所にいまだに存在する必要がある。

答え： はい： 本国に送還し、IUCN ガイドラインに従って原産地（特定の場所）で補強する。

いいえ：質問 6 に進む。

質問 6：当該分類群に関し、その分類群の保護及び最終的には没収された標本及び／又はそれらの子孫を野生に戻すことを目的とする一般に認識された計画が存在するか。（関係する IUCN / SSC 専門家グループ、BGCI 及び／又は IABG に問い合わせること）

活発な繁殖及び／又は再導入計画が存在し、さらなる繁殖用植物／親植物が必要な種の場合は、適当な科学当局との協議の後、没収された植物はその計画に移譲すべきである。当該分類群に関してそのような計画があるが、没収された実際の亜種又は品種はその計画の一部ではない場合、他の処分方法を考慮しなければならない。偶発的な交雑によって再導入計画を損なわないよう、特に遺伝子スクリーニングに注意を払うべきである。

答え： はい： 合意内容を実行し、既存の計画に移譲する。

いいえ：質問 7 に進む。

質問 7：IUCN ガイドラインに従い新たな再導入計画を確立する必要があり、それは実施可能か。

植物を既存の再導入計画に移譲できない場合、適当なガイドラインに従った野生への返還は、次のような状況でのみ可能になる。

- a) そのような事業に適した生息地が存在する。
- b) (再) 導入に必要な多年にわたる計画を支えるための十分な資金を使えるか又は使えるようにすることができる。
- c) 再導入活動が潜在的に実行可能な程度の十分な数の植物を使用できるか、又は既存個体群の補強のみが考慮される。

多くのケースで、これらの要件全部ではないにしても少なくともひとつは満たせない。そのような場合は、これらの種の従来の分布域外への保護導入又は植物の処分のための他の選択肢を考慮しなければならない。

特定の分類群が何らかの頻度で没収される場合、再導入、補強又は導入計画を立案するかどうかを考慮すべきであるという点を強調する必要がある。そのような計画の立案中、植物は没収を行う当局によって無期限に保管されるべきではなく、新計画を立案する組織と協議した後、保管施設に移譲するものとする。

答え： はい： 合意内容を実行し、保管施設又は新計画に移譲する。

いいえ：「栽培」選択肢を追求する。

<栽培選択肢に関する決定樹>

<野生への返還に関する決定樹>

(訳注：上記決定樹については 1998 年 3 月 31 日発行の TRAFFIC Newsletter 特別版の p.30-p.31 に掲載されているので、ここでは省略)

付記 3 押収及び／又は没収された生きている標本に関する 行動計画策定のためのガイドライン

各締約国は生きている標本が押収された場合に遅滞なく実施できる行動計画を策定すべきである。この行動計画は付記 1 の「没収された生きている動物の処分に関する CITES ガイドライン」及び付記 2 の「没収された生きている植物の処分に関する CITES ガイドライン」に従って策定すべきである。計画には次の内容が必要である。

1. 世話、検疫、輸送その他の押収及び没収された生きている標本にかかる費用を提供するための資金を調達する手段を特定する。資金調達は罰金の徴収、輸入者からの払い戻し、輸入者と輸出者の認可と保証契約、輸入関税又は許可料金の義務づけ、個人又は政府からの寄付、政府の割当金の獲得、又は適宜、没収された生きている標本の販売により確保される。
2. 締約国の国内法及び政策に従いガイドラインを実施するための手続きを確立する。
3. 生きている標本の押収及び処分に関して決定を下す権限を持つ政府機関及び担当者を特定し、この過程におけるそれらの役割と管轄権を明らかにする。そのような機関及び担当者には税関、農業検査局、法履行機関、家畜関係機関、公衆衛生局、管理並びに科学当局が含まれる。
4. 生きている標本が押収された場合、CITES Directory に掲げられたどの原産国の当局と連絡を取るべきかを特定する。この当局には CITES Directory において注をつけるものとする。
5. 標本のその時点及び長期両方の福祉を保証するため、生きている標本の押収及び処分に関与する担当者の訓練について規定する。
6. 押収、没収及び処分過程の種の同定、世話及び／又は他の技術的側面を援助できる専門家又は施設の一覧表を掲載する。
7. 押収直後に生きている標本の世話を提供する施設を特定及び／又は設立する。
8. 没収過程が完了するまで、特定の分類群の押収された生きている標本に十分な世話を与えることに合意した一時的保管施設を特定する。
9. 獣医学又は植物衛生的世話を含め、十分な世話を提供することに合意し、特定の分類群の没収された生きている標本を進んで受け入れる意志を持つ国の中の承認された施設と計画を特定する。締約国はそのような施設と計画の一覧表を作成し、それを事務局に提出し、事務局は要望に応じて締約国にそれを提供する。
10. 締約国が押収された生きている標本の処分に関する選択肢の評価を押収直後に始めるよう保証する。 ■

決議 10.10 (Cop15 で改正) *

ゾウの標本の取引

1973 年からアジアゾウ *Elephas maximus* が附属書 I に掲載されていることに留意し、

アフリカゾウ *Loxodonta africana* が第 7 回締約国会議 (ローザンヌ、1989 年) で附属書 II から附属書 I に移されたが、第 10 回会議 (ハラレ、1997 年) と第 11 回会議 (ギギリ、2000 年) で一部の個体群が一連の条件のもとで附属書 II に戻されたことにもまた留意し、

ゾウ生息国は国内のゾウに関する最善の保護者であるが、それらの多数が国内ゾウ個体群の安全を確保するために十分な施行能力を欠いていることを認識し、

ゾウの管理を促進するための情報を提供し、施行に關する率先計画並びに保護活動の優先順位を定め、それらを指導するために、監視制度には生息国の執行能力強化も含めるべきであることを意識し、

アフリカとアジアのゾウの安全性強化が、生息国間の協力、データ共有、相互援助によって促進されることを確信し、

条約締約国会議は

定義に関して

次のとおり合意する。

- a) 「未加工象牙」という用語には磨かれたものまたは磨かれていないもの、およびいかなる形であれ、全形のゾウの牙すべて、および磨かれたものまたは磨かれていないもの、および元の形からどのように変えられていようと、断片になったゾウの牙すべてが含まれ、「加工された象牙」は除外される。
- b) 「加工された象牙」は容易に認識可能なものとみなされ、この用語は宝飾品、装飾品、美術品、日用品、楽器などのために象牙から作られたすべての品目を含み (だが、表面全体が彫られていない限り、全形の牙は含まない)、ただし、そのような品目がそのようなものであると明瞭に認識可能であり、その目的を達するためにさらなる彫刻、加工、製造を必要としない形であることを条件とする。

マークに関して

あらゆる大きさの全形の牙および長さ 20cm 以上かつ重量 1 kg 以上の牙の断片は、打ち抜き型、消えないインクまたはその他の不変のマーキングを使い、マークするよう勧告する。形式は原産国を示す 2 文字の ISO コー

ド、その年の最後 2 桁 / 当該年の連番 /、および kg で表した重量 (例えば KE00 / 127/14) とする。この数字は全形の牙の場合は「象牙のつけ根」の部分に入れ、目立つ色で強調する。

国内の象牙取引の規制に関して

管轄域内にまだ構造化、組織化または規制されていない象牙彫刻業界がある締約国および象牙輸入国と特定された締約国に対し、以下のための包括的な国内の法律、規制および施行措置を採用するよう勧告する。

- a) 未加工、半加工もしくは加工象牙製品を扱う全輸入者、製造者、卸売業者、小売業者を登録または許可する。
- b) 自国への輸入が違法な場合は象牙を購入すべきはないことを、観光客その他の外国人に伝えるために、特に小売店において、全国的な普及措置を設立する。
- c) 管理当局その他の適当な政府機関が、その国の象牙の流れを特に次のような手段により監視できるようにするための記録および検査手続きを導入する。
 - i) 未加工象牙に対する義務的取引規制
 - ii) 加工された象牙のための包括的かつ実証可能な有効性を持つ報告および施行制度

事務局に対し、これらの法律、規則、施行措置の改善において、可能な限り締約国を援助するよう促す。

常設委員会に対し、法律並びに施行措置を改善するために消費国によって講じられた対策の定期的見直しを実施し、その結果を締約国会議ごとに報告するよう命じる。

国内取引規制の遵守に関して

事務局に対し、ETIS 並びに MIKE で得られた結果を参考にし、かつ可能な財源の範囲内で、次のことを行うよう命じる。

- a) 象牙彫刻業界並びに国内象牙取引が存在し、国内措置では以下のことを行う権限を持たない締約国を特定すること。
 - i) 未加工、半加工または加工象牙製品を取引するすべての輸入業者、製造業者、卸売業者、小売業者を登録または認可する。
 - ii) 未加工象牙に対して取引規制を義務化する。
 - iii) 加工象牙に対する包括的かつ明らかに効果的な報告

* 第 11 回、第 12 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

並びに施行制度を確立する。

- b) そのように特定された各締約国から、国内象牙取引に関する勧告の適切な発効に必要な措置を確立するために要する手続き、対策、時間枠を示す情報を求める。
- c) 常設委員会に対して所見、勧告または進捗状況を報告し、常設委員会はかかる締約国との間の CITES 掲載種の標本の商業取引に対する制限を含め、適切な措置を考える。

事務局に対し、財政的に可能であれば、国内象牙取引を規制する実際的措置を締約国が整備するための技術的援助を提供するよう命じる。

ゾウの標本の違法狩猟および取引の監視に関して

次のとおり合意する。

- a) 常設委員会の監督下で設置されたゾウ密猟監視システム (MIKE) およびゾウ取引情報システム (ETIS) というシステムを、次の目的に従い、今後も継続し、拡張する。
 - i) ゾウの生息国および貿易中継地における違法狩猟および象牙取引のレベル並びに傾向、およびレベル並びに傾向の変化を計測し、報告すること。
 - ii) 観察された傾向が、CITES 附属書へのゾウ個体群の掲載変更および／または象牙の合法的国際取引の再開と関係するか、また、どの程度まで関係するかを評価すること。
 - iii) 適切な管理、保護、施行の必要性に関する決定を下すための裏付けとなる情報基盤を確立すること。
 - iv) 生息国における実施能力の育成
- b) これらの監視制度は象牙およびその他のゾウの標本の違法取引の監視に関する付記 1 およびゾウの生息国の違法狩猟の監視に関する付記 2 に略述された枠組みに従うものとする。
- c) ゾウの違法捕殺およびゾウ製品の取引に関し、信頼性の高い他の施行並びに専門資源管理組織から得られる情報も、考慮に入れるべきである。
- d) 事務局が設置する独立技術顧問グループを通じ、MIKE 並びに ETIS の両方に対して技術的監督を行う。

ゾウ生息国への援助に関して

締約国は、改善された法執行、調査、野生個体群監視を通して生息国のゾウ個体群の管理および保護の改善について生息国を援助するよう勧告する。

未加工象牙の割当および取引に関して

次のとおり勧告する。

- a) アフリカゾウの個体群を持ち、未加工象牙の輸出を許可することを希望する各締約国は、個体群管理の一環として、牙の最大本数として申告した未加工象牙の年間輸出割当量を定める。
- b) 次の年の各輸出割当量は 12 月 31 日まで (1 月 1 日から 12 月 31 日まで) に書面で CITES 事務局に通報する。
- c) 締約国は、著しい量の没収された象牙についての事務局への通知が別に行われ、割当量の提出には含まれないよう、確保する。
- d) CITES 事務局は、各割当量に関して提出された情報を当該個体群の状態に関して受理したあらゆる情報と合わせて検討し、関係する国に関するあらゆる懸念について議論し、懸念の根拠がない場合は、現時点の割当量を締約国に毎年 1 月 31 日までに通報することにより、割当量制度の施行を援助する。
- e) 事務局は「象牙取引規制手続きマニュアル」を維持し、締約国がこのマニュアルに記された割当量提出手続きに従うようにする。
- f) 締切日までに割当量が提出されない場合は、当該国が事務局に対して書面で割当量を通報し、事務局が締約国に通知を返すまで、当該国の割当量はゼロとなる。
- g) 未加工象牙の輸出、再輸出または輸入は、この決議または事務局のマニュアルに従ってマークされない限り、許可されない。
- h) 締約国は当該国の割当量がこの決議に従って締約国に通報された年に輸出許可書が発給された場合にのみ生産国から未加工象牙を受理する。
 - i) 締約国は締約国でない生産国の割当量が事務局によって検討され、締約国に通報され、事務局がその国から象牙取引に関する年次報告書を受領しており、その国がこの決議および条約第 10 条 (締約国会議の決議によって解釈されたように) におけるその他の条件すべてを満たす場合にのみ、その国から未加工象牙を受理する。
 - j) 年次報告書の編纂にあたり、未加工象牙の輸出を許可した生産締約国および締約国でない国は、いかなる年についてもそのような輸出を割当量と関連させ、最低限、全形または全形に近い牙の本数およびそれら個々の牙の重量と識別番号を含め、可能な限り多くの関連情報を事務局に提供する。
 - k) 全締約国は領域内に保管された未加工象牙の在庫帳簿を維持し、毎年 1 月 31 日までにこの在庫のレベルを事務局に通知し、象牙の出所を示す。
 - l) 締約国は事務局を援助し、この決議に明記された義

務が実施されるよう確保する。

この決議の実施に必要な資源に関して

全政府、非政府自然保護団体およびその他の適当な機関に対し、この決議における勧告が有効に実施されるよ

う確保するために事務局および生産国で必要とされる資源のための資金を提供するよう要請する。

決議 9.16 (フォートローダーデール、1994 年) - 「アフリカゾウの象牙の取引」を廃棄する。 ■

付記 1 象牙およびその他のゾウの標本の違法取引の監視

1. 前書き

象牙およびその他のゾウの標本の違法取引のレベルを世界的に監視し、記録するため、押収および没収に関する法執行データを収集し、編纂するシステムが必要とされている。締約国会議は 1992 年にトラフィックがこの目的で確立した不正象牙データベース・システム (BIDS) を認識している。

BIDS のさらなる開発と改良を通じ、象牙およびその他の標本の違法取引の傾向と規模を監視するゾウ取引情報システム (ETIS) が開発された。

2. 適用範囲

ETIS に盛り込まれるのは、世界中で 1989 年以降に起きた象牙およびその他のゾウ標本の押収または没収に関する施行記録の詳細である。また、施行活動、合法並びに違法ゾウ製品市場、および背景となる経済データに関する補足的情報も ETIS に含まれる。

3. 方法

象牙および他のゾウ標本の違法取引に関するデータおよび情報は、トラフィックが CITES 事務局と協力して収集する。この点に関し、中でも以下の項目を含むデータ収集のために、標準化した方法が開発される。

- 情報源
- 押収日付
- 取引のタイプ
- 押収国
- 原産国
- 輸出国
- 目的国／輸入国
- 象牙のタイプおよび量
- 輸送方法
- 犯罪の手口
- 犯罪者／容疑者の概要
- 裁判での状況

— 法執行活動

CITES 事務局によってデータ収集書式が作られ、全締約国に配布された。

4. データの収集および編纂

MIKE 並びに ETIS の技術顧問グループ (TAG) は、ETIS の開発および実施を支援する。ETIS はトラフィックが TAG と協議して管理し、調整する。

全締約国は象牙またはその他のゾウの標本の押収および没収に関する情報を、その発生から 90 日以内に前もって定められた書式で事務局に提供するものとする。さらに、非締約国の法執行当局もこの情報を提供するよう、求められている。

トラフィックは関連した締約国のデータの収集を援助し、データの質および一貫性を確保し、適宜、世界中の担当係官にデータ収集および情報管理技術に関する訓練を提供する。

5. データの分析および解釈

データの解析および解釈は、トラフィックが CITES 事務局およびゾウの違法狩猟の監視に関与する機関 (付記 2 を参照) と共同で、TAG と協議して調整する。

6. 報告

トラフィックは各締約国会議向けに包括的な報告書を作成する。

7. 会合間の矯正策

会合間に緊急に措置が必要になった場合、トラフィックは適宜、事務局を通じて常設委員会に報告する。

8. 資金源

ETIS の完全な運用を確保するため、資金提供の機構を確立する。 ■

1. 前書き

多くのゾウの生息国の懸念と取り組むため、ゾウおよびゾウの標本の取引に関する CITES の決定の影響を評価できるような制度を確立する必要がある。特に重要なのは、レベルと傾向の変化を確認でき、レベルと傾向の変化を把握する基準としての違法捕殺の件数を報告する単純な国際的制度の確立である。

そのような測定には2つの要素が必要であることが認識されている。最初の要素は違法捕殺のパターンと規模、象牙の違法取引のパターンと規模、検出および／または防止のための活動および資金、違法取引された象牙の金銭的価値、および内戦、違法の武器および兵器の流れ、生息地の消失、干ばつなどのその他の要素などの関連するパラメータの監視である。

第2の要素は、関連するパラメータとゾウに関する締約国会議決定との間にある相関関係を確定することである。

このシステムの目標は、生息国並びに他の CITES 締約国が管理並びに施行に関する適切な決定を下すために必要な情報を提供すること、ゾウ個体群の監視および密猟レベルの変化の把握に関する生息国の能力を改善することにより、ゾウ個体群を長期的に管理するための生息国内の制度的能力を構築すること、そしてこの情報を使い、より効果的な法執行を提供し、執行を支えるために必要な規制措置を強化することである。プログラムのための財政支援が終了した後も継続できるような形でシステムを整備すべきである。

2. 適用範囲と方法

監視制度にはアフリカ、アジア両方のゾウの生息国および取引貨物集散地が含まれる。

それは生息国の CITES 管理当局による違法捕殺の報告および特定の場所または地域における監視のための標準方法を基礎とする。関連したデータベースおよび

標準報告方法が、生息国、MIKE 並びに ETIS の技術顧問グループ (TAG) との協議の上、CITES 事務局によって確立される。

3. データの収集、編纂、および報告

データ収集では次の項目を対象とする。

- ゾウの個体数データ／傾向
- 違法捕殺件数およびパターン
- 違法捕殺および取引の検出および防止のための活動量および資金額

密猟と象牙の違法取引に関するデータおよび情報は、MIKE 並びに ETIS (付記1を参照) の実施により、生息国との活発な連絡を通じて収集する。

CITES 事務局は次の目的のために、TAG の助言をもって適切な専門家の技術援助を要請／契約する。

- a) 代表サンプルとしての監視場所の選択
- b) データ収集分析のための標準方法の確立
- c) 選択された場所を持つ国において指名された係官およびゾウの生息国の CITES 管理当局への訓練の提供。
- d) 特定された全情報源からの全データおよび情報の照合および処理。
- e) 常設委員会および CITES 締約国に送付するための CITES 事務局への報告書提出。

4. 報告

CITES 締約国事務局はこの監視プログラムの一環として、締約国会議ごとに、収集した情報に関する最新報告を行う。

5. 資金源

以上の活動にはかなりの資金供給が必要である。 ■

決議 10.13 (Cop15 で改正) *

木材種に関する条約の施行

改正案には関係する分類群に関する生物学および取引上の最大限の情報を盛り込むべきであることを認識し、

そのような情報は木材取引または森林経営に関する専門知識を持つ国際組織からしばしば入手できることを意識し、

附属書 I および II および III の解釈に言及された部分および派生物は明瞭に定義されるべきであることを認識し、

締約国が木材の年間取引に関して十分に報告し、合意された測定単位を使う必要性を強調し、

曖昧なところのない木材の識別は、その性質上、特定の専門知識を必要とする複雑な手順になりうることを意識し、

木材識別資料の作成が条約の有効な実施にとって不可欠であり、作成の費用はかなりの額になることを認識し、

木材取引グループおよび施行係官と話し合い、木材種の現地名およびそれに対応する学名に関する標準命名法の使用について合意に達するためにいくつかの国の当局が採用してきた方法は有用と思われることに留意し、

さらに、条約の目的は国際取引による過剰伐採から一定の種を保護することにより、現世代および将来の世代のために野生動植物相の保護を保証することであることに留意し、

条約は条約の第 3 条、4 条、5 条の要件に従う取引により、および生物学的な状態の評価および有効性のある施行のための取引の監視の改善により、木材種を含む動植物の保護の推進において決定的な役割を果たすことができることにも留意し、

商業取引は当該種の存続に悪影響を与えないレベルで実施されるならば、種および生態系の保護にとって有益な場合があることを認識し、

締約国は附属書に掲げられたいかなる種に関しても、より厳重な国内措置を講じる権利を有することも認識し、

そのような措置は掲載された種の保護とは無関係な影響を及ぼすことがあり、当該種が CITES 附属書に掲げられた目的と直接関係しない目的のために講じられる可能性があることを意識し、

附属書 II または III への種の掲載がその種の取引の禁止を意味するという誤解があることにも留意し、

そのような誤解は CITES に掲げられた木材種の建築

家、技術者、商業事業その他による利用の禁止または制約、および消費者によるそのような品目の使用の減少を含む負の影響を及ぼすことがあることを認識し、

教育は条約の有効性のある実施における重要な手段であることを承知し、

寒帯、温帯、熱帯の国際的に取引されている多くの木材種が適当な育林技術を通じて持続可能な方法で管理可能だが、他の木材種についてはそのような知識が現在欠けていることに留意し、

いくつかの木材種は悪影響を及ぼすレベルの使用および国際取引のために脅かされている可能性があることに留意し、

条約締約国会議は

次のとおり勧告する。

国際組織に関して

- a) 木材種に関して改正案を提出する意図を持ついかなる締約国も、生物学的および取引のデータを確認または要求するには、(他の合意された手続きとは無関係に) 下の表に掲載した組織中の最低 4 組織 (B と T という 2 つのタイプ各々から 2 組織) と協議し、締約国に配布するために事務局に送付する前に、あらゆる関係情報を改正案に盛り込むべきである。

| 略号 | 国際組織 | データ | |
|-----------|------------------|-------------|-----------|
| | | B = 生物学的データ | T = 取引データ |
| ATO | アフリカ木材機関 | | T |
| ATTO | アジア太平洋木材取引機関 | | T |
| CIFOR | 国際林業研究センター | B | |
| FAO | 国連食糧農業機関; 林業部門 | B | T |
| IBFRA | 国際北方木材研究協会 | B | |
| ITTO | 国際熱帯林機関 | B | T |
| IUFRO | 国際森林研究機関連合 | B | |
| IUCN | 国際自然保護連合 | B | |
| IWPA | 国際木材製品協会 | | T |
| SPT-TCA | アマゾン協力協定暫定事務局 | B | |
| TRAFFIC | トラフィック | B | T |
| UCBD | 欧州硬木連合 | | T |
| UNEP-WCMC | 世界自然保護モニタリングセンター | B | |
| WWF | 世界自然保護基金 | B | |

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

- b) 木材種に関する CITES 附属書改正案が提出された時、決議 9.24 (Cop15 で改正) の 2 番目の「決議する」の h) を実施するため、事務局は ITTO、FAO、IUCN の見解を求め、それらを締約国会議に提出する。

部分および派生物に関して

- c) CITES 附属書の注釈に関し、次の定義を適用する。

i) 丸太

樹皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られ、挽き材、パルプ材またはベニヤ板に加工するためのすべての木 (HS コード 44.03¹)。

ii) 挽き材

単純に縦方向に挽かれた木もしくは縦断チップ工程によって製造された木。挽き材は普通厚みが 6 mm を超える (HS コード 44.06¹、HS コード 44.07¹)。

iii) ベニヤ板

普通 6 mm 以下の均一の厚みを持ち、普通剥がされるかまたは薄く切られた木の薄層またはシートで、ベニヤ張りの家具、ベニヤ容器などのための合板の製造に使われる (HS コード 44.08¹)。

iv) 合板

互いに貼り合わせて押しつけた 3 枚以上の木材シートで構成され、連続する層の木目がほぼ交叉するよう配置したもの (HS コード 44.12.13¹、HS コード 44.12.14¹、HS コード 44.12.22¹)、および

- d) 木材として取引される種の部分および派生物に関する附属書における注釈では、可能な限りの範囲で、世界税関機構の調整システムの関税分類に基づく定義を用いる。

木材種に関する改正案に関して

- e) 附属書 II または III に木材種を掲げる提案では、どの

¹ HS は取引される物品を記述し、コード化する世界税関機構の調整システムを意味する。木材に関して本文書で言及されているコードは次のとおりである。

- 44.03 皮を剥がれたかまたは辺材かによらず未加工、若しくは大まかに四角に切られた木
- 44.06 鉄道または路面電車の枕木
- 44.07 かんなどで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、縦方向に挽かれたかもしくはチップされたか、薄く切られたか、または剥がされた厚み 6mm を超える木
- 44.08 かんなどで削られたか、やすりをかけられたかまたはフィンガージョイントされたかによらず、ベニヤ板および合板用のシート (薄く切られているかを問わない) およびその他の、縦方向に挽かれたか、薄く切られたかまたは剥がされた厚み 6mm 以下の木
- 44.12.13 木材のシートのみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の外層を最低ひとつ持つような合板
- 44.12.14 木材の板のみで構成され、各層の厚みが 6 mm を超えず、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持つような合板
- 44.12.22 その他 (ひとつまたはそれ以上の層の厚みが 6 mm を超えることを意味する)、非針葉樹木材の外層を最低ひとつ持ち、下の小見出し備考 1* で指定した熱帯木材の層を最低ひとつ持つような合板

* 小見出し備考 1: 小見出し 44.03.41 から 44.03.49、44.07.24 から 44.07.29、44.08.31 から 44.08.39、44.12.13 から 44.12.99 の目的に即し、「熱帯木材」という表現は以下のいずれかのタイプの木材を意味する。

アビュラ Abura、アカジョアフリカ Acajou

d'Afrique、アフrolモシア Afrormosia、アコ Ako、アラン Alan、アンジローバ Andiroba、アニングレ Aningré、アボゾラ Avodiré、アゾベ Azobé、バラウ Balau、バルサ Balsa、ボッセクレイア Bossé clair、ボッセフォンセ Bossé foncé、カチボ Cativo、セドロ Cedro、ダベーマ Dabema、ダークレッドメランチ Dark Red Meranti、ジベツ Dibétou、ドウシェ Doussié、フラミレ Framiré、フレイジョ Freijo、フロメイジャー Fromager、フーマ Fuma、ゲロンガン Geronggang、イロンバ Ilomba、インブイア Imbuia、イペ Ipé、イロコ Iroko、ジャボティ Jaboty、ジェルトン Jelutong、ジェキティバ Jequitiba、ジョンコン Jongkong、カプール Kapur、ケンパス Kempas、クルイン Keruing、コジボ Kosipo、コチベ Kotibé、コト Koto、ライトレッドメランチ Light Red Meranti、リンバ Limba、ロウロ Louro、マカランドウバ Maçaranduba、マホガニー Mahogany、マコレ Makoré、マンディオケイラ Mandioqueira、マンソニア Mansonia、メンクラン Mengkulang、メランチバカウ Meranti Bakau、メラワン Merawan、メルバウ Merbau、メルバウ Merpauh、メルサワ Mersawa、モアビ Moabi、ニアンゴン Niangon、ニヤトー Nyatoh、オベチェ Obeche、オクメ Okoumé、オンザビリ Onzabili、オレイ Orey、オバンコル Ovengkol、オジゴ Ozigo、パドック Padauk、パルダオ Paldao、パリッサントルグアテマラ Palissandre de Guatemala、パリッサンドルパラ Palissandre de Para、パリッサンドルリオ Palissandre de Rio、パリッサンドルロゼ Palissandre de Rose、パウアマレロ Pau Amarelo、パウマーフィム Pau Marfim、プライ Pulai、プナ Puna、クアルバ Quaruba、ラミン Ramin、サベリ Sapelli、サキサキ Saqui-Saqui、セプター Sepetir、シボ Sipo、スクピラ Sucupira、スレン Suren、チーク Teak、タウアリ Tauari、ティアマ Tiama、トラ Tola、バイロラ Virola、ホワイトラワン White Lauan、ホワイトメランチ White Meranti、ホワイトセラヤ White Seraya、イエローメランチ Yellow Meranti

部分および派生物を規制するかを明瞭に示す。

- f) これらの部分や派生物が丸太、挽き材またはベニヤ板でないとき、輸出許可書または再輸出証明書の有効期間の延長および／またはそれに記載された目的地の変更のための手続きを適用すべきである場合、提案国はそれと関連して決議 12.3 (Cop15 で改正) の改正も提案する。

「人工的に繁殖された」の定義に関して

- g) 単一種人工林で育成された木から取られた木材またはその他の部分またはその派生物は、決議 11.11 (Cop15 で改正) に含まれる定義に従い、人工的に繁殖されたものとみなす。

木材種の保護における条約の役割の一般による理解の改善に関して

- h) 締約国は附属書 II または III に掲げられた種の木材標本の取引に対してより厳重な国内措置を課す前に、保護および取引に対する可能な限りの有害な影響を考

慮する。

- i) 管理当局は政府機関（地方自治体を含む）、NGO、産業界、一般大衆と協力し、条約の目的、規定、実施に関する情報を作成および提供することにより、附属書への種の掲載が種の標本の取引の禁止を意味するという誤解に反論し、附属書 II および III に掲げられた木材種の国際取引および利用は一般に許可され、有益にもなりうるというメッセージを行き渡らせる。

懸念される木材種に関して

- j) 分布国は生物学的状態および育林の必要性に関する知識により懸念が持たれる国内の国際的に取引されている木材種に特に注意する。かつ

木材種の輸出割当量の設定について

- k) 条約第 4 条 2(a) 並びに 3 項の要件を十分尊重しつつ、附属書 II に掲げる種の木材標本を輸出する締約国は、そのような輸出に関する自主的な年間国別輸出割当量の設定を考慮する。 ■

決議 9.5 (Cop15 で改正) *

条約締約国でない国との取引

第 3 回 (ニューデリー、1981)、第 8 回 (京都、1992) で締約国会議が採択した決議 3.8 と決議 8.8 を想起し、

条約締約国でない国の正式な当局が発給する同等の書類の受理を許可した条約第 10 条の規定を想起し、

条約第 10 条の均一な施行に関して締約国に指導を提供する必要性を考慮し、

さらに、条約締約国でない国が締約国との取引に関して自国の見解を表明できるようにするため、また、条約へのさらに広い参加を促進するため、条約の施行進捗状況に関する情報をそれらの国に伝え続ける必要性を考慮し、

条約第 4 条 2 項で、輸出国の科学当局が、輸出許可書発給前に、関係する種の存続に輸出が悪影響を及ぼさないと通知することを義務づけていることを考慮し、

条約締約国でない国から、およびそこを通過する取引の危険性が、条約の有効性を脅かす危険性を自覚し、

特に附属書 I の種などの違法取引は、条約締約国を回避し、条約締約国でない国への、そこからの、およびそこを通過する取引ルートを求めることを意識し、

通過積荷に対して有効な書類を義務づけるよう勧告した第 9 回締約国会議 (フォートローダーデール、1994 年) で採択され、第 13 回および第 15 回会議 (バンコク、2004 年; ドーハ、2010 年) で改正された決議 9.7 (Cop15 で改正) を想起し、

特に通過積み荷の管理により、CITES 標本の違法取引に関するかなりの情報が提供されるように思えることに留意し、

締約国が第 14 条の下で取引に関するより厳しい制限を設ける国内規制を課す可能性を認識し、

非締約国との取引に適用される条件を厳しくすることにより違法取引に対抗する必要性を確認し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約締約国でない国が発給する許可書と証明書は、以下の項目を含まない限り、締約国に受理されない。
 - i) 正式な発給当局の名称、スタンプ、署名
 - ii) 条約の目的にかんがみ十分な当該種の識別
 - iii) 原産国からの輸出許可書番号を含む当該標本の出所

の証明またはそのような証明を省略する正当な理由

- iv) 附属書 I または II に含まれる種の標本の輸出の場合、正式な科学機関がその輸出はその種の存続に悪影響を及ぼさないと勧告したこと (疑いがある場合は、そのような勧告のコピーが必要)、また、その標本が輸出国の法律に反して獲得されたものでないことを示す証明

- v) 再輸出の場合、原産国の正式な当局が、条約第 6 条の要件を実質的に満たす輸出書類を発給したことを示す証明、そして

- vi) 生きた標本の輸出または再輸出の場合、負傷、健康への侵害、あるいは虐待という危険性を最低限に抑える方法で輸送されることを示す証明

- b) 条約締約国でない国からの書類は、オンラインの CITES Directory に掲載されたそれらの国の正式な当局および科学機関の詳細が、過去 2 年以内に通告されたものである場合にのみ、締約国はそれを受理する。ただし、事務局がそれよりも新しい情報を持つことを確認した場合はその限りではない。

- c) 上記勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、またはそこから来る途中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過中の標本も含まれる。

- d) 条約締約国でない国から、またはそこを目的地とする輸出または再輸出される通過中の標本の検査、およびそのような標本に関する書類の検査には、特に注意する。

- e) 野生から取られた附属書 I の種の標本の場合、それがその種の保護に有益か、あるいはその標本の福利に役立つ場合に限り、そして事務局との相談の上でのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入およびそこへの輸出または再輸出を認可する。

- f) 附属書 I の種の飼育繁殖または人工繁殖された標本の場合、事務局からそれに対して賛意を示す助言が得られた場合にのみ、締約国は条約締約国でない国からの輸入を許可する。そして

- g) 条約締約国でない国が関与する取引におけるいかなる矛盾事項も、締約国は事務局に報告する。

事務局に対し、2 年ごとに、非締約国から通告されたそれらの国の指定所管当局、科学施設、執行当局の詳細、およびその詳細を受理した日付に関する情報を得ること、およびそれを事務局の Directory に掲載することを

* 第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。さらに決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正

指示する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

a) 決議 3.8 (ニューデリー、1981) 一条約締約国でな

い国が発給する同等の書類の受理

b) 決議 8.8 (京都、1992) 一条約締約国でない国との取引



決議 9.7 (Cop15 で改正) *

通過と積み替え

第 4 回、7 回、10 回（ガボローネ、1983；ローザンヌ、1989；ハラレ、1997）締約国会議で採択された決議 4.10、決議 7.4、決議 10.5 および第 9 回締約国会議（フォートローダーデール、1994）で採択され、第 13 回、第 14 回および第 15 回会議（バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ 2010 年）で改正された決議 9.5 (Cop15 で改正) を想起し、

条約第 7 条 1 項で、締約国の領土を通り、あるいはその中で、その条文第 3 条、第 4 条および第 5 条への適用なしに標本を通過させるか、あるいは積み替えを行うことが許可されていることを認識し、

また、別の国で買い手を探す間、締約国の領土内に標本を保持するという形で、この規定を悪用する可能性があることも認識し、

違法取引と戦うために締約国が対策を講じる必要性を認識し、

だが、ATA のカルネの対象となるサンプル収集物の頻繁な越境移動を容易にするという締約国の必要性も認識し、

通過または積み替えを行う標本を管理するために、有効な輸出許可書または再輸出証明書が存在を確認することが、CITES 附属書に掲げる種の標本の違法取引を発見するための重要な方法であることに留意し、

条約の第 7 条で指定された免除を受けず、ATA のカルネにより移動する積み荷にも適切な CITES 書類が必要であることを意識し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

- a) 条約第 7 条 1 項の目的にかんがみ、「標本の通過または積み替え」という文言は以下のもののみを指すと解釈される。
 - i) 税関手続き中かつ指名された荷受け人への出荷行程中の標本で、この形式の輸送によって必要となる手配からのみ移動の中断が生じているもの
 - ii) 決議 12.3 (CoP15 で改正) の 15 項の規定を遵守し、ATA のカルネを伴ったサンプル収集物の越境移動
- b) 締約国は国内法の下で可能な範囲で、通過中または積

み替えが行われる標本を検査し、条約の下で必要とされる有効な CITES 許可書または証明書が存在を確認するか、あるいはその存在を示す満足のかつ証拠を取得する。

- c) 有効と見なされるためには、そのような許可書または証明書には積み荷の最終目的地を明確に表示し、それがサンプル収集物の場合、発給国でなければならない。
- d) 最終目的地の変更は、通過または積み替えが行われる国が調査し、その取引が条約の目的に準拠することを確認する。
- e) 締約国は、有効な許可書または証明書またはその存在の証拠なしで通過または積み替えが行われようとする標本を押収、没収することを許可する法を採用する。
- f) 通過中または積み替え中の違法積み荷が、それを押収することができない締約国によって発見された場合、締約国は最終目的地の国と事務局、および適宜、その積み荷が途中で通過する他の国々に、できる限り早急にその積み荷に関するすべての関連情報を提供する。そして
- g) 以上の勧告は条約締約国でない国を目的地とするか、あるいはそこから来る通過中または積み替え中の標本にも適用され、それにはそのような国の間を通過する標本も含まれる。

条約では、免税店、自由港、または無関税地域など、特別な制度が適用される場所または区域を除外するための規定を設けていないため、各締約国はその領土全体に対して条約を適用しなければならないことを確認する。

すべての管理当局に対し、税関その他の所管 CITES 施行係官と連絡を取り、ATA または TIR のカルネにより移動するすべての CITES 積み荷が CITES の適用可能な規定を遵守するよう保証することを促す。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 4.10 (ガボローネ、1983) — 「通過中」の定義
- b) 決議 7.4 (ローザンヌ、1989) — 通過の管理
- c) 決議 10.5 (ハラレ、1997) — ATA と TIR カルネによる輸送

* 第 13 回および第 15 回締約国会議で改正。

決議 9.10 (Cop15 で改正) *

没収・蓄積した標本の処分

違法に取り引き並びに没収され蓄積した標本、国際的な準拠の管理および法施行のその他の側面に関し、第 2 回、3 回、4 回、5 回、7 回（サンホセ、1979；ニューデリー、1981；ガボローネ、1983；プエノスアイレス、1985；ローザンヌ、1989）締約国会議で採択した決議 2.15、決議 3.9 の c) ii) 項、決議 3.14、決議 4.17、決議 4.18、決議 5.14 の f) 項、決議 7.6 を想起し、

第 10 回締約国会議（ハラレ、1997 年）で採択され、第 15 回締約国会議（ドーハ、2010 年）で改正された決議 10.7（CoP15 で改正）「附属書に掲げる種の没収された生きている標本の処分」を想起し、

締約国が没収、事故による死亡、その他の結果として得た附属書 I の種の標本の処分に関する問題を経験していることを認識し、

条約の第 3 条 4(a) 項、第 4 条 5(a) 項で、再輸出証明書発給の前提条件として、再輸出国の管理当局が「標本が現在の条約の規定に従ってその国に輸入されたと納得する」よう義務づけていることを想起し、

一方、条約第 8 条では、締約国に対し、違法に取り引きされた標本の没収または輸出国への返還を定めた手段を含め、条約の規定を施行する適切な手段を講じ、それに違反した標本取引を禁ずるよう義務づけており、

条約第 8 条 4(b) 項では、締約国に対し、輸出国との協議の上、また、その国の費用で、没収した生きた標本をその国に返還するか、あるいは救護センターその他の適切な場所にそれを入れるよう義務づけていることを認識し、

ただし、第 8 条では、輸入者が積み荷の受取を拒否し、輸送業者に積み荷を輸出（再輸出）者に戻させることを管理当局が許可できる可能性を排除していないことに留意し、

また、締約国は条約に違反して取り引きされた標本の没収の結果発生した費用の国内での払い戻しを行うこともできることを考慮し、

決議 10.7（CoP15 で改正）に従い、没収と処分の費用を罪を犯した当事者から回収することに成功すれば、違法取引を妨げる要因になると考えられていることを意識し、

それが公衆に伝えるメッセージを考慮し、一部の締約国は没収した標本の販売を許可していないことを意識し、

また、違法に取り引きされた標本の商業取引を排除するために、締約国は没収した標本の販売を許可しないと決定できることを意識し、

条約締約国会議は

以下のように勧告する。

没収された標本の輸出または再輸出に関し

- a) 下の b) 項、c) 項に指定した状況を除き、締約国は条約に違反して輸入された証拠がある標本の再輸出を認可しない。
- b) 条約の規定に従わずに輸入され、第 8 条またはこの決議の規定の施行を目的として、あるいは調査または法律上の目的で、管理当局によって再輸出されようとする標本に、条約第 3 条 4(a) 項、および第 6 条 5(a) 項を適用する時、その標本は条約の規定に従って輸入されたものとみなされる。
- c) 違法な輸出入の試みの結果として没収され、その後、それがその種の存続に悪影響を及ぼさないと確信した管理当局によって販売された附属書 II の種の標本に、条約の第 4 条 2(b) 項および 5(a) 項を適用する時、その標本は条約の規定および輸出許可書または再輸出証明書発給という目的のための動植物保護に関する国内法に従い取得されたものとみなされる。そして
- d) 上記 b) または c) に従って与えられた許可書と証明書に、標本が没収された標本であることを明瞭に記載する。

没収され、蓄積された死んだ標本の処分について

- e) 締約国は部分ならびに派生物を含め、没収され蓄積された附属書 I 掲載種の死んだ標本を、真の科学、教育、施行、識別目的のためにのみ処分し、これらの目的での処分が実用的でない標本については、それらを保管するか、または破壊する。
- f) 一般的規則として、附属書 II ならびに附属書 III の標本で没収され、死んだものは、部分ならびに派生物も含め、条約の目的を果たすために可能な限り最善の方法で処分し、その犯罪について責任を持つ人物がその処分により金銭的またはその他の利益を受けないよう保証するための対策を講じる。

* 第 10 回、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

没収された標本に関する費用について

- g) 締約国は有罪の輸入者または輸送者、またはその双方に対し、没収、保管、保存、破壊またはその他処分費用を負担するよう義務づける法的規定を策定する。没収した国の科学当局が標本にとってそれが有益であるとみなし、原産国または最終の再輸出国がそのように希望した場合、標本を原産国または再輸出国（適当であれば）に返還する費用も含まれる。かつ
- h) そのような法律が存在せず、原産国または最終再輸出国が没収された生きている標本の返還を希望した場合、その国は返還を円滑に進めるために財政援助を求めること。

周知について

- i) 締約国は違法取引を阻止する手段として適切な場合、押収と没収に関する情報を広め、また、押収および没収された標本を取り扱う時の手順および救済センターについて、一般市民に情報を提供する。そして

締約国は附属書 II ならびに III 掲載種の没収された死んだ標本を、部分ならびに派生物を含め、販売することを許可するか、またはそのように選択した場合は許可しない権利を持つことを確認する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 2.15（サンホセ、1979）－没収した附属書 I の標本の交換
- b) 決議 3.9（ニューデリー、1981）－国際的準拠の管理－ c) ii) 項
- c) 決議 3.14（ニューデリー、1981）－附属書 I の種の没収および蓄積された標本の処分
- d) 決議 4.17（ガボローネ、1983）－没収された標本の再輸出
- e) 決議 4.18（ガボローネ、1983）－違法取り引きされた附属書 II の標本の処分と返還
- f) 決議 5.14（ブエノスアイレス、1985）－植物の取引規制の改善－ f) 項
- g) 決議 7.6（ローザンヌ、1989）－附属書 II または III の種の生きた動物の返還 ■

決議 9.14 (Cop15 で改正) *

アジアおよびアフリカにおけるサイの保護と取引

いくつかのサイ個体群で急激な衰退が続き、5 種中 4 種で絶滅のおそれがあることを憂慮し、

締約国会議が 1977 年に、サイ全種を条約の附属書 I に掲載し、1994 年と 2004 年にそれぞれミナシロサイ *Ceratotherium simum simum* の南アフリカとスワジランドの個体群が注釈付きで附属書 II に移行したことを想起し、

すべてのサイの保全と取引に関係する第 3 回、第 6 回の締約国会議（ニューデリー、1981 年；オタワ、1997 年）でそれぞれ採択された決議 3.11 ならびに決議 6.10、および第 10 回会議（ハラレ、1997 年）で採択された決定 10.45 をさらに想起し、

しばしば困難な状況のもとでサイの管理と保護を成功させたアフリカとアジアの生息国を賞賛し、

さらに、サイの角の使用を規制し、削減するために各国一特に、サイの角の利用が何世紀も前から文化的伝統の一部を形成してきた国一が講じた対策を賞賛し、

上記対策がサイ個体群の衰退をくい止めていないと結論し、

サイの角の違法取引が、生息国と伝統的な消費国のみにとどまらず、世界的な法施行上の問題として知られるに至ったが、法執行のみに力点を置くことではサイに対する脅威は取り除けなかったことを認識し、

サイの角のストックはいくつかの国で今も蓄積され続け、決議 6.10 の中で勧告されたそれらの破壊の呼びかけは実行に移されておらず、いくつかの締約国はそれをもはや適切とみなしていないことを自覚し、

例えば取引などに関し、一部の国際的措置が意図しない結果をもたらしてきたことを認識し、

サイの保護に対するもっとも効果的なアプローチについては、多様な意見があることを認識し、

サイ個体群への脅威並びにサイの部分や派生物に対する需要がいまだに存在し、サイの十分な安全を保証するための費用が上昇しており、多くの生息国にとって容易に捻出できなくなっていることを憂慮し、

条約締約国会議は

以下のように促す。

- a) サイの角のストックを所有するすべての締約国は、それらストックを認識し、マークを付け、登録し、確実に保管する。

- b) 全締約国はサイの部分および派生物の違法取引の削減を狙いとする、国内的な取引規制や罰則を含む包括的な法と執行管理を採択および施行する。

- c) 事務局並びに他の適切な団体は可能な場合、法律、執行、ストックの管理が不十分な締約国に対して技術的助言と関連情報を提供することによって援助する。

- d) 生息国は、違法狩猟の防止と潜在的な違反者の早期発見、および有効な抑止手段の役割を果たす適切な罰則の適用を含め、法執行活動において用心を怠らない。

- e) サイの角の違法取引を縮小するために、既存の世界、地域および国内の法執行機構を通じ、また、必要に応じ、そのような機構の創設を通じ、生息国と関与国との間の法執行における協力を促進する。この決議における関与国とは、部分並びに派生物の合法的取引および違法取引、またはそのいずれかに、著しく係わったか、または関与した国またはその国の国民である。そして

- f) 関与国は、優先課題として、すべての利用者団体並びに業界と協力し、サイの部分並びに派生物の利用と消費を削減するための戦略を立案して実施し、かつ、IUCN とトラフィックが共同で作成する報告書に盛り込むために、進捗状況を報告する。

常設委員会に対し、サイの部分および派生物の違法取引を終わらせることを狙いとする対策の追求を続け、以下を保証するよう命じる。

- a) これらの行動すべてにおいて、それらの有効性の評価および適切な勧告を行う。かつ

- b) 介入を導く方針が評価の結果に対応し、それに適応できること。

サイの保全ならびに管理計画の予算を組んでいない生息国に対し、利用可能なすべての専門知識と資源を使い、可能な限り早急にそれを立案し、実施するよう勧告する。

サイについて既存の予算を立てた計画を持つ生息国に対し、可能な限り早急にその計画の実施に向けて努力し、その実施における執行と取引規制措置の適切さを検討するよう、さらに勧告する。

IUCN の種の保存委員会 (IUCN/SSC) のアフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックが、締約国会議の 6 カ月前までに以下に関する報告書を事務局に提出するよう勧告する。

- a) アフリカ並びにアジアのサイの種の国内および大陸

* 第 11 回、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。さらに決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。

での保全状況、サイの標本の取引、サイの標本の在庫および在庫の管理、サイの違法捕殺事件、執行問題、有効性の評価を付けた保全対策および管理戦略、そして

- b) サイの部分並びに派生物の違法使用および消費を終わらせるための関与国による措置

事務局に対し以下を命じる。

- a) IUCN/SSC アフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックの報告書を、生息国および関与国に配布し、意見を求める。
- b) 報告書および生息国並びに関与国から受理した意見に基づき、適当と思われる場合は、締約国会議で検討するための勧告を作成し、決定の原案を作る。
- c) IUCN アフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックが、生息国からの情報を編纂し、それに基づき事務局に報告を行うにあたって、資金面での支援を行うよう、締約国に奨励する。

アフリカ並びにアジアのサイの生息国、関与国、他の締約国、および他のステークホルダーに対し、サイの取引並びに保全に関して事務局に報告するための情報収集において、IUCN/SSC アフリカ並びにアジアのサイ専門

家グループおよびトラフィックに、資金面での支援を提供し、協力するよう促す。

アフリカ並びにアジアのサイの生息国および他の締約国に対し、サイの取引並びに保全に関して事務局に報告するための情報収集において、IUCN/SSC アフリカ並びにアジアのサイ専門家グループおよびトラフィックを支援するよう促す。

すべての政府並びに政府間組織、国際援助機関、非政府組織に対して、サイ保全活動、特にサイの違法捕殺を防ぎ、サイの角の違法取引を終わらせる、監視する活動を施行するため、および IUCN およびトラフィックが毎回の締約国会議の前に、事務局への報告を有効に実施するための取り組みを実施できるようにするための資金を提供するよう呼びかける。

この決議の目的を達成するために、全条約締約国間での建設的な関与および条約と IUCN/SSC サイ専門家グループとの相乗効果を呼びかける。かつ

以下の決議を破棄する。

- a) 決議 3.11 (ニューデリー、1981) – サイの角の取引
- b) 決議 6.10 (オタワ、1987) – サイの製品の取引 ■

決議 9.19 (Cop15 で改正) *

輸出を目的とした附属書 I の植物種の人工繁殖株のナーセリー（栽培場）の登録

条約の第 7 条 4 項で、営利目的で人工繁殖された附属書 I の種の株は、附属書 II に含まれる種の株とみなされると規定されていることを認識し、

植物の人工繁殖は動物の飼育繁殖と本質的に異なること、特に生産される株の数、およびほとんどの場合、世代間の時間的間隔という点で異なることから、異なる取り組み方が必要であることを認識し、

各締約国が自国の自然植物遺伝資源に対して有する権利を認識し、

附属書 I に含まれる種の株の人工繁殖は、原産国の伝統農業に代わる経済的代替策となり、自然分布域の保護上の重要性を強化する可能性もあることを認識し、

附属書 I に含まれる種の株の人工繁殖は、関心を抱くすべての人が株を容易に入手できるようにすることにより、収集の圧力を減退させる効果を持つことから、野生個体群の保護状態に対して良い影響を及ぼすことを認識し、

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985）で採択された決議 5.15¹ が、ナーセリーの登録も率先して規定したにもかかわらず、そのような登録を実行に移したことを CITES 事務局に通知した締約国が皆無であることに留意し、

附属書 II に含まれる種の人工繁殖株および附属書 I に含まれる種の交配種の取引を促進するため、いくつかの決議が採択されてきたことを想起し、

附属書 I に含まれる種の人工繁殖が継続あるいは開始されることを保証するためにも、そのような促進が必要である可能性があることを看取し、

未登録のナーセリーが、輸出許可書取得のための標準的な手順を使い、いまだに附属書 I の種の人工繁殖株の輸出を続けている可能性があることを認識し、

条約締約国会議は

以下のように決議する。

- a) 輸出目的で附属書 I の植物種の株を人工繁殖させるナーセリーの登録に関する責任は、各締約国の管理当局が、その締約国の科学当局との協議の上で負担する。
- b) 輸出目的で附属書 I に含まれる種の株を人工繁殖する営利目的のナーセリーの登録を希望する管理当局は、登録簿への掲載のために、各ナーセリーの登録を取得し、維持するための適切な情報すべてを事務局に提供する。
- c) 登録ナーセリーで生産された附属書 I の種の人工繁殖株は、以下の条件を満たした場合にのみ輸出可能である。
 - i) 同じ積み荷にある人工繁殖されたものまたは野生収集の附属書 II および／または附属書 III の植物から明瞭に隔離された方法で包装並びにラベリングされている。そして
 - ii) CITES 輸出許可書に、事務局が与えた登録番号と、供給したナーセリーの名称—それが輸出業者と異なる場合は一が明記されている。そして
- d) 各締約国が司法管轄区域内のナーセリーを登録簿から削除することができる権利とは別に、登録輸出ナーセリーが登録の要件に準拠していないことに気づいたかあるいはそれを実証できるいかなる締約国も、そのナーセリーを登録簿から削除するよう事務局に提案できるが、事務局はそのナーセリーが置かれている締約国の管理当局と協議した後に初めて削除を実行する。そして

事務局が、登録申請書を検討し、輸出目的で附属書 I の植物種の株を人工繁殖させる営利目的のナーセリーの登録簿を、締約国から受理した情報に基づき編集ならびに更新し、この登録簿を締約国に伝えるよう命じる。■

付記 1 営利目的のナーセリーの役割

条約締約国会議は

事務局の登録簿への掲載を求める営利目的のナーセリーの所有者または管理者は、自国の管理当局に以下の情報を提供する責任を負うことを決議する。

1. ナーセリーの所有者および管理者の氏名と住所
2. 開業日
3. 施設と繁殖技術の説明

* 第 13 回締約国会議で改正され、第 14 回締約国会議の後に訂正。さらに第 15 回締約国会議で改正。

1 事務局からの注：決議 9.18 に差し替えられ、それ自体も第 10 回会議で決議 9.18 (改正)、そして第 11 回、第 13 回、第 14 回、第 15 回会議でそれぞれ決議 11.11 (Cop13 で改正)、決議 11.11 (Cop14 改正)、決議 11.11 (Cop15 改正) により差し換わった。

4. ナーセリーの履歴の説明。特に過去にどのような種またはグループが繁殖されたかという情報
5. 現在繁殖中の分類群（附属書 I のみ）
6. 合法的に取得した量と証拠を含む附属書 I の野生由来の親株の説明。ただし、ナーセリーが、「人工的に

繁殖させた」という用語の定義に関し、決議 11.11 (CoP15 で改正) で指定された条件に従い、その種の国内の個体群からの野生採取の種子または胞子から標本を繁殖させている場合は、その限りではない。

7. 近い将来に輸出が予測される株の量 ■

付記 2 管理当局の役割

条約締約国会議は

各管理当局は以下の機能を実行するものと決議する。

- a) 事務局に対し、附属書 I の種の株を人工繁殖し、輸出するナーセリーを登録するよう要請するよう通知し、以下の項目を提供する。
 - i) 当該分類群の学名（および異名）に関する情報
 - ii) 付記 1 に従ってナーセリーが提供したナーセリーの施設と繁殖技術の説明
 - iii) 下の iv) 項で言及する場合を除き、親ストックの身元ならびに合法的原産地を確認するために管理当局が使う検査手続きの記述
 - iv) 種苗事業者がその種の国内個体群から収集した野生の種子および胞子を使う場合、決議 11.11 (CoP15 で改正) の項目「人工的に繁殖させた」の定義に関して」における「勧告する」の下 a) 項と b) 項に指定された条件を満たすという証明書。および
 - v) 当該ナーセリーに存在する野生起源の附属書 I の種の他の株の合法的起源を示す証拠またはそのような株が既存の国内法に従って規制されているという十分な保証
- b) 登録ナーセリーにおいて附属書 I の種の親株として

指定された野生起源の株の数が、自然な原因以外の方法での株の処分によって枯渇しないよう保証する。ただし、登録ナーセリーの要請により、管理当局が親株（またはその部分）の別の登録輸出ナーセリーへの移動に同意する場合は除く。

- c) 登録輸出ナーセリーは、野生起源の親株の規模と、ナーセリーがそれ以外の附属書 I の種の野生個体起源株を保管していないことを確認するため、管理または科学当局あるいは管理当局が指定したその他の資格ある組織の専門家により、定期的な検討を受け、これらの検討の結果は事務局に伝えられるよう保証する。
- d) 条約第 7 条 4 項および決議 12.3 (Cop15 で改正) に従い、各登録ナーセリーに対して輸出許可書を発給するための簡単な手順を作成する。そのような手順には、次のような項目を持つ CITES 輸出許可書の発給前手順を盛り込むことができる。
 - i) 欄 12b にナーセリーの登録番号を記入する。そして
 - ii) 欄 5 に少なくとも次の情報を記入する。

「CITES 決議 11.11 (Cop15 で改正) で定義された人工繁殖植物にのみ有効な許可書
以下の分類群に対してのみ有効」 ■

付記 3 事務局の役割

条約締約国会議は

事務局が以下の機能を果たすものと決議する。

- a) 管理当局から附属書 I の植物種の株を輸出目的で人工繁殖するナーセリーの登録申請書を受理し、検討する。
- b) ナーセリーが全要件を満たすという確信を得られた場合、名称、登録番号その他の詳細を登録簿で、報告書受理後 30 日以内に公表する。
- c) ナーセリーが全要件を満たすという確信を得られなかった場合、関係管理当局に完全な説明を提供し、認可されるために満たさなければならない具体的条件

を示す。

- d) 締約国が提供する登録ナーセリーに関する報告書を受理並びに検討し、まとめた結論を植物委員会に提示する。
- e) 責任を負う管理当局が文書でそのように要請した場合、ナーセリーの名称を登録簿から削除する。そして
- f) ナーセリーの登録済ナーセリーの登録要件遵守への不備に関し、締約国あるいはその他の情報源からの情報を受理並びに検討し、そのナーセリーがある締約国の管理当局と協議した後、適宜、登録簿からその事業を削除する。 ■

決議 9.24 (Cop15 で改正) *

附属書 I および II の改正基準

第 9 回締約国会議(フォートローダーデール、1994 年)で採択された決議 9.24 の中で、基準、定義、注、ガイドラインの科学的有効性および異なる生物分類群へのこれらの適用可能性に関し、この決議の本文ならびに付記を第 12 回締約国会議前に全面的に再検討するよう勧告したことを想起し、

第 12 回締約国会議(サンティアゴ、2002 年)で、この再検討の手続きを承認し、決定 12.97¹ に明記したことを想起し、

附属書 I と II に掲げられる種を特定する条約第 2 条第 1 項および 2 項の基本原則を考慮に入れ、

ある種を附属書 I に掲げるためにはその種が生物学上並びに取引上の基準を満たさなければならないことを認識し、

条約第 2 条 2(a) 項は、種の存続に反する利用を回避するため、絶滅の脅威にさらされるおそれのある種の附属書 II への掲載を規定していることを想起し、

この条項の適切な履行のためには、生物学上と取引上両方の要因を考慮した適切な基準の採択が必要であることを認識し、

条約第 2 条 2(b) 項は、条約第 2 条 2(a) 項に従って附属書 II に掲げられたある種の標本の取引に対して有効な規制を加えるために規制対象としなければならない種の附属書 II への掲載のみを規定していることを想起し、

一方、附属書 I に掲げられた種の標本の取引に対して有効な規制を加える必要性が生じた場合にも、この条項は適用すべきであることを考慮に入れ、

締約国またはそれに代わる事務局は関連する締約国会議決議に従い、改正案の対象となる種の生息国と協議すべきであり、また事務局は条約第 15 条 1(a) 項に従い全締約国と協議すべきであることを認識し、

事務局は条約の同条に従い、海洋生物種に関係する機能を持つ政府間団体と協議すべきであることをさらに認識し、

事務局は改正案の対象となる何らかの種に関係する機能を持つ他の政府間団体とも協議すべきであることを考慮し、

あらゆる野生動植物の国際取引が条約の条項に基づいて行われることを想起し、

条約に関係する事柄、特に附属書 I ならびに II の改正

基準の適用について開発途上国に技術援助を提供する必要性に関し、第 3 回締約国会議(ニューデリー、1981 年)で採択された決議 3.4 の重要性を強調し、

条約の附属書改正の決定は確実に関連性のある科学情報を基礎とし、社会経済的要因を考慮に入れ、そのような改正について合意された生物学的ならびに取引上の基準を満たすよう保証するという目的に留意し、

不確実性がある場合はリオ原則 15「予防的アプローチ」の適用の重要性を認識し、

条約締約国会議は

以下の付記を決議の一部として採択する。

付記 1: 附属書 I のための生物学的基準

付記 2a: 条約第 2 条 2(a) 項に基づく附属書 II への種の掲載基準

付記 2b: 条約第 2 条 2(b) 項に基づく附属書 II への種の掲載基準

付記 3: 特殊な場合

付記 4: 予防措置

付記 5: 定義、解説、ガイドライン

付記 6: 附属書改正提案書式

附属書 I または II の改正案を考慮する際、締約国は予防的アプローチという根拠により、また、種の状態または種の保全に対する取引の影響が不確実な場合、当該種の保全にとって最善なように行動し、その種について予測される危険性に比例した対策を採択するよう勧告する。

附属書 I と II の改正案について考える場合、以下の項目を適用することを決議する。

a) 付記 1 に列挙された生物学的基準のうち少なくともひとつが満たされる場合、取引による影響を受けるかあるいは受ける可能性のある種は、条約第 2 条 1 項に従って附属書 I に掲載するものとする。

b) 付記 2a に列挙された附属書 II の基準を満たすいかなる種も、条約第 2 条 2(b) 項に従って附属書 II に掲載するものとする。

c) 付記 2b に挙げた基準を満たせば種を第 2 条 2(b) 項の規定に従い附属書 II に掲げる。

d) どの単一の種も、同時に複数の附属書に掲載することはできない。

* 第 12 回、第 13 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。さらに決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。

¹ 第 13 回締約国会議で削除。

- e) しかし、亜種、個体群、または種の他の下位分類は、付記 3 の関連基準に従い、同時に異なる附属書に掲載することができる。
- f) 上位分類群は付記 3 の関連基準を満足する場合にのみ附属書に掲載すべきである。
- g) 雑種は野生において明確かつ安定した個体群を形成する場合にのみ、特に附属書に掲載できる。
- h) 取引されているすべての標本が飼育繁殖あるいは人工繁殖されている種の場合、野生からとられた種の取引が行われる可能性がごくわずかであれば、附属書に掲載すべきではない。
- i) 付記 1 に列挙された基準を満たさないことを実証する十分なデータが得られる附属書 I 掲載種は、付記 4 に列挙された関連予防措置に従うことを条件として附属書 II に移すものとする。
- j) 条約第 2 条 2(a) 項に従って附属書 II に掲載されている種で、付記 2a に列挙された基準を満たさないものは、付記 4 に列挙された関連予防措置に従うことを条件として削除する。また、削除の対象となる種に類似しているか、あるいはそれに関連する理由で条約第 2 条 2(b) 項に従って掲載されている種も、関連予防措置に従うことを条件として削除する。そして
- k) 当該種の管理に関して権限を持つ政府間組織の見解がもしあれば、考慮に入れるものとする。

附属書 I と II を改正するための提案は、入手可能な最善の情報に基づいて、適切であれば、付記 6 の書式で提示されるべきであることを決議する。

附属書改正提案の提出を検討している締約国に対し、根拠とする学名命名法に関して何らかの疑義が存在する

場合は、提案の提出に先立ち、可能な限り早く、動物委員会または植物委員会の学名命名専門家と協議するよう促す。

種を附属書 I に移行するか、または著しい取引の再検討の規定に従い、検討中の種に対してゼロ輸出割当量を定めるといふ提案を提出する提案者に対し、その再検討に関する適用可能な知見を考慮に入れるよう奨励する。

附属書 I または II の改正案に対する注釈は適用可能な締約国会議決議に従って作成され、影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確であり、可能な限りの範囲で既存の注釈と調整すべきであることを決議する。

十分な関連生物学データが入手できる場合、改正案を裏付ける提案文書に数値評価を盛り込むよう締約国に奨励する。

この条約で与えられる保護の有効性を監視するため、生息国と提案者は、資金を得られることを条件として、附属書 I と II に掲載された種の状態を、動物委員会、植物委員会の協力を得て、定期的検討を行うものとするを決議する。

締約国と協力組織に対し、附属書改正案の準備、管理計画の立案、附属書への種の掲載の有効性の検討において、要望があればそれに応じて財政面・技術面の援助を提供するよう呼びかける。締約国は広義の生物多様性という意味でこれらの目的を達成するため、他の利用可能な国際機構や手段の利用を受け入れるものとする。

決議 1.3 (ベルン、1976 年) の一部を廃止する一特定の状況における附属書 II または III からの種の削除—
a) 項

付記 1 附属書 I の生物学的基準

以下の基準は、付記 5 に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

以下の基準のうち少なくともひとつを満たす、もしくは満たす見込みが高い場合、その種は絶滅のおそれがあるとみなされる。

- A. 野生個体群が小さく、以下のような特性のうち少なくともひとつを持つ。
 - i) 個体数または生息地の面積および質において、衰退が観察、推定あるいは予測される。または
 - ii) 各地域個体群が非常に小さい。または
 - iii) 個体の大半が、一世代あるいはそれ以上の期間、地理的に集中する。または
 - iv) 個体数の短期的変動が大きい。または

v) 内的または外的要因による高い脆弱性。

B. 野生個体群の分布面積が制限され、以下のうち少なくともひとつの性質を持つ。

- i) 分断化またはきわめて少数の場所に生息。または
- ii) 分布面積または地域個体群の数における大きな変動。または
- iii) 内的または外的要因による高い脆弱性。または
- iv) 以下の項目のいずれかにおいて衰退が観察、推定、あるいは予測される。
 - 分布面積、または
 - 生息地の面積、または
 - 地域個体群の数、または
 - 個体数、または

- － 生息地の質、または
- － 加入量。

C. 野生での個体数における衰退が、以下のいずれかに該当する。

- i) 現在進行中あるいは過去に発生した（だが、再発の可能性はある）ことが観察されている。または

ii) 以下のいずれかに基づき推定または予測される。

- － 生息地の面積における減退。または
- － 生息地の質における減退。または
- － 捕獲採取のレベルまたはパターン。または
- － 内的または外的要因による高い脆弱性。または
- － 加入量の減少 ■

付記 2a 条約第 2 条 2 (a) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準は、付記 5 に掲げた定義、説明、ガイドライン、さらに商業利用される水生生物種の「衰退」の定義の適用に関する脚注と、併せて読むものとする。

入手可能な取引データおよび野生個体群の状態ならびに傾向に関する情報に基づき、以下の基準の少なくともひとつを満たす時、種を附属書 II に掲げるものとする。

A. 近い将来に附属書 I への掲載が適格となる事態を回避するために、その種の取引の規制が必要であること

が判明しているか、または推論あるいは予測できる。または

B. 野生からの標本の捕獲採取が、その継続またはその他の影響によって、種の存続が脅かされる水準にまで野生個体群を縮小させないよう保証するために、その種の取引の規制が必要であることが判明しているか、または推論あるいは予測できる。 ■

付記 2b 条約第 2 条 2 (b) 項に基づく附属書 II への種の掲載に関する基準

以下の基準のいずれかひとつを満たす場合、第 2 条 2(b) 項に従い種を附属書 II に掲げることができる。

A. 取引される形でのその種の標本が、第 2 条 2(a) 項または附属書 I の規定に基づき、附属書 II に掲げる種の標本に似ており、CITES 掲載種の標本を見た執行官が

それらを区別できそうもない。または

B. 現在の掲載種に関する有効な取引規制が達成されることを保証するために、上記基準 A に挙げた理由以外で説得に足る理由がある。 ■

付記 3 特殊な場合

分割掲載

複数の附属書への種の掲載は、それが引き起こす施行上の問題という観点から、一般的には避けるべきである。

分割掲載が行われる場合は、一般に亜種ではなく国内または地域個体群に基づいて行うものとする。ある種の一部の個体群を附属書に掲載し、残りは附属書に掲載しないまま放置するという分割掲載は、通常は認めるべきではない。

いかなる国の司法管轄範囲内にも入らない種の場合、附属書での列挙の際、個体群の定義に既存の国際協定—もしも存在すれば—で使われる条件を用いる。そのような国際協定が存在しなければ、附属書は個体群を地域あるいは地理上の座標によって定義すべきである。

種レベルよりも低い分類は、附属書では使用しない。

ただし、当該分類群がきわめて識別しやすく、その名称を用いても施行上の問題が起きない場合はその限りではない。

上位分類群

上位分類群の全種が附属書 I または II に掲げられている場合、それらはその上位分類群の名称で掲げる。上位分類群の一部の種が附属書 I または II に掲げられ、その他全部が他の附属書に掲げられている場合、後者の種は上位分類群の名称で掲げ、附属書での注釈の使い方に関する関連決議の規定に従い適切な注釈を付ける。

附属書 II への上位分類群の掲載から附属書 I への分割掲載に個別の植物種を移行するための提案作成を検討する締約国は次のことを考慮する。

- i) それを人工的に繁殖させることがどの程度容易か。
- ii) 現在、人工的に繁殖させた標本をどの程度栽培に利用できるか。および

- iii) 特にそれが取引される形においてなど、その種の識別に関する実施上の問題。 ■

付記 4 予防措置

附属書 I または II の改正の提案を考慮するにあたり、種の状態に関し、あるいは取引が種の保護に及ぼす影響に関し、予防的アプローチの観点により不確実な要素があった場合、締約国は当該種の保護にとっての最善を期して行動し、その種にとって予測される危険に応じた対策をとる。

- A.1. 附属書 I に掲載された種は、まず附属書 II に移し、締約国会議間の間隔最低 2 期間分にわたり、取引がその種に及ぼす影響をモニターしない限り、附属書から削除してはならない。
- 2. 附属書 I に含まれる種については、付記 1 の関連基準を満たさない場合で、以下の予防的保護手段のうちひとつを満たす場合にのみ附属書 II へ移行されるべきである。
 - a) その種に対しては国際取引の需要がなく、それを附属書 II に移すことが、附属書 I に含まれる他の種の取引を刺激したり、あるいは施行上の問題を引き起こす見込みが低い。または
 - b) その種に対しては取引の需要がある見込みが高いが、締約国会議が以下の項目に満足できるような管理が行われている。
 - i) 条約の要件—特に条約第 4 条—の原産国による施行。および
 - ii) 適切な施行管理と条約の要件への準拠。または
 - c) 改正案の支持文書中に記述された管理手段に基づき、有効な執行上の規制が行われるという条件で、改正案の一部として締約国会議が承認した輸出割当または他の特別な対策を適用。または
 - d) 適用可能な締約国会議決議と一致するランチング案を提出し、承認される。
- 3. 附属書 I の種を附属書 II へ移行する提案に関しては、当該種について留保している締約国が考慮すべきではない。ただし、その締約国が改正案採択後 90 日以内に留保を撤回することに同意すればその限りでは

はない。

- 4. 附属書 II から削除した場合、近い将来に附属書掲載の条件を満たすようになる見込みが高い場合、いかなる種も削除してはならない。
- 5. 締約国会議の過去 2 回の合間に、著しい取引の再検討の規定に基づき保全状態を改善する勧告の対象になった種は附属書 II から削除してはならない。
- B. 上記 A. 2. c. に従い、種を附属書 II に移す場合、以下の検討手順を適用するものとする。
 - 1. 植物委員会、動物委員会またはある締約国が他の締約国の管理手段への準拠および輸出割当量に関する問題に気づいた場合、事務局にその旨を通知し、その後、事務局がその件を解決できない場合、事務局は常設委員会に通知し、常設委員会は当該締約国と協議した後、全締約国に対し、その締約国との CITES 掲載種の標本の取引を停止し、および/または、その個体群を附属書 I に戻す提案を準備するよう寄託政府に要請することができる。
 - 2. 割当量とそれを支持する管理手段を検討する上で、動物または植物委員会が準拠あるいは種に対する潜在的な害に関する問題に直面した場合、その関係委員会は寄託政府に対し、適切な矯正措置を講じるよう要請する。
- C. 上記 A. 2. c) 項に従い定められる割当量に関し
 - 1. 締約国がその割当量の再検討、改正または削除を望む場合、締約国会議の次回会合で検討するための適切な提案を提出する。
 - 2. 限られた期間について割当量が定められた時、その期間後に新たな割当量が定められるまで割当量はゼロになる。
- D. おそらく絶滅したとみなされる種については、再発見された場合に取引によって受ける影響が考えられる場合、附属書 I から削除してはならない。これらの種には附属書に「絶滅の可能性あり」という注釈をつける。 ■

付記 5 定義、解説、ガイドライン

注：この付記で数値ガイドラインを引用している箇所では、それらは単に例として提示しているにすぎない。生

物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。

種

条約第 1 条で、「種」という用語は「種もしくは亜種またはその地理的に隔離された個体群」と定義されている。

「種」および「亜種」は種の生物学的概念に言及しており、それ以上の定義を必要としない。

これら 2 つの用語は品種も包含する。

「地理的に隔離された個体群」とは特定の地理的境界内の種または亜種の一部を指す。これは個体群または下位個体群、または漁業管理で理解される特定の場合に便利な用語として「系群」を指すこともある。

これまで締約国会議は「地理的に隔離された個体群」を地理的境界によって区切られた個体群と解釈しており、地理的境界に関するもうひとつの選択肢はめったに使われない。

取引によって影響を受ける

以下の場合、種は「取引によって影響を受けているか、または受けることがある」。

- i) それが取引されており（条約第 1 条の「取引」の定義に従い）、取引がその種の状態に悪影響を与えているか、または与えるかもしれない。または
- ii) それが取引されているか、またはその種に明らかな潜在的な国際的需要があり、野生での存続に悪影響を与えることがあることが疑われる。

分布域

ある種の「分布域」は、自然分布域外への侵入または移入の場合を除き、既知、推論、予測される分布域全部を包含するように引くことができる想像上の最短の連続した境界と定義される（ただし、分布域の推論と予測は慎重かつ予防的方法で行うものとする）。だが、想像上の境界内の領域から、その種が生息しないかなりの領域が除かれるため、分布域の定義にあたっては種の空間分布における不連続または分離に注意を払うべきである。移動性の種については、分布域はいずれかの段階におけるその種の存続に不可欠な最小域である（例えば営巣地、移動性種の採食地など）。ある種が限られた分布域を持つという決定は分類群ごとに異なり、生息地の特性、個体数密度、固有性などを考慮に入れるものとする。

衰退

「衰退」はある種の豊度（abundance）、分布域の面積または生息地の面積の減少を意味する。個体数の測定が内因性の困難を伴う場合、分布域という観点から見た衰

退を評価する方が適切なことがある。

衰退は 2 種類の方法で表現できる。それは (i) 全体的な長期的衰退の程度または (ii) 最近の衰退率である。長期的衰退度は基準となる個体群または分布域からの推定または推論される総縮小率(%)である。最近の衰退率は、最近の期間における豊度または分布域内での変化の割合(%)である。衰退度に関する基準値の推定または推論に使うデータは可能な限り遠い過去にまで及ぶようにする。

衰退を認める判定は分類群ごとに異なり、例えば関連分類群の個体数変動などのいくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。過去の著しい衰退度を示す一般的なガイドラインは基準値の 5% – 30% の衰退率とされ、その種の生物学的特性と生産性に従い、その間で上下する。生産性はある個体群の最大成長率(%)である。それは生殖生物学、生殖能力、個体成長率、自然死亡率、成熟年齢、寿命の複雑な関数である。生産性の高い種は生殖能力が高く、個体の成長が速く、世代交代が速い傾向がある。

極値である 5% と 30% は比較的少数の種にしかあてはまらないが、中にはこれらの極値よりもさらに外にはずれる種もある。ただし、これらの 2 つの値は単に例としてのみ提示されている。生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である（¹ 商業利用される水生生物種への衰退の適用については脚注を参照）。

最近の著しい衰退率に関する一般的なガイドラインは過去 10 年間または 3 世代のいずれか長い方における 50% 以上の衰退である。個体群が小さい場合、過去 5 年または 2 世代（いずれか長い方）における 20% の衰退率の方が適切なことがある。ただし、これらの 2 つの値は単に例としてのみ提示されている。それは生物学的特性の相違により、全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。

過去の衰退度と最近の衰退率は互いに関連させて考慮すべきである。一般に、過去の衰退度が高く種の生産性が低いほど最近の衰退率が重要になる。

過去の衰退度または最近の衰退率を推定または推論するにあたりすべての関連データを考慮に入れるものとする。衰退は進行中である必要はない。短期間のデータしか入手できず、これらのデータに基づく衰退度または衰退率に不安がある場合も上記ガイドラインを適用すべきである（必要に応じ、または関連性があれば、外挿する）。ただし通常、自然変動は衰退の一部としてみなされないが、証拠がない限り、観察された衰退は必ずしも自然変動の一部とはみなされない。計画した水準にまで個体数を減少させる科学的基盤に基づく捕獲計画に従い

1 次ページをご参照下さい。

1 商業利用される水生生物種への衰退率の適用

海洋および大規模な淡水域ではほとんどの場合、5-20%という狭い範囲の方が適切とみなされ、生産性が高い種では5-10%、生産性が中程度の種では10-15%、生産性が低い種では15-20%とされる。だが、この範囲からはずれる種もある。低生産性と低死亡率の間には相関関係があり、高生産性と高死亡率の間にも相関関係がある。生産性の指標として考えられるひとつの目安は自然死亡率で、年0.2-0.5という範囲が中程度の生産性を意味する。

一般に、附属書Iへの掲載を考慮する第一の基準は歴史的な衰退の程度である。衰退の程度を推定するための情報が限られている状況では、最近の期間の衰退率自体が衰退の程度に関してある程度の情報を提供できることがある。

附属書IIへの掲載については歴史的な衰退の程度と最近の衰退率を合わせて考慮する必要がある。歴史的衰退度が高く種の生産性が

低い場合ほど、最近の衰退率が重要になる。

著しい最近の衰退率についての一般的なガイドラインは、約10年の期間内に現在の個体数水準から歴史的衰退度に関するガイドライン（つまり利用される魚種の基本値の5-20%）まで個体数を引き下げようとする衰退率である。最近の衰退率が極端に高い場合を除き、歴史的衰退度が50%未満の個体群については、めったに心配する必要はない。

個体群が顕著に衰退していない場合でも、上で附属書I掲載に関する考慮について推奨した衰退度ガイドラインに近ければ、附属書IIへの掲載を考慮することができる。「近い」という言葉の定義としては、その種の生産性を正当に考慮に入れた上で、関連する衰退度よりも5%から10%高い範囲と考えることができる。

最近の衰退率が重要になるのは、それがまだ起きているか再開する可能性があり、約10

年の期間内に附属書Iの衰退度ガイドラインにおいてその種に適用可能な点に到達すると予想される場合に限られる。それ以外の場合は、重要なのは全体的な衰退度である。十分な情報が入手できれば、約10年の期間にわたる最近の衰退率を計算すべきである。入手できるデータが少なければ、より短い期間の年率を使うことができる。傾向が変化した証拠がある場合は、より最近の一貫性のある傾向の方を重視する。ほとんどの場合、衰退が続くと予想された場合にのみ掲載が考慮される。

上記の割合を考えるにあたり、分類群・事例別に絶滅の危険性に影響を与えそうな生物学およびその他の要因を考慮する必要がある。分類群の生物学的特性、利用パターン、分布域によっては、脆弱性要因（この付記に列挙したような）によって危険性が増すことがあり、一方、軽減要因（たとえば絶対数が多い、回避地の存在など）によって危険性が低下することもある。

実行され、その種の存続に有害でない合法的活動の結果として起きる衰退は、普通は「衰退」という言葉に包含されない。

変動

当該個体群の規模または分布域が広く、速く、または頻繁に変動する時、個体群の規模または分布域の変動が大きいとみなされる。個体数に短期的な大きな変動があるという判定は分類群ごとに異なる。例えばそれは分類群での1世代の長さに依存する。

分断化

「分断化」とは、ある分類群中の個体の大部分が、小さな比較的孤立した地域個体群中にみられる場合を指す。この結果、これら小さな地域個体群は絶滅する確率が高くなり、再確立の確率は低い。

世代の長さ

「世代の長さ」は最新のコホート（つまり個体群中の新生個体）の親世代の平均年齢である。したがって、世代の長さは個体群中の繁殖個体の回転率を反映する。一生に一度しか繁殖しない種を除き、世代の長さの値は最初の生殖年齢よりも大きく、最高齢の繁殖個体の年齢よりも小さい。危機に瀕して世代の長さが変動する場合は、より自然な（つまり障害が発生する以前）世代の長さを使う。

推論または予測される

これは間接または直接的方法を用いた推定のことである

る。推論は直接の測定値または間接的証拠のいずれかに基づき行われる。予測では実現しそうな将来価値を推論するための外挿を含む。

近い将来

これはある種が附属書IIに掲げられていない限り、付記1の基準をひとつ（またはそれ以上）満たすと推論または予測できるような時間的期間を意味する。これは分類群と事例ごとに異なるが、5年よりも長く10年よりも短いはずである。

個体群の問題

個体群

「個体群」は、その種の個体の合計を意味する（「種」は条約第1条およびこの付記で定義されている）。

野生個体群

「野生個体群」は、この付記で定義した分布域内で自由に生活するその種の個体の合計を意味する。

地域個体群

「地域個体群」は、個体群中の地理的またはそれ以外の点で識別可能な集団で、個体群どうしの間に限られた遺伝的交流しかないものをいう。

個体群の規模

個体群または地域個体群の規模について詳細を提示するとき、提示される情報が総個体数の推定値または効果的な個体群規模（つまり、環境のおよび行動的に、またはそれ以外に、野生で生殖が抑制された個体を除く繁殖可能な個体）あるいは別の適切な測定値、指標または個体群の構成要素に関するか明確にする。

生活環の全部または一部について生物学的に他の種に依存する種の場合、宿主または共生種に関する生物学的に適切な値を選択する。

小さな野生個体群

野生個体群が小さいという判定は分類群ごとに異なり、いくつかの考慮事項によって正当性を確認できる。例えば関連する分類群の個体数である。生産性の低い種については、推定するためのデータが存在すれば、5,000 個体未満という値が小野生個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきたが、生産性が高い種では、その値はもっと高くなる可能性がある。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。それは全分類群に適用可能な数値を示すことが不可能なためである。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

極小野生地域個体群

野生地域個体群が極小であるという判定は分類群ごとに行われる。推定するためのデータが存在する種については、500 個体未満という値が極小野生地域個体群を構成する適切なガイドライン（しきい値ではない）と判断されてきた。ただし、この値は単に例としてのみ提示されている。全分類群に適用可能な数値を示すことは不可能である。この数値ガイドラインがあてはまらない場合が多数存在する。

絶滅の可能性あり

過去に生息が知られている地域全体において、生息地であることが判明しているかまたはそう疑われる場所を適切な回数（毎日、季節ごと、毎年）徹底的に調査したにもかかわらず、1 個体も記録できなかった場合、その種は「絶滅の可能性あり」とみなされる。ある種をおそらく絶滅したと宣言するには、その種のライフサイクルと生活様式から考えて適切な時間枠にわたって調査を実施すべきである。

加入量

「加入量」とは有性生殖か無性生殖のいずれかにより個体群中に追加される個体の総数である。

絶滅のおそれがある

「絶滅のおそれがある」という用語は付記 1 で定義されている。絶滅の脅威に対する種の脆弱性は、個体群の個体数動態、生物学的特性（体のサイズ、栄養状態、ライフサイクル、繁殖構造、あるいは生殖を成功させるために必要な社会構造など）、そして密集する習性が原因の脆弱さ、個体群サイズの自然変動、かつ／または定着

性／移動性パターンによって変化する。このため、すべての分類群に適用できる個体群サイズまたは分布面積という数値的な基準値を求めることは不可能である。

脆弱性

「脆弱性」は絶滅の危険性を増大させる（たとえ緩和要因を考慮に入れた場合も）内因性または外因性の影響を受けやすいことと定義できる。衰退のパーセント値、地域個体群規模または分布制限区域の地域個体群の規模に伴う絶滅の危機に影響を与えるいくつかの分類群または事例固有の生物学的その他の要素が存在する。これらは以下のいずれかの側面になりうるが、それらに限定されない。

内的要因

- 生活史（例えば低い生殖能力、遅い個体成長率、成熟年齢が高いこと、長い世代時間）
- 低い絶対数またはバイオマスまたは制限された分布域
- 個体群の構成（年齢／規模の構成、性比）
- 行動要因（例えば社会構造、移動、集合行動）
- 密度（定着性または半定着性の種について）
- 特殊化した最適要件（例えば食性、生息地）
- 共生その他の共依存型などの種間の関連性
- 低下した遺伝子多様性
- 逆補償減少（利用が存在しない場合でも衰退が続く傾向）
- 固有性
- 種子散布機構
- 特殊化した受粉媒介者

外的要因

- 選択的に行われる除去（加入を阻害することがある）
- 外来侵入種による脅威（交雑、病気の伝染、略奪など）
- 生息地の悪化（汚染、土壌浸食、外来侵入種による変性など）
- 生息地の消失／破壊
- 生息地の分断
- 厳しい環境条件
- 病気による脅威
- 急速な環境の変化（例えば気候型の移行）
- 確率事象

付記 6 附属書改正提案書式

以下の資料は附属書改正案と適切な支持文書提出のための追加情報と指示を提供するものである。提案者は締約国会議に十分な質と十分な詳細を伴う十分な情報を提供し、提案された措置に関して確立された基準に照らし合わせて会議が提案を裁定できるようにするという必要性に従って行動するものとする。これは関連する発表済みならびに未発表の情報源を使うべきであることを意味する。ただし、種によっては科学的情報量が制限されることが考えられる。生態学的に類似する関連する分類群または種からの類推が判定に役立つことがある。その提案に関する情報を取得するために特に調査が実施された場合、締約国による評価を行うために十分な詳細を盛り込んだ調査結果を提出する。

提案書は普通 12 ページまでに（参考文献の一覧を除く）制限されるので、締約国は注意すること。提案書が 12 ページを超える場合、提案国は条約の公用語に翻訳した文書を提供する。さらに、これは提案書式の全要素を取り上げられないことがあることを意味する。

A. 提案書

提案国は附属書に対する特定の改正およびそれに関連する注釈またはただし書きを示す。提案国はその種が関連基準を満たすとする根拠が正当であることを明記する。

- 附属書 I への掲載または附属書 II から附属書 I への移行。この決議の付記 1 中のどの基準が満たされるかを明記する。
- 附属書 II への掲載
 - 第 2 条 2 (a) 項に従い。この決議の付記 2 中のどの基準が満たされるかを明記する。
 - 第 2 条 2 (b) 項に従い
- 類似問題（付記 2b の基準 A）という理由から。この場合、すでに附属書に掲載されている類似種名を C.11 「追記」に記載する
- 他の理由から（この決議の付記 2a のかつ／または付記 3 で言及したような）
- この決議の付記 4 で指定した予防措置に従い、附属書 I から附属書 II に移動。この決議の付記 2 中のどの基準が満たされるかを明記する。この決議の付記 1 中の基準がもはや満たされない理由を明記する。この決議の付記 4 中の措置のどれが満たされるか、または実施されるかを明記する。
- 附属書 II から削除。この決議の付記 2 中の基準が満たされない理由を明記する。

- 他の措置（説明、例えば割当の改正など、が必要）

注釈

附属書への掲載に対する特定の注釈を提案する場合、提案国は次のことを行う。

- 提案する注釈が適用可能な決議を遵守していることを保証する。
- 注釈の実用上の意図を示す。
- 新規注釈と既存注釈の調整を図る。かつ
- 影響を受ける部分ならびに派生物に関して具体的かつ正確に記す。

B. 提案者

提案者はこの条約の第 15 条に従い、締約国のみとしなければならない。

C. 支持文書

1. 分類

提案者は提案の対象である分類群を締約国会議が明確に識別できるよう、十分な情報を提供するものとする。

1.1 綱

1.2 目

1.3 科

1.4 属、種、亜種（命名者と年を含む）

当該種が締約国会議が採用した標準名称リストまたは分類参考資料のひとつに含まれる場合は、その参考資料が示す名称をここに記入する。当該種が採用された標準参考資料のひとつに含まれない場合は、提案者は使用した名称の引用源として参考資料を示す。

1.5 同義の学名

特に種の取引に使われる場合を始め、提案国は当該種について現在使われることがある他の学術名または同義語に関する情報を提出する。

1.6 俗名（適切であれば、取引名を含む）

1.7 コード番号

当該種がすでに附属書に掲載されている場合、CITES 識別マニュアル中のコード番号を記載する。

2. 概要

提案の重要な要素について簡単な概要を提示する。

締約国は提案文書の重要な節を引用する。

3. 種の特性

この項目に必要な情報は調査、文献調査、関連研究の要旨である。使用した参考文献は提案書の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が大幅に異なることは了解されており、これらの指示は必要な情報のタイプを示したものである。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば生物学的種の全体を考慮に入れ、適切な背景情報を提示する。

3.1 分布

その種について現在知られている分布域を明記する。可能であれば種の分布が連続的であるかどうかを示す情報を提示し、連続的でない場合は、どの程度まで断片化しているかを示す。

3.2 生息地

その種が占める生息地のタイプを明記し、関連性があれば生息地の特異性の度合いおよび種の生息地全体での各生息地タイプの広さを明記する。

3.3 生物学的特性

その種の全般的な生物学的ならびに生活史の特性（例えば生殖、加入、生存率、移動、性比、再生または生殖に関する戦略）の要旨を提示する。

3.4 形態的特性

色を含むその種の形態的特性の全般的記述および分類学上の近縁種から識別するための形態的特徴に関する情報を提示する。

3.5 生態系内でのその種の役割

入手可能であれば、その種が生態系内で果たす役割およびその他の関連する生態学的情報、この提案がその役割に対して与える潜在的影響を提示する。

4. 状態と傾向

この項目には基準に従い過去と現在の傾向を評価するための定性的ならびに定量的情報が含まれる。使用する情報源は提案の項目 12 に列挙しなければならない。入手可能な情報の質が異なることは了解されている。以下の指示は可能ならば提示すべき情報のタイプを示している。提案が地理的に離れた個体群または亜種に関係するものである場合、関連性があれば適切な背景情報を提示できるよう生物学的種の全体を考慮すべきである。入手可能であれば提案書には関連する定量分析結果、資源量の評価などを盛り込む。観察、推論、予測のどれに基づき結論を引き出したかを提案書に記載する。

4.1 生息地の傾向

生息地の変化の性質、速度、範囲（例えば生息地の消失、悪化、変化）に関する情報を提示し、適用可能であれば断片化の程度と生息地の質における目に見える変化を記載する。適切であれば生息地と個体数の傾向の間にみられる関連性も記述する。

4.2 個体群の規模

入手可能な最新のデータに基づき、現在の総個体数または可能であれば関連する年齢層ごとに分けた個体数の推定値を示す。使用したデータ源に関する情報を提示する。適切であれば地域個体群の数とそれらの推定規模を提示する。個体群の規模は生息地のタイプその他の方法論上の考慮事項を十分顧慮し、個体数密度を参考にして推定できる。

4.3 個体群の構成

現在の個体群の構成およびその構成中での過去または現在の時間的变化（例えば社会構成、個体数動態、成熟個体の割合、性比など）に関する情報を提示する。

4.4 個体群の傾向

種の数量における現在と過去の傾向に関する基礎的で定量的ならびに定性的情報を提示する（情報源を示すこと）。なんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示す。その種の個体群規模について自然に著しい変動が起きる場合は、その傾向が自然な変動を上回るものであることを実証する情報を提示する。傾向の推定に世代時間を使用した場合は世代時間の推定方法を明記する。

4.5 地理的傾向

種の分布において現在と過去になんらかの傾向があれば、それらの傾向を測定した期間を示し、入手可能な情報を提示する。関連性があれば分布域における変動の程度と周期性に関するデータを示す。

5. 脅威

人が引き起こす脅威の性質、強度、可能であれば相対的重要性を明記する（例えば生息地の消失および／または悪化、過剰利用、導入種による競争／捕食／病気の影響、交雑、毒物、汚染物質など）。

6. 利用と取引

6.1 国内利用

その種について判明しているすべての用途のタイプと規模を指定し、可能であれば傾向も示す。採取方法の詳細も提示する。飼育繁殖、人工繁殖、野生標本からの利用の規模を示す。

存在が判明している在庫、およびそれらを廃棄するためにとられる可能性のある手段の詳細を示す。

6.2 合法的国際取引

国際取引のレベルを定量化し、引用した統計値の情報源をあげる（例えば税関統計、CITES 年次報告書データ、FAO のデータ、業界レポートなど）。取引のレベルに関する推定値を正当化する根拠を示す。取引の性質に関する情報（例えば、主に営利目的、主に生きた標本、主に部分と派生物、主に飼育繁殖または人工繁殖された標本など）と、改正案がどのような形で取引の性質に影響を及ぼすと予測されるかを示す。

6.3 取引される部分ならびに派生物

可能な範囲で、取引される製品のタイプも含め、部分ならびに派生物、それらの部分ならびに派生物固有の税関の関税コード、それらの部分ならびに派生物を取引する主な輸出入国を列挙する。

6.4 違法取引

可能な範囲で、国内・国際的な違法取引のレベルを定量化し、その性質を説明する。国内利用または合法的な国際取引のための合法的な採取に関するこの取引の相対的重要性を査定する。改正案がこの取引の性質に及ぼすと予測される影響に関する情報を示す。

6.5 実質または潜在的な取引の影響

当該種に対する脅威として、全体的利用（国内利用を含む）と比較した国際取引のための現在および／または将来の利用の重要性について考察する。

7. 法制度

7.1 国内

生息地も含めた種の保護に関係する法の詳細を、個別に（絶滅のおそれのある種に関する法など）、あるいは総合的に（野生生物に関する法とそれに伴う規制など）示す。法律上の保護の性質を示す（つまり、その種が全面的に保護されているか、または採取が規制または制御されているか、など）。種の保護および／または管理を確保する上でこの法の有効性を査定する。

当該種の取引の管理をつかさどる法に関する同様の情報を示す。この種の違法取引を規制する上でこの法の有効性を査定する。

7.2 国際

当該種に関する国際的手段の詳細を示し、そのような手段によって可能になる保護の性質を盛り

込む。その種の保護および／または管理を確保する上でこれらの手段の有効性を査定する。

当該種の取引の管理に関する国際的手段に関する同様の情報を示す。その種の違法取引を規制する上でこれらの手段の有効性を査定する。

8. 種の管理

8.1 管理措置

生息国において当該種の個体群を管理するために設置された計画の詳細を提示する（例えば野生からの管理収穫、飼育繁殖または人工繁殖、再導入、ランチング、割当制度など）。適切であれば、計画されている収穫率、割当の設定と実施のために計画された個体群規模を決定する手順、野生生物管理に関する助言が考慮されるよう保証するための機構などの詳細も含める。

適用可能であれば、当該種の利用から保全および／または管理計画（例えば価格設定制度、地元社会の所有権、輸出関税など）への復帰を確保するために使われる機構の詳細を提示する。

8.2 個体群のモニタリング

野生個体群と野生からの除去の持続可能性に関するモニタリングのために設置された計画の詳細を提示する。

8.3 規制措置

8.3.1 国際

CITES に加え、当該種の標本の国際的境界を越える移動を規制するために設置された措置に関する情報を提示する。マーキング制度が導入されていれば、それに関する情報を含める。

8.3.2 国内

当該種の野生からの持続可能な収穫を確保することを目的とした生息国内の規制に関する情報を提示する。適切であれば教育、法の遵守、法執行活動に関する情報と計画の有効性に関する評価を含める。

8.4 飼育繁殖と人工繁殖

適用可能であれば、当該国内の当該種に関するプランテーションを含む商業的な飼育繁殖または人工繁殖事業の詳細を提示し、それには飼育ストックと生産の規模、これらの事業が保全計画に寄与する度合い、あるいはそれらの事業がなければ野生の標本が満たしていたはずの需要を事業が満たす程度を含める。飼育繁殖または人工繁殖計画の管理面での潜在的意味について考察する。また、可能な限りの範囲で原産国外での飼育繁殖または

人工繁殖の普及に関する情報も提示する。

8.5 生息地の保全

入手可能であれば、その種の生息地に関する保護区の数、規模、タイプ、および保護区域外での保全計画に関する情報を提示する。

8.6 安全策

種の附属書 I から附属書 II への移行または附属書 II からの削除を求める提案、または実質的注釈が関係する提案の場合、関連するあらゆる安全策に関する情報を提示する。

改正案により当該種の取引が増えそうな場合、それが類似種の非持続的取引につながらない理由を説明する。

9. 類似種に関する情報

取引される標本が酷似している種の名称を提示する。どのように識別するかを詳細に提示し、特に頻繁に取引される商品または部分や派生物の詳細を含め、専門家でなくとも情報を与えられれば確実に識別できると期待することが妥当かどうかを説明する。掲載を提案された種の標本を類似種の標本、特にもっとも頻繁に取引される標本から識別する上での難しさをいかに解決するかを詳細に提示する。

10. 協議

直接の接触により、あるいは CITES 事務局を通じ、種の生息国から提案に関する所見を得るために行われた協議の詳細を提示する。各国から受けとった所見を提示するものとする。所見は求めたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合は、その旨注記する。要請した日付も記入する。

著しい取引の再検討の対象である附属書 II 掲載種の附属書 I への移行を提案する場合、提案国は影響を受ける生息国および適切であれば動物委員会または植物委員会と協議する。提案国は改正案を提出する理由の正当性を証明する根拠を明らかにする。CITES 事務局を介した締約国との協議の場合は、生息国からの情報と非生息国からの情報を分離する。

他の国際協定または政府間組織による管理も行われている種の場合、それら組織あるいは団体の所見を得るために行われた協議の詳細を提示し、それらの所見が支持文書でどのように取り上げられたかを示す。所見を求められたが、支持文書に入れるのに十分な時間内にそれらを受けとらなかった場合は、その旨注記する。要請した日付も記入する。

11. 追記

12. 参考



決議 9.25 (Cop15 で改正) *

附属書 III への種の掲載

第 16 条 1 項により、締約国は附属書 III に種を掲載する権利を与えられていることを認識し、

第 2 条 3 項では、締約国が取引の規制において他の締約国の協力を必要とする場合のみの締約国による附属書 III への種の掲載を規定していることを想起し、

附属書 III への掲載を要求する締約国およびその隣国の領土を越えた自然分布域を持つ種に関し、そのような掲載では必ずしも全生息国を包含する必要はないことを認識し、

第 1 回締約国会議（ベルン、1976）で締約国によって採択された決議 1.5 が、附属書 III に含まれる種の容易に識別可能な部分と派生物すべてを包含するよう勧告したことに留意し、

第 5 回締約国会議（ブエノスアイレス、1985 年）で締約国によって採択された決議 5.22 が、附属書 III に掲載する種に関する基準を勧告したことに留意し、

第 7 回締約国会議（ローザンヌ、1989 年）で締約国によって採択された決議 7.15 が、締約国に対し、種の附属書 III への掲載または附属書 III からの削除を締約国会議会合で宣言するよう奨励したことに留意し、

第 8 回締約国会議（京都、1992）で締約国によって採択された決議 8.23 が特に、附属書 III に掲載する種を提出する前に、締約国はその種の取引上の状態および生物学的状態に関し、動物委員会または植物委員会の助言を要請するよう勧告したことに留意し、

附属書 III には、まったく国際取引が行われないか、あるいは稀にしか国際取引が行われず、したがって、条約が有効でない種が含まれていることを意識し、

多くの締約国が、附属書 III に関する条約の規定を施行する管理上の負担を進んで引き受けようとしないうることを看取し、

この不満足な施行状態が生じているのは、締約国が附属書 III の有効性を完全には納得していないためであると信じ、

決議 1.5 勧告 5 は、国内法の十分な施行の必要性を取り上げていないという点で欠陥があったことを認識し、

第 8 回会合（京都、1992）で表明された決議の数を減らしたいという締約国会議の希望を想起し、

附属書 III に関する条約の有効な施行のためには、附属書 III への種の掲載に関し、前文で表明された条約の狙いを反映する明快なガイドラインを示すことが望まし

いことを考慮し、

条約締約国会議は

附属書 I または II に掲げる種に関して留保を付した締約国は、この種の附属書 III への掲載を要求しないよう勧告する。

附属書 III へのある種の掲載を考えた場合、締約国は以下のことを行うよう勧告する。

a) 次のように保証する。

i) その種はその国に原生する。

ii) 種の保護のために使用を防止または制限し、取引を規制する上で、十分な国内法規があり、それらは違法な採取、取引、所有に対する罰則と没収に関する規定を含む。

iii) 国内施行手段はこれらの規制の施行という点で十分である。そして

iv) 木材を得るために取引される種に関し、特に附属書 III への掲載を要求する国の種の保全という観点から、その掲載により条約の目的とその効果的施行をもっとも良く達成するような地理的に離れた個体群または種個体群のみを含めることを考慮する。

b) これらの法規と手段にも関わらず、違法取引の規制には、締約国の協力が必要であることを示す徴候があると判断する。

c) 他の生息国の管理当局、既知の主な輸入国、事務局、動物委員会または植物委員会に、附属書 III へのその種の掲載を考慮中であり、そのような掲載が潜在的に持つ影響力に関してそれらの意見を求めたい旨を伝える。

d) 規定の協議の後、また、その種の生物学的状態と取引状態から、その行動が正当化されると満足できた後、附属書 III への掲載を希望する種の名称を事務局に提出する。かつ

e) ある種を附属書 III に掲載するための要求では、容易に識別可能な部分並びに派生物全部を掲載することを意図しない限り、どの容易に識別可能な部分並びに派生物を掲載するかを確実に指定する。

さらに、緊急な掲載の必要性が無い限り、附属書 III への種の掲載もしくはそこからの種の削除を意図する締約国は、締約国会議会合の少なくとも 3 カ月前までにそ

* 第 10 回、第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。さらに決定 14.19 および第 61 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。

の意図を事務局に通知し、その会合で採択された附属書 I と附属書 II の改正と同じ日にそれが発効することを保証するために間に合うよう締約国がその改正について通知されるよう勧告する。

事務局に対し、次のように命じる。

- a) 各締約国会議会合の後に、あるいは正当な根拠があった場合はそれ以外の時点でも、変更された附属書 I、II、III をまとめて公表する。
- b) 附属書 III へのある種の掲載を締約国に知らせる前に、第 16 条 4 項に従い、当該締約国からすべての関連国内法ならびに条例のコピーを確実に受理する。そして
- c) ある締約国が附属書 III への種の掲載を要求し、かつ、掲載を特定の個体群に限定するよう要求した場合、その締約国が意図するレベルの管理および他の生息国との協力を確実に達成できるよう、その締約国と協議すること。

注釈の付かない附属書 III への種の掲載は、容易に識別可能な部分並びに派生物全部が附属書に掲載されることを意味することに合意する。

動物委員会と植物委員会に対し、入手可能な資金提供を条件として、附属書 III の種の状態の検討にあたり、必要に応じて締約国を支援するよう要請する。

附属書 III に種を掲載した締約国に対し、これらの種の状態を定期的に検討し、これらのガイドラインおよび動物並びに植物委員会の勧告を考慮に入れた上で、それらを附属書に維持する必要性を考慮するよう促す。

すでに附属書 III に掲載されている種が、その後、附属書 I または II に掲載される時、それは附属書 III から削除されることを決議する。かつ

以下に列挙した決議あるいはその一部を破棄する。

- a) 決議 1.3 (ベルン、1976 年) – 特定の状況における附属書 II または III からの種の削除 – b)
- b) 決議 1.5 (ベルン、1976) – 条約のある規定の解釈と履行に関する勧告 – 3、4、5 項
- c) 決議 1.5 (CoP12 で改正) (ベルン、1976 年。フォートローダーデール、1994 年およびサンティアゴ、2002 年で改正) – 条約のいくつかの条項の解釈および施行
- d) 決議 5.22 (ブエノスアイレス、1985) – 附属書 III への種の掲載に関する基準 – 勧告の a) および b)、要請の段落
- e) 決議 7.15 (ローザンヌ、1989) – 附属書 III の改正
- f) 決議 8.23 (京都、1992) – 附属書 III の検討 ■

決議 8.4 (Cop15 で改正) *

条約施行のための国内法

条約第 8 条が、条約の規定を執行するために適当な措置を講じ、それらに違反する標本の取引を禁じることを全締約国に義務づけ、それには、違反に係る標本の取引もしくは所持について処罰するため、および違反に係る標本の没収またはその輸出国への返送に備える措置が含まれることを想起し、

また、条約第 9 条が各締約国に対し、最低ひとつの管理当局と科学当局を設置するよう義務づけていることを想起し、

条約第 8 条 3 項が、締約国は、標本の取引上必要な手続が速やかに完了することをできる限り確保するよう義務づけていることをさらに想起し、

「CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年」に関する決議 14.2、特に、締約国は適切な政策、法律、手続きを通じ、条約における義務に従うとする目的 1.1 が採択されたことを認め、

CITES 国内法制定プロジェクトが 1992 年に発足し、それ以来、締約国に法制定に関する分析および補助を提供してきたことを認識し、

第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 13 回、第 14 回並びに第 15 回会議（バンコク、2004 年；ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）で改正された決議 11.3（Cop15 で改正）で、条約の目的を満たすためには、条約の執行が常に締約国の関心事でなければならないという締約国の確信が表明されていることを想起し、

実質的な進歩を達成したが、締約国の約半数が、まだ条約の規定を執行するための適当な措置を講じていないことに留意し、

条約締約国会議は

利用できる資金源の範囲内で次のことを行うよう事務局に命じる。

- a) 国内措置に次のことを行う権威がない締約国を明らかにする。
 - i) 最低ひとつの管理当局と科学当局を設置する。
 - ii) 条約に違反した標本の取引を禁じる。
 - iii) そのような取引を罰する。または、
 - iv) 違法に取引されたか、あるいは所有された標本を没収する。
- b) そのようにして特定された各締約国に対し、最優先課題として、条約の効果的な実施に必要な措置を採用するために構想される手続き、対策、時間枠を示す情報の提供を求める。
- c) 常設委員会および各締約国会議に、所見、勧告、または進捗状況を報告する。

条約の効果的な施行のための適切な措置を採用していない全締約国に対し、それらを採用するよう促し、また、それらの手段が採用された場合、事務局にそれを報告するよう促す。

常設委員会に対し、条約の効果的な施行のための適切な措置を採用していない締約国を確定すること、および決議 14.3 にしたがって取引の一時停止の勧告を含め、適切な遵守措置を考慮することを指示する。

条約施行のための手段を設ける上で、締約国に技術的支援を提供するため、外部からの資金提供を求めるよう事務局に命じる。また、

そのような措置を開発し効果的に施行するための資金面並びに／または技術面での支援を提供するよう、全締約国、政府、政府間、非政府組織、その他の資金源に呼びかける。 ■

* 第 14 回および第 15 回締約国会議で改正。

決議 7.12 (Cop15 で改正) *

附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件

第 7 条 4 項が、商業的目的で飼育下で繁殖させた附属書 I の種の標本の国際取引は規制されるべきであると、特に規定していることを認識し、

また締約国会議は、締約国が承認されたランチング事業—第 11 回締約国会議（ギギリ、2000 年）で採択され、第 14 回および第 15 回締約国会議（ハーグ、2007 年；ドーハ、2010 年）で改正された決議 11.16（Cop.15 で改正）—によってもたらされた標本の商業的な取引を許可する権利を確立したことを認識し、

差異のある規制の適用を推進するために、ランチングまたは飼育繁殖による標本にマーキングを施すシステムは、実用的かつすべての締約国が容易に施行可能である必要があることを自覚し、

これまでの会議において、締約国会議がランチングおよび飼育繁殖事業から生じる取引の規制の問題は、それ

ぞれ個別に取り組んでいることに留意し、

条約締約国会議は

次のように勧告する。

- a) 生きた標本の識別について、標識タグやバンド、そのほか特殊な標示のついたラベルをつける、または動物の体の一部にマーキングを施すことは、当該標本に対する人道的な扱い、標本の安全、および標本の自然の行動を考慮して行う。
- b) ランチングまたは飼育下で繁殖された動物の部分や派生物について、事務局は、個々の締約国の要請に応じて、適切にコードを施したタグまたはスタンプを購入、配布し、その費用はそれらを使用する締約国から回収されること。 ■

* 第 9 回締約国会議で改正され、第 14 回締約国会議後に事務局により訂正され、さらに、決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い改正。さらに第 15 回締約国会議で改正。

決議 5.10 (Cop15 で改正) *

「主として商業目的」の定義

条約第 3 条 3(c) 項および 5(c) 項に基づき、附属書 I に掲げられた種の標本の輸入許可書または海からの持ち込みのための証明書は、輸入国（あるいは持ち込まれる国）の管理当局が、標本が主として商業目的に利用されるものではないと認めることを含む一定の条件を満たした場合にのみ発行されることに鑑み、

「主として商業目的」、および第 7 条 4 項の「商業目的」、あるいは第 7 条 6 項の「非商業目的」の用語について条約が明確な定義を下していないために、「主として商業目的」（および上記の他の用語）が締約国によって異なって解釈される可能性があることを認識し、

締約国によって法律および慣例が異なるために、単に「目的」の用語についても合意を得ることが困難となること、また利用の目的が主として商業目的か否かはそれぞれの輸入に関する事実によって判断されることを認め、

「商業的」などの用語が明確な定義を欠いており、またそれぞれの取引に関する事実が重要とされることから、輸入される附属書 I の種の標本の利用目的を締約国が評価するに際して指針とすべき一般原則および事例に関する合意を形成することが必要であることを認識し、

条約第 2 条 1 項が附属書 I の種の標本の取引を特に厳しく規制し、その取引は例外的な場合に限り認めることを基本原則としていることから、「主として商業目的」の解釈についての合意が重要であることを認め、

条約締約国会議は、

締約国に対して、条約第 3 条 3(c) 項および 5(c) 項については、以下の一般原則およびこの決議に添付する付

記の事例を参照し、附属書 I の種の標本の輸入が主として商業目的に該当するか否かを判断するよう勧告する。

一般原則

1. 附属書 I の種の取引は特に厳しく規制され、例外的な場合に限り認められる。
2. (金銭または別の形で) 経済的利益を得ること、および転売、交換、サービスの提供および他の形態での経済的利用または利益を目的とした活動は一般に「商業的」とみなされる。
3. 輸入国は、「商業目的」という用語をできるだけ広く定義し、必ずしも「非商業的」ではない取引はすべて「商業的」とみなすべきである。この原則を「主として商業目的」の用語に適用するにあたっては、利用の非商業的側面が明確に顕著なものでない限り、すべて主として商業目的とみなし、附属書 I の標本の輸入は認めないことで合意する。附属書 I の種の標本の利用目的が明確に非商業的であるとの立証責任は、当該標本を輸入しようとする個人または企業、団体が負うものとする。
4. 条約第 3 条 3(c) 項および 5(c) 項は、輸入国における附属書 I の標本の利用目的に関するものであり、輸出国の標本所有者と輸入国の荷受人との間の商取引の性質に関するものではない。附属書 I の標本が輸出国から輸入国へ渡るまでの移転の段階においては商取引が伴うと考えられるが、これらは必ずしもそのまま標本が「主として商業目的」の利用されることを意味するものではない。 ■

付記 事例

以下の事例は、それぞれの状況の事実関係に応じて非商業的側面が顕著な取引の部類とそうでない部類とを分類したものである。各事例に続く議論は実際のケースバイケースでの商業性の判断のための指針および基準を示している。ただし、このリストは、主として商業目的ではない附属書 I の標本の輸入にあたる場合をすべて網羅的に示すものではない。

a) 純粋な個人的利用：条約第 7 条 3 項は、「個人の手回

品または家財である標本」について特別の規定を設けている。この例外は、附属書 I の種の標本がその所有者が通常居住する国以外において取得され、通常居住する国へ輸入された場合には適用されない。しかしこの規定から演繹して、純粋な個人的利用のために輸入された標本は主として商業目的とは見なされない。

b) 学術目的：条約第 7 条 6 項は、「科学者または科学施

* 決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正、さらに第 15 回締約国会議で改正。

設の間で商業目的以外の目的の下に貸与され、贈与されまたは交換される場合」という表現を用いている。すなわち条約は、科学的目的については条約の一般的手順を特別に免除することを認めている。科学的目的が顕著であり、輸入を行う者が輸入国の管理当局に登録されたまたは他の方法で管理当局に認められた科学者あるいは科学施設であり、また標本の転売、商業的交換または経済的利益を上げるためにそれらを展示することが主な利用目的ではない場合、附属書 I の種の標本の輸入が認められる。

- c) **教育および研修**：輸入国の管理当局によって認められた政府機関または非営利団体が自然保護、教育、研修を目的として附属書 I の種の標本を輸入することができる。例えば、ワシントン条約の効果的な規制のために税関係官の研修を目的として標本を輸入することは認められる。このような種類の輸入は許可されてよいものとみなされる。
- d) **バイオメディカル産業**：バイオメディカル産業に関連する附属書 I の種の標本の輸入については、商業的であるとの前提に立って厳密な審査が行われる必要がある。このような輸入には二重の目的がある。ひとつは人々の健康を増進するための製品を開発することであり、もうひとつは、その製品を販売して利益を得ることである。ほとんどの場合、後者の目的が顕著であるとみなされる。結果的にこの種類の輸入は概して認められない。しかし輸入者が輸入国の管理当局に対し、製品の販売は健康増進の研究に付随するものであり、経済的利益が主要な目的ではないことを明確に示した場合は、このような輸入は上記 b) の部類に属するものといえる。
- e) **飼育繁殖事業**：

飼育繁殖を目的とした附属書 I の種の標本の輸入については特殊な問題である。決議 10.16 (改正) が定めるとおり、飼育繁殖を目的とする標本の輸入は、決議 10.16 (改正) に従うべきでありかつ、当該種の長期的保護を第一の目的としなければならない。一部では、飼育繁殖事業のコストを補うため余剰標本の販売が行われている。このような状況においては、いかなる利潤も個人または株主のための利益とならない場合、つまりすべての利潤が附属書 I の種の標本のための飼育繁殖事業の継続支援を目的とする場合に限り輸入が認められ得る。したがって、このような場合には輸入を不当と見るべきではない。商業目的を有する飼育繁殖事業のための飼育繁殖標本の輸入について第 7 条 4 項および 5 項は、第 3 条 3 項 (c) に定める「主として商業目的」の条件に対処する必要性を排除している。飼育繁殖事業にあたっては、輸入は、種の回復を目的とし、その種の出産国である

締約国の協力の下で進められる事業の一環として行われねばならないとの原則に留意すべきである。結果として生ずる利益は、附属書 I の種の回復を目的とする事業の継続のために利用すべきである。

- f) **専門業者を介しての輸入**：上記の事例 b) から e) までについては、輸入が専門業者を介して行われた場合に問題が生じる。このような輸入は、当初に商業目的をもつものであるから、条約第 3 条 3(c) 項に基づき原則として禁止される。業者が、輸入標本を最終的には未特定の動物園または科学施設に対して販売するといった意向を申し立てた場合にもこの結論は変えてはならない。実際に、生きた標本の商業的輸入の多くは、このような意図で行われている。しかし、資格を有する科学施設、教育施設、動物園または他の非営利団体による専門業者を介しての輸入は、最終の利用目的が上記の事例 b)、c)、e) のいずれかに該当し、専門業者と購入施設との間で、附属書 I の特定の標本の輸入および販売についての請負契約（許可書の発行を条件とする契約を含む）がすでに交わされており、その契約が輸入許可申請書とともに輸入国の管理当局に提出された場合には、認められ得る。事例 d) についても、販売が健康増進の目的に付随するもので経済的利益が主な目的ではない場合には、同様の条件で認められる。

附属書 I の種の標本の輸入が、上記の事例のいずれかに該当する場合であっても、輸入が認められるためには条約によって適用される他のすべての関連規定を満たさねばならない。例えば、輸入の主な目的が科学研究または動物園での展示であっても、さらに関連規定である条約第 3 条 3 項および 5 項に基づいて適用される諸要件を満たす必要がある。したがって、科学的目的または動物園での展示を目的とする場合でも、輸入によってその種の存続が脅かされると認められる場合、あるいは生きた標本については、標本を受領しようとする者が標本を収容し適切に世話するためのしかるべき設備の整った施設を有しない場合には、当該標本の輸入が不相当とされることもあり得る。

さらに第 2 条 1 項の規定に基づき、野生から採られた附属書 I の標本を上記のいずれかの目的で輸入する際には、原則として、まず輸入者は次の事実を明示しなければならない。

- a) その種と同種の飼育下で繁殖させた適当な標本を入手できなかったこと。
- b) 附属書 I に掲げられていない他の種では意図する目的に利用できないこと。
- c) 他の代替手段では意図する目的が達せられないこと。

決議 4.6 (Cop15 で改正) *

決議案その他の文書の締約国会議への提出

締約国会議の定例会議に提出する文書の準備に要する作業量を考慮し、

締約国会議の会合を組織するにあたり、事務局と緊密に協力するという締約国の義務を確認し、

他の締約国によって提出される決議案その他の文書に関し、締約国に事前に通知する必要性を認識し、

条約の第 15 条 1(a) 項が締約国に対し、附属書 I ならびに II の改正提案本文を締約国会議の少なくとも 150 日前に事務局に通告するよう要求していることに注目し、

条約締約国会議は

条約第 15 条 1 項中の「改正提案の本文」という言葉には、それに付随する実質的に完全な支持文書が含まれ、締約国会議の会合で協議するために提出される決議案、その他の文書にも、この解釈は拡大して適用されることに合意する。

次のとおりに勧告する。

- a) 締約国会議の会合に協議するために提出される決議案や他の文書の本文は、会合の少なくとも 150 日前に事務局に通告する。
- b) 150 日間の期限の後には、その決議案または文書を期日前に通告できなかったことが、事務局が満足できる形で立証されるという例外的な状況に限り、事務局は決議案および文書（附属書 I および II の改正提案を除く）を受理する権限を持つ。
- c) 対象を包括的に取り扱うこと、または対象を取り扱う方法に重大な変更を加えることを意図する決議案を作成するにあたり、締約国は、その草案が採択された場合、それが同じ対象に関するすべての既存の決議（または適宜、関連する条項）に置き換わり、かつそれらを無効にするよう、草案を作成する。
- d) 情報収集を必要とする決議ならびに決定の草案作成にあたり、締約国はそのような情報を年次または隔年の報告書を通じて探ることが可能か、それとも特別な報告書を必要とするかを考慮し、全般的に報告に関する負担を最小限に抑えるよう保証する。
- e) 実際上の考慮事項によって別に指示されない限り、決議案には次のものを含めない。
 - i) それらが長期的手続きの一部でない限り、委員会、作業部会または事務局に対する指示または要求
 - ii) 附属書の提示に関する決定
 - iii) 採択直後に実施され、その後は陳腐化するような勧

告（または他の形の決定）

- f) 通則として、締約国会議の会合で協議するために提出される文書の長さは 12 ページまでとする。
- g) 既存決議中の勧告（または他の決定）に単にいくつかの点を追加するか、またはそれに対して些細な改正を加えるのみの決議案が採択された時は、合意した変更を盛り込んだ改定版で既存決議を置き換える。

次回の臨時締約国会議が開催された時に次の提案を条約改正案として議題に盛り込むよう事務局に命じる。

 - a) 附属書 III の部分ならびに派生物に関する第 16 条の規定と附属書 I ならびに II に関する条約手続き（第 15 条）との調整を図る。
 - b) 第 14 条 5 項を「第 4 条の規定にかかわらず、標本の輸出は」とする。
 - c) 第 3 条 3(b) ならびに 5(b) 項を「国の管理当局か科学当局のいずれか」とする。および
 - d) 条約本文中でみつかった誤字の訂正。事務局に対してさらに次のように命じる。

- a) 締約国会議の各会合後に現行決議を記載した公報を改訂する際、他の決議への言及すべてが正確に行われるよう既存決議の本文を訂正する。
- b) 締約国会議の各会合後に決定を更新する際、決議中に記録されず、有効なまま残るすべての勧告（または他の形式の決定）をそれに含めること。決定は決議の表題を使い表題順に並べ、各表題の中ではそれらに対応する本文に従い分割する。締約国会議の各会合の直後に、事務局は更新された決定一覧表の写しを締約国に配布する。かつ
- c) 改正、削除または継続の提案を受け現行の決定一覧表を改訂する際、事務局は締約国会議の各会合において、決定に対し提案されたいかなる変更についても、それが正当である根拠を示す。

締約国会議の会合で協議するために提出される決議案または決定で、事務局または常置の委員会の予算および作業量に影響を与えるものには、必要な作業の予算および資金源の提示を盛り込むか、または添付しなければならないことを決定する。

締約国会議によって採択された決議および決定に含まれる勧告は、その勧告中に別に指定されない限り、それが採択された会議の 90 日後に効力を発することを、さらに決定する。 ■

* 第 10 回、12 回、13 回締約国会議で改正。さらに決定 14.19 および第 58 回常設委員会で採択された決定に従い事務局により改正。その後、第 15 回締約国会議で改正。

有効な決議

| | | | |
|-------------------|---|-------------------|--|
| 15.1 | 2012-2013 年の 2 年間の事務局の資金 および費用算定済事業計画 | 11.7 | ジャコウジカ属の保護および取引 |
| 15.2 | 野生生物取引政策の検討 | 11.8 (Cop.13 改正) | チベットアンテロープの保護および取引 規制 |
| 14.2 | CITES 戦略ビジョン：2008-2013 年 | 11.9 (Cop.13 改正) | 淡水カメ並びにリクガメの保護および取 引 |
| 14.3 | CITES 遵守手続き | 11.10 (Cop.15 改正) | 石サンゴ類の取引 |
| 14.4 | 熱帯木材の取引に関する CITES と ITTO の協力 | 11.11 (Cop.15 改正) | 植物の取引の規制 |
| 14.5 | 対話会合 | 11.12 (Cop.15 改正) | ワニ皮の識別のための国際統一標識シス テム |
| 14.6 (Cop.15 改正) | 海からの持ち込み | 11.15 (Cop.12 改正) | 博物館および植物標本館の標本の非商業 的な貸出し、寄付または交換 |
| 14.7 (Cop.15 改正) | 国別に設定する輸出割当量の管理 | 11.16 (Cop.15 改正) | 附属書 I から附属書 II に移行した種のラン チング標本のランチング並びに取引 |
| 14.8 | 附属書の定期的再検討 | 11.17 (Cop.14 改正) | 国の報告書 |
| 13.2 (Cop.14 改正) | 生物多様性の持続可能な利用：アディス アベバ原則並びにガイドライン | 11.18 | 附属書 II 並びに III 掲載種の取引 |
| 13.3 | 移動性の野生動物種の保全に関する条約 (CMS) との協力と相乗効果 | 11.19 | 識別マニュアル |
| 13.4 | 大型霊長類の保全並びに取引 | 11.20 | 「適切かつ容認できる目的地」という用 語の定義 |
| 13.5 (Cop.14 改正) | クロサイのハンティングトロフィーに関 する輸出割当量の設定 | 11.21 (Cop.15 改正) | 附属書 I および II における注釈の使用 |
| 13.6 | 「条約適用前」標本に関する第 7 条 2 項 の施行 | 10.3 | 科学当局の指定と役割 |
| 13.7 (Cop.14 改正) | 手回り品および家財の取引規制 | 10.4 (Cop.14 改正) | 生物多様性条約との協力および共同作用 |
| 13.8 | 締約国会議へのオブザーバーの参加 | 10.7 (Cop.15 改正) | 附属書に掲げる種の没収された生きている 標本の処分 |
| 13.9 | 生息域外で繁殖事業を実施する締約国と 生息域内で保全計画を実施する締約国 の間の協力の奨励 | 10.8 (Cop.14 改正) | クマの保護および取引 |
| 13.10 (Cop.14 改正) | 外来侵入種の取引 | 10.9 | アフリカゾウ個体群を附属書 I から附属 書 II に移すための提案の考慮 |
| 13.11 | ブッシュミート | 10.10 (Cop.15 改正) | ゾウの標本の取引 |
| 12.3 (Cop.15 改正) | 許可書および証明書 | 10.13 (Cop.15 改正) | 木材種に関する条約の施行 |
| 12.4 | メロの取引に関する CITES と南極海洋生 物資源保存委員会の協力 | 10.14 (Cop.14 改正) | 私用のためのヒョウのハンティングトロ フィーおよび毛皮の割当量 |
| 12.5 (Cop.15 改正) | トラ並びに附属書 I に掲げる他のアジア 産大型ネコ科動物の種の保護および取 引 | 10.15 (Cop.14 改正) | マーゴールのハンティングトロフィーの 割当量の設定 |
| 12.6 (Cop.15 改正) | サメ（軟骨魚綱 Chondrichthyes）の保 護および管理 | 10.16 (改正) | 飼育下で繁殖させた動物の種の標本 |
| 12.7 (Cop.14 改正) | チョウザメ並びにヘラチョウザメの保護 および取引 | 10.17 (Cop.14 改正) | 動物の雑種 |
| 12.8 (Cop.13 改正) | 附属書 II 掲載種の標本の著しい取引の 再検討 | 10.19 (Cop.14 改正) | 伝統医療 |
| 12.10 (Cop.15 改正) | 商業目的で附属書 I の動物を飼育下で繁 殖させる事業の登録 | 10.20 | 個人的に所有される生きている動物の頻 繁な越境移動 |
| 12.11 (Cop.15 改正) | 標準学名命名法 | 10.21 (Cop.14 改正) | 生きている動物の輸送 |
| 11.1 (Cop.15 改正) | 委員会の設置 | 9.5 (Cop.15 改正) | 条約締約国でない国との取引 |
| 11.3 (Cop.15 改正) | 遵守および施行 | 9.6 (改正) | 容易に認識可能な部分および派生物の取 引 |
| 11.4 (Cop.12 改正) | クジラ目の保護、クジラ目の標本の取引 および国際捕鯨委員会 (IWC) との関係 | 9.7 (Cop.15 改正) | 通過と積み替え |
| | | 9.9 | 条約に違反して輸出または再輸出され た標本の没収 |
| | | 9.10 (Cop.15 改正) | 没収・蓄積した標本の処分 |
| | | 9.14 (Cop.15 改正) | アジアおよびアフリカにおけるサイの保 護と取引 |

| | |
|------------------|--|
| 9.19 (Cop.15 改正) | 輸出を目的とした附属書 I の植物種の人工繁殖株ナーセリー（栽培場）の登録 |
| 9.20 (改正) | 決議 11.16 に準じて提出されたウミガメランチング提案の評価のための指針 |
| 9.21 (Cop.13 改正) | 附属書 I 掲載種の割当の解釈および適用 |
| 9.24 (Cop.15 改正) | 附属書 I および II の改正基準 |
| 9.25 (Cop.15 改正) | 附属書 III への種の掲載 |
| 8.3 (Cop.13 改正) | 野生生物取引の利点の認識 |
| 8.4 (Cop.15 改正) | 条約施行のための国内法 |
| 8.13 (改正) | 取引される生き動物のマーキングのためのコード付き埋め込みマイクロチップの使用 |
| 8.21 | 附属書 I および II 改正のための提案に関する生息国との協議 |

| | |
|------------------|--|
| 7.12 (Cop.15 改正) | 附属書 I および II の両方に個体群が掲げられている分類群の標本の取引に際してのマーキングの要件 |
| 6.7 | 条約第 14 条 1 項の解釈 |
| 5.10 (Cop.15 改正) | 「主として商業目的」の定義 |
| 5.20 | 第 15 条に基づく事務局の勧告に関する指針 |
| 4.6 (Cop.15 改正) | 決議案その他の文書の締約国会議への提出 |
| 4.22 | 外国の法律の証拠 |
| 4.25 (Cop.14 改正) | 留保の効力 |
| 4.27 | 条約第 17 条 3 項の解釈 |
| 3.4 | 技術協力 |
| 2.11 (改正) | 附属書 I に掲げられている種のハンティングトロフィーの取引 |

What is TRAFFIC?



TRAFFIC NETWORK

- TRAFFIC International
- ▲ Regional office
- other local office

トラフィック は、野生生物の取引をモニタリングする世界的なネットワークを持つ NGO です。

トラフィックは、ワシントン条約が発効したのを受け翌 1976 年に、IUCN（国際自然保護連合）と WWF（世界自然保護基金）の共同事業として設立されました。以来、そのネットワークは世界中に広がり、今では約 30 カ国に拠点を構えています。ワシントン条約事務局や IUCN、WWF、他の多くの団体と連携しながら、取引によって野生生物の存続がおびやかされないような社会をめざして、活動を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパンは、トラフィックネットワークの日本事務所として、また WWF ジャパン（公益財団法人世界自然保護基金ジャパン、会長・徳川恒孝）の野生生物取引調査部門として、1982 年から活動しています。日本は薬や食品、ペットや装飾品など、さまざまな形で野生生物の取引をおこなっている、世界でも有数の野生生物消費国です。その中には明らかに違法なもの、あるいは法が未整備で野放しになっているものも少なくありません。私たちは客観的な調査と分析によって、そのような取引に目を光らせ、関係省庁などへ報告・提言を続けています。

トラフィック イーストアジア ジャパン・ニュースレター

2012 年 特別号 2012 年 6 月 22 日発行

発行 トラフィック イーストアジア ジャパン

〒105-0014 東京都港区芝 3 丁目 1 番 14 号

日本生命赤羽橋ビル 6 階

Tel : 03-3769-1716 Fax : 03-3769-1717

E-mail : traffic@trafficj.org

URL (トラフィックイーストアジアジャパン) : <http://www.trafficj.org>

(トラフィックネットワーク) : <http://www.traffic.org>

※本誌掲載記事の無断掲載を禁じます。

TRAFFIC

is a joint programme of

